

特許庁委託 平成 18 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

インドにおける知的財産保護制度
及び
その運用状況に関する調査研究報告書

平成 19 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

はじめに

特許庁委託の平成 18 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業は、主要国の産業財産権の現状と動向を把握し、わが国の望ましい制度の構築に役立てるとともに、主要国の制度・運用に対する我が国産業界の意向を把握した上で望ましい制度を実現していくことを目的としている。この「インドにおける知的財産保護制度およびその運用状況に関する調査研究」は同事業の一環である。

インドは最近特に急激な経済発展を成し遂げており、我が国としても今後の事業展開先として有望な位置付けにあるため、同国における知的財産の適正な保護は、我が国産業界が同国で投資活動を円滑に行っていく上での重要な要素である。ここ 10 年で、インドの知的財産保護制度は、数度にわたり改正が行われており、特に特許制度に関しては、2005 年の特許法改正により医薬品発明等への物質特許の付与が導入された等、多くの点について改正が行われているが、これらの改正に関する評価や実際の運用についての調査が十分に言われているとは言えない。

本調査研究は、こうしたインドの知的財産保護制度及びその運用状況に関して最新のデータに基づく分析・調査研究を行い、その背景にある政策意図等を明らかにし、今後の日印二国間協議等に活用されるだけでなく、わが国の企業がインドへ投資する際の判断の一助となることを目的とする。

最後に、本調査研究報告書執筆にあたり、ご協力いただいたインド特許意匠商標総局のニューデリー支局とコルカタ支局、インドの法律事務所の方々、及びアンケートにご回答いただいた日本企業に心からお礼を申し上げたい。

平成 19 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会
(AIPPI・JAPAN)

国際法制研究室

主任研究員 金子 茂

客員研究員 今村 哲也

室長 岩田 敬二

室員 藤嶋かおる

<目 次>

はじめに

目 次

1. インド知的財産関連法改正について

1 - 1 特許

(1) 1999 年以降の特許法改正経緯 -----	1
(2) 1999 年特許(改正)法について -----	2
(3) 2002 年特許(改正)法について -----	2
(4) 2005 年特許(改正)法について -----	2
(5) 2005 年特許(改正)法における主な改正事項 -----	3
第 2 条(1)(ja) 進歩性 (inventive step) -----	3
第 2 条(1)(ta) 医薬物質 (pharmaceutical substance) -----	4
第 3 条発明でないもの(d)への「新規な形態の単なる発見」の追加 「単なる新規用途(mere new use)」から「新規用途(new use)」への変更 -	4
第 3 条発明でないもの(k) ハードウェアと組み合わされたコンピュー タプログラムの削除 -----	6
第 5 条の廃止 物質特許の導入 -----	6
第 9 条 完全明細書の提出期限 -----	7
第 11A 条 早期出願公開、出願公開日に遡った権利付与 -----	8
第 11B 条 審査請求期限 -----	8
第 21 条 アクセプトランス期間 -----	9
第 25 条 異議申立 -----	11
第 31 条 新規性喪失の例外規定 -----	11
第 39 条 インド居住者のインドへの先行出願 -----	12
第 92A 条 一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に関する強制 ライセンス -----	13
第 107A 条 侵害とみなされない一定の行為 -----	14

1 - 2 意匠

(1) 1999 年以降の意匠改正について -----	15
(2) 現行意匠法における主な改正事項 -----	15
第 2 条(d) 意匠の定義の変更 -----	15
第 4 条 新規性 (絶対的新規性) -----	15
ロカルノ協定の国際分類の採用 -----	16
第 11 条(1) 最初の存続期間の拡大 -----	16
第 12 条(1) 消滅した意匠権の回復制度 -----	17

1 - 3 商標

(1) 1999年以降の商標改正について	19
(2) 現行商標法における主な改正事項	20
第2条(1)(zb) 役務商標制度の導入	20
第61～68条 団体商標制度の導入	20
第18条 A部B部登録の廃止と一出願多区分制の導入	21
第2条(1)(m) 立体標章と色彩の組合せからなる標章の保護対象化	23
第2条(1)(zg) 周知商標の保護	23
第25条 最初の保護期間および更新期間の変更	26
防護商標制度(1958年商標法第47条)の廃止	27
第101～121条 侵害に関する規定の強化	29
第83条～100条 知的財産権審判部の設置	31

2 . インドの知的財産制度と運用状況

2 - 1 手続関係

(1)情報の公開方法	34
(2)各知財当局への提出書類に対する公証要求の有無	37
(3)包括委任状制度の有無	40
(4)出願日認定要件	41

2 - 2 特許

(1)特許存続期間	47
(2)メールボックス出願された発明の出願公開制度	48
(3)出願からの登録までの期間	49
(4)特許の保護範囲	51
(5)出願の単一性	53
(6)分割出願の要件	55
(7)情報提供制度	56
(8)新規性阻却事由	56
(9)異議・審判制度	58
(10)特許取消制度	62
(11)訂正審判制度の有無	63
(12)審判請求時の補正の可否	64
(13)先使用権の規定の有無	65
(14)故意でない侵害行為	65
(15)間接侵害規定の有無	66
(16)実施報告制度の運用状況	66
(17)強制実施権	68

(18) インドの医薬品特許、微生物に関する技術専門委員会 -----	70
(19) インド特許制度に関するインド法律事務所の見解 -----	71

2 - 3 意匠

(1) 意匠権の及ぶ範囲 -----	83
(2) 先願主義の担保状況 -----	86
(3) 出願からの登録までの期間 (又は FA 期間) -----	86
(4) 早期・優先審査制度の有無 -----	88
(5) 写真、CG 等による図面提出の可否 -----	88
(6) 新規性阻却事由 -----	89
(7) 部分意匠制度の有無 -----	92
(8) 公開繰延制度の有無 -----	93
(9) 異議・審判制度の整備状況 -----	93
(10) 故意でない侵害行為 -----	94
(11) 先使用権の規定の有無 -----	96

2 - 4 商標

(1) 商標権の及ぶ範囲 -----	98
(2) 先願主義の担保状況、先使用権の有無 -----	98
(3) 出願からの登録までの期間 (又は FA 期間) -----	100
(4) 周知商標の保護 -----	101
(5) 早期審査制度 -----	103
(6) 更新時の使用審査 -----	104
(7) 更新手続期間 -----	104
(8) 異議・審判制度の整備状況 -----	106
(9) 商標冒認出願への対抗手段 -----	109
(10) 故意でない侵害行為 -----	110

3 . インドの知的財産制度と条約との整合性

3 - 1 TRIPS 協定(第二部)との整合性 -----	117
3 - 2 パリ条約との整合性 -----	139
3 - 3 PCT との整合性 -----	155

4 . インドにおける模倣被害とエンフォースメントの実態

4 - 1 調査方法 -----	163
4 - 2 調査結果 -----	163

5 . インドが締結した二国間協定等における知的財産関連条文の履行状況 -----	175
--	------------

1. インド知的財産関連法改正について

1 - 1 特許

(1) 1999 年以降の特許法改正経緯

1999 年：1999 年特許(改正)法公布。

米国、欧州連合（EU）による世界貿易機関（WTO）への提訴を受け、医薬品等の物質特許に関するメールボックス出願¹と排他的販売権²の規定等を追加

同年：物質特許の導入を含む特許法改正案が議会に提出されたが、下院解散により廃案。

2002 年 6 月：2002 年特許(改正)法公布。

（特許保護期間が出願日から 20 年に改正、物質特許は導入されず。）

2003 年：特許(改正)法案が議会に提出されたが、下院解散により廃案。

2004 年 8 月：法案再提出

- ・物質特許の導入（旧第 5 条廃止）
- ・用途発明に対する特許付与の可能性（“mere”の追加による）
- ・特許付与前異議申立制度の廃止（狙いは、特許付与前の膠着状態を減少させるため）

→総選挙の結果、インド人民党の連立政権に代わり、誕生した国民会議派の連立政権も改正法案を支持したが、議論膠着。

2004 年 12 月 26 日：TRIPS 協定履行の期限である 2005 年 1 月 1 日に議会通過が危ぶまれたため、改正案を 2004 年特許(改正)大統領令として布告。

2005 年 1 月 1 日：同大統領令施行（6 ヶ月間有効）

2005 年 3 月：2005 年特許(改正)法が議会を通過。

- ・物質特許の導入（旧第 5 条廃止）
- ・用途発明に対する特許付与の可能性を低くする（“mere”削除）など、発明とみなされないものの範囲拡大
- ・特許付与前異議申立制度の充実、特許付与後異議申立制度の新設（特許付与前の膠着状態より、医薬品企業への配慮を重視）など。

2005 年 4 月 5 日：2005 年特許(改正)法が大統領承認により成立（2005 年 1 月 1 日に遡及して施行）

¹ <メールボックス出願> TRIPS 協定第 27 条で「特許の対象」は技術分野で差別されないことが規定されているが、TRIPS 協定の発効時に、医薬品及び農業用の化学品の特許による保護を認めていない締約国に対して、これを認める法制度が構築される（つまり、物質特許が認められる）までの経過措置として、少なくとも「出願」については受理することを求めている。この出願を「メールボックス出願」、「ブラックボックス出願」などという。同第 27 条を満たす法制度が構築され当該メールボックス出願が特許付与された場合に、その出願日及び優先権の主張が可能とされている。（TRIPS 協定第 70 条(8)）

² <排他的販売権> 物質特許が認められるまでの経過措置であり、メールボックス出願について、その対象となる物質が TRIPS 協定加盟国で特許付与されている場合、販売承認を得た日から 5 年間、又はその物質の特許が当該国で付与されるか拒絶されるまでの、いずれか短い期間、排他的に販売権を有することができる。（TRIPS 協定第 70 条(9)）

(2) 1999 年特許(改正)法について

1999 年特許(改正)法は、TRIPS 協定第 70 条(8)及び(9)を遵守するため、メールボックス出願受理のための手段を設けるとともに、排他的販売権の出願と付与を認めることにより、物質特許出願に関する暫定的規定を定めることを主な目的とするものである。

(3) 2002 年特許(改正)法について

2002 年特許(改正)法は、依然として物質特許の導入はなかったものの、インドの特許法をより一層 TRIPS 協定に準拠させるために制定されたものである。法律施行日は、2003 年 5 月 20 日であり、主な改正内容は以下のとおりである。

発明の定義の変更

以下のものが発明とみなされないものとして追加された

- (i) 植物と動物の全体、又はその一部
- (ii) コンピュータプログラムそのもの、ビジネス方法、数学的方法、又はアルゴリズム
- (iii) 伝統的知識
- (iv) 集積回路の回路配置

特許期間を出願日又は優先日から 20 年に延長 (2 2(1)参照)

出願公開制度の導入：出願日又は優先日から 18 ヶ月で出願公開

審査請求制度の導入：審査請求期間は出願日から 48 ヶ月以内

インド居住者の外国出願の制約条項の復活 (1999 年法で一旦削除されていた)

ポーラー条項の導入

強制実施権条項の修正

(4) 2005 年特許(改正)法について

2005 年特許(改正)法の主な目的は、物質特許制度の導入と、それに伴う排他的販売権に関する条項の廃止である。本改正法には、物質特許制度がもたらす医薬品企業へのインパクトをやわらげるため、用途発明に関する特許付与の制限、特許付与に対する異議制度を充実するなどの配慮が見られる。

今回の調査にあたり、ご協力いただいたインド法律事務所の Vadehra³氏の見解を下記に示す。

< Vadehra 氏からの回答 >

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) は、インド政府に対しても、特許保護の分野に関するいくつかの義務を課しており、それを満たすために

³ Mr. Sharad Vadehra : M. Sc. LLB, Partner, Patent and Trademark Attorney, Kan and Krishme : B-483, KNH House, Meera Bagh, Paschim Vihare, New Delhi 110063. 今回の調査では、同氏のほか Ms. Archana Shanker : Archana Shanker, Senior Partner- Patent, ANAND AND ANAND : Plot No. 17A, Sector 16A, Film City, Noida, New Delhi 201301 のご協力もいただいた。

1970年特許法を大幅に改正することが必要になった。TRIPS協定はそれらの改正を3段階に分けて行うことを認めるものであった。インドが米国とのWTO紛争に敗訴した後、最初の義務を満たすことを目的として1999年特許(改正)法が制定された。さらに2番目の義務を満たすため、2002年特許(改正)法案が作成された。同法案には、特許の対象となる発明、新たな権利の付与、保護期間の延長、方法特許侵害における立証責任の所在及び強制実施の条件に係る変更が含まれていた。なお、微生物、医薬品、農化学品並びに原子力及び植物品種に係る発明に対する保護の導入に関しては2005年までの猶予が与えられていた。1999年特許(改正)法案には、TRIPS協定の義務を満たすための規定に加え、現代における技術の変化に適したものとなるよう特許法を近代化するための規定も含まれていた。

インド人民党政権は、TRIPS協定に基づくインドの義務を満たすため、1999年3月の改正法及び2002年6月の改正法により特許法の改正を行った。この2回の改正はさほど大きな議論を巻き起こすものではなかった。というのも、両改正はそれぞれ1995年1月1日及び2000年1月1日に発行する義務を主として履行するためのものであったからである⁴。

3回目の改正は、物質特許制度の導入に係るTRIPS協定の義務の履行を目的とするものであった。」

(5) 2005年特許(改正)法における主な改正事項

第2条(1)(ja) 進歩性 (inventive step)

改正後の進歩性の定義は、「現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の当業者にとって自明でなくするもの」となり、下線の部分が追加されている。つまり、「当該技術の当業者にとって自明でない」だけでなく、「現存の知識と比較して技術的進歩を含み」又は「経済的意義を有する」ことが、条件として付加されたことになる。

「現存の知識と比較して技術的進歩を含み」という限定が、従前の「当該技術の当業者にとって自明でない」に対して、どのような場合により厳しい条件になるかは現時点では予測できない。

また、「経済的意義を有する」ことが、進歩性の判断基準の1つとして追加されているのは、米国において「市場における成功」が非自明性の判断基準として挙げられているのと同様な考え方を採用したとも言える。なお、「経済的意義を有する」ことの定義は現在のところ示されていない。

2005年特許(改正)法	2002年特許(改正)法
第2条 定義及び解釈	第2条 定義及び解釈

⁴ TRIPS協定第65条の経過措置により、インド等の開発途上国は1996年1月1日には「内国民待遇」と「最恵国待遇」(同第3条～第5条)の適用が義務づけられ、2000年1月1日には、「物質特許の保護」を除くTRIPS協定の適用、2005年1月1日には、インドのジェネリック医薬品企業に大きな影響を及ぼす「物質特許の保護」を含むTRIPS協定の条項すべての適用が義務づけられていた。

(1)(ja) 「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でないものをいう。	(1)(ja) 「進歩性」とは、発明を、当該技術に熟練した者にとって自明でない特徴をいう。
--	---

第 2 条(1)(ta) 医薬物質(pharmaceutical substance)

「医薬物質とは、1 又は 2 以上の進歩性を含む何らかの新たなもの (entity) をいう」
として、医薬物質の定義が追加された。

これは、「医薬物質」の定義を進歩性によって限定することにより、エバーグリーン特許の防止を狙ったものと推察できるが、この条文以外に本特許法において、「医薬物質」について言及した条文はない。

2005 年特許(改正)法 第 2 条 定義及び解釈 (1)(ta) 「医薬物質」とは、1 又は 2 以上の進歩性を含む何らかの新規実在物をいう。	2002 年特許(改正)法 -
---	--------------------

第 3 条発明でないもの(d)への「新規な形態の単なる発見」の追加、「単なる新規用途 (mere new use)」から「新規用途 (new use)」への変更

従前の第 3 条(d)に「特性や用途の単なる発見」のほか、「既知の物質について何らかの**新規な形態の単なる発見**であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの」が新たに規定された。

この条項は、特許権利者が物質構造をわずかに変化させることにより、特許保護期間を長期化させていく、いわゆる「エバーグリーン」を防止するためのものである。物質特許の導入による、インドの医薬品企業へのインパクトを少しでも軽減するための改正と言える。

一方では、インド商工省が設置した「インドの医薬品特許、微生物に関する技術専門家委員会 (Report of the Technical Expert Group on Patent Law Issues ; 議長 Mashelkar 氏)」の報告書⁵に、第 3 条(d)に対して批判的とも取れる記述がある (2-2(18) 参照)。

<Shanker 氏からの回答>

「特許法第 3 条(d)は、既知の物質の変形物、スイス型クレーム⁶及び第二医薬用途に対する特許付与を認めないことにより特許のエバーグリーンング (特許期間の不正

⁵ http://ipindia.nic.in/ipr/patent/mashelkar_committee_report.doc

⁶ <スイス型クレーム> 欧州特許条約 (EPC) において、既に知られた物質について最初に医薬用途を見出した発明 (第一医薬用途発明) は、物の発明として特許保護の対象となる (EPC 第 54 条(5)) が、既に医薬として使われている物質について異なる医薬用途を見出した発明 (第二以降の医薬用途発明) は、物の発明としては特許されない。欧州特許庁は、第二以降の医薬用途発明を、「疾病 X 治療用医薬 A の製造のための物質 B の使用」という特殊な形式 (スイス型クレーム) で特許したが、フランスやイギリスなど一部の加盟国において、判決により無効とされている。(この場合、物質 B は疾病 X 治療用医薬 A の有効成分である。) なお、2000 年に改正された EPC (未発効) では、第二以降の医薬用途発明も認めている。

な長期化)を防ぐことを目的として実質的に変更された。2005年改正法により生じた懸念は、主として医薬品産業に係るものである。たとえば、Novartis社に対し提起された付与前異議申立においては、特許法第3条(d)において使用されている「efficacy(有効性)」という語の解釈はインド特許意匠商標総局長官に委ねられるとされ、それは同異議申立て手続において問題の出願を拒絶する主要な理由のひとつとなった。しかし、ある医薬物質のひとつの形態が他の形態よりも高い有効性を有するかどうかについての判断を下す機関としてはインド特許意匠商標総局長官よりも医薬品規制当局の方が適切であるものと思われる。」

< Vadehra 氏からの回答 >

「特許法第3条(d)は、特許の恒久化(エバーグリーン)を禁止するために導入されたものである。例えば、特許権者がある疾病を治癒する可能性のある新規の酸部分についての特許を保有し、しばらくしてこの同じ特許権者又はその他の者が同一部分のエステル誘導体について特許出願を行う場合に、特許法第3条(d)により、エステル誘導体がインドで特許の対象とされるためには新規の酸部分と比して生物学的活動を高めるものであることが求められる。

酸からエステルを調合することは、当該技術分野の専門家にとっては非常に自明であり、かかる誘導体化の方法は、すでに当該技術分野において周知であるため、かかる誘導体化は進歩性を必要としないものである。この理由から、特許法第3条により、エステル誘導体がインドで特許の対象とされるためには新規の酸部分と比して生物学的活動を高めるものであることが求められる。」

2005年特許(改正)法	2002年特許(改正)法
<p>第3条 発明でないもの (d) 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効用(efficacy)の増大にならないもの、 又は 既知の物質の新規な特性若しくは(単なる(注))新規な用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の、単なる用途の単なる発見。 ただし、かかる既知の方法が新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも1個の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。 <u>説明 - - 本号の適用上、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体は、それらが効能に関する特性上実質的に異ならない限り、同一物質とみなす。</u></p>	<p>第3条 発明でないもの (d) 既知の物質の新規な特性若しくは新規な用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の単なる用途の単なる発見。 ただし、かかる既知の方法が新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも1個の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。</p>

「単なる」は、2004年特許(改正)大統領令に一時的に付加されたもので、2005年特許(改正)法では削除されている。この背景は以下のとおりである。

<特許のエバーグリーンング(保護長期化)の禁止> (Vadehra 氏⁷)

2004年特許(改正)大統領令は、既知の物質の「新たな用途(new use)」という語を「単なる新たな用途(mere new use)」へと変更することにより特許法第3条(d)を改正した。「単なる新たな用途」という語は、インドにおいてもスイス型クレームを認めるものであると考えられていたが、その場合、既知の物質の新たな用途が医学上又は治療上の有用な効果をもたらすときには新用途発明も特許可能となるため、特許医薬品のエバーグリーンングが生じうることになる。

しかし、メールボックス出願の審査が開始された後も、特許医薬品のエバーグリーンングが可能な状態にされたままであれば、それは大きな問題を生じさせる可能性が高いと見られていた。

医薬品特許のエバーグリーンング戦略(「医薬品のライフサイクル・マネージメント」とも呼ばれる)は、新たな薬剤送達システム(new drug delivery system, NDDS)や新たな投薬形態等を通じて基本発明にわずかな改良を加え、かかる非実質的な改良に対する複数の特許を出願することにより、当該薬物物質の実質的保護期間を20年から40年に延ばそうとするものである。

しかし、2005年特許(改正)法は、「単なる新たな用途」を再び「新たな用途」へと戻すことによりそのようなエバーグリーンングが生じるのを防ぐものとなっている。さらに現行法では、塩、エステル、エーテル、多形体、代謝産物、純粋な物質(pure form)、粒径、異性体、異性体の混合物、合成物、組み合わせ、および他の派生物もまたそれが「効用面で著しく特性が異なる」場合を除き同一物質とみなされることも規定されている。」

第3条 発明でないもの：(k)ハードウェアと組み合わされたコンピュータプログラムの削除

2004年特許(改正)大統領令では、「発明とみなされないもの」から「産業におけるコンピュータプログラムソフトウェアの技術的適用及びハードウェアと組み合わされたソフトウェア」を除外する規定が追加されたが、主に中小のIT企業から「多国籍企業による独占をもたらす」として反対され、2005年特許(改正)法では再び削除された。結局、2002年特許(改正)法と同じ「(k) 数学的若しくはビジネス方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム」が、発明でないものとして規定されている。

2005年特許(改正)法	2002年特許(改正)法
第3条 発明でないもの (k) 数学的若しくはビジネス方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム	(同左)

第5条の廃止 物質特許の導入

⁷ AIPPI 誌 2006 Vol.51 No.6

TRIPS 協定に適合させるために、医薬品等のいわゆる物質特許を認めないとする本条項が廃止された。また、これに伴い物質特許の導入までの暫定的な措置であった排他的販売権に関する条文（第 24A 条から第 24F 条）も削除された。

2005 年特許(改正)法 (削除)	2002 年特許(改正)法
	<p>第 5 条 製造方法又は工程に限り特許される発明</p> <p>(1) 次に掲げる発明については、物質そのもののクレームに対しては特許を付与せず、その製造方法又は工程のクレームに対しては特許を付与する。</p> <p>(a) 食料品若しくは医薬品としての使用を意図し、又は使用することができる物質</p> <p>(b) 化学的方法によって調製又は製造される物質（合金、光学用ガラス、半導体、金属間化合物を含む。）</p> <p>(2) (1)の規定に拘らず、第 2 条(1)(l)(v)に基づいて指定される医薬品を除き、医薬品としての使用を意図し、又は使用することができる物質自体の発明についての特許のクレームは、本法の他の規定を害することなく、第 IVA 章に規定の方法であることができ、かつ、処理されなければならない。</p> <p>説明 - - 本条にいう「化学的方法」は、生物化学的、生物工学的及び微生物学的方法を含む。</p>

第 9 条 完全明細書の提出期限

2005 年特許(改正)法で、仮出願⁸後の完全明細書提出期限を、3 ヶ月延長する規定が廃止され、出願から 12 ヶ月以内に完全明細書を提出しなくてはならないこととなった。

もとより、この条文は優先権出願を対象としたものではないが、従前の規定が「12 ヶ月に加えて 3 ヶ月の延長を認める」としていたことにより、インド以外の国に優先権出願をする出願人が優先権主張の期限も 15 ヶ月であるかように取り違えをしていた。この問題を解消し 12 ヶ月以内に優先権出願することを促すために、第 9 条の改正がなされた。

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
<p>第 9 条 仮明細書及び完全明細書</p> <p>(1) 特許出願(条約出願でなく又は特許協力条約に基づいてインドを指定する出願でないもの)に仮明細書を添付したときは、完全明細書を出願日から 12 ヶ月以内に提出しなければならず、その提出を怠ったときは、当該出願は、放棄されたものとみなす。</p>	<p>第 9 条 仮明細書及び完全明細書</p> <p>(1) 特許出願(条約出願でないもの)に仮明細書を添付したときは、完全明細書を出願日から 12 ヶ月以内に提出しなければならず、その提出を怠ったときは、当該出願については、放棄されたものとみなす。</p> <p>ただし、完全明細書については、出願日から 12 ヶ月経過後であっても完全明細書の提出日以前に、長官に対してその旨の請求を行い、かつ、所定の手数料を納付したときは、前記の日から <u>15 ヶ月以内に限り</u>、いつでもこれを提出することができる。</p>

⁸ <仮出願> インドでは出願に必要なすべての事項が記載された明細書を完全明細書と呼び、それに対して簡略化された明細書を仮明細書と呼んでいる。仮明細書には、クレームや要約の記載は不要で、発明の名称と内容等が記載されていればよい。出願人は、仮明細書により特許出願(仮出願)した場合、12 ヶ月以内に、これに相当する完全明細書を提出しなければならない。(特許法第 9 条、第 10 条)

第 11A 条 早期出願公開、出願公開日に遡った権利付与

特許権者の請求により、特許出願の出願日又は優先日から 18 ヶ月を経過する前に当該特許の公開を可能とする⁹改正がされた(第 11A 条(2))。また、特許付与後は、当該特許の公開日に遡及して、特許権が付与される改正があった(第 11A 条(7))。

インドでは、審査請求されても特許公開されない限り、審査は着手されないため、特許出願人が早期公開を請求し、その後特許付与が認められれば、より早い時期に遡って特許権が得られることになる。

ただし、メールボックス出願された発明については、特許付与日から特許権の効力が発することに注意を要する。さらに、その際の特許権行使には以下のような制限がある(第 11A 条(7))。

下記の条件の両方を満たす企業に関しては、合理的なロイヤルティの支払いを求める権利を有するが、当該企業に対しては侵害訴訟を一切提起することができない。

(a)2005 年 1 月 1 日以前に、相当な投資を行っており、当該特許関係製品を生産販売していたこと。

(b)特許付与の日に、当該特許により包含された製品を引き続き製造していること。

従って、メールボックス出願に対して特許が付与されても、相手企業によっては侵害訴訟を提起できないため、排他的な事業戦略をとることができないという問題がある。

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
<p>第 11A 条 出願の公開</p> <p>(7) 特許出願の公開日以降、当該特許に係る特許付与の日まで、出願人は当該発明の特許が出願の公開日に付与されたものとして同等の権利を有する。</p> <p>ただし、出願人は特許が付与されるまでは侵害訴訟を提起する権利を有さない。</p> <p>ただし更に、2005 年 1 月 1 日以前に第 5 条(2)に基づいて行われた出願に係る特許権者の権利は、特許付与の日から生じるものとする。</p> <p>ただしまた、第 5 条(2)に基づいてされた出願について特許が付与された後は、特許所有者は、2005 年 1 月 1 日以前に大規模な投資を行ったことがあり、かつ、関係製品を生産販売していた企業であり、特許付与の日に当該特許により包含された製品を引き続き製造する企業から合理的なロイヤルティを受領する権利を有するのみであり、当該企業に対しては侵害訴訟を一切提起することができないものとする。</p>	-

第 11B 条 審査請求期限

- ・ 2002 年 5 月 20 日より前の出願は、出願日又は優先日から 48 ヶ月のいずれか早い方

⁹ Vadehra 氏によれば、早期公開の出願が、既公開の通常出願より審査が早まるなどの特別な運用はされていない。

と 2003 年 5 月 20 日の遅い方 (2006 年特許規則 24B(1)(i)(v)、2002 年特許法第 11B 条(2))

- ・ 2002 年 5 月 20 日以降、2005 年 1 月 1 日より前の出願は、出願日又は優先日から 48 ヶ月のいずれか早い方 (2006 年特許規則 24B(1)(i)(v)、2002 年特許法第 11B 条(1)) (メールボックス出願の場合は、出願日又は優先日から 48 ヶ月のいずれか早い方と 2005 年 12 月 31 日の遅い方): 2002 年 5 月 20 日より前の出願も同じ (2006 年特許規則 24B(1)(ii)(v)、2002 年特許法第 11B 条(3))
- ・ 2005 年 1 月 1 日以降、2006 年 5 月 4 日までの出願は、出願日又は優先日から 36 ヶ月のいずれか早い方 (2005 年特許規則 24B(1)(i))
- ・ 2006 年 5 月 5 日以降の出願は、出願日又は優先日から 48 ヶ月のいずれか早い方 (2006 年特許規則 24B(1)(i))

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
<p>第 11B 条 審査の請求</p> <p>(1) 如何なる特許出願も、出願人又は他の利害関係人が所定の期間内に所定の方法により当該審査の請求をしない限り、審査しないものとする。</p> <p>(2) [削除]</p> <p>(3) 2005 年 1 月 1 日前に第 5 条(2)に基づいて出願された特許のクレームに係る出願の場合は、その審査の請求は、出願人又は他の利害関係人が所定の方法により所定の期間内にしなければならない。</p> <p>(4) 出願人又は他の利害関係人が(1)又は(3)に規定の期間内に特許出願の審査の請求をしない場合は、当該出願は出願人により取り下げられたものとして取り扱われるものとする。ただし、</p> <p>(i) 出願人は、自己の行った出願については、所定の方法により請求して、出願後で特許付与前にはいつでも、これを取り下げることができ、かつ</p> <p>(ii) 秘密保持の指示が第 35 条に基づいて発せられた場合は、審査の請求については、当該秘密保持の指示取消の日から所定の期間内に、これを行うことができる。</p>	<p>第 11B 条 審査の請求</p> <p>(1) 如何なる特許出願も、出願人又は他の利害関係人が特許の出願日から 48 ヶ月以内に所定の様式により当該審査の請求をしない限り、審査する必要がない。</p> <p>(2) 2002 年特許(改正)法の施行前における出願の場合は、所定の様式による審査の請求は、出願人又は他の利害関係人が当該施行日から 12 ヶ月以内、又は出願日から 48 ヶ月以内の何れか遅い時までに行なければならない。</p> <p>(3) 第 5 条(2)により包含される特許のクレームについての出願の場合は、所定の様式による審査の請求は、出願人又は他の利害関係人が 2004 年 12 月 31 日から 12 ヶ月以内、又は出願日から 48 ヶ月以内の何れか遅い時までに行なければならない。</p> <p>(4) 出願人又は他の利害関係人が(1)又は(2)又は(3)に規定の期間内に特許出願の審査の請求をしない場合は、当該出願は出願人により取り下げられたものとして取り扱われる。ただし、</p> <p>(i) 出願人は、自己の行った出願について、出願後で特許付与前にはいつでも、取り下げることができ、かつ</p> <p>(ii) 秘密保持の指示が第 35 条に基づいて発せられた場合は、審査の請求は、当該秘密保持の指示取消の日から 48 ヶ月以内に行うことができる。</p>

第 21 条 アクセプタンス期間

特許出願人は、特許意匠商標総局が最初の拒絶理由通知に相当する通知書を発出してから、決められた期間内に特許出願に対する拒絶理由を解消し、特許付与が可能な状態にしなければその出願を放棄したとみなされる。この期間をアクセプタンス期間といい、2005 年まで短縮の方向にあったが、2006 年特許規則(注)では逆に延長された。

- ・ 2002 年特許(改正)法以前 : 15 ヶ月 (3 ヶ月の延長可)

- ・ 2002 年特許(改正)法 : 12 ヶ月 (延長不可)
- ・ 2005 年特許(改正)法 (2004 年特許規則 24B(4)) : 6 ヶ月 (3 ヶ月の延長可)
(2006 年特許規則 24B(4)) : 12 ヶ月)

2006 年特許規則	2004 年特許規則
規則 24B 出願の審査 (4)第 21 条に基づいて出願を特許付与のため整備する期間は、要件を順守すべき旨の異論の最初の陳述書が出願人に発せられた日から <u>12 ヶ月</u> とする。	規則 24B 出願の審査 (4)(i) 第 21 条に基づいて出願を特許付与のため整備する期間は、要件を順守すべき旨の異論の最初の陳述書が出願人に発せられた日から <u>6 ヶ月</u> とする。 (ii) 本規則の如何なる規定にも拘らず、(i)に規定の期間については、(i)に規定の満了前に第 1 附則に規定の手数料を添えた出願人の Form 4 による請求に基づいて、出願人の制御を超える状況下では長官が更に <u>3 ヶ月を超えない期間これを延長することができる。</u> (iii) 2005 年 1 月 1 日前に審査された出願を特許付与のため整備する期間については、要件を順守すべき旨の異論の最初の陳述書が出願人に対して発せられた日から <u>12 ヶ月</u> とする。

(注) 2006 年特許規則では、上記のように出願人にとって余裕のある期間への変更を行う一方、インド特許意匠商標総局内の手続き期間を規定するなどの改正を行い(以下、規則 24B の例を参照) 特許業務の迅速化への配慮が見られる。

(例) 規則 24B 出願の審査

2006 年特許規則	2004 年特許規則
規則 24B(2) (i) 「 <u>審査請求がされた出願に関して長官が審査官に対して、その出願と明細書、その他の文書を付託するのは、出願公開から 1 ヶ月後か、審査請求の日から 1 ヶ月後のいずれか遅い日以内である。</u> 」 (ii) 審査官が第 12 条(2)に基づいて報告書を作成すべき期間は、長官が当該出願を審査官に付託した日から通常は 1 月、ただし、3 月を超えないものとする。 (iii) <u>長官が審査官の報告書を処理すべき期間は、長官(the Controller¹⁰)がその報告書を受領した日から、通常は 1 ヶ月以内とする。</u>	規則 24B(2) (i) (1)に基づいてされた特許出願の審査の請求は、請求が提出された順に取り上げられ審査されるものとする。 (ii) 審査官が第 12 条(2)に基づいて報告書を作成すべき期間は、長官が当該出願を審査官に付託した日から通常は 1 月、ただし、3 月を超えないものとする。
規則 24B(3) 最初の審査報告書は、通常審査請求日から 6 ヶ月以内、又は公開から 6 ヶ月以内のいずれか遅い日までに出願人又はその代理人に送付されなければならない	規則 24B (3) 最初の審査報告書は、願書及び明細書と共に、出願人又は出願人の授権した代理人に対して送付しなければならない。他の利害関係人が審査の請求をした場合は、当該審査についての通知は、当該利害関係人に対して送付することができる。

規則では期間が設けられたものの実際の運用については以下代理人からの回答によれば遅延が見られるようである。

¹⁰ ここで the Controller は、the General Controller of Patents, Designs and Trade Marks であり、その権限を各インド特許意匠商標総局の Deputy Controller of Patents(コルカタ、ニューデリー)、Joint Controller of Patents (チェンナイ)、Assistant Controller of Patents (ムンバイ) に委譲している。

< Vadehra 氏からの回答 >

「上記、規則 24B(3)の規定に関しては、審査請求日から 1 年以上経過してから、最初の審査報告書が代理人に届いているのが実態である。」

第 25 条 異議申立

改正前は、特許公告後 4 ヶ月の間、利害関係人に異議申立を認めていたが、本改正により特許公告制度を廃止し、出願公開から特許付与までの間、何人でも異議を申立てられるよう改正された（第 25 条(1)）。さらに、特許付与後 1 年間、利害関係人は異議申立が可能となった（第 25 条(2)）。

この条項に現れている異議申立機会の新設により、特許付与前と付与後のいずれの時点においても、新規性・進歩性等の観点から異議を申し立てることが可能となり、特許権を取得することを防ぐ機会が増加した。このことはインドのジェネリック医薬品企業の保護を目的としていると解釈できる。

< Vadehra 氏からの回答 >

「1970 年以前の物質特許体制（筆者注：物質特許を認めていた時代）において、研究開発活動は主として外国企業によりなされていたため、インド企業にとって不利な状況であった。このため、外国企業の発展を招くこととなった。1970 年以降の方法特許体制（筆者注：物質特許を認めない時代）は、インド企業による特許製品のリバースエンジニアリングとその安価な価格での提供を促すものとなった。特に、ジェネリック医薬品企業がその主たる受益者であった。2005 年から再導入される物質特許体制の下においても、ジェネリック医薬品企業の利益を守るため、本条にはジェネリック医薬品企業に対し豊富な保護を提供しその事業継続を可能とすることを目的とした改正が加えられた。」

第 31 条 新規性喪失の例外規定

グレースピリオドが、出願日から従来の 6 ヶ月以内から 12 ヶ月以内に改正された。

< Vadehra 氏からの回答 >

「この改正は、発明者に新規性喪失の懸念を抱くことなく出願をするために十分な時間を与えるためになされたものである。」

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
第 31 条 公共の展示等による先発明 (中略) ただし、前記は、当該特許出願が、真正かつ最初の発明者又は当該発明者から権原を取得した者によって、当該博覧会の開催又は場合に応じて当該論文の発表若しくは公表の後 12 ヶ月以内にされた場合に限る。	第 31 条 公共の展示等による先発明 (中略) ただし、前記は、当該特許出願が、真正かつ最初の発明者又は当該発明者から権原を取得した者によって、当該博覧会の開催又は場合に応じて当該論文の発表若しくは公表の後 6 ヶ月以内にされた場合に限る。

第 39 条 インド居住者のインドへの先行出願

インド国内の居住者が外国出願をするには、事前にインド特許意匠商標総局長官の許可書が必要。ただし以下の(a)、(b)を満たす場合、許可書は不要。

(a) 国内出願後 6 週間が経過したとき

(b) 長官より当該出願が国防目的であるとの理由に基づく情報開示を禁止する指示を受けていないとき

2002 年特許(改正)法第 39 条では、「いかなる者」もインド以外の国へ特許出願する 6 週間前に、インドへの特許出願をするか、インド特許意匠商標総局の許可を得なければならなかった。それが、「インド国内の居住者」に限定された。これは、「いかなる者」ではインド以外の居住者も必ず、最初にインドに出願しなければならないという不合理性を修正したものである。なお、本条は、一旦 1999 年改正で削除され 2002 年改正で復活したものである。

日本企業としては、インド企業との共同開発等を行った結果生み出された発明を特許出願する際に注意をしなければならない。なお、本条に関する現地代理人の見解は以下のとおりである。

< Vadehra 氏からの回答 >

「本条の狙いとするのは、インドの居住者が原子力エネルギーと防衛に関する発明をインド国外に出願することを防ぐためであり、インドの国家安全保障の確保が目的である。」

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
<p>第 39 条 居住者に対する事前許可なしのインド国外の特許出願の禁止</p> <p>(1) インドに居住する何人も、所定の方法により申請し長官により又は長官の代理として交付された許可書での権限による以外は、発明につきインド国外で特許付与の出願をし又はさせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>(a) 同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の 6 週間以上前にインドにおいてされていた場合、及び</p> <p>(b) インドにおける出願に関して第 35 条(1)に基づく指示が一切発せられておらず又は当該指示が全て取り消されている場合</p> <p>(2) 長官は所定の期間内に各当該出願を処理しなければならない。</p> <p>ただし、当該発明が国防目的又は原子力に関連するときは、長官は中央政府の事前承認なしに許可を与えてはならない。</p> <p>(3) 本条は、保護を求める出願がインド国外居住者によりインド以外の国において最初に出願された発明に関しては、適用しない。</p>	<p>第 39 条 一定の状況下での国防目的等に関連する特許の出願禁止</p> <p>(1) 何人も、長官により又は長官に代わって交付された許可書での権限による以外は、国防目的又は原子力に関連する発明につきインド国外で特許付与の出願をし又はさせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>(a) 同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の 6 週間以上前にインドにおいてされていた場合、及び</p> <p>(b) インドにおける出願に関して第 35 条(1)に基づく指示が一切発せられておらず又は当該指示がすべて取り消されている場合</p> <p>(2) 長官は、中央政府の事前承認なしには何人に対してもインド国外で出願する許可書を交付してはならない。</p> <p>(3) 本条は、保護を求める出願がインド国外居住者によりインド以外の国において最初に出願された発明に関しては、適用しない。</p>

第 92A 条 一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に関する強制ライセンス

本条項の追加により、インドにおいては医薬品の製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有さない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制実施権の付与が可能となった。ただし、当該国が強制実施権を許諾しているか、又は当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可している場合に限る。

これは、TRIPS 協定において強制実施権にかかる製品の供給は自国内に限定されている条項があるため、医薬品の製造能力がない国に対しては強制実施権発動の意味がないことが国際的に議論されてきたが、2003 年 8 月 30 日の TRIPS 理事会において自国外への供給を認める採択¹¹がなされたことに対応している。

なお、第 92A 条は 2004 年特許(改正)大統領令で追加されたもので、輸出先である「当該国が強制実施権を許諾」している場合に限定していたところ、2005 年特許(改正)法では、輸出先の国に強制実施権の制度が存在しないことを配慮し、「当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可している場合」も追加している。

これにより、インドの医薬品企業が引き続きジェネリック医薬品を製造し合法的に発展途上国等に提供できるスキームができたことになる。

2005 年特許(改正)法	2004 年特許(改正)大統領令
<p>第 92A 条 一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に対する強制ライセンス</p> <p>(1) 公衆衛生問題に対応するため関係製品の医薬品業界において製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有さない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制ライセンスは利用可能である。ただし、<u>当該国が強制ライセンスを許諾しているか又は当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可していることを条件とする。</u></p> <p>(2) 長官は、所定の方法による申請を受領したときは、自己が規定し、かつ、公開した国向けの諸条件に基づく専ら関係医薬品の製造及び輸出のみについての強制ライセンスを許諾する。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、強制ライセンスに基づいて製造された医薬品が本法の他の規定に基づいて輸出できる程度を害さない。</p> <p>説明 - - 本条の適用上、「医薬品」とは、公衆衛生問題に対応するため必要な医薬品業界の何らかの特許製品又は特許方法により製造された製品をいい、それらの製造に必要な成分及びそれらの使用に必要な臨床キットを含む。</p>	<p>第 92A 条 一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に対する強制ライセンス</p> <p>(1) 公衆衛生問題に対応するため関係製品の医薬品業界において製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有さない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制ライセンスは利用可能である。ただし、<u>当該国が強制ライセンスを許諾していることを条件とする。</u></p> <p>(2) 長官は、所定の方法による申請を受領したときは、自己が規定し、かつ、公開した国向けの諸条件に基づく専ら関係医薬品の製造及び輸出のみについての強制ライセンスを許諾する。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、強制ライセンスに基づいて製造された医薬品が本法の他の規定に基づいて輸出できる程度を害さない。</p> <p>説明 - - 本条の適用上、「医薬品」とは、公衆衛生問題に対応するため必要な医薬品業界の何らかの特許製品又は特許方法により製造された製品をいい、それらの製造に必要な成分及びそれらの使用に必要な臨床キットを含む。</p>

¹¹ TRIPS 協定第 31 条(f)の「主として... (中略) ...加盟国の国内市場への供給のために許諾される。」という規定により、製造能力が不十分な国へ医薬品を提供する障害となっていたが、TRIPS 理事会(2003 年 8 月 30 日)の採択により一定の条件下で第 31 条(f)の履行義務が免除された。その後、2005 年 12 月 6 日にはこれを TRIPS 協定に反映する決定がなされている。ただし、批准国数が満たされていないため、TRIPS 協定は未改定(2007 年 2 月現在の批准国: 米国、スイス、スウェーデン、エルサルバドル、韓国、ノルウェー)

第 107A 条 侵害とみなされない一定の行為

(a) 規制当局から必要な許可を得るための行為

侵害とみなされない一定の行為として、「関連する法律に基づいて必要とされる開発、及び情報の提出に係る使用のためにのみ特許発明を“製造、構築、使用、販売”する行為」に加えて、「“輸入”する行為」が追加された。

つまりこの改定により、医薬品特許が期限切れになった後すぐにジェネリック医薬品の発売を行えるよう、特許期間中であってもジェネリック医薬品企業が規制当局から必要な許可を取得するための行為として特許発明の「輸入」も認められるようになった。

なお、Vadehra 氏からの回答では、「条文中の「製造(making)」は化学物質の生産に相当し、「構築(constructing)」は機器の生産に相当する」とのことである。

(b) 特許製品の並行輸入

従前は、並行輸入を行うには「特許権者による製品の販売・流通の許可」が必要とされていたが、「法律」によって正式に製品の販売・流通が許可されている者からの輸入は侵害とみなされない」と改定された。ここで“法律”が、インド国内の法律を意味するのか、インド以外の国の法律を意味するのか、現在のところ定まった解釈は存在しないが、後者であった場合、インドの企業は生産拠点を外国に移し、その国の“法律”を遵守した上でインドに輸入するという行為によって特許を回避することを懸念する論文¹²も出されている。

2005 年特許(改正)法	2002 年特許(改正)法
第 107A 条 侵害とみなされない一定の行為 本法の適用上、 (a) 何らかの製品の製造、構築、使用、販売又は輸入を規制する法律であってインド又はインド以外の国において現に有効なものに基づいて必要とされる開発及び情報の提出に合理的に係る使用のためにのみ特許発明を製造、構築、使用、販売又は輸入する行為、及び (b) 当該製品を製造及び販売又は頒布することを法律に基づいて適法に許可された者からの何人かによる特許製品の輸入については、特許権の侵害とはみなされない。	第 107A 条 侵害とみなされない特定行為 本法の適用上、 (a) 何らかの製品の製造、構築、使用、又は販売を規制する法律であってインド又はインド以外の国において現に有効なものに基づいて必要とされる開発及び情報の提出に合理的に係る使用のためにのみ特許発明を製造、構築、使用、又は販売する行為、及び (b) 特許権者により当該製品を販売又は頒布することを適法に許可された者からの何人かによる特許製品の輸入については、特許権の侵害とはみなさない。

¹² 「A Confusing Patent Law for India From A Correspondent」EPW Commentary April 16, 2005: Shammad Basheer (オックスフォード知的財産研究センター) 「インド 2005 年特許(改正)法が国内外に与える影響」(知財研フォーラム Vol.62 p44, Mrinalini Kochupillai(フランクリン・ピアース・ロー・センター) 「インドの対外的知的財産権政策と特許改正」(貿易と関税 2005.12): 山根裕子 (政策研究大学院大学教授)

1 - 2 意匠

(1) 1999 年以降の意匠改正について

意匠法については、1999 年に下院を通過していた改正法案が、2000 年 5 月 15 日に上院を通過し、2001 年 5 月 11 日から施行され（以下、単に「意匠法」ないし「現行意匠法」という場合、2001 年 5 月 11 日に施行された「2000 年意匠法」のことをいう。）1911 年意匠法（1978 年 4 月 1 日改正の 1911 年意匠法）および 1933 年意匠規則（1985 年 7 月 6 日改正の 1933 年意匠規則）を廃止した。

現行意匠法は、幾つかの新しい規定を導入しているが、これは TRIPS 協定の求めるミニマムスタンダードに整合するように改正されたものである。

(2) 現行意匠法における主な改正事項

第 2 条(d) 意匠の定義の変更

「物品」の定義について、「製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む」との文言が追加され、「意匠」の定義において、物品への適用が「2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態」であるかを問わないという点が付け加えられるとともに、著作権法との保護対象の重複を調整するために「1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品（artistic work）も含まない」ことが規定された（商標法に定義される商標を含まないのは従前と同様）。すなわち、1957 年著作権法第 2 条(c)において、「芸術的作品とは次のものをいい(i)絵画、彫刻、図（ダイアグラム、地図、チャート又は設計図を含む）版画又は写真であり、それらの著作物が芸術的性質を有するか否かを問わない、(ii) 芸術の建築著作物、(iii)その他の芸術的な技能による著作物」と定義されていることから、これらの芸術的作品は意匠法の保護から除外される。

なお、現地代理人によると、改正法に従って運用されているものの、運用面において顕著な変化は生じていないという。

意匠法第 2 条 定義

本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、

(a) 「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。

(b) ~ (c) <略>

(d) 「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958 年商標及び商品標法第 2 条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第 479 条において定義された財産標章、又は 1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品も含まない。

第 4 条 新規性（絶対的新規性）

旧法では、新規性の内容に関して「インドで先に公開されていないもの」（1911 年意匠法 43 条(1)）と規定するのみであったが、現行意匠法によって条文上明確に絶対的新規性が規定された。

すなわち、登録出願の出願日前、又は該当するときは優先日前に、有形物の公開や使用、その他何らかの方法により、インド又はその他の外国の何れかの場所において公衆に対して開示された場合、新規性を有しないものと判断される。

意匠法第4条 一定の意匠の登録禁止

次の意匠は、登録することができない。

- (a) 新規性若しくは創作性のないもの、又は
 - (b) 登録出願の出願日前、又は該当するときは優先日前に、有形物の公開、若しくは使用その他何らかの方法により、インド又はその他の外国の何れかの場所において、公衆に対して開示されたもの、
- <以下略>

ロカルノ協定の国際分類の採用

現行意匠法規則により、1968年ロカルノ協定（1979年改正）による意匠の国際分類が適用されることになった。但し、ロカルノ協定自体には加盟していない。なお、1911年意匠法では、14の類を含む国内分類が適用されていた。

第11条(1) 最初の存続期間の拡大

現行意匠法により、意匠登録の存続期間は、登録日（なお、意匠法第5条(6)により、意匠が登録されるときは、登録出願日の時点で登録されたものとされる）又は優先権を主張する場合は優先日から、それぞれ10年とされ、1回のみ、5年間の更新ができるようになった（最長存続期間が15年である点は、1911年意匠法と変わらない）。

更新申請は、先行する登録期間の満了前であればいつでも可能であるが、更新申請期間の延長は認められない。更新申請が、先行する登録期間中に行われない場合、登録は失効する。なお、更新により追加される5年間の存続期間は、最初の10年の満了日から開始する。

2001年5月11日より前になされた登録については、1911年意匠法が適用され、意匠登録の存続期間は、登録日、又は優先権を主張する場合は優先日から、それぞれ5年間であり、5年ずつ2回更新することができる。1911年意匠法が適用される意匠でも、更新申請は、先行する登録期間の満了前であればいつでも申請することが可能であるとともに、更新申請期間の延長は認められない。また、2001年5月11日より前になされた登録については、1期目の5年の期間満了前に、5年の更新期間2期分の手数料を一括して納付することも可能である。旧法が適用される場合の存続期間は、上記の場合にしたがって、1期目又は2期目の5年間の満了日から開始する¹³。

<意匠権の保護期間についての旧法と現行法との比較>

	現行意匠法	1911年意匠法
保護開始日	登録日又は優先権を主張する場合は優先日から	登録日、又は優先権を主張する場合は優先日
最大保護期間	15年	15年

¹³ 以上は、AIPPI・JAPAN『Manual Industrial Property』（日本語版）インド編（2002年8月追補版）51頁。

更新	10 年後に 1 回のみ、5 年間の更新	5 年後に 2 回、5 年間ずつ更新可能
失効後の救済措置	失効から 1 年以内に所定の手数料を納付	規定なし

意匠法第 11 条 登録による意匠権

- (1) 意匠が登録された時、登録意匠所有者は、本法に従うことを条件として、登録日から 10 年間当該意匠権を有する。
- (2) 前記 10 年間の満了前に意匠権期間の延長申請が所定の方法で長官に対してされたときは、長官は、所定の手数料の納付により、意匠権期間を、最初の 10 年間の満了時から、次期の 5 年間延長する。

意匠法第 5 条 意匠登録出願

- (1) ~ (5) <省略>
- (6) 意匠が登録されるときは、登録出願日の時点で登録されたものとする。

第 12 条(1) 失効した意匠権の回復制度

1911 年意匠法では、更新手数料が適時に納付されなかったことによって意匠権が失効した場合の権利回復について定められていなかったが、現行法では、故意に手数料を納付しなかったのではない場合、意匠権者又はその代理人は、その失効から 1 年以内に所定の手数料を納付することによって権利の回復を申請することができることとされている。長官が権利回復の申請に一応の証拠があると認めなかった場合、不許可の通知を行うが、その場合意匠権者は 1 ヶ月以内に聴聞（ヒアリング）の請求をすることができ、聴聞により、手数料の不納付が故意でなかったことを示す一応の証拠があると認められた場合、回復申請は許可される（意匠規則 24）。

なお、回復申請が許可された場合、1 ヶ月以内に、意匠規則第 1 附則に規定された不納付の意匠権の延長手数料に、追加手数料を加えたものを納付しなければならない（意匠規則 25）。

意匠法第 12 条 失効意匠の回復

- (1) 第 11 条(2)による意匠権期間延長の手数料の納付がなかったことにより意匠権が失効した場合は、当該意匠所有者又はその者の法律上の代表者、及び当該意匠が 2 人以上の共有であった場合は、長官の許可を得てそれらの中の 1 人以上が、その他の者と共同せずに、当該意匠権の失効日から 1 年以内に、所定の手数料を納付の上所定の方法で、当該意匠権の回復申請をすることができる。
- (2) 本条に基づく申請には、所定の手数料の不納付に至った状況を十分に記述し、かつ、所定の方法で証明された陳述書を含まなければならない。長官は、必要と認める追加の証拠を申請人に要求することができる。

意匠規則 24 意匠の回復

- (1) 法第 12 条による意匠の回復申請は、Form 4 によりしなければならない。
- (2) 意匠所有者による申請及び若しあれば提示された証拠を審議の上、長官が意匠の回復についての一応の証拠がある事件が証明されたとは認められない旨納得したときは、長官は、意匠所有者にその旨を通知しなければならない。意匠所有者が当該通知の日から 1 ヶ月以内に当該事項について聴聞を受けることを請求しない限り、長官は、当該回復申請を拒絶する。
- (3) 登録意匠所有者が認められた期間内に聴聞を請求し、かつ、長官が、当該意匠所有者を聴聞した後、意匠権の延長手数料の不納付が故意でなかった旨を一応の証拠があると納得したときは、回復申請を許可する。

意匠規則 25 不納付の延長手数料の納付

(1) 長官が登録意匠所有者に有利に決定したときは、当該意匠所有者は、意匠の回復申請を許可する長官命令の日から 1 ヶ月以内に、第 1 附則に規定された不納付の意匠権の延長手数料及び追加手数料を納付しなければならない。

(2) 長官は、回復申請に関する決定を官報で公告する。

1 - 3 商標

(1) 1999 年以降の商標改正について

1958 年商標法（1958 年商標及び商品標法（Trade and Merchandise Marks Act, 1958）は、1999 年商標法（1999 年改正、2003 年 9 月 15 日施行。以下、単に「商標法」ないし「現行商標法」といった場合、「1999 年商標法」のことをいう。）により改正された。1959 年商標規則も、2002 年商標規則（2002 年改正、2003 年 9 月 15 日施行。以下、単に「商標規則」という場合、「2002 年商標規則」のことをいう）により改正された。

なお、1999 年法が 2003 年まで施行されなかった理由について 2002 年商標規則との関連について現地代理人の Shanker 氏に確認したところ以下のコメントを得ることができた。

<Shanker 氏からの回答>

「現行商標法は、国会通過後、施行が遅れていたが、2003 年 9 月 15 日ようやく施行されるに至った。2002 年商標規則も同日に施行されている。もっとも、1999 年商標法の施行が遅れたのは、商標規則の作成が遅れたためではなく、当該期間中の政変と政府の不安定によるものであったとされる。」

TRIPS 協定は、商標に関して、色の組合せによる商標や役務商標制度（TRIPS 協定第 15 条）団体商標制度（TRIPS 協定第 1 条、パリ条約第 7 条の 2）について規定しているが、これらの保護については 1958 年商標法には規定がなかった。この点、現行商標法が、色の組合せによる商標や役務商標制度の導入（TRIPS 協定第 15 条）団体商標制度の導入（TRIPS 協定第 1 条、パリ条約第 7 条の 2）などを新設したことに鑑みると、TRIPS 協定に規定されるミニマムスタンダードに準拠するために法改正を行ったことを読み取ることができる。さらに、規定によっては、いわゆる TRIPS プラスになった部分もある（更新期間の延長（7 年→10 年）IPAB（IPAB）の設立、裁判所が差止めを認める範囲の拡大等）

<TRIPS 協定との関係における現行法と 1958 年法との比較相違表>

TRIPS 協定		1958 年商標法	現行商標法
パリ条約との整合性 （第 1 条）	団体商標制度（パリ条約 第 7 条の 2）	×	（第 61 条から第 68 条）
保護の対象 （第 15 条）	色彩の組合せ（第 1 項）	×	（第 2 条(m)、(zb))
	役務商標（第 1 項）	×（第 2 条(1)(i)）	（第 2 条(zb)）
与えられる権利 （第 16 条）	無許諾使用の差止	（第 106 条）	（第 135 条）差止範囲 の拡大
	周知商標の保護	×（規定なし）	（第 2 条(zg)）
保護期間（7 年以上）（第 18 条）		7 年（第 25 条）	10 年（第 25 条）
要件としての使用 （第 15 条(3)）第 19 条）		5 年の不使用で取消し対象 （第 46 条(2)）	取消申請前 3 ヶ月におい て 5 年の不使用で取消対 象（第 47 条）

(2) 現行商標法における主な改正事項

第 2 条(1)(zb) 役務商標制度の導入

商標法第 2 条(1)(zb)は、役務商標について規定している。改正商標法では第 7 条(1)に、国際分類に従って商品および役務を分類する旨が明記されている。「国際分類」(international classification)としか規定されていないが、これは役務商標の分類も含むニース協定のことであり、商標法規則第 4 表で示されている分類は、ニース協定の国際分類に基づいている。但し、インドはニース協定には加盟しておらず、あくまで国際分類に準拠して運用しているという状況である。

< Vadehra 氏からの回答 >

本規定の新規追加は、商品に關係して使用される商標に加え、役務に關して使用される商標も登録できるようにすることを目的とするものであるが、それは商標に対する保護を全般的に向上させるとともに、商標侵害に対するより効果的な保護を提供するものにもなるだろう。さらに、(筆者注：役務商標も含んでいる WIPO の管理するニース協定 (1957 年) における) 国際分類との整合化も本規定の目的である。

商標法第 2 条(1)(zb) 役務商標制度

(zb) 「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品又は役務を他人の商品又は役務から識別できる標章をいい、商品の形状、その包装、及び色彩の組合せを含み、次に掲げるものをいう。

(i) 第 12 章 (第 107 条を除く) の規定に関しては、商品又は役務と、所有者としてその標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合關係について、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又は役務に關して使用する登録商標又は標章、及び

(ii) 本法の他の規定に関しては、商品又は役務と、所有者として又は許諾使用の方法により当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合關係について、その者の同一性の表示の有無に拘らず、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又は役務に關して使用し又は使用しようとする標章であつて、証明商標又は団体標章を含む。

第 61 ~ 68 条 団体商標制度の導入

1958 年商標法は団体商標制度を採用していなかったが、改正により団体商標制度を採用した(商標法第 61 条から第 68 条)。

< Vadehra 氏からの回答 >

団体商標は、事業者の協会又は団体に歸屬し、それを使用する権利は、協会又は団体の構成員にのみ与えられる。本規定の第一の目的は、団体商標の所有者たる協会又は団体とその構成員の取引上の關係を示すことにある。

商標法第 61 条 団体商標についての特別規定

(1) 本法の規定は、この章の規定に従うことを条件として、団体商標に適用する。

(2) 団体商標に關して、ある者の商品又は役務を他人のそれらから識別する旨の第 2 条(1)(zb)の言及は、商標の所有者である団体の構成員の商品又は役務を他人のそれらから識別する旨の言及と解釈する。

第 18 条 A 部 B 部登録の廃止と一出願多区分制の導入

1958 年商標法は、一出願一商標制度を採用しており、一出願で指定できるのは、一つの区分に属する商品のみであった（1958 年商標法第 18 条）。現行商標法も一出願一商標制度を採用しているが、一出願で複数区分の指定ができるようになった（商標法第 18 条）。

< Vadehra 氏からの回答 >

商標法は、与えられる法的権利及び要求される識別力の水準を落とさないまま商標の登録を容易化するため、これまで採用されていた 2 部制の登録制度を廃止し、単一の登録制度を採用した。本改正の究極の目的は、商品・役務に関して使用される商標の登録について規定するとともに、それらに対しより良い保護を与えることにある。インド議会による改正の目的と理由は、本改正につき、それぞれに異なる権利が与えられる A 部・B 部の商標登録制度を廃止し、簡易な登録手続と、すべての商標に対し同じ権利を与えるものである単一の登録簿を設けることとしたものである。したがって、本法の目的を確保するために設けられる商標登録局（Trademark Registry）は、商標登録手続に関してよりビジネス志向、市場志向のアプローチを採用するものと思われる。

参考)1958 年商標法では、登録簿を A 部、B 部に分け、識別性を有する標章は A 部に、そうでない標章は特別顕著性等を有する場合に B 部に、それぞれ登録されるようになっていた（1958 年商標法第 7 条、第 9 条）。なお、1958 年商標法において、特別顕著であるとは、「商標権者が取引し又は取引しようとする商品に関して、自己の取引に関わらない商品から全般的に、又は商標の限定付き登録の出願の場合は登録の範囲内における使用について、識別するのに適合していること」をいうとされていた（1958 年商標法第 9 条(3)）。B 部に登録された商標の場合、商標の侵害訴訟における救済内容が、A 部に登録された商標の場合と異なることがある等の相違があった（たとえば、1958 年商標法第 29 条は B 部商標について出所の誤認混同しないことを立証した場合には、差止めその他の救済は認められないとしている）。

商標法第 18 条 登録出願	1958 年商標法第 18 条 登録出願
(1) 自己が使用し又は使用しようとする商標の所有者であることを主張し、その商標の登録を受けようとする者は、所定の方法により書面をもって登録官（筆者注：登録官とは、特許意匠商標長官のことを意味している（商標法第 3 条）。以下同じ。）に対して自己の商標の登録を出願しなければならない。	(1) 自己が使用し又は使用しようとする商標の所有者であることを主張し、その商標の登録を受けようとする者は、所定の方法により書面をもって登録官に対して登録簿の A 部又は B 部の何れかへの登録を出願しなければならない。
(2) 異なる類の商品及び役務の商標登録について、単一出願をすることができ、それに対して納付を要する手数料は、商品又は役務の各類当たりとする。	(2) 2 以上の商品の類に含まれる商品については出願をすることができない。
(3) (1)による各出願は、出願人のインドにおける主営業所の所在地、又は共同出願のときは、インドに営業所を有するとして願書に筆頭で記載されてい	(3) (1)による各出願は、出願人のインドにおける主営業所の所在地、又は共同出願のときは、インドに営業所を有するとして願書に筆頭で記載されてい

<p>る出願人のインドにおける主営業所の所在地を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。</p> <p>ただし、出願人又は何れかの共同出願人がインドにおいて営業を行っていないときは、願書は、願書に記載されたインドにおける送達の宛先を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。</p> <p>(4) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、出願を受理せず、又は無条件に、若しくは適当と認める補正、変更、条件若しくは制限がある場合はそれを付して、これを受理することができる。</p> <p>(5) 出願の不受理又は条件付受理の場合は、登録官は、当該不受理又は条件付受理の理由及びその決定に用いた資料を書面に記録しておかなければならない。</p>	<p>る出願人のインドにおける主営業所の所在地を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。</p> <p>ただし、出願人又は何れかの共同出願人がインドにおいて営業を行っていないときは、願書は、願書に記載されたインドにおける宛先を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。</p> <p>(4) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、出願を受理せず、又は無条件に、若しくは適当と認める補正、変更、条件若しくは制限がある場合はそれを付して、これを受理することができる。</p> <p>(5) 登録簿の A 部への登録出願(証明商標を除く。)の場合は、登録官は、出願人の請求により、出願の不受理に代えて、これを登録簿の B 部への登録出願として扱い、それに応じて処理することができる。</p> <p>(6) 出願の不受理又は条件付受理の場合は、登録官は、当該不受理又は条件付受理の理由及びその決定に用いた資料を書面に記録しておかなければならない。</p>
---	---

<p>1958 年商標法第 7 条 登録簿の A 部及び B 部</p> <p>(1) 第 6 条に規定する登録簿を 2 分し、それぞれ A 部及び B 部と呼ぶ。</p> <p>(2) 本法の施行時に存する商標登録簿は、当該登録簿の A 部と合体し、その一部をなすものとする。当該登録簿のこの A 部は、本法の施行時に存する商標登録簿に登録されたすべての商標及び本法の施行後に当該登録簿の A 部に登録されるすべての商標を包含する。</p> <p>(3) 当該登録簿の B 部は、本法の施行後に当該登録簿の B 部に登録されるすべての商標を包含する。</p>
<p>1958 年商標法第 9 条 登録簿の A 部及び B 部への登録要件</p> <p>(1) 商標は、次に掲げる各号の少なくとも 1 つの不可欠の明細を含まないか又はそれから構成されない限り、登録簿 A 部に登録されない。すなわち、</p> <p>(a) 特殊又は独特の態様で表示された会社、個人、又は企業 (firm) の名称。</p> <p>(b) 登録出願人又はその者の営業の前主の署名。</p> <p>(c) 創作された 1 又は 2 以上の語。</p> <p>(d) 商品の特徴又は品質に直接関係がない 1 又は 2 以上の語であって、かつ、普通の意味で地名、氏名、若しくはそれらの普通の略称、又はインドにおける宗派、階級、若しくは種族の名称でないもの。</p> <p>(e) その他識別性のある標章。</p> <p>(2) (1)(a)(b)(c)及び(d)の規定に該当する以外の、氏名、署名又は語は、その特別顕著性についての証拠がある場合を除き、登録簿の A 部には登録しない。</p> <p>(3) 本法の適用上、登録出願に係る商標が指定商品に関して「特別顕著である」とは、商標権者が取引し又は取引しようとする商品に関して、自己の取引に関わらない商品から全般的に、又は商標の限定付き登録の出願の場合は登録の範囲内における使用について、識別するのに適合していることをいう。</p> <p>(4) 登録簿の B 部に登録を受けることができる商標は、登録出願に係る商品に関して特別顕著であるか又は特別顕著ではないが商標権者が取引し若しくは取引しようとする商品に関して、自己の取引に関わらない商品から全般的に、又は商標の限定付き登録の出願の場合は登録の範囲内における使用について、識別することができるものでなければならない。</p> <p>(5) 商標が前記の特別顕著性又は識別可能性を有しているか否かを決定するに当たって、法廷は、次に掲げる事項の範囲を考慮しなければならない。</p> <p>(a) 商標が本来的に特別顕著であるか又は前記の通り識別することができること。及び、</p> <p>(b) 商標の使用又はその他の事情により、商標が事実上、そのように識別するのに適合し、又は事実上、前記の通り識別することができること。</p> <p>(6) 本条の他の規定に従うことを条件として、</p> <p>(a) 登録簿の A 部に登録を受けた商品に係る商標については、登録簿の B 部、及び、</p> <p>(b) 登録簿の B 部に登録を受けた商品に係る商標については、登録簿の A 部に、それぞれ同一商標又はその一部について同一登録権者の名義で登録を受けることができる。</p>

1958年商標法第29条 商標の侵害

(1) 登録商標は、登録商標権者でない者又は許諾使用により商標を使用する登録使用権者でない者であつて、取引上、その商標と同一又は類似の標章を、登録商標の指定商品について、当該標章の使用を商標として使用するものであると誤認される虞がある方法により使用する者によって、侵害される。

(2) 登録簿の B 部に登録された商標の侵害訴訟において、原告が訴えている商標の使用は誤認若しくは混同を生じ、又は登録商標の指定商品と商標権者若しくは登録使用権者として商標を使用する権利を有する者との間に取引上何らかの関係があるように表示するものと誤認される虞がないことを裁判所の納得する程度まで被告が立証したときは、原告に対して、差止命令若しくはその他の救済は与えられない。

第2条(1)(m) 立体標章と色彩の組合せからなる標章の保護対象化

改正により現行商標法は、商品の立体的な形状や色彩の組合せについても保護の対象とした。改正前はいずれも保護の対象ではなかった。なお、色彩の組合せからなる商標や立体商標の出願数の動向については、公表されている統計データからは明らかではない。

<インドにおける商標出願数(全体)>

	2003-04	2004-05
語商標 ¹⁴	75,428	53,653
図形商標	14,860	24,551
数字商標	70	115
文字商標	583	519
文字と数字の組み合わせ	1,310	158
合計	92,251	78,996

出典：Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, Annual Report 2004-2005, p.50

商標法第2条(1)(m)

(m) 「標章」とは、図形、ブランド、ヘディング、ラベル、チケット、名称、署名、語(word)、文字(letter)、数字(number)、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はそれらの組合せを含む。

第2条(1)(zg) 周知商標の保護

商標法は、第11条において周知商標に対する法的保護を定めている。周知であると認定された商標は、周知商標とされる。同条(2)は、周知商標と同一又は類似の商標を、周知商標と非類似の商品又は役務を指定して出願した場合であっても、周知商標の評判を損なうおそれ等があるときには、その商標は登録されない旨を規定している。

なお、周知商標として認定される商標とは、「商標であつて、当該商標の登録出願日、又は該当する場合は当該出願に係り主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの」と説明されており(第11条(4)の「説明」部分)周知商標として保護されるべき商標が登録されている商標であることを求めている。この点、商品・役務が非類似である場合の保護について、TRIPS協定第16条(3)は周知商標が登録されているものであることを求めているが、少なくとも条文の規定上は、このTRIPS協定の規定よりも大きな保護を与えているといいうる。

¹⁴ 語商標(word mark)は、語からなる商標であり、文字商標(letter mark)とは、いわゆるロゴのことである。

周知性の有無は、登録官において、周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実を基礎として判断するものとされており、具体的に参酌しなければならない事実が法律上以下のように規定されている（第 11 条(6)）。また、第 11 条(6)の判断にあたり、公衆の関係階層において周知であり又は認識されているか否かを決定する際には、以下の事実を参酌しなければならないとされている（第 11 条(7)）。

商標法第 11 条

- (6)(i) 当該商標の使用促進の結果として得られたインドにおける知識を含め、公衆の関係階層（the relevant section of the public）における当該商標についての知識又は認識
- (ii) 当該商標の使用についての期間、範囲、及び地域
 - (iii) 当該商標が適用される商品若しくはサービスについての博覧会若しくは展示会における広告又は宣伝及び紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲、及び地域
 - (iv) 本法に基づく当該商標の登録又は登録出願についての期間及び地域であって、当該商標の使用又は認識を反映している範囲
 - (v) 当該商標に関する諸権利の成功裡の執行記録、特に、当該商標が当該記録に基づいて裁判所又は登録官により周知商標として認識された範囲
- (7) 当該商標が適用される商品又はサービスについて、
- (i) 実際の又は潜在的な消費者の数
 - (ii) 流通経路に介在する人員の数
 - (iii) それを取り扱う業界

商標が裁判所又は登録官によりインドの公衆の少なくとも 1 の関係階層において周知である旨決定された場合は、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならないとされている(商標法第 11 条(8))。また、周知性の認定に際し、商標が裁判所又は登録官が、必要条件としてはならないものとして、以下の要素が規定されている（商標法第 11 条(9)）。すなわち、周知性認定に際して実際に考慮すべき要素は、商標法第 11 条(6)に示されているような周知性に関する具体的な要素であることを意味していると解される。また、この規定は、周知商標として保護される商標は、必ずしも登録されている必要がないことも示唆している。

商標法第 11 条

- (9)(i) 当該商標がインドにおいて使用されていること
- (ii) 当該商標が登録されていること
 - (iii) 当該商標登録がインドにおいて出願されていること
 - (iv) 当該商標が、
 - (a) インド以外の管轄権の下で周知であること、又は
 - (b) インド以外の管轄権の下で登録されていること、又は
 - (c) インド以外の管轄権の下で、登録出願に係っていること。又は
 - (v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること

< 周知商標の保護範囲 >

周知 範囲	商品・役務が同一		商品・役務が類似		商品・役務が非類似	
	国内	国外のみ	国内	国外のみ	国内	国外のみ
商標が 同一		×		×		×
商標が 類似		×		×		×

…原則第三者による登録出願は拒絶される。×…第三者による登録が登録される可能性がある。

パリ条約、TRIPS 協定は、国外でのみ周知の商標の取り扱いについて言及していない。この点、インド国外のみで周知な商標は、インド国内においては周知商標としての保護を受けることができないので、第三者によっても登録されうる。但し、第三者が周知商標を自己の商標として登録採用する行為は商標法第 18 条(1)にいう商標の所有者とは認められないとの理由で、かかる商標に対する保護の提供は商標登記官又は裁判所により拒否されることになるという見解もある¹⁵。この場合、周知商標に抵触する商標の登録規制は、付与前の異議申立（第 21 条）無効審判（第 57 条）の際になされる。すなわち、審査段階では行われず、異議および審判を待つて判断がなされる。また、民事の侵害訴訟として裁判所において周知性の認定が判断することもあると考えられる。

< 商標の保護に係る周知性の認定の要否と法的対応 >

商標の類似性	商品・役務の類似性	条 件	保 護 内 容	根 拠 条 文
同一	同一、類似	・周知商標としての認定は不要	異議	第 11 条(1)(a) 第 21 条(1)
			無効	第 11 条(1)(a) 第 57 条
			差止・損害賠償	第 11 条(1)(a) 第 134 条 第 135 条
類似	同一、類似	・周知商標としての認定は不要 ・公衆の混同のおそれが必要	異議	第 11 条(1)(b) 第 21 条(1)
			無効	第 11 条(1) (b) 第 57 条
			差止・損害賠償	第 11 条(1) (b) 第 134 条 第 135 条
同一、類似	非類似	・周知商標としての認定が必要 ・識別性、評判を不当に利用、毀損する虞があるとき	異議	第 11 条(2)、(5)、(10) 第 21 条(1)
			無効	第 11 条(2)、(5)、(10) 第 57 条
			差止 損害賠償	第 29 条(4)(c) 第 134 条 第 135 条

< パリ条約における周知商標の保護 >

周知商標との類似性	商品の類似性	周知商標の登録	条 件	保 護 内 容	根 拠 条 文
同一、類似	同一、類似	不要	・使用されている ・周知性を当局が認定 ・混同 ・職権又は利害関係人の請求 ・商品のみ	・拒絶 ・無効 ・使用禁止	第 6 条の 2

¹⁵ インド商標登録局へのアンケート結果による。

< TRIPS 協定における周知商標の保護 >

周知商標との類似性	商品・役務の類似性	周知商標の登録	条 件	保護内容	根拠条文
同一、類似	同一、類似	不要	・使用されている ・周知性を当局が認定 ・混同 ・職権又は利害関係人の請求	・拒絶 ・無効 ・使用禁止	第 16 条(2)
同一、類似	非類似	必要	・使用されている ・周知性を当局が認定 ・混同 ・職権又は利害関係人の請求 ・登録商標の権利者との関連性を示唆 ・権利者の利益が害されるおそれ	・拒絶 ・無効 ・使用禁止	第 16 条(3)

(注) TRIPS 協定とパリ条約の周知商標の保護との相違は、TRIPS 協定では、周知商標の保護が役務商標についても適用されることと、非類似の商品・役務にも拡大した点である。

商標法第 2 条(1)

(zg) 商品又は役務に関して「周知商標」とは、当該商品を使用し又は当該役務を受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又は役務に関する当該標章の使用が、それら商品又は役務と、最初に述べた商品又は役務に関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくは役務提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章をいう。

第 25 条 最初の保護期間および更新期間の変更

改正前は商標権の存続期間は出願日から 7 年、その後は更新申請提出日から 7 年であるとされていた(1958 年商標法第 25 条)。

現行商標法では、商標権の存続期間を出願日から 10 年とし、その後は、原登録の期間満了の日又は場合に応じて最後の登録更新申請の期間満了の日から 10 年であるとしている(商標法第 25 条)。なお、出願の日付をもって、登録日とされる(第 23 条)。

< 現行商標法と 1958 年商標法との保護期間・更新期間の対照表 >

	現行商標法	1958 年商標法
保護開始日	登録日(但し、出願日が登録日とされる)	出願日
保護期間	10 年	7 年
更新	10 年毎に更新	7 年毎に更新
失効後の救済措置	商標の最後の登録の期間満了の日から 6 月を経過後、1 年以内であれば一定の条件の下、回復が認められる。ただし、満了日後 6 ヶ月以内の場合、満了時の更新の料金に対して、3,000 ルピーが加算され、満了後 6 ヶ月以降 1 年以内の回復の場合、5,000 ルピーが加算される。	商標の最後の登録の期間満了の日から 1 年以内に、所定の方法により請求があれば、登録官が相当と認める場合、一定の条件の下、更新が認められる

< Vadehra 氏からの回答 >

本規定は、短い間隔で商標登録を更新しなければならないことにもなうコストを削減することが商標権者の利益となるという理由から導入された。改正法は、商標の登録期間を最初の登録日から 7 年から 10 年に延長し、さらに前回の更新日から 10 年

ずつ登録を延長することを認めている。この制度は、国際的な認められている実務と一致し、また商標登録局の負担も軽減するものである。

商標法第 23 条 登録

- (1) 第 19 条の規定に従い、商標登録出願が受理された場合において、
- (a) 異議申立がなく異議申立期間が経過したとき、又は
 - (b) 異議申立がされ、かつ、その申立が却下されたときは、
- 中央政府が別段の命令をしない限り、登録官は、前記商標を登録しなければならない。この場合、当該商標は、前記出願の日付で登録されるものとし、当該日付を、第 154 条の規定に従うことを条件として、登録の日とみなす。
- (2) 商標が登録されたときは、登録官は、出願人に対して商標登録局の公印を押捺した所定の様式による登録証を交付する。
- (3) 商標登録が、出願人の怠慢により出願日から 12 月以内に完了しないときは、登録官は、所定の方法により出願人に通知の後、当該通知に指定の期間内に登録が完了しない限り、当該出願を放棄されたものとして取り扱うことができる。
- (4) 登録官は、誤記又は明らかな錯誤を訂正するために登録簿又は登録証を補正することができる。

商標法第 25 条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復

- (1) 本法の施行後の商標登録の存続期間は、10 年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間をその都度更新することができる。
- (2) 商標の登録所有者が、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数料を納付して、登録更新の申請をしたときは、登録官は、原登録の期間満了の日又は場合に応じて最後の登録更新の期間満了の日（この日を本条においては最後の登録の期間満了の日という。）から 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。
- (3) 商標の最後の登録期間が満了する日以前における所定の時期に、登録官は、登録所有者に対して、当該満了の日、登録を更新するための手数料の支払条件、及びその他の条件を、所定の方法により通知しなければならない。所定の期間満了時にそれらの条件が適法に充足されないときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができる。
- ただし、申請が所定の様式でされ、所定の手数料及び割増手数料が当該商標の最後の登録期間満了の日から 6 月以内に納付されたときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消せず、(2)により 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。
- (4) 登録官は、商標が所定の手数料の不納付のために登録簿から抹消された場合において、商標の最後の登録の期間満了の日から 6 月を経過し、かつ 1 年以内に、所定の方法により申請を受け、所定の手数料を受理し、相当と納得するときは、登録簿に当該商標を回復させ、当該商標の登録について、通常通りに、又は相当と認める条件若しくは制限を付して、最後の登録の期間満了の日から 10 年間、更新することができる。

防護商標制度（1958 年商標法第 47 条）の廃止

現行商標法では、1958 年商標法に規定されていた防護商標規定を削除し、それを代替するものとして周知商標制度を導入した。なお、周知商標制度にかかる周知性の認定等については、周知商標の記載部分（1-3(2)）を参照。周知商標は、商標希釈化の法理に基づいて導入されたものであるといわれている¹⁶。

< Vadehra 氏からの回答 >

防護商標制度の廃止は、周知商標に対する保護の強化を背景としてなされた措置のひとつである。現行商標法は、1958 年商標法における防護商標規定を完全に廃止し、それに代わるものとして周知商標に関する規定を導入することにより、周知商標を模倣する商標の登録をできないようにした。これは周知商標に対して、より適切な保護

¹⁶ Sonia Baldia, India, in *Intellectual Property Law in Asia*, Volume 5 (Christopher Heath edid.), at 449.

を与えることを目的とするものであるが、同時に周知商標の所有者に時間とコストの節約をもたらすものであるだろう。これまで周知商標の所有者は、防護商標出願を行うとともに、別途、自らの商標が周知のものであることを証明しなければならなかったが、現行商標法では、自らの商標が公衆の実質的な部分に知られるに至っている場合、周知商標として保護されることになった。これは、商標登録局の負担を軽減するものでもある。

なお、「周知と判断される際に必要な要素は、防護商標登録に関して存在していた規定の場合よりも広い (Vadehra 氏からの回答)」との示唆があり、防護商標として登録すれば保護することができた部分について、周知商標の場合は保護されない可能性がある点は多少のデメリットもあると推察される。

従来の防護商標制度では、周知性の判断基準について法律上明確にされていなかったが、改正法における周知商標制度では、たとえば第 11 条(6)において商標の使用期間、範囲および地域を参酌しなければならないことや、周知性認定に際して条件としてはならない事項(第 11 条(9))等、周知性の判断基準について明らかにしている。もっとも、「周知商標の保護に関する判例法は既に確立しており、1999 年商標法に法典化された規定は、この点についての規定を強化したものである (Vadehra 氏からの回答)」との指摘のありとあり、周知商標制度は全く新しく創設されたわけではなく、判例法の集積の上で法典化されたものである。

1958 年商標法第 47 条 (周知商標の防護登録)

- (1) 創作された語からなる商標が、指定商品について使用された結果周知となったため、その商標の他の商品への使用が、他の商品と指定商品に係る商標権者との間に取引上の関係があるものと誤認される虞を生じるときは、商標権者がその商標をそれら他の商品に使用せず又は使用しようとすることもなく、かつ、第 46 条の規定に拘らず、出願人が所定の方法により出願したときは、その商標は、その他の商品について、防護商標としてその者の名義で登録を受けることができるものとし、かつ、防護商標の登録を受けている間は、その商標は、それらの商品について、第 46 条の規定により登録簿から抹消されることはない。
- (2) 商標権者は、現存の登録に代えてそれぞれの場合に、商品について防護商標以外で自己の名義で既に商標の登録を受けているにも拘らず、その商品について防護商標の登録出願をし、又は商品について防護商標として自己の名義で既に商標の登録を受けているにも拘らず、その商品について防護商標以外の商標の登録出願をすることができる。
- (3) 同一商標権者の名義で、防護商標として登録された商標及び防護商標以外の商標として登録された商標は、各登録が異なる商品に係るにも拘らず、連合商標とみなされ、連合商標として登録を受けなければならない。
- (4) 被害者の所定の方法による高等裁判所又は登録官に対する請求により、防護商標の登録については、防護商標として以外の同一商標権者の名義での登録商標についての指定商品に係る(1)に規定の要件が最早充足されなくなったことを理由として、これを取り消すことができるものとし、又は防護商標の登録については、登録防護商標をそれらの指定商品に使用しても(1)に掲げた誤認を生じさせる虞が最早なくなったことを理由として、これを取り消すことができる。
- (5) 登録官は、防護商標以外に同一商標権者の名義の登録が最早存在しなくなったときは何時でも、防護商標の登録を取り消すことができる。
- (6) 本条に別段の明記の規定がある場合を除き、本法の規定は、他の事案と同様に、防護商標の登録及び防護商標として登録された商標についても、適用する。

第101～121条 侵害に関する規定の強化

商標法では、虚偽の商標、虚偽の商品表示その他商品上に付される虚偽の標識の使用、及び虚偽の標識等が付された商品の販売に対する刑事罰が、商標法第101条から第121条に規定されている。

< Vadehra 氏からの回答 >

これらの規定は、1958年商標法における規定とほぼ同じ内容を定めているが、刑事罰の内容を強化している。登録商標の所有者及び許諾使用による使用者が有している現に侵害を行いつつある者、及び侵害を行う可能性のある者に対する登録商標の所有者及び登録使用者の権利は、1999年商標法の施行により強化された。それとともに、商標法では、登録商標の所有者及び登録使用者の保護は、商標の詐欺的な使用の禁止によって、より効果的なものとなった。

第XII章 犯罪、罰則及び手続		
	現行商標法	1958年商標法
侵害に関する規定の強化	<p>第103条 虚偽商標、取引表示等の使用の罰則 次に掲げる者については、詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り、<u>6ヶ月以上、3年以下の禁固に処し、かつ、50,000ルピー以上、200,000ルピー以下の罰金を併科する。</u> <u>(g) 本条に掲げた前記の何れかのことを他人にさせた者。</u> <u>ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、6月未満の禁固又は50,000ルピー未満の罰金に処することができる。</u></p> <p>第104条 虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則 虚偽商標若しくは虚偽取引表示を付した、又は第139条により商品の製造若しくは生産の国若しくは場所又は製作者若しくは注文者又は場合に応じてサービス提供の注文者の名称及び住所の表示を付することを必要とするにも拘らず、この表示を付さない商品若しくはその他の物を販売し、賃貸借し、販売のために陳列し、又は販売のために賃借し若しくは所持し、又はサービスを提供若しくは賃借する者は、次のことを立証しない限り、罰せられる。 <u>(c) その他、その者が悪意でなく行動したことがこれらが立証されない場合は、6ヶ月以上、3年以下の禁固に処し、50,000ルピー以上、200,000ルピー以下の罰金を併科する。</u> <u>ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、6ヶ月未満の禁固又は</u></p>	<p>第78条 虚偽商標、取引表示等の使用の罰則 次に掲げる者については、詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り、<u>2年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</u> (g) 本条に掲げた前記の何れかのことを他人にさせた者。 <u>ただし、本条の規定による違反が、1940年医薬法第3条(b)の趣旨の医薬品、又は1954年不正食品防止法第2条(v)で定義された「食品」に該当する商品、又はそれを含む包装に関するときは、違反者は、3年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</u></p> <p>第79条 虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則 虚偽商標若しくは虚偽取引表示を付した商品若しくはその他の物又は第117条の規定により商品の製造若しくは生産の国若しくは場所又は製作者若しくは注文者の氏名及び住所の表示を付すことを必要とするにもかかわらず、この表示を付さない商品若しくはその他の物を販売し、販売のために陳列し、又は販売その他の取引もしくは生産のために所持する者は、<u>2年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。ただし、次に掲げることを立証した場合、この限りではない。</u> <u>(c) その他、その者が悪意でなく行動したことが。</u> <u>ただし、本条の規定による違反が、1940年医薬法第3条(b)の趣旨の医薬品、又は1954年不正食品防止法第2条(v)で定義された「食品」に該当する商品、又はそれを含む包装に</u></p>

	50,000ルピー未満の罰金に処することができる。	関するときは、違反者は、2年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。
再犯又は累犯に対する加重罰則の創設	第105条 再犯又は累犯に対する加重罰則 何人も第103条又は第104条違反により既に有罪の宣告を受けた者が前記違反で再度有罪を宣告されたときは、再犯及び各累犯について、一年以上、3年以下の禁固に処し、100,000ルピー以上、200,000ルピー以下の罰金を併科する。ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、1年未満の禁固又は100,000ルピー未満の罰金に処することができる。ただし更に、本法施行前にされた有罪宣告については、本条の適用上、これを認知しない。	規定なし
一定の犯罪の裁判管轄権並びに警察官の捜査及び押収権限の拡大	第115条 一定の犯罪の裁判管轄権並びに警察官の捜査及び押収権限 (1) 裁判所は、登録官又は書面により登録官の権限を委任された職員が書面をもってする告訴を除き、第107条、第108条、又は第109条の違反の裁判管轄権を有さない。 ただし、第107条(1)(c)については、裁判所は、登録商標が実際には登録されていない商品又はサービスに係り登録されたものとして表示されていた旨の登録官により交付された証明書を基礎にする違反に対しては、裁判管轄権を有する。 (2) 首都圏治安判事又は一級治安判事の裁判所より下級の裁判所は、本法に基づき、違反を審理することができない。 (3) 第103条、第104条又は第105条に基づく違反については、裁判管轄権が適用される。 (4) 警視補 (deputy superintendent) 又は同等階級以上の警察官は、(3)に掲げた何れかの違反が犯されたか、現に犯されているか又は犯される虞があると納得するときは、令状なしに、当該違反を犯すのに関係した商品、打型、版木、機械、板金、その他の器具又は物を捜査し、かつ、発見の場所を問わず、押収することができる。すべての押収物品は、可能な限り速やかに、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に提出しなければならない。 ただし、警察官は、何らかの捜査及び押収をする前に、商標に関する違反に含まれる事実について、登録官の意見を得なければならない。かつ、その得た意見を順守しなければならない。 (5) (4)により押収の物品に利害関係を有する者は、当該押収から15日以内に、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に当該物品の自己への返還申請をすることができる。当該治安判事は、申請人及び告訴人を聴聞の後、当該申請に関して適当と認める命令を発さなければならない。	第89条 一定の犯罪の裁判管轄権 (1) 裁判所は、登録官又は書面により登録官の権限を委任された職員が書面をもってする告訴を除き、第81条、第82条、又は第83条の違反の裁判管轄権を有さない。 (2) 高等民事裁判所裁判官、治安裁判長、又は1級治安裁判官の属する裁判所より下級の裁判所は、本法の規定の違反を審理することができない。

第 83 条～100 条 知的財産審判部（IPAB）の設置

(a) 拒絶査定不服審判

1958 年商標法では、拒絶査定不服審判の請求は高等裁判所（High Court）に対し行うことができるとされていた（1958 年商標法第 109 条）。高等裁判所（判事 1 名）の判断に不服の場合には、高等裁判所の合議体（Bench）に不服申立を行なうことができ（1958 年商標法第 108 条）合議体の判断に不服の場合には最高裁判所（Supreme Court）へ不服を申し立てることができることとされていた（高等裁判所への不服申立期間は命令又は決定の通知の日から 3 ヶ月であった（1959 年商標規則 121））。

現行商標法では、拒絶査定不服審判は IPAB に対してのみ請求できることとされた。IPAB は商標登録局（Trade Marks Registry）と同様、特許意匠商標総局内の組織であり、高裁判事と経験豊富な弁理士から任命される審判官等で構成される。IPAB へ請求できる期間は登録官の命令又は決定の通知を受けてから 3 ヶ月である（商標法第 91 条）。なお、2003 年 IPAB（手続）規則（Intellectual Property Appellate Board (Procedure) Rules）第 23 規則に基づき、出願人は IPAB の決定に対して再審理（Review Petition）を求めることができるとされている。再審理は IPAB の合議体により行われるが、この場合、出願人は IPAB の決定が送達された日から 3 ヶ月以内に再審理を請求しなければならない。

また、IPAB の決定（再審理を含む）に不服のある場合、高等裁判所に対してインド憲法 226、227 条に基づく令状申請（writ petition）を申立てることによって、IPAB の決定取消を請求でき、高等裁判所の決定になお不服のある場合は、最高裁判所に対してインド憲法第 136 条に基づく特別許可申請（SLP : Special Leave Petition）を申立てることによって同様の請求をすることができる他、高等裁判所を経ることなく直接、最高裁判所に SLP を請求することも可能である。これらの手続きについては現行商標法及び関連する IPAB 手続規則には明示されていないが、高等裁判所および最高裁判所はインド憲法に基づく司法控訴権限を有しているとされている¹⁷。なお、令状申請を請求することができる期限については法律上定められていないが、いくつかの高等裁判所では訴訟手続を管理する目的で規則（高等裁判所の規則）を設けている場合¹⁸があるので確認を要する。また、最高裁判所に対して SLP を請求することができる期限については 1966 年最高裁判所規則（第一規則、命令 XVI 第 1 条）が適用され、判決又は命令の日から 90 日以内となっている。

< 拒絶査定審判請求制度の変更 >

1958 年商標法 :

〔拒絶査定〕→高等裁判所（判事 1 人）→高等裁判所（合議体）→最高裁判所

現行商標法 :

〔拒絶査定〕 IPAB IPAB（合議体） 取消請求（高等裁判所・最高裁判所）

¹⁷ Schanker 氏からの情報による。

2003年 IPAB（手続）規則第 23 規則（再審理）

- (1) 審判部（Appellate Board）の下した決定に対する再審理は、当該決定が伝えられてから 2 ヶ月以内に本規則書式 6 を使用して作成した再審理請求書 3 部を再審理請求の理由を記した理由書とともに商標登録局に提出することにより請求することができる。請求に係る命令が複数の相手方（respondent）に係るものである場合には、再審理請求書及び理由書の写しを十分な数だけ提出しなければならない。
- (2) 商標登録局は、再審理請求書及び理由書を当該再審理願いに係る相手方に送付しなければならない。
- (3) 相手方は、再審理請求書を受領してから 2 ヶ月以内に本規則書式 1 を使用して作成した答弁書を提出することができるが、その際には商標登録局の通告の下に答弁書の写しを直接に請求人に送付しなければならない。
- (4) 再審理願請求は、商標登録局長が構成する合議体(bench)での審理に付さなければならない。

インド憲法第 226 条 特定の令状を交付する高等裁判所の権限

- (1) 第 32 条の定めにかかわらず、高等裁判所は、自らが管轄権を行使する領域において、第 III 部で与えられた権限を履行するため及びその他のあらゆる目的のために、いかなる人又は政府機関（該当する場合には、政府を含める）に対しても当該領域内において、指示、命令又は令状（人身保護、職務執行、禁止、権限開示及び記録提出、又はこのいずれかの性質の令状を含む）を交付する権限を有する。

インド憲法第 136 条 最高裁判所による上訴の特別許可

- (1) 本章の別段の規定にかかわらず、最高裁判所は、その裁量権により、インド領域内の裁判所又は審判所がいずれかの理由により又は事件において下した又は出したいかなる判決、審判、決定、刑の宣告又は命令からの上訴に対して特別許可を与えることができる。

(b) 不使用取消審判の申請

1958 年商標法において、請求人は不使用取消審判を登録官又は高等裁判所に対して行なうことができるとされていた（1958 年商標法第 46 条(1)）。商標登録局における手続きは、高等裁判所と異なり訴訟費用を要しないという利点があるが、侵害問題を同時に争うような場合には高等裁判所へ進む方が訴訟経済に適うものであった。取消しの対象となる不使用期間は 5 年 1 月であった（1958 年商標法第 46 条(1)）。また、商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合（例えば、戦争や輸入禁止等の特別な事情がある場合）には不使用取消を免れることができるとされていた（1958 年商標法第 46 条(3)）。

現行法では、一定の要件に該当する権利者の不使用によって被害を受けた何人も、登録官又は IPAB に対し、不使用取消しの審判を請求することができる（商標法第 47 条(1)）。なお、登録官とは、特許意匠商標長官のことをいう（商標法第 3 条）。手続きが係属している登録官又は IPAB のことを商標法上「審査審判廷」と呼んでいる（商標法第 2 条(1)(ze)）。取消しの対象となる不使用期間は 5 年 3 ヶ月である（商標法第 47 条(1)）。商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合、例えば戦争や輸入禁止等の特別な事情がある場合には、不使用取消しを免れることができる（商標法第 47 条(3)）。商標登録局の判断について IPAB へ審判請求できる期間は、登録官の命令又は決定の通知を受けてから 3 月である（商標法第 91 条）。知的財産部審判部の決定に不服のある場合は、拒絶査定不服審判の場合と同様に、IPAB に再審理を求める（2003 年 IPAB（手続）規則第 23 規則）ことができるほか、高等裁判所あるいは最

¹⁸ Schanker 氏からの情報による。

高裁判所に決定の取消しを求めることができる（インド憲法 226、227 条および 136 条）

< 不使用取消審判制度の変更 >

1958 年商標法：

申請人→（登録官）→高等裁判所（判事 1 人）→高等裁判所（合議体）→最高裁判所

現行商標法：

申請人→（登録官）→IPAB IPAB（合議体） 取消請求（高等裁判所・最高裁判所）

(c) 無効審判の申請

1958 年商標法では、請求人は無効審判の請求を、登録官又は高等裁判所に対し行なうことができるとされていた（1958 年商標法第 56 条）。登録官に対する手続きは、高等裁判所と異なり訴訟費用を要しないという利点があるが、侵害問題を同時に争うような場合には高等裁判所へ進む方が訴訟経済に適うものであった。登録官の判断に不服の場合には、高等裁判所へ不服申立を行なうことができた（1958 年商標法第 108 条）。高等裁判所への不服申立期間は命令又は決定の通知の日から 3 月である（1959 年商標規則 121）。高等裁判所（判事 1 名）の判断に不服の場合には、高等裁判所の合議体（Bench）に不服申立を行なうことができた（1958 年商標法第 108 条）。合議体の判断に不服であればさらに最高裁判所へ不服申立を行なうことができるとされていた。

現行商標法では、無効審判の申請は、利害関係人が（any person aggrieved）登録官又は IPAB に対し行なうことができる（商標法第 57 条）。なお、登録官とは、特許意匠商標長官のことをいう（商標法第 3 条）。手続きが係属している登録官又は IPAB のことを商標法上「審査審判廷」と呼んでいる（商標法第 2 条(1)(ze)）。商標登録局の判断に対し IPAB へ審判請求できる期間は登録官の命令又は決定の通知を受けてから 3 ヶ月である（商標法第 91 条）。知的財産部審判部の決定に不服のある場合は、拒絶査定不服審判の場合と同様に、IPAB に再審理を求める（2003 年 IPAB（手続）規則第 23 規則）ことができるほか、高等裁判所あるいは最高裁判所に決定の取消しを求めることができる（インド憲法 226、227 条および 136 条）。

< 無効審判制度の変更 >

1958 年商標法：

請求人→（登録官）→高等裁判所（判事 1 人）→高等裁判所（合議体）→最高裁判所

1999 年商標法：

請求人→（登録官）→IPAB IPAB（合議体） 取消請求（高等裁判所・最高裁判所）

2. インドの知的財産制度と運用状況

2 - 1 手続関係

(1) 情報の公開方法

特許公開公報及び特許公報

特許については、以下の表に見られるように毎週金曜に公開公報と特許公報が特許意匠商標総局のホームページ上で公開される。

公開方法	公開頻度	入手可能場所	入手料金
a. 公報への掲載	毎週金曜	インド特許意匠商標総局のホームページに <u>Official Journal of Patent Office</u> (注)として掲載(2005.1.21~2007.1.12 がアクセス可能:2007.1.17 現在)。又は、インド特許意匠商標総局に依頼することにより入手可(別料金 100 ルピーで郵送も可)	ホームページへのアクセスは無料。 印刷物で受領するには、年間 20,000 ルピー。1 回分の場合は 400 ルピー。
b. CD-ROM の発行(等)		インド特許意匠商標総局に依頼することにより入手可(別料金 50 ルピーで郵送も可)	年間 12,000 ルピー。1 回分の場合は 250 ルピー。

(注)http://ipindia.nic.in/ipr/patent/journal_archive/journal_2006/patent_journal_2006.htm

Official Journal of Patent Office には書誌事項と要約のみ(場合により図も)が公開されているだけであるが、ページ当り 4 ルピー支払うことにより完全明細書、図面の写しも入手することができる。ただし、電子的な形で入手することはできない。

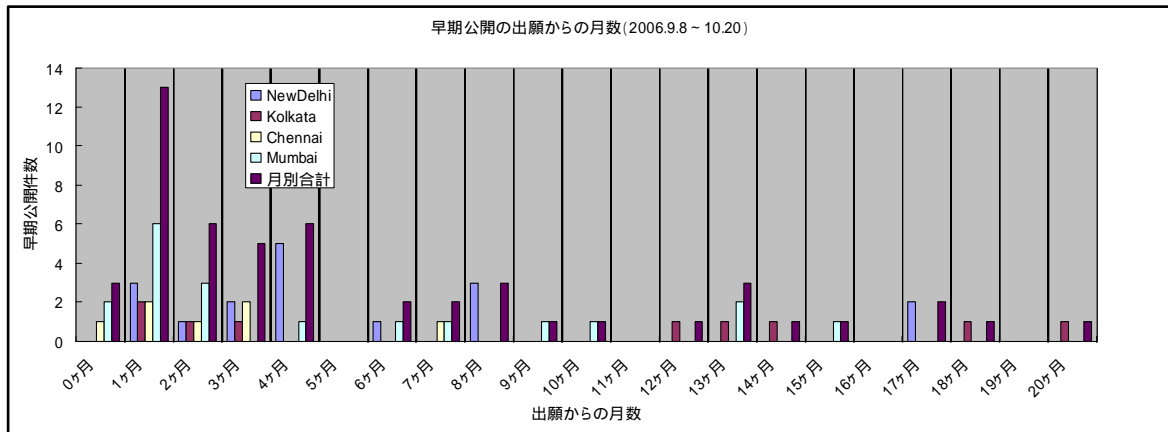
< Indian Official Journal of the Patent Office の統計数値の分析 >

2006 年 1 月 6 日から 12 月 29 日の間に発行された Indian Official Journal of the Patent Office についての分析結果を以下に示す。

(a) 早期公開

インドにおいては、特許法第 11A 条(2)により、出願人は自出願について出願日から 18 ヶ月前に公開するよう申請することができ、インド特許意匠商標総局は速やかに公開することが求められている。この早期公開申請により公開された件数に関して以下のようなことが言える。

- (i) チェンナイが最も多く 288 件。続いてムンバイ 198 件、ニューデリー 135 件、コルカタの 92 件である(図 1 参照、75 頁)
- (ii) 早期公開の申請後、公開されるまでの期間は、申請をした日が明らかにされていないので不明である。参考として、2006 年 9 月 6 日から 10 月 13 日の間に早期公開された出願の出願日からの経過月数を下にグラフ化した。出願から 1 ヶ月後に早期公開されたものが最も多く、次に 4 ヶ月、2 ヶ月と続くが、それ以降 20 ヶ月までにわたり幅広く分散している(次頁図参照)



(b) 通常の出願公開

- (i) コルカタが最も多く 6,678 件。ニューデリーの 5,118 件、チェンナイ 4,748 件、ムンバイ 2,861 件と続く (図 1 参照、75 頁)
- (ii) 2006 年 9 月 1 日から 10 月 27 日の間の公開分を分析する限り、各特許局により傾向の違いはあるものの、出願から 18 ヶ月後の公開を意識した運用がなされているとは言いがたい (図 2 参照、76 頁)
 - ・ デリーについては、ほとんど 2004 年出願のものであり、出願から 21～31 ヶ月後に公開されている。
 - ・ コルカタは 2005 年出願のものが最も多いが、そのほとんどが、優先日が 2003 年のものである。それ以外は 1999 年から 2005 年出願のものまで分布している。
 - ・ チェンナイについては、1997 年、1998 年及び 2004 年出願が突出して多く、その他は 1996 年から 2005 年出願のものまでかなりの数が幅広く分布している。4 インド特許意匠商標総局の中でも最も遅延が著しい。
 - ・ ムンバイは、2004 年から 2006 年に件数が集中している。この中で 18 ヶ月未満に公開されているものが見られるが、これらはいずれも優先日から 18 ヶ月以上経過しているものである。他に 1999 年から 2000 年にも件数の山がある。
- (iii) なお、2005 年 1 月 21 日の Official Journal において、実際には公開されていない出願についても「2003 年 7 月 20 日までの出願は公開されたものとみなす」との公告がなされている。(“2003 年 7 月 20 日”は“2005 年 1 月 21 日”の 18 ヶ月前である。) これにより、2005 年特許(改正)法で追加された「特許付与後は当該特許の公開日に遡及して、特許権が付与される」という条項(第 11A 条(7))との関連で、実際には公開されていない出願が特許付与後に 2005 年 1 月 21 日に遡及して権利を有したり、又は公開された出願でも実際の公開日より前である 2005 年 1 月 21 日に遡及して権利を有したりする可能性をはらんでいる。

(c) 特許付与

- (i) 特許付与の数は、ニューデリーが最も多く 1,663 件である。以下、コルカタ 909

- 件、ムンバイ 657 件、チェンナイ 435 件（図 1 参照、75 頁）
- (ii) 特許が付与された出願の出願年は 1994 年から 2005 年にわたり幅広く分散している。
- (iii) 注目すべきは、ほとんどが特許付与の前年である 2005 年に出願公開されていることである。この関係は出願公開日の表示が始まった 2006 年 6 月 9 日以降、各特許局いずれにおいても見られる（1,637 件中 1,603 件（約 98%）が 2005 年に出願公開）これは、出願公開されたものの全てが約 1 年後に特許付与されることを示しているわけではないが、権利を迅速に取得したい出願人にとっては如何に早く出願公開されるかが関心事と言えよう。

特許審査基準、統計情報、経過情報等、知的財産に関わる情報（エンフォースメント含む）の公開方法

情報の種類	公開の有無	アクセス方法
a. 審査基準	無	インド特許意匠商標総局ホームページに Manual of Patent Practice and Procedure ¹⁹ の案が掲載されているが、出願人に向けた内容であり審査官に対する内容ではない。
b. 統計情報（出願件数等）	有	インド特許意匠商標総局ホームページの Official Journal of Patent Office、Annual Report of the Controller General of Patents, Designs & Trademarks。
c. 経過情報	特許登録情報のみ。	特許登録情報は所定の手数料を支払うことにより入手可能である（自然人：200 ルピー、その他法人：800 ルピー）（特許法第 72 条、特許規則 95、第 1 附則 No.43）。
d. 知的財産に関する情報（警察・税関による摘発件数、行政機関からの通報件数など）	公表されていない。	

< Vadehra 氏からの回答 >

「審査官が自分のコメントや特許弁護士・特許代理人との議論に関する意見、上司や長官への報告を記すために使われるマーキングシートは、出願人にも公衆にも公開されない。それは、訴訟の際における裁判所への提出を除けば、いっさい公表されない。」

インド意匠公報

公開方法	公開頻度	入手可能場所	入手料金
a. 公報への掲載	毎週土曜公開	意匠は登録後書誌情報と最も基本的な画像が公報（The Gazette of India：インドの官報）の Part III-Section 2 に掲載される（注 1）。	—
b. CD-ROM の発行（等）		意匠の公報については CD-ROM やインターネット利用可能なデータベースがない。最近、インド特許意匠商標総局のホームページで一部が閲	Form 5 による申請は 500 ルピー。

¹⁹ <http://ipindia.nic.in/ipr/patent/manual-2052005.pdf>

		覧できるようになった(注2)。 なお、公報掲載後、登録意匠は認証謄本が入手可能である。	
--	--	--	--

(注1) ただし、インド特許意匠商標総局ホームページに記載されているように、これらは現在のところでは十分な仕組みでは実施されていない。インド特許意匠商標総局 HP の Q&A

(http://www.patentoffice.nic.in/ipr/design/faq_design.htm参照(2007年2月1日現在))

(注2) 書誌情報として分類、登録番号その他の書誌情報としてたとえば、「Class.07-01」、「NO.190921」、「M/S. S.K. INDUSTRIES (P) LTD., 11/2-A, PUSA ROAD, NEW DELHI, INDIA. 「CUP」, 7 JANUARY 2003.」のように記載され、簡単な図(写真)が1枚ずつ掲載されているのみである。公報上、「REGISTRATION OF DESIGNS」と題した上で、「The following designs have been registered. They are open for public inspection. (Color combination if any, is not shown in the representation) The dates shown in the following each entry is the date of registration」と記載されているが、公衆審査のための公報として十分な仕組みで実施されているとはいえないだろう。

http://www.patentoffice.nic.in/ipr/design/design_n.htm (2007年2月1日現在)

インド商標公報

公開方法	公開頻度	入手可能場所	入手料金
a. 公報への掲載	月2回公開 (毎月1日 及び16日)	Trade Mark Registry の Trade Marks Journal に掲載。	
b. CD-ROM の発行(等)		Trade Mark Registry は、2006年から2007年の間、CD-ROM のみで発行している。また、Trade Mark Registry のホームページに Trade Marks Journal (注) が掲載されている。 なお、インド特許意匠商標総局に依頼することにより入手可(別料金 50 ルピーで郵送も可) (注)	ホームページへのアクセスは無料。 CD-ROM は年間 12,000 ルピー。 1 回分の場合は、250 ルピー。

(注) 2006年3月24日の Trade Mark Registry 公表文書による (No. MR/TMJ/2005-06/)

http://www.patentoffice.nic.in/tmr_new/tmr_notice/public_notice_journal.pdf (2007年2月1日現在所在確認)

(2) 各知財当局への提出書類に対する公証要求の有無

インド特許制度において、公証が必要な書類は以下のとおりである。

- (a) 特許出願権の譲渡証明書
- (b) 特許権の譲渡証明書
- (c) 外国語による条約出願時、英語への翻訳文についての宣誓供述書
- (d) 特許の回復申請の時、長官が要求した証拠(長官が要求した場合)

< 法的根拠 >

- (i) 特許法第79条により、「本法に基づいて長官に対して係属する何らかの手續においては、長官の別段の命令がない限り、証拠については宣誓供述書による」とされている。(ただし、長官が適正と認めるときは、長官は、宣誓供述書による証拠の代わりに若しくはそれに加えて口頭の証拠を採用することができる。)
- (ii) 特許規則126において、宣誓供述書の宣誓は公証人の面前で行うなどの規定がある。
- (iii) 一方、特許法において、証拠の提出が求められているのは、

- ・出願が発明についての特許出願権の譲渡によって行われるとき(特許法第7条)
 - ・特許の回復申請のとき(長官が要求した場合)(特許法第60条)
 - ・特許権の譲渡、移転等の登録のとき(特許法第69条)
- (iv) 特許法において、宣誓供述書の提出が求められているのは、外国語による条約出願時、英語への翻訳文についての宣誓供述書、又はその他の証明(特許法第138条)
- (v) 従って、公証が必要となる証拠は、以下の場合に求められる。
- ・出願が発明についての特許出願権の譲渡によって行われるとき(特許法第7条)
 - ・特許権の譲渡、移転等の登録のとき(特許法第69条)
 - ・外国語による条約出願時、英語への翻訳文についての宣誓供述書を提出する場合(特許法第138条)
 - ・(長官が要求した場合、)特許の回復申請のとき(特許法第60条)、(特許規則にも、証拠の提出が求めている規定は存在するが、特許法第79条に「本法に基づいて」との規定から、証拠として宣誓供述書が必要なのは、上記の3点とみなされる。)

<p>特許法第7条 出願様式</p> <p>(2) 出願が発明についての特許出願権の譲渡によって行われるときは、出願と共に又は出願後所定の期間内に、出願権についての証拠を提出しなければならない。</p>
<p>特許法第60条 失効した特許の回復申請</p> <p>(3) 本条に基づく特許の回復申請は、所定の手数料の不納付に至った状況を十分に記載し、かつ、所定の方法で証明された陳述を含まなければならない。長官は、長官が必要と認める証拠の提出を申請人に対して更に要求することができる。</p>
<p>特許法第69条 譲渡、移転等の登録</p> <p>(3) 何人かの権原登録の申請が本条に基づいてされた場合において、長官は、長官の納得する権原の証拠に基づいて、…(以下略)</p>
<p>特許法第79条 立証方法及びそれに関する長官権限</p> <p>本件について制定された規則に従うことを条件として、本法に基づいて長官に対して係属する何らかの手續においては、長官の別段の命令がない限り、証拠については宣誓供述書による。ただし、長官が適正と認めるときは、長官は、宣誓供述書による証拠の代わりに若しくはそれに加えて口頭の証拠を採用し、又は如何なる当事者にもその者の宣誓供述書の内容に関して反対尋問を受けさせることができる。</p>
<p>特許法第138条 条約出願に関する補則</p> <p>(2) 当該明細書又はその他の書類が外国語による場合において、当該明細書又はその他の書類の英語による翻訳文であって、宣誓供述書又はその他により長官の納得するように証明されたものを、長官により要求されたときは、提出しなければならない。</p>
<p>特許規則 規則126 宣誓供述書の様式等</p> <p>(1) 法及び本規則により特許庁において又は長官に対して提出する必要がある宣誓供述書は、(3)に規定の方法により適法に宣誓しなければならない。</p> <p>(2) 宣誓供述書は、その理由が示されている限り自己の信条の陳述が認められることがある中間的事項の場合を除き、宣誓供述人が自己の知るところから立証できる事実に限定しなければならない。</p> <p>(3) 宣誓供述書の宣誓は、次の者の面前でしなければならない。</p> <p>(a) インドにおいては、証拠を受理する法的権限を有する裁判所若しくは人の面前、又は前記裁判所により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を付与された公務員の面前</p> <p>(b) インド以外の国又は場所においては、1948年外交官及び領事館員(宣誓及び手数料)法(1948年法律第41号)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官又は領事館員の面前、又は1952年公証人法(1952年法律第53号)第14条に基づいて中央政府が承認した、当該国若しくは場所の公証人の面前、又は当該国若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前</p> <p>(4) 変更及び行間書入については、供述が宣誓され又は確認される前に、その面前で供述の宣誓が執行</p>

される者の頭文字により認証しなければならない。

意匠制度において公証が必要な書類は以下のとおりである。

- (a) 出願の代替等について長官が証拠を求める場合（意匠法第 8 条、意匠規則 16）
- (b) 失効意匠の回復の申請について長官が証拠を求める場合（意匠法第 12 条、意匠規則 24）
- (c) 意匠登録の取消について自己の立場を裏付ける宣誓供述書の方式での証拠をインド特許意匠商標総局に提出する場合（意匠法第 19 条、意匠規則 29）
- (d) 登録意匠所有者が意匠登録簿におけるその者の名称等の変更に係る請求を長官に対して求める場合に長官が証拠を要求する場合（意匠規則 31）

< 法的根拠 >

意匠法 37 条は、原則として、「長官に対する本法に基づく手続において長官による別段の指示がない場合は、証拠は、宣誓供述書によって提出されなければならない」としている。なお、宣誓供述書の様式については意匠規則 42 に、宣誓供述書の宣誓は公証人の面前で行うなどの規定がある。

譲渡及び移転の登録簿への登録（意匠法第 30 条、意匠規則 32 及び 35）の場合である。

商標制度において公証が必要な書類は以下のとおりである。

- (a) 願書における使用者についての陳述（商標規則 27）
- (b) 異議申立を支持する証拠（商標規則 50）
- (c) 出願を支持する証拠（商標規則 51）
- (d) 異議申立人による弁駁証拠（商標規則 52）
- (e) 登録の更新（商標規則 63）
- (f) 申請に添付する事情陳述書について登録官が証明を求める場合（商標規則 70）
- (g) 一定の譲渡及び移転に関する事情を陳述する場合に陳述書を証明する必要がある場合（商標規則 77）
- (h) 登録使用者としての登録申請において一定の事実に対する真実性の証明を含む場合（商標規則 80）
- (i) 登記簿の訂正において 登録官は、宣誓供述書又はその他により当該申請がされる状況に関して適当と認める証拠を要求する場合（商標法第 58 条、商標規則 91）

なお、公証の様式については、商標規則において宣誓供述書の様式等（商標規則 116）が定められている。

< Shanker 氏回答 >

特許・意匠

(i) 宣誓供述書(affidavit)（特許規則 126）は公証が求められる。

(ii)譲渡(Assignment)証明書の写しや、その他移転の効果又は証拠となる文書の写しは、出願人又はその代理人のいずれかによって真正な謄本であることを宣誓するか、又は公証人によって認証されなければならない。

商標

(i)宣誓供述書として提出された文書

(ii)譲渡証明書の写し

(iii)ライセンス証書の写し

公証人

公証人として認められるのは、1952年公証人法(The Notaries Act 1952)の第14条に基づき中央政府が認定する国又は場所の公証人である。

<Vadehra 氏回答>

譲渡証明書や宣誓供述書(affidavit) 名前の変更等の証明等に公証が必要であるが、その他日常的で定型的な文書については、公証は求められない。

<日米欧> 日米欧とも、公証に関する規定は見られない。

なお、特許法条約(PLT)第8条において、「公証は要求できない」と規定されている。(日本はPLTに未加盟であり、米国、欧州は署名のみなされている状況である。)

PLT 第8条

(4)(b) いずれの締約国も、準司法的手続に関する場合、又は規則に定める場合を除いて、自国の官庁に対する提出物の署名の証明、公証、確認、公認又はその他の証明を要求することはできない。

(3) 包括委任状制度の有無

特許規則135(1)で、代理人への委任状が規定されている。現地代理人によればその委任状の様式(Form 26)を使用することにより、包括委任(複数の特許出願について1つの委任状で包括的に委任すること)が可能とのことである。

<Vadehra 氏回答>

なお、Form 26には他の代理人の選任、許可、承諾に係る規定がないため、その必要がある時には、特許弁護士等はインド弁護士法(India Advocates Act)やインド契約法(Indian Contract Act)に従って、Form 26に修正を加えたものを使用している。

商標と意匠についても、以下のShanker 氏回答のように包括委任が可能である。

<Shanker 氏回答>

商標については、商標法第143条、商標規則21、様式TM48に、意匠については、

意匠法第 43 条、意匠規則 Form 21 に関連する条項と様式が定められている。なお、包括委任状は特許、意匠、商標に関して、それぞれ別々に提出する必要がある。

特許規則 規則 135 代理権 (1) 法及び本規則の適用上、代理人への委任は、Form 26 により又は委任状の様式による。 (2) (1)に基づいて委任がされた場合は、代理人に対する法又は本規則に基づく何らかの <u>手続又は事項</u> に関して代理人に対してされる何れの書類の送達も、その者に委任を行った者に対する送達とみなすものとし、何らかの手続又は事項に係る者に対してすることを指示されたすべての通信は、当該代理人に宛ててすることができ、かつ、それに関する長官の面前へのすべての出頭は、当該代理人が又は当該代理人を介して、することができる。 (3) (1)及び(2)の如何なる規定にも拘らず、長官は、必要と認めるときは、出願人、異議申立て人、又は当該手続若しくは事項についての当事者自身による署名又は出頭を命じることができる。
特許法第 127 条 特許代理人の権利 本法の規定及び本法に基づいて制定された規則に従うことを条件として、特許代理人登録簿に名称を登録された各特許代理人は、次に掲げる行為をすることができる。 (a) 長官に対する業務をすること、及び (b) すべての関係書類を作成し、すべての関係業務を行い、かつ、本法に基づいて長官に係属する手続に関連して所定の他の職務を遂行すること

<日米欧>

日本：包括委任状制度は存在する。

日本特許法施行規則 第 9 条の 3 第 1 項： “手続き...(中略)...をする際の第 4 条の 3 (代理権の証明)の規定による証明については、特例法施行規則第 6 条第 1 項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下、「包括委任状」という)を援用してすることができる。”
第 6 条 (包括委任状) 特定手続き...(中略)...、特許法第 17 条第 1 項若しくは第 3 項...(中略)...若しくは特許法第 133 条第 1 項若しくは第 2 項...(中略)...、実用新案法...(中略)...手続きの補正又は...(中略)...証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下、「包括委任状」という)を援用してすることができる。”

米国：特許規則に以下の規定あり。代理人の変更がない限り、改めて委任状を提出する必要はないとも読み取れるが、明確ではない。

米国特許規則 (37 C.F.R.) §1.63 宣誓書又は宣言書 (4) 先の出願の手続中に委任状(若しくは代理人の授權書)又は通信宛先に変更があった場合、かかる委任状(若しくは代理人の授權書)又は通信宛先の変更は継続出願又は分割出願の中で言及されなければならない。
--

欧州：包括的委任状の提出が認められている (EPC 規則第 101 規則)

「委任状には、複数の欧州特許出願を含むことができます。(欧州特許入門 木梨貞夫著 発明協会 52 頁)」

(4) 出願日認定要件

特許

インド特許意匠商標総局への直接出願時、インドを受理官庁とする PCT 出願時、及びインド国内段階への移行時における提出書類は以下のとおりである。

特に、出願時に提出が必須な書類は「網掛け」で示したものである。

	インドへの出願	国際出願 (PCT)		国内移行	
		インドの規定	PCTの規定	インドの規定	PCTの規定
出願書	Form 1 (7条(1))	Form 1: (7条(1A)、規則 20(1):may be made in Form 1) or Form CT/RO/101 (Manual of Patent Practice and Procedure 2005 p50) 英語又はインド語で 3 通 (規則 19(1))	(受理官庁が認める言語) PCT 規則 12.1(a)	Form 1A or 任意 Form (必須ではない)(Manual of Patent Practice and Procedure 2005 p30) (注) PCT の手引きによれば、308 受領以前又は 308 受領し 20 条未送達の場合、 <u>国際出願の写し</u> を出願人が提出する。)	—
出願書の英語への翻訳				規則 20(3)(b): <u>出願書が英語でなく、公開もされていない時。</u>	—
明細書	仮明細書 or 完全明細書 Form 2 (9 条、10 条: 仮出願書を提出した場合は 12 ヶ月後に完全明細書の提出が必要、規則 13)	完全明細書 Form 2 (136 条(1)、規則 13)			
請求の範囲					
要約			(要約は別途提出も許されている)		
図面	(必須ではない)	(必須ではない)	(必須ではない)		
寄託された微生物等の生物材料に関する書類	(満足する方法で記述できない生物学的材料を明細書に記述しており、かつ公衆で入手不能の場合)「生物学的材料の出所及び原産地の開示」も含む)	(同左)	(当該発明が微生物等の生物材料に関するものである場合)		
ヌクレオチド又はアミノ酸配列リスト、及び電子形式による同リスト	(当該発明にヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれる場合) 規則 9	(同左)	(当該発明にヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれる場合)PCT 規則 5.2		
明細書その他の書類の翻訳	138 条(2): <u>優先権書類が外国語(英語、</u>	(同左)	—	<u>出願書が英語でなく、公開もされていない時(規則</u>	(請求の範囲、明細書、図面の

	ヒントウ語以外)であり、 <u>インド特許意匠商標総局長官から要求された時</u> (宣誓供述書その他による証明が必要)			20(3)(5) (宣誓供述書その他による証明が必要:138条(2)) 請求の範囲、明細書、図面の文言、要約 インドを選択しなかった場合 PCT 条約第 19 条に基づき補正されたクレーム及び説明書 インドを選択した場合 国際予備審査報告書に付属する明細書、クレーム、及び図面の語句事項に対する補正	文言、要約のほか、PCT 条約第 19 条に基づき補正されたクレーム及び説明書、及び非公式コメントも翻訳する。)
委任状	→基本は出願と同時にだが、実務では特許担当官の裁量によりアクトの前であれば受理することがある。	同左	(代理人を選任している場合)	(Manual of Patent Practice and Procedure 2005 p59(f)) 実務上は、アクトの前であれば受理することがある。	
優先権書類	<u>優先権主張する場合。</u> 長官からの要求後 3 ヶ月以内に提出要 (特許法 138 条 (1)、規則 121)。	(同左)	(優先権主張している場合、優先日から 16 ヶ月以内に受理官庁又は国際事務局に提出)PCT 規則 17.1	規則 21(1): <u>出願人が PCT 規則 17.1(a)又は(b)を遵守しなかった場合は、優先権書類を優先日から 31 ヶ月以内に提出要。</u>	—
優先権書類の翻訳	138 条(2): <u>優先権書類が外国語(英語、ヒントウ語以外)であり、インド特許意匠商標総局長官から要求された時</u> (宣誓供述書その他による証明が必要)	(同左)	—	規則 21(2): <u>優先権書類が英語でない場合、優先権書類の英語への翻訳を優先日から 31 ヶ月以内に提出要。</u> (宣誓供述書その他による証明が必要: 138 条(2))	(優先権主張の有効性が、その発明が特許を受けられるかについての判断に係る場合に限る。)PCT 規則 51 の 2.1(e)
発明者である宣言	Form 5 (7 条(3): <u>出願人が発明者でない場合</u> 、 10 条(6)規則 13(6): <u>完全明細書の提出時に併せて提出、申請により延長も可</u>)	(同左)	—	(Manual of Patent Practice and Procedure 2005 p59(d))	(PCT27(2)、規則 51 の 21.1(a)(iv)で国内段階での要求は許されている)
譲渡証明書(公)	Form 規定	—	—	(Manual of	—

証が必要)	なし(7 条(2): 特許出願権の 譲渡によりさ れた出願の場 合)規則 10:特 許出願後の 6 ヶ月以内に提 出が必要、通 常は願書と同 時に提出			Patent Practice and Procedure 2005 p59(b))	
外国出願に関 する申告と誓 約 (statement and undertaking)	Form 3 (8 条:インド [*] 以 外の国に本出 願に対応する 出願をしてい る場合、 規則 12(1A): 特許出願後の 6 ヶ月以内に 提出が必要)	Form 3 (同左)	—	(Manual of Patent Practice and Procedure 2005 p59(e))	—

(出願料の納付)

特許法第 142 条、特許規則 7、及び第 1 附則より、特許出願において、手数料が必要であり、その納付がなかった場合は出願されなかったとみなされる。

なお、2006 年特許規則において、規則 7 の下線部分は削除された。手数料(2)(c) 書類に関して手数料の納付を必要とする場合は、手数料全額を当該書類に添えるか又は当該書類の提出日から 1 月以内に納付しなければならない。ただし、長官は、手数料の一部を受領した上で、残額については、当該書類の提出期限の日を過ぎていても、書類の提出日から 1 月以内にいつでも納付することを許可することができ、かつ、そのような納付がされたときは、当該書類はその提出日から記録される。

特許法第 142 条 手数料

- (1) 特許の付与及び特許出願並びにその他本法に基づく特許付与に関する事項については、中央政府によって定められた手数料を納付しなければならない。
- (2) 長官の行為について手数料の納付を要するときは、長官は、当該手数料の納付があるまで、当該行為をしない。
- (3) 特許庁に書類を提出することについて手数料の納付を要するときは、当該手数料は書類と共に又は所定の期間内に、納付しなければならないが、当該書類については、当該期間内に手数料の納付がないときは、提出されなかったものとみなす。
- (4) 出願日から 2 年の期間経過後に主特許の付与があったときは、その間に納付期日の到来した手数料は、当該特許の登録簿への登録の日から 3 ヶ月の期間内又は登録の日から 9 ヶ月までの延長期間内に、納付することができる。

特許規則 規則 7 手数料

- (1) 特許付与及びその出願に関して第 142 条に基づいて納付を必要とする手数料、並びに法に基づいて手数料納付を必要とするその他の事項に関して納付を必要とする手数料については、第 1 附則にこれを規定する。
- (2)(a) 法に基づいて納付を必要とする手数料は、現金により納付するか、又は長官を支払先として所轄庁所在地の指定銀行宛てに振り出された銀行為替手形若しくは小切手により送付することができる。当該為替手形又は小切手を郵送するときは、通常の郵送過程で当該銀行為替手形又は小切手が長官に対して配達された筈の日に、当該手数料が納付されたものとみなす。

- (b) 正しい金額の銀行諸掛を含まない小切手又は為替手形、及び額面の全額を手数料の納付許容期間内に現金回収できない小切手は、長官の単独裁量によってのみ受領される。
- (c) 書類に関して手数料の納付を必要とする場合は、手数料全額を当該書類に添えなければならない。
(以下省略)

第1附則

(納付対象項目) 仮明細書/完全明細書を添付した**第7条(出願様式)**、第54条又は第135及び規則20(1)に基づく特許出願の手数料額(単位：ルピー)：

(対自然人)：1,000 各複合優先権の場合は1,000の倍数

(自然人以外の対法人、単独又は他者との共同)：4,000 各複合優先権の場合は4,000の倍数

意匠

意匠法第5条は「意匠が登録されるときは、登録出願日の時点で登録されたものとする」としている。なお、連合王国又はその他の条約国若しくは国家群、又は政府間機関の構成国である国の何れかにおいて意匠出願をしたもの者は、意匠保護の出願から6ヶ月以内にされた場合に、当該国での出願と同一日付を有する旨を主張することができる(意匠法第44条、意匠規則15)。

インドにおける当該登録出願の出願日、当該登録についての相互主義主張日は意匠登録簿に記載される(意匠規則30)。

なお、出願に際してはForm 1で指定される願書を提出する。主な記載事項と添付書類は以下のとおり。

(i) 願書の記載事項

(a) 出願人の氏名、住所及び国籍

(b) 登録を求める物品の名称、ロカルノ分類に該当する分類(ロカルノ協定は批准していないが、運用上、同協定に基づく区分にしている)

(c) 優先権主張をする場合、優先権主張の基礎となる出願国名、日付及び番号の記載

(d) 新規性の陳述。但し任意。

(e) インドにおける送達先

(ii) 原書に添付する意匠の表現物

物品の以下に関する写真又は図面5部

(ア) 透視図

(イ) 側面図(右側面図、左側面図)

(ウ) 頂面図

(エ) 底面図

(オ) 正面図

(カ) 背面図

商標

商標登録出願が受理された場合、異議申立がなく異議申立期間が経過したとき、あるいは、異議申立がされたがその申立てが却下されたときは、中央政府が別段の命令をしない限り、登録官は前記商標を登録しなければならない(商標法第23条)。この場合、当該商標は、出願の日付で登録され、また、当該日付が登録日とみなされる(商標法第23条)。なお、出願日は登録簿に記載される(商標規則59)。なお、条約国における出願日の後6ヶ月以内にインドにおける商標の登録出願をした場合で、当該商標がインドで登録を受けた場合、条約国における出願日をもって登録され、かつ、その日が登録日とみなされる(商標法第154条)。

なお、商標に関して、Form TM-1として指定された願書以外に出願時に提出を求められる書類は特にない。Form TM-1には出願人に関する情報、指定される商品・役務、

当該商標を表示したものと及び使用者に関する情報のみが提出されればよく、それらを裏付ける文書の提出は求められない。委任状の提出は出願後でもよい。

<日米欧>

日本：日本商標法第5条の2(1)に、出願日認定の規定があるが、委任状や出願手数料はその要件とされていない。

米国：米国特許法(35 U.S.C.)第41条に、手数料を課すことができるとの記述あり。

欧州：欧州特許条約(EPC)に、出願後1ヶ月以内に出願手数料と調査手数料の納付が義務づけられている。出願時に委任状を要求する記述は見当たらない。

EPC第78条 欧州特許出願の要件

(2) 欧州特許出願については出願後1月以内に出願手数料及び調査手数料を納付することを条件とする。

<出願料納付と出願日認定に関する PLT・PCT の参考条文>

PLT 第5条 出願日

(1)(出願の要素)

(a)規則に別段の規定がある場合を除き、及び(2)から(8)の規定に従うことを条件として、締約国は、出願日の目的のために、出願人の選択によって書面又は官庁が許容する別の手段により提出された次の要素の全てを官庁が受理した日を出願日と定める。(注：上記、(2)から(8)の規定には出願料の記述はない。)

PLT 第6条 出願

(4)(料金)締約国は、出願に関して料金を支払うことを要求することができる。締約国は、出願料金の支払いに関する特許協力条約の条項を適用することができる。

PCT 第11条 国際出願日及び国際出願の効果

「次の要件」が受理時に満たされていることを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。
(注：上記「次の要件」には、出願料の支払いは含まれていない。)

PCT 第14条 国際出願の欠陥

(3)所定の手数料の支払い

「手数料が所定の期間内に支払われない場合は、国際出願は取下げられたものとみなされる。」

2 - 2 特許²⁰

(1) 特許存続期間

TRIPS 協定では、特許保護期間を特許出願の日から 20 年以上と規定しているが、インドにおいては 2002 年特許(改正)法でこの規定との整合性を担保した。それ以前は、食物又は医薬品として使用されるか、される可能性のある物質の製造方法又は処理のクレームについては、特許付与から 5 年又は特許出願日から 7 年のうちいずれか早い時期、その他の発明については、特許出願から 14 年とされていた。

なお、インドにおいて医薬関連発明の延長登録制度などの特例は存在しない。(特許法及び特許規則にも該当する規定はない。)

<Shanker 氏回答>

特許法第 67 条(1)(b)に記述のある「延長」はインド特許意匠商標総局長官が行う手続きや異議申立手続きにおいて認められた期間延長を意味している。

「特許法第 53 条 特許の存続期間」には、延長の記述はない。

特許法第 53 条 特許の存続期間

(1) 本法に従うことを条件として、2002 年特許(改正)法施行後に付与された各特許の存続期間及び当該施行日に本法に基づいて満了していないか又は効力を失っていない各特許の存続期間は、特許の出願日から 20 年間とする。

説明 - - 本項の適用上、特許協力条約に基づいてインドを指定する国際出願の場合の特許の存続期間は、特許協力条約に基づいて付与された国際出願日から 20 年間とする。

(2) 特許は、本条又は本法の如何なる規定にも拘らず、更新手数料が所定の期間内、又は所定の延長期間内に納付されないときは、更新手数料の納付に係る所定の期間の満了時に、効力を失う。

(3) [削除]

(4) 現に有効な他の法律の如何なる規定にも拘らず、更新手数料の不納付による特許の失効時又は特許の存続期間の満了時には、前記特許により包含された主題は、一切保護を受けることができない。

第 67 条 特許登録簿及びそれに記載すべき事項

(1) 特許庁に特許登録簿を備え、これには次に掲げる事項を記載しなければならない。

(b) 特許の譲渡及び移転、特許に基づくライセンス、並びに特許の補正、延長及び取消についての告知、及び... (以下略)

67. Register of patents and particulars to be entered therein.

(1) There shall be kept at the patent office a register of patents, wherein shall be entered-

(b) notifications of assignments and of transmissions of patents, of licences under patents, and of amendments, extension, and revocations of patents; and... (以下略)

なお、更新期間中に更新手数料を支払わなかった場合、6 ヶ月を限度として追加的な手数料を支払うことにより、特許の失効を免れることができる。(特許規則 80(1A)、Form 4、手数料:(自然人) 300 ルピー / 月、(法人) 1,200 ルピー / 月)

特許規則 規則 80(1A)

(1)に規定の更新手数料の納付のための期間については、当該期間延長の請求が第 1 附則に規定の手数を添えて Form 4 により行われたときは、これを 6 ヶ月以下の期間まで延長することができる。

²⁰ インドにおける特許出願の流れ図を 82 頁に示す。

<日米欧>

日本：例えば医薬品等の特許発明の実施について、安全性の確保などを目的とする法律の規定（薬事法、農薬取締法等）のため、その実施をすることができない期間があった場合は5年を限度として特許の存続期間を延長できる（特許法第67条(2)）。

米国： 薬事法上の認可の遅延による延長が認められている。延長期間は特許発行後に政府が許可手続きに要した期間。また、政府の許可が発行された後の特許権の存続期間の残余期間と延長が認められる期間との合計が14ヶ月を超えないように調整される（35 U.S.C 第156条(a)(c)(3)）。

審査手続き等の遅延による延長（35 U.S.C 第154条(b)）。出願からファーストアクションまで14ヶ月以上経過した時、特許出願から特許の発行まで3年以上経過した時など、期間延長が認められている。

欧州： 戦争状態や緊急状態があった場合、市場への流通に際して締約国の行政機関による許可手続きが必要となる場合に、延長が認められている（EPC 第63条(2)）。

(2) メールボックス出願された発明の出願公開

メールボックス出願について明示的にその公開時期を規定している条項は、特許法、特許規則のいずれにも存在しないが、出願公開時期について言及している特許法第11A条にメールボックス出願の特許権の発生時期等についての規定があるため、同第11A条は通常出願だけでなくメールボックス出願も含む規定と解釈できる。従って、制度的にはメールボックス出願についても通常出願と同様に出願から18ヶ月後に公開されると理解するのが妥当であろう。しかし、インド代理人によれば公開されるメールボックス出願の内容は「発明の名称」、「出願番号」及び「出願人氏名」のみであり情報公開の意味で疑問が残る。なお、2005年のOfficial Journal of Patent Officeに、メールボックス出願の公開がされている。

<Vadehra 氏回答>

「出願公開に関しては、インド特許意匠商標総局に対し出願から18ヶ月以内に特許出願の公開を行うよう求めるものである明示的な規定が2003年5月20日から発効しており（2002年特許(改正)法）メールボックス出願を含めて適用されている。（メールボックス出願と通常出願を識別する表示はない。）

メールボックス出願の提出は、1995年から行われているが、当時は出願数も多くなかった。従って滞貨²¹はなかった。また、庁業務の運営も旧庁舎で行われていたため、移動による時間のロスもなかった。したがって、メールボックス出願を含めてすべて公開されていた。

なお、公開の対象とされたのは、発明の名称、出願番号及び出願人氏名のみである。

²¹ インド特許法において出願公開が規定されたのは2002年特許(改正)法からであり、1995年当時に出願公

2005年改正法により、特許付与前異議申立が拡充されてから、現在まで公報に掲載されたかか情報について、かなりの件数の特許付与前異議申立が提出されている。

特許付与前異議申立に関しては手数料が必要とされないため、インド企業は積極的に付与前異議申立を提出しているのが現状である。」

<日米欧>

日本：出願から18ヶ月経過後に公開される。(日本特許法第64条)なお、出願人の請求がある場合は、18ヶ月の期間の満了前に出願を公開することができる(日本特許法第64条の2)。

米国：出願から18ヶ月経過後に公開される。なお、出願人の請求がある場合は、18ヶ月の期間の満了前に出願を公開することができる。(35 U.S.C 第122条(b)(1)(A))しかし、以下の例外がある。

外国に出願されておらず、かつ出願人が非公開にすることを請求した場合(35 U.S.C 第122条(2)(B)(i))。

出願が継続していない場合等(詳細は「対説日米欧特許法²²」p170)。

欧州：出願日又は優先日から18ヶ月。早期出願公開の請求制度あり(EPC 第93条)。

(3) 出願からの登録までの期間

Vadehra氏によれば、出願から、特許付与後におけるLPD(Letters Patents Document)番号付与までの期間は、おおよそ4年から5年である。この点Shanker氏の回答である「3年から5年」とほぼ一致している。

このLPDは、インド特許意匠商標総局が特許権者に対し交付するインドにおいて特許を有していることの証明書であり、公報に特許付与が公開された日の後に交付される。

なお、Official Journal of Patent Officeによると、特許付与が公開されている出願はそのほとんどが特許付与の1年前に公開されたものである。また、2-1(1)(a)に示した図からわかるように早期公開が請求された出願の多くは、出願日から4ヶ月以内に公開されている。(なお、同Journalには、早期公開請求日は掲載されていないため、実際に早期公開請求を行ってから公開されるまでの期間については不明である。)

実際の運用状況については現地の代理人に問い合わせたところ以下の回答を頂いている。

<Vadehra氏からの回答>

「2006年に改正された特許規則第24B規則(3)によれば、審査請求日又は公開日のいずれか遅い方から6ヶ月以内に最初の審査報告書が出願人又は代理人に送付されるとしているが、出願公開担当の部署は莫大な滞貨を抱えており、出願公開自体が非常に遅れてなされている。通常の場合、最初の審査報告書は審査請求から3~10ヶ月後

開における「滞貨」の概念はない。

には発行される。」

<Shanker 氏からの回答>

「2006 年特許規則は、特許法に基づく様々な任務等の遂行に関する期限を定めている。

第 11A 条及び第 24 規則の下、長官は、出願日又は優先日のいずれか早い方の日から 18 ヶ月の法定期間が経過した後、通常は 1 ヶ月以内に特許出願を公開するよう求められている。早期公開が請求された場合、通常、当該出願は早期公開請求日から 1 ヶ月以内に公開されなければならない。公開日は、出願審査の着手、付与前異議申立、及び侵害訴訟における損害賠償に関係して重要な意味を有する。

審査請求は、出願と同時に行うこともできるし、出願日又は優先日のいずれか早い方の日から 48 ヶ月以内に行うこともできる。審査請求が出願と同時になされた場合であっても、第 11A 条に基づく出願公開が行われた後でなければ審査は行われない。

メールアドレス出願の審査請求は、出願日又は優先日のいずれか早い方の日 48 ヶ月以内であればそれを行うことができる。

分割出願の審査請求は、原出願の出願日若しくは優先日のいずれか早い方の日から 48 ヶ月以内又は分割出願の出願日から 6 ヶ月のいずれか遅い方までであればそれを行うことができる（2006 年特許規則 24B(iv)）。

2005 年 1 月 1 日より前になされた出願の審査請求期間は、2005 年法による改正前の第 11B 条に規定された期間、すなわち出願日又は優先日から 48 ヶ月のいずれか遅く終了する期間とされている。たとえば、2005 年 1 月 1 日より前に提出された国内段階出願の場合、48 ヶ月の期間は国際出願日から起算されるし、条約出願の場合、それは当該出願の出願日から開始される。

審査請求を受けた出願に関して願書、明細書その他の文書を、長官が、審査官に委ねるまでの期間は、通常、公開日から 1 ヶ月又は審査請求日から 1 ヶ月のいずれか遅い方である。通常、審査官は、長官から出願書類を委ねられた日から 1 ヶ月以内（遅くとも 3 ヶ月以内）に審査報告書を長官に提出する。長官は、審査報告書を受領した日から 1 ヶ月以内に審査報告書に対する決定を下す。通常、インド特許意匠商標総局は、審査請求日又は公開日のいずれか遅い方から 6 ヶ月以内に最初の審査報告書を発行する。

第 21 条の下、出願人は最初の拒絶通知（審査報告書）が発行された日から 12 ヶ月以内に特許可能なものへと出願を整えなければならない。この期間は延長できない。旧規則の下で審査が開始され 2006 年 5 月 5 日時点においても係属中であつた出願に関する例外規定はないことから、そのような出願の場合も、特許可能

な状態に出願を整えるための期間は、自動的に12ヶ月に延長されることになる。出願人が旧規則の下で通常の期限が終了する前に期間延長を認められかつその出願が2006年5月5日まで有効であった場合には、かかる出願人はやはり特許可能な状態に出願を整えるための期間として12ヶ月を認められることになる。」

(4) 特許の保護範囲

コンピュータプログラム

前記のとおり、コンピュータプログラムに関する特許性については、2004年特許(改正)大統領令で、「産業への技術的な適用又はハードウェアとの組み合わせられたもの」は、特許されない発明から除外されたものの、2005年特許(改正)法では、再び2002年特許(改正法)に規定に戻るなど、揺れ動いている。

これに関するインド代理人の見解は以下のとおりであり、運用上はハードウェアと組み合わせられた発明の場合、特許付与されている例が存在している。

<ソフトウェア自体は特許不可能であるが、何らかのハードウェアと組み合わせられたときは特許可能> (Vadehra 氏²³)

「現在のインドでは、ハードウェアと組み合わせられた形で行われるコンピュータプログラムの技術的適用は特許可能とされている、これがソフトウェア関連発明に与える影響を考えるには、「新規な発明 (new invention)」の定義と「進歩性 (inventive step)」の定義に加えられた変更を考慮する必要があるだろう。

新たなプログラムを実行するために新たなコンピュータの創造に相当すると合理的にみなすことが可能な性質の改良をコンピュータの内部に加えなければならない場合には、たとえその発明がプログラム自体に係るものあり、コンピュータに加えられた改良はそれに付随するものでしかないと思われたとしても、かかるコンピュータを対象とする出願は、明らかに特許付与の対象とされる。ただしこの場合にはコンピュータに加えられた改良そのものに発明性が認められなければならない。コンピュータに対する改良が当該プログラムを実施するための自明な方法により行われた場合には、発明的寄与は当該プログラムそのものにしか存在しないことになるからである。

インドの特許弁護士たちのなかには、「ソフトウェアそのものではなく技術的特徴に発明性がある」との主張を行うことにより、ソフトウェア特許を取得することに成功している者たちもいる。

インドでは、ソフトウェアに対する知財権保護は著作権法を通じて与えられている。すなわち、コンピュータプログラムに対する著作権は1957年インド著作権法の規定に基づき与えられており、1994年に行われたインド著作権法の大規模な改正の結果、現在の著作権法は世界でも最も厳しいもののひとつとなっている。」

²³ AIPPI 誌 2006 Vol.51 No.6

< Vadehra 氏からの回答 >

「なお、特許法第3条(k)に基づく拒絶を避けるためには、以下のような点に注意すべきである。

- ・ ソフトウェアによる方法的な特徴とともにそれを支持する構成的特徴もクレームする必要がある。
- ・ かかるソフトウェアの特徴に関係して必要なハードウェアの特徴も伴う形でクレームを書くこと。
- ・ コード化されたり、数学的に表現されたプログラムには特許は与えられない。
- ・ ハードウェアの特徴についての実質的な裏付けがなければならない。
- ・ ハードウェアの特徴は、新規性及び進歩性の達成に貢献するものでなければならない。」

< Shanker 氏からの回答 >

「2005年4月に大統領に承認された2005年特許(改正)法では、第3条(k)は2002年特許(改正)法により導入された旧定義に戻されることになった。それがソフトウェア発明に対して有する意味合いは、「新規な発明(new invention)」及び「進歩性(inventive step)」の定義に加えられた変更には照らして評価されなければならない。

2005年特許(改正)法においては、「進歩性」評価のための基準が定義されることとなった。「新規な発明」(新規性)の範囲も相対的新規性から絶対的新規性へと狭められることになった。しかし、これに関しては特許法中に不整合も存在するように思われる。というのも、付与前・付与後の異議申立手続及び取消し手続における新規性評価の基準は絶対的新規性ではなく相対的新規性だからである。

第3条(k)を第2条(1)(ja)と併せ読むならば、ソフトウェアが当該技術分野に技術的寄与を与えるものであるならば、それは特許を受けることが可能であるとの結論になる。技術的寄与、技術的效果及び技術進歩はすべて同じものを意味する表現と考えることもできるからである。その点は2005年6月20日付の審査ガイドライン案(Manual of Patent Practice and Procedure²⁴)も認めている。さらに、それらの規定をよく読むならば、それが新規な発明の一部である限り、進歩性判断における技術的寄与テストにおいては、コンピュータ関連発明は技術的な性質を有するものとみなされなければならないとの結論に容易に達することもできる。新ガイドライン案は、欧米の判例を簡単に分析し、コンピュータ関連発明に対する欧米での取り扱いに関して次のように結論している。

- (a) コンピュータプログラム又はソフトウェアに関する発明は、ハードウェアとの組合せで技術的進歩を提供するものとしてクレームされている場合には、特許可能である。
- (b) コンピュータプログラムに関しては、先行技術に対する技術的寄与が記載されな

²⁴ <http://ipindia.nic.in/ipr/patent/manual-2052005.pdf>

ければならない。

(c) コンピュータプログラムはまた、技術的課題を解決するものでなければならない。

ただし、上記に関する分析はガイドライン案中では行われてなく、またこれらは特許審査の際にインド特許意匠商標総局の指針になることを目的として記載されたものでもあるようにも思われぬ。しかし、これらのガイドラインには法的な効力は認められない。」

<日米欧>

日本：ソフトウェア関連発明は認められている。

米国：ソフトウェア関連発明は認められている。

欧州：EPC においては発明とは認められていないが、運用上は特許付与されている。(現在も、欧州連合等で議論中)

自然発生的な微生物の保護について

発見された微生物については、特許法第 3 条(c)により、「現存する生物の発見」に該当し発明とみなされていない。

一方、同条(j)では「微生物」は発明とみなされると読めるが、これら(a)~(p)はそれぞれ or 条件であるため、「現存する生物、つまり自然発生的な微生物」は同条(c)に相当し、発明ではないと解釈できる。従って、現存する微生物に対して遺伝子操作をした結果、新たな微生物が発生した場合、それは発明である。

特許法第 2 章 特許されない発明

第 3 条 発明でないもの

(c) 科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の形成、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見

(j) 微生物以外の植物及び動物、種子、新品種及び種を含む全部又はそれらの一部、並びに植物及び動物の生産及び繁殖のための本質的に生物学的な方法

<日米欧>

日本：単なる発見で創作でないものは「産業上利用できる発明に該当しない」。(「特定技術分野の審査の運用指針」より)

米国：35 U.S.C 第 100 条(a)に「発明」とは、発明又は発見をいう」と明示されている。

欧州：EPC 第 52 条(2)(a)に「発見、科学理論及び数学的方法」は特許とはみなされないとの条文がある。

(5) 出願の単一性

特許法第 10 条(5)によれば、完全明細書のクレーム(1 又は 2 以上)は、単一の発明、又は単一の発明概念を構成するように連結された一群の発明でなければならないとされている。また、「Manual of Patent Practice and Procedure 2005」の 2.5 Unity of Invention によれば、

- ・ 特許出願の全てのクレームは同一の発明の概念に関するもの、つまり 1 つの発明性の概念を共有するものでなければならない。
- ・ 発明が単一と言える独立したクレームの種々のカテゴリー：
 - 製品とその生産工程、及びその製品の使用
 - 工程、及びその工程を実施するための装置
 - 製品、その生産のための工程、及びその工程を実施するための装置
- ・ 下記に示した例は、発明の単一性を構成している。

例(1)スプレーボトル

- ボトルそのもの(製品)
- そのプラスチック内の化学薬品(化学化合物)
- スプレーの機構(装置)
- そのプラスチックを成型する方法(工程)

例(2)遺伝子配列

- 新たな遺伝子配列 A
- 遺伝子配列 A を表す方法
- 遺伝子配列 A のたんぱく質に作られる抗体
- 遺伝子配列 A への抗体から作られるキット

例(3)遺伝子組換え生物から生産された生物重合体

- 生物重合体
- 生物重合体の生産方法とその使用と応用
- 生物重合体、その生産方法のための工程、及びその使用と方法

また、以下の Vadehra 氏の見解によれば、以下のとおり 1 出願中に複数のクレームを含めることは可能であるが、複数の独立クレームが可能かは明確でなく、審査官の裁量に委ねられているのが実態である。

< Vadehra 氏からの回答 >

「第 10 条(5)は、特許出願中のクレームは、単一の発明に係るものであり、簡明であり、かつ明細書に開示された事項に適正に基づくものでなければならないことを定めている。

1970 年特許法第 10 条(5)に改正が加えられたことにより、単一の発明概念に係る複数のクレームを提出することが可能になったが、しかし 1 出願中に複数の独立クレームを含めることが可能かどうかは示されていない。

従って、単一の発明に関して複数の独立クレームを認めるかどうかは、審査官の裁量に委ねられている。

また、複数の独立クレームが単一の発明概念とみなすか否かも審査官の裁量に任されており、審査官が発明の単一性に関して拒絶する場合には、通常は分割出願が行われている。」

<日米欧>

日本と欧州は、単一性について基本的に同様な捉え方をしており、「発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成する」としている。しかし、米国については、米国特許法にも規則にも、このような表現はなく、「物の発明と方法の発明は、単一性が認められない場合が多い(対説日米欧特許法)」。

(関連条項)

日本：日本特許法第 37 条、日本特許施行規則第 25 条の 8

米国：米国特許規則 (37 C.F.R.) §1.1411

欧州：EPC 第 82 条 EPC 規則第 30 規則

(6) 分割出願の要件

<時期的な制限等>

特許法第 16 条の規定により、特許出願人は特許付与前にいつでも、出願の分割をすることができる。

特許法第 16 条 出願の分割に関する命令を発する長官権限

(1) 本法に基づいて特許出願を行った者は、特許付与前にいつでも、その者が望む限り、又は完全明細書のクレームが 2 以上の発明に係るものであるとの理由により長官が提起した異論を除くために、最初に述べた出願について既に提出済みの仮明細書又は完全明細書に開示された発明について、さらに(further) 出願をすることができる。

このほか、規則 13 (明細書) (3)に 16 条の言及があるが、直接は関係ない。

<日米欧>

日本：分割出願できる期間は、原出願について補正のできる期間内である²⁵。(日本特許法第 44 条(1)) 具体的には、(第 17 条、第 17 条の 2)

出願から最初の拒絶理由通知を受け取るまで

拒絶理由通知を受け取ってから指定された期間

拒絶査定に対する審判を請求してから 30 日以内

日本特許法第 44 条

(特許出願の分割)補正をすることができる期間内に限り・・・。

日本第 17 条の 2

特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、・・・補正することができる。(拒絶理由の通知)を受けた後は、・・・(50 条、48 条 7)により指定された期間内にできる。拒絶査定に対する不服審判請求の後は、30 日以内。

米国：分割出願できる期間は限定要求を受けた後、原出願が係属している限り、つまり、

²⁵ 我が国の特許出願の分割出願については「意匠法等の一部を改正する法律(平成 18 年 6 月 7 日法律第 55 号)」により改正され平成 19 年 4 月 1 日より施行される予定である。

放棄又は特許発行まで可能である。(「対説日米欧特許法」p213)

「限定要求」とは、35 U.S.C 第 121 条に規定されているように、“長官から出願人に対する出願を 1 の発明に限定する要求”である。

欧州：分割出願は、原出願が受理された後はいつでも自発的に行うことができる (EPC 規則 25(1))。しかし、審査部から特許にしようとする本文の通知が出された場合は、その通知から審査部が定める 2 ヶ月以上 4 ヶ月以内の期間内 (1 回に限り最長 2 ヶ月延長可) である (EPC 規則 51(4))

(7) 情報提供制度

日本では、出願公開があったとき、何人も公開された特許出願にかかる発明が所定の特許要件等を満たしていないことを示す刊行物や特許出願の明細書などを特許庁に提出できる情報提供制度がある (特許法施行規則第 13 条(2))。

インドの特許法上、情報提供の用語は使用されていないが、これに相当するものとして、特許付与前異議申立制度 (特許法第 25 条(1)) があげられる。この制度では、特許出願公開以後、新規性を有しない等を理由に、当該特許の付与に対する異議をインド特許意匠商標総局長官に申し立てることとなる。具体的な申し立て理由は <表 1. 審査時における調査、異議申立、特許取消に関する条文> 参照のこと。

特許法第 25 条 特許に対する異議申立

(1) 特許出願が公開された後、特許が付与されるまでの間、何人も、次に掲げる何れかの理由によって特許の付与に対する異議を長官に申し立てることができる。(以下省略)

<日米欧>

日本：あり (日本特許法施行規則第 13 条の 2 (情報の提供): 新規性、開示、その他に関して。)

米国：情報提供制度について規定した条文はみられない。

欧州：同上

(8) 新規性阻却事由

世界公知・公用の採用について

2005 年特許(改正)法によって、「新たな発明」が定義された(第 2 条(1)(I))結果、この条文を読む限りでは、インドも新規性判断の理由として「世界公知・公用」が採用したと解釈できる。

しかしながら、特許法に規定されている以下の新規性判断時において「世界公知・公用」が採用されておらず、しかもそれぞれ異なっている。

- (i) 特許審査時 (特許法第 13 条)
- (ii) 特許付与に対する異議申立時 (特許法第 25 条(1)(2))
- (iii) 特許取消し申し立て時 (特許法第 64 条)

整理のため、新規性喪失の理由を以下のとおり 4 分類化する。

A. 先願による新規性喪失

- B. 公開文書による新規性喪失
- C. 公知公用による新規性喪失
- D. その他

上記 A～D の分類に従って、(i)～(iii)における新規性喪失の理由となる先行技術の違いを簡略的に示す。＜詳細は表 1 (77 頁)を参照のこと。＞

＜新規性喪失の理由となる先行技術＞

	(i)特許審査時	(ii) 特許付与に対する異議申立時	(iii)特許取消し申立時
A.先願による新規性喪失	インドへの先願(新規性判断)	同左	インドで特許付与された先願(優先権を主張する出願国は問わない) (新規性判断)
B.公開文書による新規性喪失	インドを含む各国での公開文書 (新規性判断)	インドを含む各国での公開文書 (新規性判断、 進歩性判断)	同左
C.公知公用による新規性喪失	なし	インドにおける公知公用 (新規性判断、 進歩性判断)	同左
D.その他			インドを含む各国の地域社会の知識 (新規性判断)

(注：網がけは、A.B.C.D 毎に、新規性喪失理由が同一のものを示す)

上図から明らかなように、「C.公知公用による新規性阻却」については、インド国内における公知公用のみに新規性及び進歩性の判断をしており、新規性喪失の理由として「世界公知・公用が採用」されたとは言えない。

＜Vadehra 氏からの回答＞

「インドにおける審査官は実体的サーチを行わず、主として ISR 及び IPER に基づき審査を行う。審査官通知においては、ISR に含まれるあらゆるカテゴリーのあらゆる引例が指摘される。インドには若い審査官も多いが、若い審査官の中には必要に応じて EPO、USPTO、WIPO 等のサイトでキーワード検索を行う者たちもいる。」

＜日米欧＞

- 日本：審査時：日本特許法第 29 条（特許の要件）新規性
拒絶査定不服審判時：日本特許法第 49 条（拒絶の査定）第 29 条（特許の要件）
新規性もその根拠となる
無効審判時：日本特許法第 123 条（特許の無効の審判）第 29 条（特許の要件）
新規性もその根拠となる
- 米国：審査時の新規性がないと認められる時、拒絶通知される(35 U.S.C 第 132 条(a))、
新規性阻却事由は、35 U.S.C 第 102 条に規定されている。基本的には、米国内

にて公然と知られ公然と実施されているものか、米国及びその他の国において特許されているか刊行物に記載されている場合は、阻却事由になる。

欧州：発明が新規であるか否かの判断は、その発明が「技術の現状」の一部を構成するかどうかに基づいてなされる。「技術の現状」には、欧州特許出願前に書面もしくは口頭の説明又はその他いずれかの方法で公衆に利用可能となった全てが含まれる。 EPC 第 52 条、第 54 条(1)(2)等、「対説日米欧特許法」p30 に詳しい。

インターネットによる公開について

インターネットによる公開も新規性を失うことになる。

<Vadehra 氏からの回答>

特許法第 2 条(1)(l)「新規発明」の規定の public domain は、インターネットによる公開も含んでいるとみなされている。

<Shanker 氏からの回答>

インターネットによる公開に関する明示的な規定は特許法に存在しないものの、インターネットを通じてインド国内で情報を入手可能する行為はインド国内における公表に相当する。そのように考えるならば、サーバーがインド国内に置かれているか国外にあるかは重要でない。したがって、情報がインターネットを通じてインドにおいて公表された場合には新規性は失われる。

<日米欧>

三極ともインターネットによる公開を新規性阻却事由としている。

(9) 異議・審判制度

インドにおいては、特許に対する異議・審判として、以下のような手続きがある。

特許付与の阻止及び特許取消のための手段

- (i) 特許付与前の異議申立（特許法第 25 条(1)）
- (ii) 特許付与後の異議申立（特許法第 25 条(2)）
- (iii) 特許取消の申立て（特許法第 64 条）
- (iv) 審判部への審判請求（特許法 117A 条(2)の 25 条(4)関連）
(注：2007 年 2 月現在、「審判部」は未設立である。)

拒絶査定・特許取消を覆すための手段

- (i) 再審査申請（特許法第 77 条(f)(g)、特許規則 130(1)(2)）
- (ii) 審判部への審判請求（特許法 117A 条(2)の 25 条(4)関連）
(注：2007 年 2 月現在、「審判部」は未設立である。)

具体的な内容を下記に示す。

特許付与を阻止するための手段 < 表 1 : 参照 >

(i) 特許付与前の異議申立 (特許法第 25 条(1))

出願公開から特許付与前までの間、何人も新規性・進歩性の面、不正な取得によるもの、技術開示上の問題、生物素材の出所・原産地開示(注 1)、対応する外国出願の情報提供不履行などの事由により、インド特許意匠商標総局長官に異議を申し立てることができる、審査は異議部でなされる。

(ii) 特許付与後の異議申立 (特許法第 25 条(2))

特許付与公告日から 1 年間は、如何なる利害関係人も、上記(i)と同様の事由により、インド特許意匠商標総局長官に異議を申し立てることができる、審査は異議部でなされる。

参考) ここでいう異議部とは常設の部署ではなく、特許法第 25 条(3)(b)の規定に基づき、異議の申立てに対応して編成される組織であり、その構成は長官が決定することとなっている。

特許法第 25 条 特許に対する異議申立

(3)(a) 当該異議申立(2)に基づいて適法にされたときは、長官は特許権者に通知しなければならない。

(b) 当該異議申立の受領時に、長官は書面による命令により長官の決定する幹部職員から成る異議部と称する部を編成し、審査及び長官に対する同部の勧告を提出のため、関係書類と共に当該異議申立を同部に付託する。

(c) (b)に基づいて編成された各異議部は、所定の手続に従い審査を行う。

< Vadehra 氏、Shanker 氏からの回答 >

「生物素材の出所・原産地開示」第 64 条(1)(p)について、

生物素材の出所・原産地開示については、特許法第 10 条(4)(d)(ii)によれば、「発明そのものや、その作用・用途、及びその実施の方法を十分かつ詳細に記述することができないような生物学的材料が明細書に記載されている場合であって、当該材料が公衆にとって入手できない場合に」義務づけている。特許取消しの事由とされるのは、このような条件において、生物的素材の出所・原産地開示がされなかった場合である。

(iii) 特許取消の申立て (特許法第 64 条)

上記の「特許付与後の異議申立」とは別に期間の制約なしに、以下のように特許取消ができる。

- ・ 利害関係人又はインド中央政府の申し立てに基づいて、審判部が審査をする (審判部が設立されていない現段階では高等裁判所で審判される。)
- ・ 特許侵害訴訟における反訴に基づいて高等裁判所が審査をする

なお、「特許取消の申立て」の特許取消し事由として、「特許付与前・後の異議申立」の事由以外の事項も規定されていることに注意すべきである。

(例:「優先日前にインドにおいて秘密に実施されていた場合(以下注記参照)」、「地域社会で入手可能な知識から予測できるものの発明」、「有用でない発明」など) < 詳細は、表1(77頁)参照。 >

(注記)優先日前にインドにおいて秘密に実施されている場合に、以下のいずれかに相当するときは除き、特許無効事由として扱われる。(特許法第64条(1)(I))

- (a) 合理的な試験又は実験の目的での使用
- (b) 出願人から当該発明を知らされた政府機関による使用
- (c) 出願人から当該発明を知らされた第三者が出願人の同意を得ずにした使用

Vadehra 氏の見解では、この政策意図は以下のとおりである。

< Vadehra 氏からの回答 >

「インド政府は、政府にとって有益な発明が誰かにより使用されているかどうかを確認したいと考えている。さらに、原子力又は防衛上の目的に関係する発明の場合、その秘密裡での使用は国の安全保障上の不利益をもたらすものともなりうる。

また、特許制度は所定の期間に限り発明の独占権を認める代わりに発明の特許権者に開示させ、それにより社会の発展を促すものであることから、発明の秘密での使用は、かかる特許制度の目的自体をも否定するものとなる。」

(iv) 審判部への審判請求(特許法 117A 条(2)の 25 条(4)関連)

「特許付与後の異議申立」の結果、特許維持の命令が発せられた場合、何人も 3 ヶ月以内に「審判部への審判請求」をすることができる。ただし、Vadehra 氏の見解によれば「2007 年 2 月現在、審判部は未だ設立されていないため、審判は高等裁判所においてなされる。」とのこと。

特許法第 117A 条

(2)次の各条に基づく長官又は中央政府の何らかの決定、命令、若しくは指示に対しては、審判部に対して審判請求をすることができる。すなわち、・・・第 25 条(4)・・・。(以下省略)

第 25 条

(4) 異議部の勧告の受領時に、かつ、特許権者及び異議申立て人に聴聞を受ける機会を与えた後、長官は特許を維持若しくは補正又は取消の何れかとすべき旨を命令する。

拒絶査定・特許取消を覆すための手段

(i) 再審査申請(特許法第 77 条(f)(g)、特許規則 130(1)(2))

インド特許意匠商標総局より拒絶理由通知を受領し、意見書や補正書を提出してもなお拒絶理由が解消せず、拒絶された場合、1 ヶ月以内(特許規則 Form 4 による 1 ヶ月以内の延長可)にインド特許意匠商標総局に再審査請求をすることができる。(特許規則 Form 24)

特許法第 77 条 民事裁判所の一定の権限を有する長官

(1) 本件について制定された如何なる規則にも従うことを条件として、長官は、本法に基づいて長官に係属する如何なる手続においても、次に掲げる事項に関して、1908 年民事訴訟法(1908 年法律第 5 号)に基づく訴訟を審理する民事裁判所と同一の権限を有する。

(中略)

(f) 所定の期間内に、所定の方法でされた申請に基づいて、自己の決定を審査すること

(g) 所定の期間内に、所定の方法でされた申請に基づいて、当事者の一方に発した命令を破棄すること

特許規則 規則 130 長官の決定に係る審査又は命令の破棄の申請

(1) 第 77 条(1)(f)に基づいて長官の決定についての審査を求める長官への申請については、申請人に対する当該決定の通知の日から 1 月以内又は Form 4 によりされた請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内に、Form 24 によりこれをしなければならず、かつ、当該審査を求める理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該決定が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

(2) 第 77 条(1)(g)に基づいて長官により当事者の一方のみに発せられた命令の破棄を求める長官への申請については、申請人に対する当該命令の通知の日から 1 月以内又は Form 4 によりされた請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内に、Form 24 によりこれをしなければならず、かつ、当該申請が基礎とする理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該命令が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

(ii) 審判部への審判請求 (特許法 117A 条(2)の 25 条(4)関連)

上記 (i) 「特許付与前の異議申立」、及び(ii) 「特許付与後の異議申立」の結果、特許取消又は補正の命令が発せられた場合、何人も 3 ヶ月以内に「審判部への審判請求」をすることができる。ただし、Vadehra 氏の見解によれば「2007 年 2 月現在、審判部は未だ設立されていないため、審判は高等裁判所においてなされる。」とのこと。

特許法第 117A 条

(2) 次の各条に基づく長官又は中央政府の何らかの決定、命令、若しくは指示に対しては、審判部に対して審判請求をすることができる。すなわち、... (中略) ... 第 25 条(4)... (以下省略)

(4) 各審判請求は、長官若しくは中央政府の決定、命令若しくは場合に応じて指示の日から 3 ヶ月以内、又は審判部がその制定した規則に従って許可する付加期間内に、提起しなければならない。

第 25 条

(4) 異議部の勧告の受領時に、かつ、特許権者及び異議申立て人に聴聞を受ける機会を与えた後、長官は特許を維持若しくは補正又は取消の何れかとすべき旨を命令する。

<日米欧>

日本： 拒絶査定不服審判請求(日本特許法第 121 条)

審決取消訴訟(日本特許法第 178 条)

特許無効審判請求(日本特許法第 122 条)

米国： 審判請求

(i) 特許出願人が請求できるのは、クレームが 2 回拒絶されたか最終拒絶が出された場合に限られる。

(ii) 特許権者が請求できるのは、再審査手続において審査官からの最終拒絶を受けた場合である。

(iii) 第三者が請求できるのは、当事者系の再審査手続で審査官からクレーム

が特許性を有しているとの最終決定がなされた場合である。

審決取消訴訟

連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) に控訴するか、ワシントン DC の地方裁判所に民事訴訟として提訴する手段がある。

再審査請求

登録特許に対して、「査定系再審査」(35 U.S.C 第 302 条)と、特許権者からの応答に対して請求人が意見を述べる「当事者系再審査」(35 U.S.C 第 311 条)がある。

欧州： 審判請求 (EPC 第 21 条)

「決定により不利な影響を受けた手続きに関与した者」が審判請求できる (EPC 第 107 条)。審判部の決定は最終的なものであり、審決取消訴訟に相当するものはない。

異議申立 (EPC 第 99 条)

登録特許に対して、当該特許権者以外は誰でも異議申立をすることができる。

(10) 特許取消制度

取り消し理由

前項「(9)異議・審判制度 特許付与を阻止するための手段」において挙げたもの以外に強制ライセンス許諾命令の日から 2 年以内に当該特許発明がインド内にて実施されていない場合などを理由として、利害関係人は特許取消しを申請することができる (第 85 条)。

特許法第 85 条 不実施に対する長官による特許の取消

(1) 特許に関して、強制ライセンスが許諾されたときは、中央政府又は何らかの利害関係人は、最初の強制ライセンス許諾の命令の日から 2 年の期間満了後には、特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと、又は当該特許発明が合理的に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないことを理由として、当該特許を取り消すべき旨の命令を長官に申請することができる。

(2) (1)に基づく各申請書には、所定の明細及び当該申請の基礎としている事実、並びに中央政府以外による申請の場合は、当該申請人の利害の内容も記載しなければならない。

(3) 長官は、特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと、又は特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は当該特許発明が合理的に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないことに納得するときは、当該特許を取り消す命令を発することができる。

(4) (1)に基づく各申請については、それが長官に提出された後通常は 1 年以内に決定を下す。

特許取消の実績

Vadehra 氏によれば、「インド特許意匠商標総局の公報にて入手可能。(モンサント社が所有しているコットンシードに関する特許が政府により取り消された事例がある。)」とのこと。

(11) 訂正審判制度の有無

特許権者から申請がある場合に、インド特許意匠商標総局長官は明細書の訂正を許可することができる。

ただし、特許侵害訴訟や特許取消手続きが係属している間は、訂正の可否を判断できない。この間は、特許侵害訴訟や特許取消手続きを扱っている審判部又は高等裁判所が訂正を許可することができる。また、審判部又は高等裁判所が特許無効の判決をするときは、特許を取り消すかわりに訂正を許可することができる。

認められる訂正は、権利の部分放棄、誤記の訂正、又は明瞭でない記載の釈明に限定され、かつ、その訂正は事実の挿入以外の目的では認められない。さらに、その訂正の効果として、訂正後の明細書が訂正前の明細書において、実質的に開示していないか又は示していない事項をクレームし記載することになるとき、及び訂正後の明細書のクレームが訂正前の明細書のクレームの範囲内に完全には含まれなくなるときは許可されない。(特許法第 57 条～第 59 条、特許規則 81)

特許法第 57 条 長官に対する特許願書及び明細書の補正

(1) 第 59 条の規定に従うことを条件として、長官は、本条に基づいて特許出願人又は特許権者から所定の方法による申請のあるときは、長官において適当と認める条件があればそれを付して、特許願書若しくは完全明細書又はそれらに係る他の書類を補正することを許可することができる。

ただし、特許侵害の訴訟が裁判所において又は特許の取消手続きが高等裁判所において係属している間は、当該訴訟又は手続きが当該補正申請書の提出前か若しくは後に開始されたかを問わず、本条に基づく特許願書若しくは明細書又はそれらに係る他の書類の補正申請を許可するか又は拒絶する命令を発してはならない。

(2) 本条に基づく特許願書若しくは完全明細書又はそれらに係る書類の各補正許可申請書には、その企図する補正の内容を明示し、かつ、当該申請の理由の十分な明細を記載しなければならない。

(3) 本条に基づく特許願書若しくは完全明細書又はそれらに係る書類に関して特許の付与後にされた補正許可申請及び企図した補正の内容については、公告することができる。

(4) (3)に基づく申請の公告があったときは、如何なる利害関係人も、その公告後所定の期間内に、それに対する異議を長官に申し立てることができる。前記期間内に当該申立てがあったときは、長官は、本条に基づく請求を行った者にその旨を通知し、その者及び異議申立て人に対して事件の決定前に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 本条に基づく完全明細書の補正については、クレームの優先日の補正とし又はそれを含めることができる。

(6) 本条の規定は、特許の付与前に発せられた長官の命令を順守するために、自己の明細書又はそれらに係る書類を補正する特許出願人の権利を害さない。

第 58 条 審判部又は高等裁判所に対する明細書の補正

(1) 特許の取消訴訟が審判部又は高等裁判所に係属中は、審判部又は場合に応じて高等裁判所は、第 59 条の規定に従うことを条件として、特許権者に対して審判部又は高等裁判所において適当と認める方法により、かつ、費用、公告及びその他の条件に従い、その者の完全明細書を補正することを許可することができ、また特許の取消訴訟において審判部又は高等裁判所が特許無効の判決をするときは、審判部又は高等裁判所は、特許を取り消す代わりに本条に基づいて当該明細書の補正を許可することができる。

(2) 本条に基づく命令の申請を審判部又は高等裁判所に対して行ったときは、申請人は、長官に対してその旨を届け出なければならない。長官は、出頭し、聴聞を受けることができ、かつ、審判部又は高等裁判所が指示するときは出頭しなければならない。

(3) 特許権者に対して明細書の補正を許可する審判部又は高等裁判所のすべての命令書の写しについては、審判部又は高等裁判所が長官にこれを送達し、長官は、その受領により、登録簿にその旨の記録及びそれに関する言及をさせる。

第 59 条 特許願書又は明細書の補正に関する補則

(1) 特許願書若しくは完全明細書又はそれに係る書類の補正については、権利の部分放棄、訂正若しくは釈明による以外の方法によって一切補正してはならず、かつ、それらの補正は、事実の挿入以外の目的では、一切認められない。また完全明細書の如何なる補正についても、その効果として、補正後の明細書が補正前の明細書において実質的に開示していないか又は示していない事項をクレームし若しくは記載することになるとき、又は補正後の明細書のクレームが補正前の明細書のクレームの範囲内に完全には含まれなくなるときは、一切許可されない。

(2) 特許付与の日後に、長官又は場合に応じて審判部若しくは高等裁判所が当該明細書又はそれに係る他の書類の何らかの補正を認めたときは、

(a) 当該補正は、すべての目的のために当該明細書及びそれに係る他の書類の一部を構成するものとみなし、

(b) 当該明細書又はそれに係る他の書類が補正された事実は、できる限り速やかに公告し、かつ、

(c) 特許出願人又は特許権者の補正請求の権利については、詐欺を理由とする以外は、疑義を呈してはならない。

(3) 補正された明細書を解釈するに当たっては、最初に受理された明細書を参照することができる。

特許規則 規則 81 願書、明細書又はそれらに関する書類の補正

(1) 第 57 条に基づく特許願書若しくは完全明細書又はそれらに関する書類の補正申請は、Form 13 によりしなければならない。

(2) (1) に基づく補正申請が付与されなかった特許の出願に係るときは、長官は、当該補正を許可すべきか否か及び条件があれば如何なる条件を付すべきかを決定しなければならない。

(3)(a) (1) に基づく補正申請が特許の付与後にされ、かつ、提案された補正の内容が本質的であるときは、当該申請は、公告しなければならない。

(b) 補正申請に対する異議申立に利害関係を有する何人も、当該申請の公告の日から 3 月以内に、Form 14 により異議を申し立てなければならない。

(c) 陳述書及び答弁書の提出、証拠提出、聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は、特許付与への異議申立についての聴聞に対して適用するのと同様に、第 57 条に基づく異議手続の聴聞に対しても可能な限り適用する。

(12) 審判請求時の補正の可否

特許侵害の訴訟が裁判所において、又は特許の取消手続が高等裁判所において係属している間を除いて、インド特許意匠商標総局長官は出願人又は特許権者からの申請に基づいて、明細書の補正を許すことができ（特許法第 57 条(1)）、審判請求時においても補正の申請は認められる。

Vadehra 氏によれば、「実際の運用でも審判請求時における補正の申請は認められている。」とのこと。

なお、特許取消訴訟が継続中においては、高等裁判所が補正を認めることができる（特許法第 58 条(1)）。

特許法第 57 条 長官に対する特許願書及び明細書の補正

(1) 第 59 条の規定に従うことを条件として、長官は、本条に基づいて特許出願人又は特許権者から所定の方法による申請があるときは、長官において適切と認める条件があればそれを付して、特許願書若しくは完全明細書又はそれに係る他の書類を補正することを許可することができる。

ただし、特許侵害の訴訟が裁判所において又は特許の取消手続が高等裁判所において係属している間は、当該訴訟又は手続が当該補正申請書の提出前か若しくは後に開始されたかを問わず、本条に基づく特許願書若しくは明細書又はそれに係る他の書類の補正申請を許可するか又は拒絶する命令を発してはならない。

第 58 条 審判部又は高等裁判所に対する明細書の補正

(1) 特許の取消訴訟が審判部又は高等裁判所に係属中は、審判部又は場合に応じて高等裁判所は、第 59 条の規定に従うことを条件として、特許権者に対して審判部又は高等裁判所において適切と認める方法により、かつ、費用、公告及びその他の条件に従い、その者の完全明細書を補正することを許可することができる。また特許の取消訴訟において審判部又は高等裁判所が特許無効の判決をするときは、審判部又は高

等裁判所は、特許を取り消す代わりに本条に基づいて当該明細書の補正を許可することができる。

(13) 先使用権の規定の有無

インドにおいては、先使用権を規定した条文はない。ただし、メールボックス出願で特許が付与された発明に対しては、下記の条件を満たす者が実施しても侵害訴訟を提起されることはなく、その発明を実施する権利が認められている（特許法第 11A 条(7)）。但し、この権利は移転することはできない。

(a) 2005 年 1 月 1 日以前に、相当な投資を行っており、当該特許関係製品を生産販売していたこと。

(b) 特許付与の日に、当該特許により包含された製品を引き続き製造していること。

しかし、特許権者は、当該特許を実施する者から合理的なロイヤリティを受領する権利を有している。（ロイヤリティの額や料率は、裁判所により決定される。）

本条項は、インドのジェネリック医薬品企業の保護を行うことにより、事業継続を可能とするために規定されたものである。

特許法第 11A 条 出願の公開

(7) 特許出願の公開日以降、当該特許に係る特許付与の日まで、出願人は当該発明の特許が出願の公開日に付与されたものとして同等の権利を有する。

ただし、出願人は特許が付与されるまでは侵害手続を提起する権利を有さない。

ただし更に、2005 年 1 月 1 日以前に第 5 条(2)に基づいて行われた出願に係る特許権者の権利は、特許付与の日から生じるものとする。

ただしまた、第 5 条(2)に基づいてされた出願に係り特許が付与された後は、特許所有者は、2005 年 1 月 1 日以前に相当な投資を行ったことがあり、かつ、関係製品を生産販売していた企業であり、特許付与の日に当該特許により包含された製品を引き続き製造する企業から合理的なロイヤリティを受領する権利を有するのみであり、当該企業に対しては侵害訴訟を一切提起することができないものとする。

<日米欧>

日本：日本特許法第 79 条に、先使用による通常実施権の規定がある。

米国：35 U.S.C.第 273 条で、ビジネス方法又はビジネスを運営する方法に関して、先使用実施権が認められている。

欧州：該当する規定は存在しない。

(14) 故意でない侵害行為

特許侵害訴訟において、その侵害行為がなされたとする日現在に、当人が当該特許の存在を知らず、かつ知らないことを合理的に立証できる場合には、損害賠償の責を問われない。なお、特許の対象となる製品に、特許取得済である旨の表示をしているだけでは、当該特許の存在を知り又はそれを知るのに合理的な理由があったものとは、みなさない。（特許法第 111 条）

特許法第 111 条 侵害についての損害賠償又は不当利得の返還を許与する裁判所権限に対する制限

(1) 特許侵害訴訟において、損害賠償又は不当利得返還については、侵害行為のあった日現在、当該特許の存在を知らず、かつ、知らないことに合理的な理由があったことを立証する被告に対しては、これを許

与しない。

説明 - - 何人も、「特許」、「特許取得済」という語、又は当該物品について特許取得を表示若しくは示唆する何らかの1若しくは2以上の語を物品に貼り付けているのみの理由では、当該語に特許番号を伴わない限り、特許の存在を知り又はそれを知るのに合理的な理由があったものとは、みなさない。

<日米欧>

日本：日本特許法第 103 条に、「他人の特許権を侵害した者は過失があったものと推定する」規定があり、その行為を行ったものが侵害行為について過失がなかったことを証明しない限り、過失があったものとみなされる。

米国：該当する条文はない。

欧州：該当する条文はない。

(15) 間接侵害規定の有無

正当な権原なく業として実施する直接侵害に対して、例えばある特許製品の生産のみに使用される製造装置を販売するなど、直接侵害に結びつく予備的な行為や補助的な行為を、日本の特許制度では間接侵害としている。

インドにおいて、間接侵害に相当する制度として、特許法第 108 条に「(2) 裁判所は、侵害していると判明した商品、主要な用途が侵害商品の生産(creation)である素材及び器具について、裁判所が当該事件の状況下で適切とみなすように、如何なる補償金も支払うことなく、押収、没収又は破棄すべき旨を命令することもできる」との規定があり、「主要な用途が侵害商品の生産(creation)である素材及び器具」については、押収、没収、破棄の命令が下される場合がある。しかし、侵害行為としては認められていないため、損害賠償などは請求することができない。

Vadehra 氏の見解では、「論理的には、かかる行為（日本特許法第 101 条侵害とみなす行為）はインドにおいても侵害を構成するとされるべきだが、これに関する規定はインドには存在しない。インドの実務においては米国におけるような均等論さえ採用されていない」とのこと。

<日米欧>

日本：日本特許法第 101 条に、間接侵害に関する規定がある。

米国：日本特許法第 101 条に相当する条項として、侵害寄与行為が侵害に該当する規定がある(35 U.S.C.第 271 条(c))。また、これとは別に「積極的に侵害行為を引き起こさせる行為」を侵害とみなす規定も存在する(35 U.S.C 第 271 条(b))。

欧州：該当する条文はない。

(16) 実施報告制度の運用状況

実際に提出を要求される書類、記載事項等について

特許権者は、インドにおける当該特許発明の商業的な実施状況について年末から 3 ヶ月以内に報告をしなければならない（特許規則 131）他、長官からの求めに応じて報告

をしなければならない(特許法第 146 条)。その場合に提出する様式は特許規則第 2 附則 Form 27 であり、記載事項は、以下のとおりである。

(a) その特許発明が実施されているか否か

- (i) 実施されていない場合：実施されていない理由とその発明の実施のためになされている段階
- (ii) 実施されている場合：量と金額(ルピー)
 - (A) インドにおける生産
 - (I) 輸入(知りうる限り詳細な地域を記入のこと)

(b) 当該年に認められているライセンスとサブライセンス

(c) 合理的な価格で十分な範囲にわたって、公衆の需要が部分的に又は十分に満たされているか

Vadehra 氏によれば運用上は、「少なくとも部分的には合理的な価格で公共の需要を満たすための可能な限りの行為をしている (every possible action is being taken in order to meet at least partly the public requirement of a reasonable price)」との記述がされているようである。

特許法第 146 条 特許権者からの情報を要求する長官権限

- (1) 長官は、特許の存続期間中はいつでも、書面での告知をもって特許権者又は排他的か若しくは非排他的かを問わず実施権者に対して、当該告知の日から 2 月以内又は長官の許可する付加期間内に、インドにおける特許発明の商業的実施の程度について当該告知書に明示された情報又は定期的陳述書を長官に提供すべき旨を要求することができる。
- (2) (1)の規定を害することなく、各特許権者及び各実施権者(排他的か若しくは非排他的かを問わず)は、所定の方法、様式、及び間隔(6 月以上)をもって、インドにおける当該特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書を提出しなければならない。
- (3) 長官は、(1)及び(2)に基づいて受領した情報を所定の方法により公開することができる。

特許規則 131 第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法

- (1) 第 146 条(2)に基づく各特許権者及び各実施権者は、陳述書を提出しなければならない。当該陳述書は特許権者若しくは実施権者、又はその者により委任された代理人が適法に認証しなければならない。
- (2) (1)に掲げた陳述書は、各暦年について各年末から 3 月以内に提出しなければならない。
- (3) 長官は、第 146 条(1)又は(2)に基づいて長官が受領した情報を公開することができる。

< Form 27 の原文 >

- (i) The patented invention: { }Worked { }Not worked [Tick (check) mark the relevant box]
 - (a) if not worked: reasons for not working and steps being taken for working of the invention.
 - (b) If worked: quantum and value (in Rupees), of **the patented product**:
 - i) **manufactured in India**
 - ii) **imported from other countries**. (give country wise details)
- (ii) **the licenses and sub-licenses** granted during the year;
- (iii) state whether **public requirement** has been met partly/adequately/to **the fullest extent at reasonable price**.

実施の定義について

Form 27 の記載内容から判断すると、実施とは「製造」と「輸入」と見られる(Vadehra 氏の見解も同様である)が、Shanker 氏の見解では、「これに限らず実施の促進に関するその他の様々な行為も含まれる」としている。(Form 27 に「その他の行為」を記入する欄はない。)

ただし、どの程度の生産量、輸入量をもってして「実施」とみなされるかは明確ではない。

実施報告の時期

特許法第 146 条によれば、長官から要求されてから通常 2 ヶ月以内、及び 6 ヶ月以上に 1 回とされ、特許規則 131 では各年末から 3 ヶ月以内となっているが、Vadehra 氏からの回答でも、「毎年度末（3 月 31 日）に報告しているのが実態である。また、特許規則 131(3)に長官は実施報告書を公開することができる」と規定されているものの、今までに公開されたことはない」とのこと。

実施報告書提出義務違反に対する罰則の適用実績について

実施報告書提出義務違反に対しては、特許法第 122 条に基づき罰金や禁固が科せられる。2002 年特許(改正)法では 20,000 ルピーであった罰金が、2005 年特許(改正)法では 1,000,000 ルピーに増額されている。

しかし、Vadehra 氏、Shanker 氏の両氏とも、「自事務所の経験でこれが適用された事例はない。」としている。（Vadehra 氏によると、「実施報告書の免除を願い出ることができ、同氏の事務所の提出状況は約 50%であるとしている。ただし、これはインド特許意匠商標総局の自由裁量の権限であり、罰せられる可能性も否定していない。」とのこと。）

特許法第 122 条 情報提供の拒絶又は懈怠

(1) 何人も次に掲げるものの提出を拒絶し又は怠ったときは、その者は、1,000,000 ルピー以下の罰金に処する。

(a) 中央政府に対して、その者が第 100 条(5)に基づいて提出を要する何らかの情報

(b) 長官に対して、その者が第 146 条により若しくは基づいて提出を要する何らかの情報又は陳述書

(2) (1)に掲げた情報の提出を要する何人も、虚偽である情報若しくは陳述書、及びその者が虚偽であることを知り若しくはそのように信じることに相当の理由を有し又は真正と信じない情報若しくは陳述書を提出したときは、その者は、6 月以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。

<日米欧> 日米欧とも該当する制度はない。

(17) 強制実施権 <図 3 . 強制実施権について (80 頁) > も参照のこと

強制実施権行使の目的

インドにおいて、強制実施権を行使する目的は、以下のとおり特許法第 89 条に規定されている。

- (a) 特許発明がインド領域において商業規模で、不当な遅延なしに、かつ、合理的に実行可能な極限まで実施されること
- (b) 特許の保護の下に現にインド領域において特許発明を実施又は開発している何人の利害も不当に阻害しないこと

このほか、公衆衛生的な危機状況、国家的緊急状況、超緊急状況、又は公共の非商業

的使用の場合において、インド特許意匠商標総局長官が必要と認めた場合も、強制ライセンス許諾の目的とされている（特許法第 92 条）

許諾申請人

いかなる利害関係者も可能

許諾申請期間

特許付与日から 3 年間経過後（ただし、AIDS 等の疾病に関して公衆衛生的な危機状況にあるときは、制約がない。詳細は、図 3 中の「インド政府の告示による強制実施権（第 92 条）」の(3)参照）

許諾申請理由

- (a) 特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと
- (b) 特許発明が合理的に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと
- (c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと
- (d) 公衆衛生的な危機状況、国家的緊急状況、超緊急状況、又は公共の非商業的使用の場合において、インド特許意匠商標総局長官が必要と認めると想定される場合

< Vadehra 氏からの回答 >

「ここで、「実施」とは、「製造」、「販売」、「輸入」を指す。それぞれの行為の金額、量についての規定はない。」

< Shanker 氏からの回答 >（「輸入」に関する見解の相違）

「「輸入」が「実施」として認められる可能性は非常に低い。第 83 条(b)は、特許は特許権者が特許製品の輸入に関する独占を享受するためだけに与えられるのではないことを明確に規定している。また、第 84 条(7)(e)は、インド国内における特許発明の商業的な規模での実施が、特許権者又は特許権者の許諾を受けた者による特許製品の輸入のために阻止され又は妨げられている場合には、公衆の合理的な必要は満たされていないとみなすことを定めている。これは強制ライセンス許諾の理由ともなる。

ただし、緊急事態において公衆への配布を目的とした政府への供給のためにメーカーが特許製品を製造している場合、それもまた「実施」行為に相当するとみなされるが、この場合は製品の製造は国内で行われてなくともかまわない。（つまり、この場合の「輸入」は「実施」に相当する。）

強制実施権の設定実績について

Vadehra 氏によれば、「The Official Journal of the Patent Office」に掲載されているとのことだが、少なくとも 2006.4.7 から 2006.6.9 までに発行されたものには、強制実施権設定に関する情報は掲載されていない。

また、Shanker 氏の回答では、「特許法第 87 条(1)で、強制ライセンスの付与に関して一応有利なものに思われるすべての強制ライセンス申請を公報にて公告するよう長官に義務付けている。しかし、特許法は、かかる申請に対し最終的にどのような決定が与

えられたかの公告に関しては何ら規定していない。」

特許法 第 87 条 第 84 条及び第 85 条に基づく申請の処理手続

(1) 長官において、第 84 条又は第 85 条に基づく申請の審査により、命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されたことに納得するときは、長官は、特許権者及び登録簿から当該申請に係る特許に利害関係があると認められるその他の者に対して申請書の写しを送達すべき旨を申請人に対して指示し、かつ、当該申請を公報に公告しなければならない。

(18) インドの医薬品特許、微生物に関する技術専門委員会²⁶

(Technical Expert Group on Patent Law Issues; 議長 Mashelkar 氏)

2005 年特許(改正)法案に関する議会の審議において、微生物の特許性と医薬物質 (pharmaceutical substance) についての問題が提起された。その際、商工省はこの問題に関して専門委員会において詳細に審議し、議会に報告すると約束している。その報告書が 2007 年 1 月に以下のような主旨で公開されている。ただし、New Chemical Entity (NCE) "incremental innovation" など報告書で使用されている用語について定義が明確になされないまま論理を展開している点に問題が見られる²⁷。

< 技術専門委員会報告書の主旨 >

(a) 医薬品特許を新たな化学物質 (NCE) のみに限定するのは TRIPS 協定に反することである。

エバーグリーン特許を防止することが目的であるなら、このような制限をするのではなく現状の特許制度の中で審査基準を明確にして厳格に運用することが大切である。ここで、重要なことは"ever-greening"と"incremental innovation"を区別することだ。同じ物質の様々な形態(塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、混合物など)は往々にして、既存の特許の延命を図るための"ever-greening"であり、そのようなものを保護するのは反対である。一方、"incremental innovation"は、オリジナルな特許製品を基に築き上げて生まれた進歩であり、インドのような国にとって巨大な価値をもつものである(注)。

"incremental innovation"を特許せず、NCE のみを特許として認めるようなことをすると、ほとんどの特許を資金力の豊富な多国籍企業が占めることになるだろう。

(注)同報告書には、インドの医薬品企業による膨大な数の PCT 出願のサンプルが掲載されており、そのほとんどが "incremental innovation"であるとしている。

(b) 微生物に関する特許付与は、TRIPS 協定第 27 条(3)と特許法第 3 条(j)に従った運用をすべきであり、微生物そのものの特許を認めないのは TRIPS 協定違反である。

また、本質的に人間の治療に使用する微生物に関する発明の特許性の考え方を含み、厳格な審査のガイドラインが必要である。

²⁶ <http://commerce.nic.in/mar-apr05/main.htm>

²⁷ http://ipindia.nic.in/ipr/patent/mashelkar_committee_report.doc

(19) インド特許制度に関するインド法律事務所の見解

KAN&Krishme 法律事務所(ニューデリー)

Mr. Sharad Vadehra : M. Sc. LLB (Partner, Patent & Trademark Attorney)

(a) インドの特許制度として、改善すべき点

第一に、インド特許意匠商標総局の組織の問題だ。現在、特許は4ヶ所、商標は5ヶ所のランチでそれぞれ受理と審査が行われている。(意匠は、受理は4ヶ所で、審査についてはコルカタ1ヶ所である。)同じ法律のもとで、各支局が統一した運用がなされていなければならないところが、現実的にはできていない。我々としては、日本や米国のように統一の必要性を感じている。

第二に、エンフォースメントの問題である。迅速な対応が必要であり、そのためには特許裁判所の設立や、技術的に優秀な人材が必須である。

第三に、Appeal Board (審判部) が実効的に機能していないことである。商標は問題ないが、現在、特許については機能していないため、高等裁判所に委ねられている。しかし、技術的な課題について専門的な知識が不足している。Appeal Board が機能しない理由は、人材不足であり、教育をしているところではあるが、法律と技術の両面が必要なため、なかなか思うように行っていないようだ。いつ頃から、機能するかの見通しもたっていない。

(b)特許出願公開の遅延について

2003年の特許法改正において、出願後18ヶ月後に公開することが規定された。それまでに累積していた未公開の出願を一気に公開する必要性に迫られ、さらには出願件数も増加(前年比約35%増)してきたため、18ヶ月後の公開からは大きく遅れをとっているのが、実態である。

(c)デリーインド特許意匠商標総局の人員拡充計画

審査官数：特許は55名 これを5~7年で400名にする計画。

商標は25名 これを5~7年で200名にする計画。

(ただし、正式なアナウンスメントではない。)

(d)改善すべき法制度等

- (i) 事件の処理速度は非常に遅い。従って、事件が裁判所によって速い速度で処理されるよう、1908年民事訴訟法が改正される必要がある。
- (ii) 社会/経済交流に関する正式な規則と執行手段を規定する正式な規則を定めるための幅広い法的インフラが必要である。
- (iii) 既存の法的インフラが強化される必要がある。
- (iv) 既存の法機関が立法イニシアティブと行政イニシアティブの両方を通じて合理化

- される必要がある。時代遅れの法律の多くが廃止又は改正される必要がある。
- (v) 権利行使と紛争解決の過程は抜本的な改正が必要である。これらには裁判所手続の改正、司法過程への現代技術の導入（記録の完全なコンピュータ化など）、下級裁判所での研修と運営の改善、及び基本定義の調和が含まれる。
 - (vi) 裁判官も増員される必要がある。

(e)改善すべき組織

インドの警察制度とインド警察の職務遂行手法は改善される必要がある。警察は知的財産権問題の扱いに関して知的財産権法によってより大きな権限を与えられる必要がある。また、法律は知的財産権侵害者の扱いに関して税関当局に権限を付与する必要がある。警察と関税当局は侵害問題の効果的な捜査のために装備の整った捜査部局を持つ必要がある。

(f)その他の改善すべき事項

貿易業者（大小を問わず）、製造企業及び個人は知的財産権を認識すべきであり、知的財産権の侵害が法律によって処罰される犯罪であり、何人も著作権、特許、意匠、商標などの他者の知的財産権を侵害しようとしてはならないことを認識すべきである。知的財産権分野での問題状況の認識の高まりがマスコミ、政府機関、NGO などを通じて一般大衆間で達成される必要がある。

D.P. Ahuja & Co.（コルカタ）

Mr. Samaresh Chakraborty : Vice President, Senior Patent Attorney

Mrs. Rinita Sircar : Senior General Manager

(a)進歩性について

日本、米国及び欧州に対して、インド特許意匠商標総局における進歩性判断はやや寛大（liberal）であり、先行技術と比べて技術的又は経済的な進歩があれば、進歩性があるとみなされる。

(b)インド居住者による特許出願の制限

インド人が否かを問わず、インドに居住する者が特許出願する場合、最初にインドに出願することが求められる。

米国も居住者に対して米国への第一出願を求めているので、もし、インド居住者と米国居住者が共同で発明した場合については、事前にインド特許意匠商標総局にインド国外に先に出願する旨申請すれば、約2週間で許可が得られる。

(c)異議申し立て

最近まで、特許出願の約5%（約900件）にしか異議申し立てがなかったが、異議

申し立てに関する 2005 年の法改正を受け、この傾向は変わるかもしれない。特許無効となったケースは、きわめて少なく、毎年 5 件から 10 件程度である。

(d)特許関連の訴訟

インドにおいて特許制度はまだ揺籃期といえ、訴訟案件も非常に少ない。現在、係争中の訴訟は、せいぜい 2~3 件である。今までの特許に関する訴訟のうち、インドの企業同士の訴訟と、インドの企業と外国の企業との訴訟の件数の比率は 3 対 7 である。また、判決が確定するまでに、おおよそ 4 年から 5 年かかっている。

(e)差し止め決定の基本的な考え方

差し止め決定の基本的な考え方は、被告（侵害者）の利害と、原告（特許権者）の利害のバランス（balance of convenience /inconvenience）を取ることである。裁判所は侵害を申し立てられた者に対して、不当な遅延なくアクションを起こさなければならぬ。

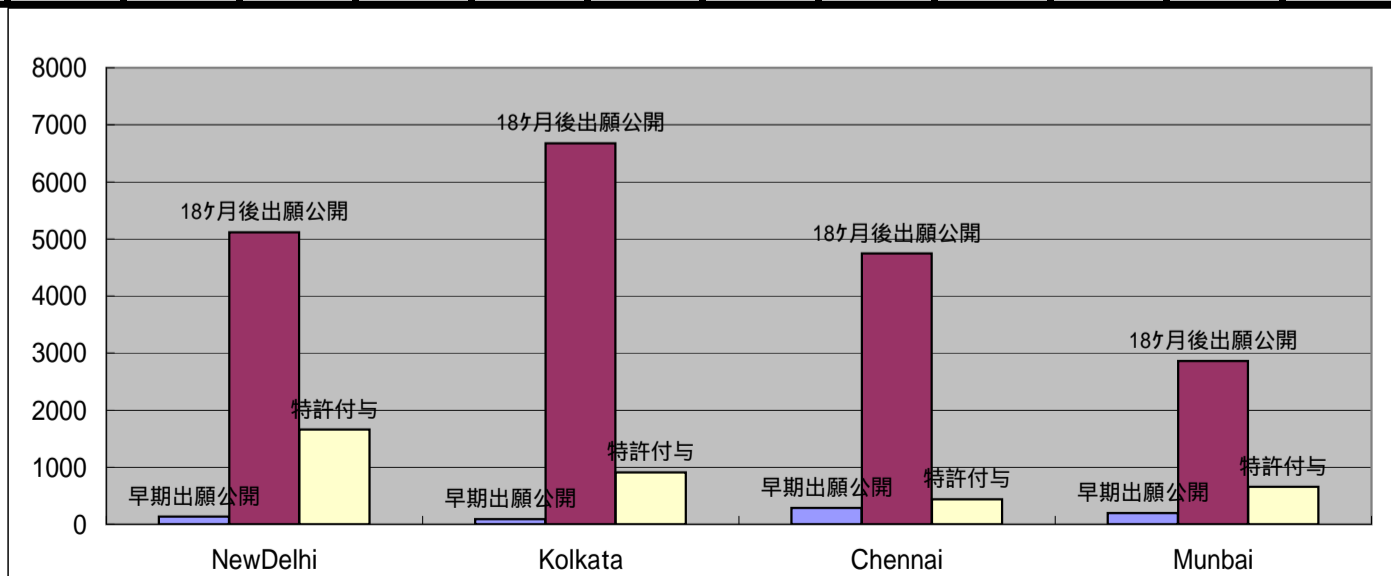
新技術分野の訴訟の場合、裁判所はその分野の専門家の宣誓供述書を証拠として受領する。通常、その宣誓供述書には、特許された発明の内容と侵害行為が記載されている。

(f)組織構成について

各地の知的財産庁を集中化することについては、賛成ではない。コルカタの庁が最も品質の高い仕事をすると思っている。（集中化によって、コルカタの品質が低下するのを恐れての見解とも言える。）

< 図1. The Patent Office Journal に公開された件数の推移 (2006.1.6 ~ 2006.12.29) >

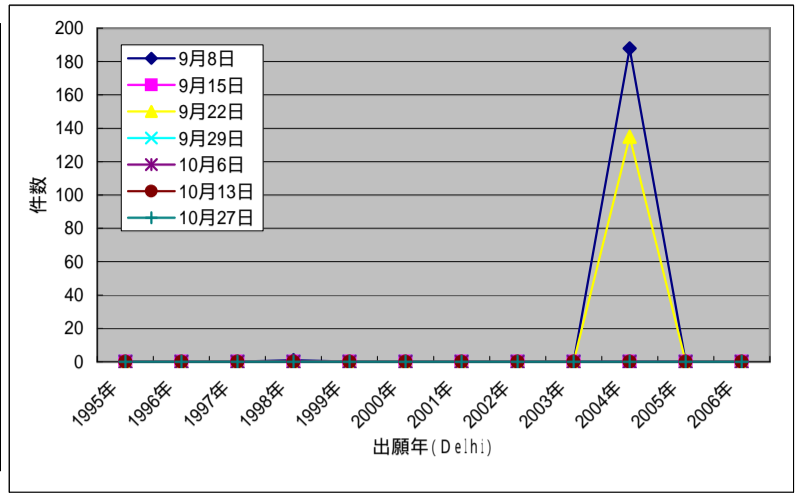
	早期公開件数 Early Publication				18ヵ月後の公開件数 Publication after 18 months				特許付与件数 Publication U/S43(2)				出願公開年
	NewDelhi	Kolkata	Chennai	Mumbai	NewDelhi	Kolkata	Chennai	Mumbai	NewDelhi	Kolkata	Chennai	Mumbai	
	2006.1.6	3				236	403	172		25			
2006.1.13		5	4	15	251	219	424	140		11	149	27	同上
2006.1.20	2	1			166	80		245				24	同上
2006.1.27	3				177	251			40	25		48	同上
2006.2.3						209	475	105	117	25		108	同上
2006.2.10	5	1	8		73	187	413			23		75	同上
2006.2.17	5					122	285		154	13			同上
2006.2.24			1	23	164	194	384			11			同上
2006.3.3	7				318	178	207	56		30			同上
2006.3.10		2	28		197	173	24			30			同上
2006.3.17	1		19		99	102	22			22			同上
2006.3.24		23	4			130	55			29			同上
2006.3.31	2	4	1		47	230				29			同上
2006.4.7			6			202						26	同上
2006.4.14			6		41	167	16			27			同上
2006.4.21				13		204	26			9		149	同上
2006.4.28	12	5	5		40	106	106			30			同上
2006.5.5	2	2		21		151		483		30		23	同上
2006.5.12			18	7	57	116	39	51		20		25	同上
2006.5.19	5		18			144	35	159	523	30			同上
2006.5.26		2	10		96	139	79	43	60	30			同上
2006.6.2	15	2	4		108	139	49			30			同上
2006.6.9	3	2	9	19	51	155	100	79		50	150		2005年出願公開: 197件 2004年出願公開: 3件
2006.6.16	5				205	133	55	267		27			全て2005年出願公開
2006.6.23			1		200	143	97	6		30			全て2005年出願公開
2006.6.30	5		18	7	144	93	29			30			全て2005年出願公開
2006.7.7	10	2	2	5		90	50	119	119	30	136		全て2005年出願公開
2006.7.14	2		5	12	101	132	68			33			全て2005年出願公開
2006.7.21	1	2	1	2	164	115	45	110					-
2006.7.28	2	6	8	2	280	95		75					-
2006.8.4	3	6	5	10	48	135	30	56	50				全て2005年出願公開
2006.8.11						134	119	59					-
2006.8.18	6		9		123	81	22	1					-
2006.8.25		2	5	10	106	145	59	17	60				全て2005年出願公開
2006.9.1						145	48	72					-
2006.9.8	3	2		6	189		53	14	159				2005年出願公開: 154件 2004年出願公開: 5件
2006.9.15		7	33	1		128	89	107					-
2006.9.22	5			10	134	143	75						-
2006.9.29			2	4		156	114	90				1	2005年出願公開
2006.10.6	9	4				41	87	51					-
2006.10.13		1	5			97	84	23					-
2006.10.20		3				98	109		120			103	2006年出願公開: 1件 2005年出願公開: 208件 2004年出願公開: 14件
2006.10.27							179	102					
2006.11.03						94	67	34					
2006.11.10			4		107	97	88	14					
2006.11.17	11				73	12			111	33			2006年出願公開: 2件 2005年出願公開: 139件 2004年出願公開: 2件 2000年出願公開: 1件
2006.11.24		4	12			105	39	7	80				全て2005年出願公開
2006.12.1		1	1		436	105				84			2005年出願公開: 80件 2003年出願公開: 2件 2002年出願公開: 2件
2006.12.8	6	1			318	98		34	50	40		48	2005年出願公開: 137件 2004年出願公開: 1件
2006.12.15		1	25	24		68				40			全て2005年出願公開
2006.12.22			4	6	183	64		49	20	12			2006年出願公開: 1件 2005年出願公開: 31件
2006.12.29	2	1	7	1	422	97		21		21			全て2005年出願公開
合計	135	92	288	198	5118	6678	4748	2861	1663	909	435	657	



< 図2. 出願公開年の推移 (2006.9.1 ~ 2006.10.27) >

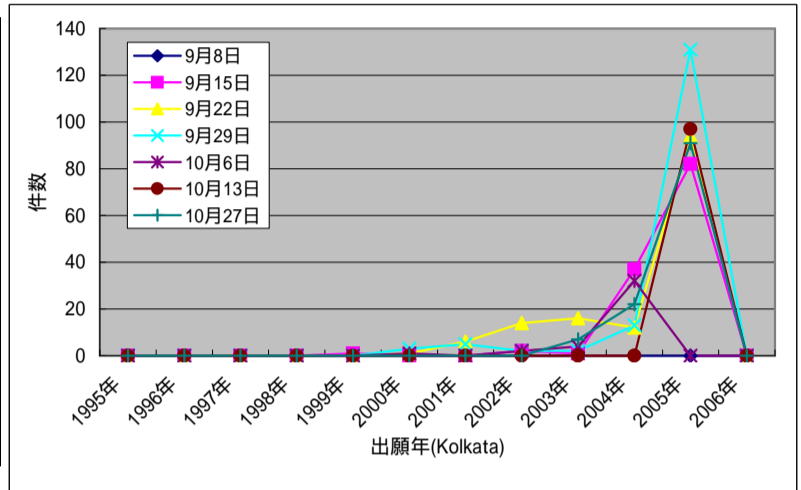
NewDelhi

出願年	特許出願公開年月日(2006年)									出願年別合計
	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日	10月6日	10月13日	10月20日	10月27日	
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1997年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1998年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
1999年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2000年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2001年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2003年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年	0	188	0	135	0	0	0	0	0	323
2005年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2006年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	189	0	135	0	0	0	0	0	324



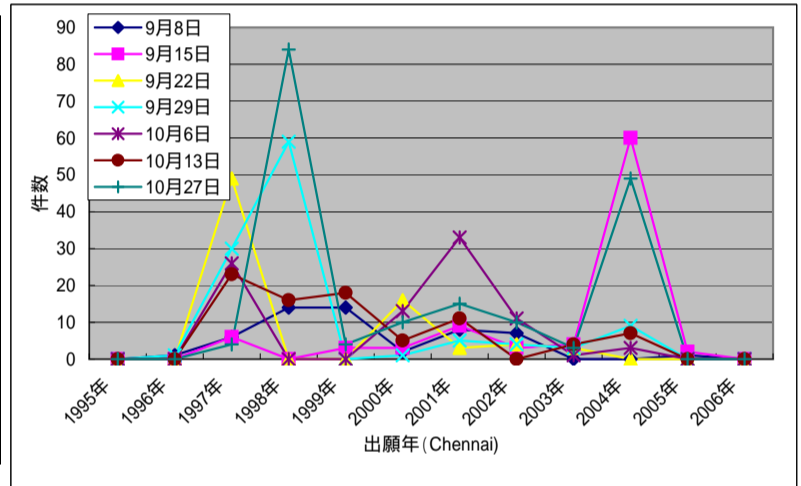
Kolkata

出願年	特許出願公開年月日(2006年)									出願年別合計
	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日	10月6日	10月13日	10月20日	10月27日	
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1997年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1998年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1999年	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
2000年	1	0	0	1	3	1	0	0	0	6
2001年	1	0	0	6	5	0	0	0	0	12
2002年	4	0	2	14	2	2	0	0	0	24
2003年	9	0	1	16	2	4	0	2	7	41
2004年	74	0	37	12	13	32	0	33	22	223
2005年	56	0	82	94	131	0	97	63	91	614
2006年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	145	0	123	143	156	39	97	98	120	921



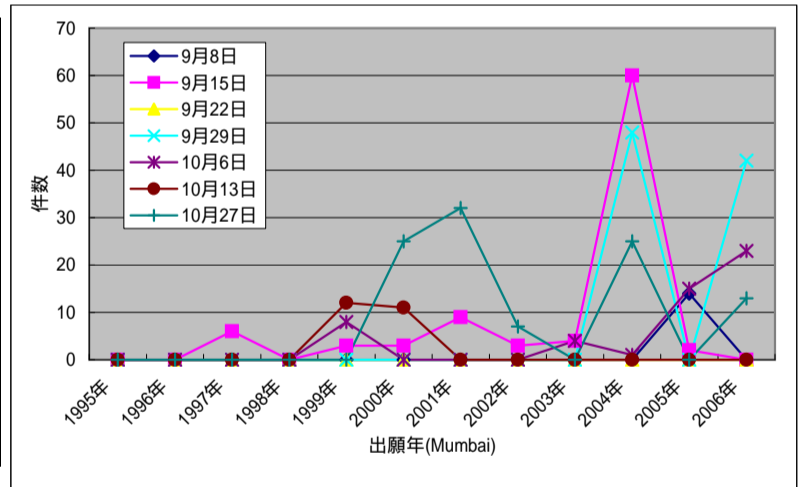
Chennai

出願年	特許出願公開年月日(2006年)									出願年別合計
	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日	10月6日	10月13日	10月20日	10月27日	
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
1997年	3	6	6	49	30	26	23	28	4	175
1998年	0	14	0	0	59	0	16	68	84	241
1999年	2	14	3	0	0	0	18	1	4	42
2000年	2	2	3	16	1	13	5	0	10	52
2001年	14	8	9	3	5	33	11	1	15	99
2002年	14	7	3	4	4	11	0	0	10	53
2003年	12	0	4	3	3	1	4	0	3	30
2004年	1	0	60	0	9	3	7	11	49	140
2005年	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
2006年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	53	90	75	112	87	84	109	179	837

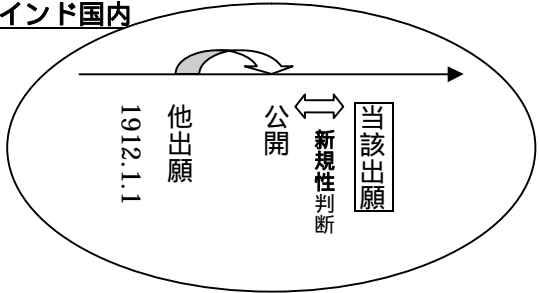
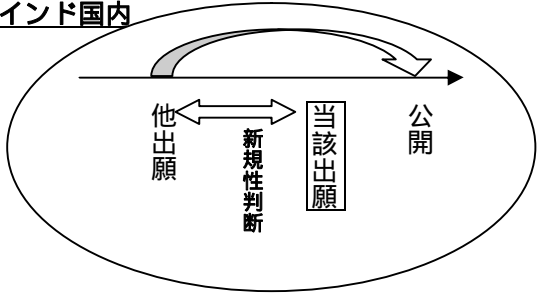
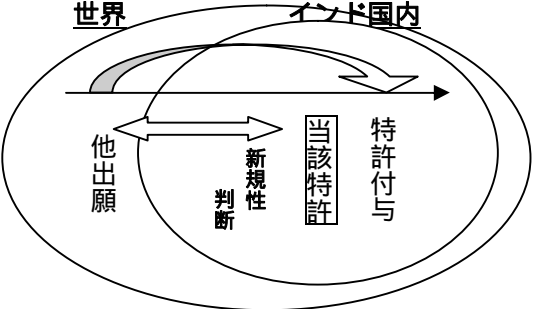
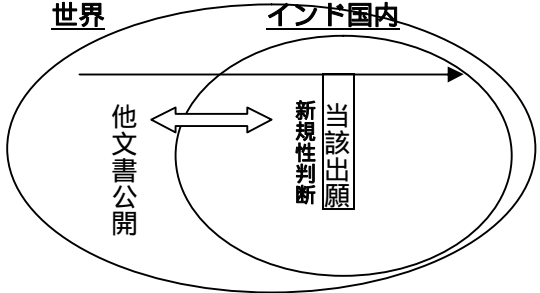
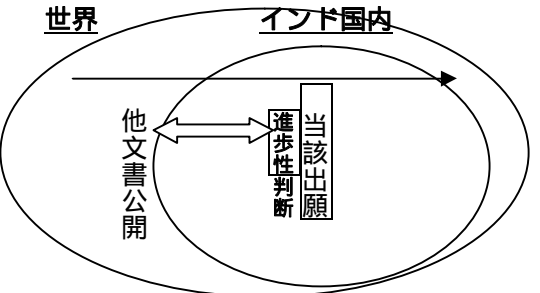


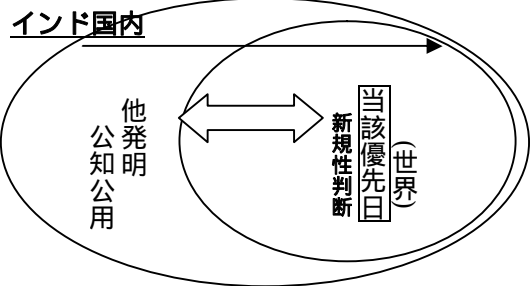
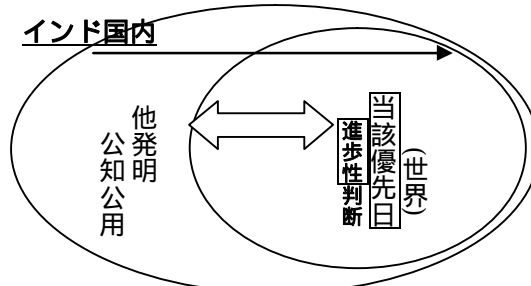
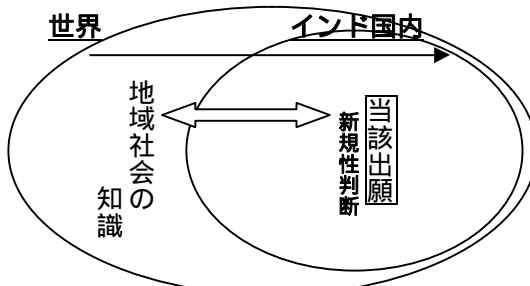
Mumbai

出願年	特許出願公開年月日(2006年)									出願年別合計
	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日	10月6日	10月13日	10月20日	10月27日	
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1997年	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
1998年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1999年	0	0	3	0	0	8	12	0	0	23
2000年	1	0	3	0	0	0	11	0	25	40
2001年	1	0	9	0	0	0	0	0	32	42
2002年	6	0	3	0	0	0	0	0	7	16
2003年	1	0	4	0	0	4	0	0	0	9
2004年	15	0	60	0	48	1	0	0	25	149
2005年	16	14	2	0	0	15	0	0	0	47
2006年	32	0	0	0	42	23	0	0	13	110
合計	72	14	90	0	90	51	23	0	102	442



<表1. 審査時における調査、異議申立、特許取消に関する条文>

	第13条 先の公開又は先のクレームによる先発明についての調査 (審査請求時の調査内容)	第25条 特許に対する異議申立(1)(2)(3) (異議申立事由)	第64条 特許の取消 (特許取消し事由)
1. インドにおける先出願による阻却	<p>審査官は、完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた当該発明が、次に掲げる事項に該当するか否かを調査する。 本調査は特許権の有効性を保証するものではない。(第13条(3))</p> <p>(a) 当該発明が、インドにおいて行われた特許出願であって1912年1月1日以後の日付を有するものについて提出された何れかの明細書において、当該出願人の完全明細書提出の日前に公開されたことによって予測されたか否か</p> <p>インド国内</p>  <p>(b) 当該発明が、当該出願人の完全明細書提出の日以後に公開された他の完全明細書であってインドにおいて出願され、かつ、前記の日付が又は前記の日付より先の優先日を主張する特許出願について提出されたものの何れかのクレーム中においてクレームされているか否か</p> <p>インド国内</p> 	<p>(1) 特許公開から特許付与前は、何人も次に掲げる何れかの理由により所定の方法により異議を長官に申し立てることができる。</p> <p>(2) 特許付与の公告の日から1年間の満了前はいつでも、如何なる利害関係人も次に掲げる何れかの理由により所定の方法により異議を長官に申し立てることができる。</p> <p>(3) 長官はその旨特許権者に通知するとともに、異議部 (The Opposition Board) に審査を付託する。</p> <p>(b) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に、</p> <p>(i) インドにおいて、1912年1月1日以後に行われた特許出願について提出された何れかの明細書中に、・・・公開されていたこと</p> <p>同左</p> <p>(c) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた限りにおける発明が、当該出願人のクレームの優先日以後に公開された完全明細書のクレーム中にクレームされており、かつ、インドにおける特許出願について提出されたものであり、そのクレームについて優先日が当該出願人のクレームの日より先であること</p> <p>同左</p>	<p>利害関係人若しくは中央政府の申立に基づいて審判部 (The Appellate Board) により、又は特許侵害訴訟における反訴に基づいて高等裁判所により、次に掲げる理由の何れかによって、特許を取り消すことができる。</p> <p>(a) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、インドにおいて付与された他の特許に係る完全明細書に含まれた先の優先日を有する有効なクレーム中に記載されていたこと</p> <p>世界</p> 
2. 文書の公開による阻却	<p>(2) 更に、審査官は、完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける当該発明が、当該出願人の完全明細書提出の日前にインド又はその他の領域において(1)に掲げたもの以外の何らかの文書での公開によって予測されたか否か</p> <p>世界</p> 	<p>(b) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に、</p> <p>(ii) インド又はその他の領域において、何らかの他の文書中に、公開されていたこと</p> <p>ただし、(ii)に規定の理由については、当該公開が第29条(2)又は(3)により発明の先発明を構成しないときは、有効とならない。</p> <p>同左</p> <p>(e)の前半：完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた限りにおける発明が、(b)のように公開された事項に鑑みて、自明であり、かつ、明確に何ら進歩性を含まないこと</p> <p>世界</p> 	<p>(e)の後半 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に・・・インド若しくはその他の領域において第13条に掲げる何れかの文書に公開されていたものに鑑みて、新規でないこと</p> <p>同左</p> <p>(f)の後半：完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に、インド若しくははその他の領域において公開されていたものに鑑みて、自明であるか若しくは進歩性を含まないこと</p> <p>同左</p>

<p>3. 公然と知られ、公然と実施されていることによる阻却</p>	<p>「規定はない」</p>	<p>(d) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた限りにおける発明が、当該クレームの優先日前にインドにおいて公然と知られ又は公然と実施されたこと 説明 - 本号の適用上、特許がクレームされる方法に係る発明は、当該方法で製造された製品が既にクレームの優先日前にインドに輸入されていたときは、当該輸入が単に合理的な試験若しくは実験目的のみで行われた場合を除き、当該日付前にインドにおいて公然と知られ又は公然と実施されたものとみなす。</p>  <p>(e)の後半：完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた限りにおける発明が、出願人のクレームの優先日前にインドにおいてなされた実施に鑑みて、自明であり、かつ、明確に何ら進歩性を含まないこと</p> 	<p>(e)の前半 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前にインドにおいて公然と知られ若しくは公然と実施されていたもの・・・に鑑みて、新規でないこと</p> <p>同左</p> <p>(f)の前半：完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に、インドにおいて公然と知られ若しくは公然と実施されていたものに鑑みて、自明であるか若しくは進歩性を含まないこと</p> <p>同左</p> <p>(2) (1)(e)及び(f)の適用上、 (a) 私的文書、又は秘密の試用若しくは秘密の実施については、これを一切参酌しないものとし、かつ (b) 特許が方法に係るか、又は記載若しくはクレームされた方法によって製造された製品に係る場合において、当該方法によって外国において製造された製品をインドへ輸入することは、当該輸入が専ら合理的な試験又は実験の目的の場合を除き、当該輸入の日に当該発明がインドにおいて公然と知られ又は公然と実施されているものとみなす。</p>
<p>4. 地域社会で入手可能な知識から予測可能として阻却</p>	<p>「規定はない」</p>		<p>(q) 完全明細書のクレーム中にクレームされている限りの発明が、<u>インド又はその他の領域における地域社会</u>内で入手可能な口頭その他の知識に鑑みて、予測されたこと</p> 
<p>5. 新規性・進歩性以外の項目（第 25 条と第 64 条に共通的な項目）</p>	<p>「規定はない」</p>	<p>(a) 特許出願人又は出願人の前権利者が、当該発明若しくはその一部を利害関係人から又は利害関係人の前権利者から、不正に知得したこと (f) 完全明細書の何れかのクレームの主題が、本法の趣旨での発明に該当しないか又は本法に基づく特許を受けることができないものであること (g) 完全明細書に、発明又はそれを実施する方法が十分かつ明確には記載されていないこと (h) 出願人が、長官に対して第 8 条によって要求される情報を開示せず、又は何らかの重要な明細事項について自己が虚偽と認識している情報を提供したこと (j) 完全明細書が当該発明に使用された生物学的素材の出所又は原産地について開示せず又は誤って記載していること</p>	<p>(c) 特許が、申立人又は前権利者の権利に違反して不正に取得されたものであること (d) 完全明細書の何れかのクレームの主題が本法の趣旨に該当する発明でないこと (k) 完全明細書の何れかのクレームの主題が本法に基づく特許性を欠くこと (h) 完全明細書が発明及びそれを実施すべき方法を十分かつ公正には記載していないこと、すなわち、完全明細書における発明実施の方法の記載若しくはその指示がそれ自体において、インドにおいて当該発明に係る技術分野に熟練し、かつ、その平均的知識を有する者に当該発明を実施させることを可能にする程度には十分でないこと、又は完全明細書が特許出願人には知られており、かつ、その保護を請求することができた最善の発明の実施方法を開示していないこと (m) 特許出願人が第 8 条によって要求される情報を長官に対して開示しなかったか、又は何らかの重要な明細において、その者が偽りであることを知っている情報を提供したこと (p) 完全明細書が発明に使用の生物学的素材の出所又は原産地を開示していないか又は誤って記載していること</p>

<p>6. 新規性・進歩性以外の項目 (第25条のみに規定があるもの)</p>		<p>(i) 条約出願の場合に、出願人又は当該出願人の前権原者が、条約国において行った最初の発明保護出願の日から12月以内に出願をしなかったこと</p>	
<p>7. 新規性・進歩性以外の項目 (第64条のみに規定があるもの)</p>			<p>(b) 特許が、本法の規定に基づいて出願する資格のない者による出願に基づいて付与されたこと</p> <p>(g) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、有用でないこと</p> <p>(i) 完全明細書のクレームの範囲が十分かつ明確には定義されていないこと、又は完全明細書の何れかのクレームが当該明細書に開示された事項に公正には基づいていないこと</p> <p>(j) 特許が虚偽の着想又は表示に基づいて取得されたこと</p> <p>(l) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされている限りにおける発明が、当該クレームの優先日前に、(3)に掲げた以外に、インドにおいて秘密に実施されていたこと</p> <p>(n) 特許出願人が第35条に基づいて発せられた秘密保持の指示に違反したこと、又は第39条(居住者に対する事前許可なしのインド国外の特許出願の禁止)に違反してインド国外において特許の付与出願を行い又はさせたこと</p> <p>(o) 第57条又は第58条に基づく完全明細書の補正許可を詐欺によって取得したこと</p> <p>(3) (1)(l)の適用上、次に掲げる発明の実施については、これを一切参酌しない。</p> <p>(a) 専ら合理的な試験又は実験目的のためのもの、又は</p> <p>(b) 特許出願人又は当該出願人の前権原者が政府、政府の認可を受けた者、又は政府系企業に対して直接的若しくは間接的に発明を伝達又は開示した結果として生じる、政府、政府の認可を受けた者又は政府系企業によるもの、又は</p> <p>(c) 特許出願人又は当該出願人の前権原者が発明を伝達又は開示した結果生じる、その他の者による発明の実施であって、特許出願人又は当該出願人の前権原者の同意若しくは黙認を得ないもの</p> <p>(4) (1)の規定を害することなく、特許権者が、第99条の趣旨の範囲内において合理的な条件付で中央政府の目的のために、特許発明を中央政府が製造、使用、又は利用することの要請に、相当の理由なく従わなかったことを高等裁判所において納得するときは、高等裁判所は、中央政府の請求により、特許を取り消すことができる。</p> <p>(5) 本条に基づく特許の取消請求の通知は、登録簿の記録から特許権者と認められる者及び当該特許に対する持分若しくは権利を有すると認められる者の全員に対して送達するものとし、その他の何人に対しても通知を送達する必要はない。</p>

< 図 3 . 強制実施権について > インド特許法第 84 条 ~ 第 94 条

申請による強制実施権の行使

<p>請求できる者：利害関係人（第 84 条(1)） 当該特許に関するライセンス所有者であっても申請可能（第 84 条(2)）</p>
<p>請求期間：特許付与日から 3 年間経過後（第 84 条(1)）</p>
<p>許諾申請理由：(第 84 条(1)) 以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていない(注 1)こと (b) 特許発明が合理的に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと (c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと <p>(注 1)「公衆の合理的な需要が充足されていない」とは：以下のいずれかに該当すること(第 84 条(7))</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 合理的な条件でライセンスを許諾することを特許権者が拒絶したとの理由により、次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> (i) インドにおいて現存の商業若しくは工業、その発展、何らかの新たな商業若しくは工業の確立、又はインドにおける商業若しくは工業に従事する何人か若しくは何れかの階層の者の商業若しくは工業が阻害される場合 (ii) 特許物品の需要が、十分な程度まで又は合理的な条件で充足されていない場合 (iii) インドにおいて製造された特許物品の輸出市場が、現に供給を受けておらず又は開拓されていない場合 (iv) インドにおける商業活動の確立又は発展が阻害される場合 (b) 当該特許に基づくライセンス許諾に対し又は特許物品若しくは特許方法の購入、賃借、若しくは使用に対して特許権者が課した条件を理由として、インドにおいて特許によって保護されていない物の製造、使用、若しくは販売、又は何らかの商業若しくは工業の確立若しくは発展が阻害される場合 (c) 特許権者が排他的グラントバック、特許の有効性に対する異議申立の抑止又は強制的包括ライセンス許諾を規定するため特許に基づくライセンス許諾に対して条件を課した場合 (d) 特許発明がインド領域において商業規模で十分な程度まで現に実施されていないか、又は合理的に実行可能な極限まで現に実施されていない場合 →（次ページ < > 参照） (e) インド領域における商業規模での特許発明の実施が、次に掲げる者による外国からの特許物品の輸入によって現に抑止又は阻害されている場合。すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> (i) 特許権者、又は特許権者の下で権利主張する者 (ii) 特許権者から直接的若しくは間接的に購入している者 (iii) その他の者で、特許権者から侵害訴訟を現に提起されておらず又は提起されたことがない者

強制実施権の条件（第 90 条）

- (1) 第 84 条に基づく強制実施権の条件の裁定に当たって、以下のことを確保するように努めなければならない。
- (i) ロイヤルティ及び特許権者又はその他の者の特許の恩典を受けることができる者に留保された他の対価(もしある場合)について、発明の内容に鑑みて、かつ、発明の創作若しくは開発、特許の取得及びその有効維持に支出した費用、並びにその他の関連要因に鑑みて、合理的であること
 - (ii) 特許発明が、その強制実施権を許諾された当人によって極限まで、かつ、その者に合理的な利益を伴って実施されること
 - (iii) 特許物品が合理的に手頃な価格で公衆にとり入手可能にされること
 - (iv) 許諾される実施権が非排他的実施権であること
 - (v) 実施権者の権利が譲渡不能であること
 - (vi) 実施権の期間が、より短い期間が公共の利益に合致する場合を除き、特許の残存期間に対応していること
 - (vii) ライセンスがインド市場における供給を主要な目的として許諾されていること及び実施権者は第 84 条(7)(a)(iii)の規定に従い必要なときは特許製品を輸出することもできること
 - (viii) 半導体技術の場合は、許諾される強制実施権が公共の非商業的使用のため発明を実施するものであること
 - (ix) 許諾される強制実施権が司法又は行政手続の後に反競争的と決定された慣行を矯正するものであるときは、実施権者は、必要なときは特許製品を輸出することが許可されること
- (2) 長官の許諾した如何なる強制実施権も、特許物品又は特許方法によって製造された物品若しくは物質を外国から輸入することが、当該認可がなければ特許権者の権利に対する侵害行為を構成することになる場合は、その輸入を実施権者に認可するものではない。
- (3) (2)の如何なる規定にも拘らず、中央政府は、公共の利益のため必要と認めるときはいつでも、長官に対して、特許に係る実施権者に特許物品又は特許方法によって製造された物品若しくは物質の(特に、特許権者に支払を要するロイヤルティ及びもしある場合はその他の対価、輸入量、当該輸入された物品の販売価格、並びに輸入期間に関して中央政府において課すことが必要と認められる条件に従って)外国からの輸入を認可すべき旨を指示し、かつ、長官はそれに基づいて当該指示を実施しなければならない。

請求の審査に当たって参酌される事項：(第 84 条(5)(6))

- (i) 当該発明の内容、特許証捺印の日から経過した期間、及び当該特許権者又は何れかの実施権者が当該発明の完全利用のため既に取った措置
 - (ii) 当該発明を公共の利益のために実施する申請人の能力
 - (iii) 当該申請が認容された場合に当該申請人の資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する能力
 - (iv) 申請人が合理的な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か、及び当該努力が長官において適当とみなす合理的な期間(通常は 5 月を超えない期間)内に成功しなかったか否かに関する事項
- ただし、国家緊急事態若しくは他の超緊急状況の場合、又は公共の非商業的使用の場合若しくは特許権者により採用された反競争的慣行の理由の確証時については適用されない。
- また、長官は、当該申請の後に生じる事項については、参酌する必要がない。

審査の結果、許諾申請理由にあたと判断した場合

長官が有する強制実施権許諾の権限 (第 88 条)

- (1) 長官において、第 84 条に基づいてされた申請に基づき、特許によって保護されない物の製造、使用、又は販売が、特許に基づくライセンスの許諾時又は特許物品若しくは特許方法の購入、賃借、若しくは使用の時に特許権者が課した条件を理由として阻害されていることを納得するときは、長官は、同条に従うことを条件として、申請人に対してと同様に長官が適当と認める申請人の顧客に対しても当該特許に基づく強制実施権を許諾すべき旨を特許権者に対して命令することができる。
 - (2) 第 84 条に基づく申請が現に特許に基づくライセンスの所有者である者によってされた場合において、長官は、長官が申請人へのライセンスを許諾すべき旨の命令を発するときは、現存のライセンスを取り消すべき旨、又は長官が適当と認めるときは、申請人に対してライセンスの許諾を求める命令を発する代わりに、現存のライセンスを変更すべき旨を命令することができる。
 - (3) 同一の特許権者が 2 以上の特許を保有しており、かつ、そのうちのあるものに関してのみしか公衆の合理的な需要が充足されていないことを強制実施権の申請人が証明する場合において、当該申請人は、当該特許権者の保有する他の特許を侵害することなしには当該特許に基づいてその者に許諾された強制実施権を効率的又は十分に行使できないことを長官において納得するとき、及び、それら特許が当該他の特許に関して多大の経済的意義を有する重要な技術的進歩を伴うときは、長官は、第 84 条に基づいて許諾されたライセンスに係る 1 又は 2 以上の特許を当該実施権者が実施することも可能ならしめるため、当該他の特許に係る強制実施権も許諾すべき旨を命令により指示することができる。
 - (4) 長官が強制実施権の許諾条件を裁定した場合において、実施権者は、12 月以上の期間に商業規模で発明を実施した後はいつでも、裁定された許諾条件が当初の予想より負担が重いこと、及び、その結果実施権者が当該発明を損失なしには実施できないことを理由として、長官に対して当該条件の変更を申請することができる。
- ただし、かかる申請は、1 回に限り受理される。

強制実施権の終了 (第 94 条)

- (1) 特許権者又はその他特許の権原若しくは利害を得た者による申請により、第 84 条に基づいて許諾された強制実施権については、その付与に至った状況がもはや存在せず、かつ、当該状況が再発する虞のないときは、長官は、これを終了させることができる。
- ただし、強制実施権の所有者は当該終了に対して異論を申し立てる権利を有する。
- (2) (1)に基づく申請を審査するに当たり、長官は、以前当該強制実施権を許諾されていた者の利害が不当には害されないことを参酌しなければならない。

インド政府の告示による強制実施権(第 92 条)

- (1) 国家的緊急状況若しくは超緊急状況又は公共の非商業的使用の場合において、現に効力を有する如何なる特許についても、発明を実施するため強制ライセンスをその特許証捺印後いつでも許諾することが必要であることを中央政府において納得するときは、中央政府は、その旨を官報に告示し、その告示のあったときは、次に掲げる規定が発効する。すなわち、
 - (i) 長官は、何れかの利害関係人によって前記告示後にいつでも申請がされたときは、長官が適当と認める条件で、当該申請人に対して当該特許に基づく強制実施権を許諾する。
 - (ii) 本条に基づいて許諾されるライセンスの条件設定に当たっては、長官は、当該特許に基づいて製造された物品について、保有する特許権から特許権者が合理的な利益を得ることと矛盾しない最低価格で、これが公衆にとり入手可能になることを確保するように努めなければならない。
- (2) 第 83 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条及び第 90 条の規定（特許発明の実施、強制実施権許諾に関する基本的な考え方に関する条項等）については、第 84 条に基づくライセンス許諾に関して適用するのと同様に、本条に基づく強制実施権許諾にも適用する。
- (3) (2)の如何なる規定にも拘らず、(1)(i)にいう申請の審査において、長官が、後天性免疫不全症候群(AIDS)、ヒト免疫不全ウイルス、結核、マラリヤ、又はその他の流行病に関して、公衆衛生危機を含み、発生し又は場合に応じて要請される、
 - (i) 国家的緊急状況において、又は
 - (ii) 超緊急状況において、又は
 - (iii) 公共の非商業的使用の場合において、必要であることに納得するときは、長官は、本条に基づくライセンス許諾の当該申請に関して第 87 条に規定(許諾申請の手続き)の手続を一切適用しない。
ただし、長官は、実行可能な限り速やかに、第 87 条の適用除外の申請に係る特許について、特許権者に対して通知しなければならない。

特許医薬品の輸出に対する強制実施権（第 92A 条）

- (1) 公衆衛生問題に対応するため関係製品の医薬品業界において製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有さない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制実施権は利用可能である。ただし、当該国が強制実施権を許諾しているか又は当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可していることを条件とする。
- (2) 長官は、所定の様式による申請を受領したときは、長官が規定し、かつ、公開した国向けの諸条件に基づく専ら関係医薬品の製造及び輸出のみについての強制ライセンスを許諾する。
- (3) (1)及び(2)の規定は、強制実施権に基づいて製造された医薬品が本法の他の規定に基づいて輸出できる程度を害さない。説明 - - 本条の適用上、「医薬品」とは、公衆衛生問題に対応する必要のある薬品業界の何らかの特許製品又は特許方法により製造された製品をいい、それらの製造に必要な成分及びそれらの使用に必要な臨床キットを含む。

（特許規則 96 強制ライセンス等の申請）

第 84 条、第 85 条、第 91 条、第 92 条又は第 92A 条に基づく命令を求める長官に対する申請は、様式 17 又は場合に依りて様式 19 によりしなければならない。中央政府によりされる請求の場合を除き、申請には、申請人の権利の内容及び申請人が受諾しようとするライセンスの許諾条件を記述しなければならない。

不実施に対する長官による特許の取消（第 85 条）

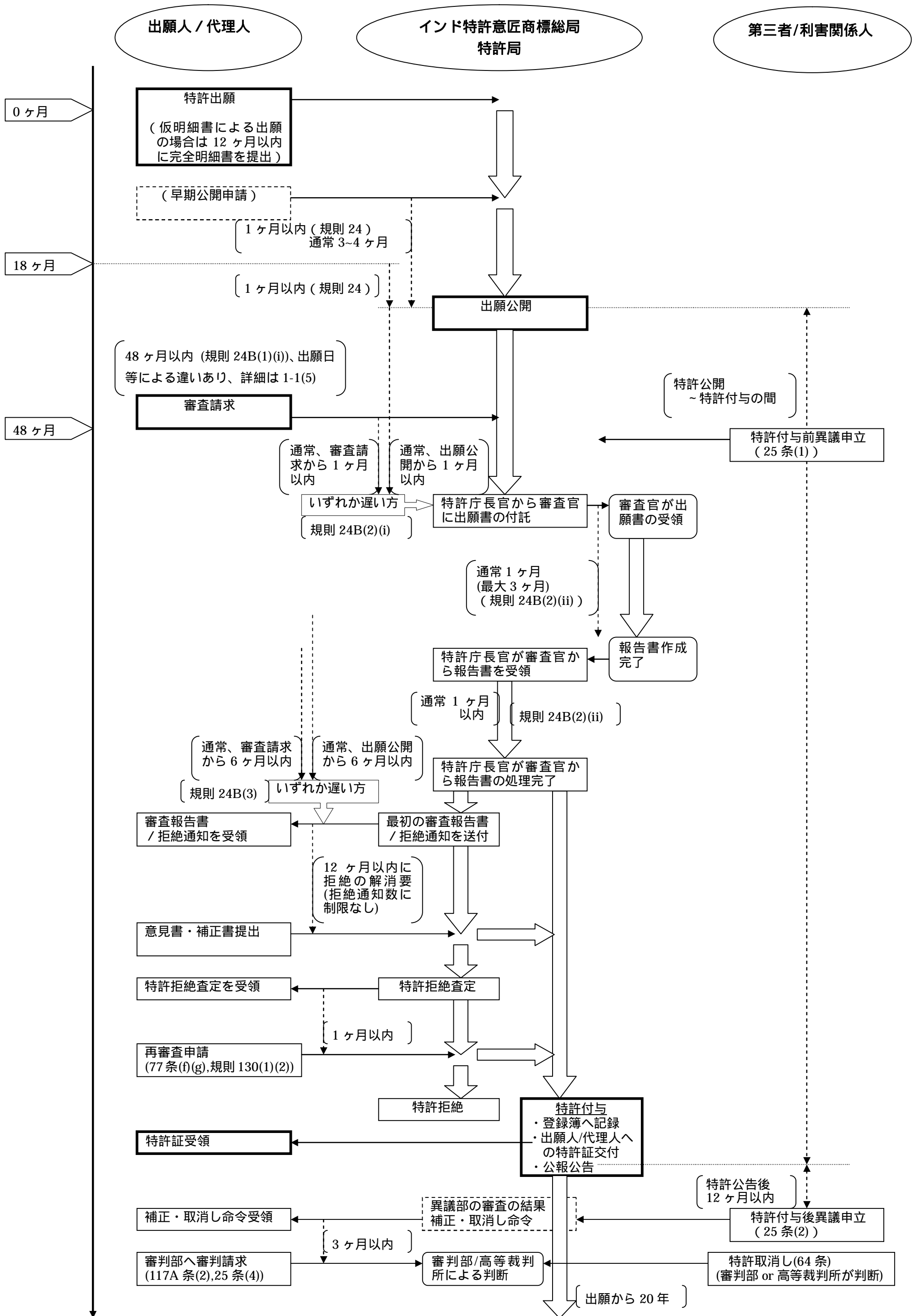
- (1) 特許に関して、強制実施権が許諾されたときは、中央政府又は何らかの利害関係人は、最初の強制実施権許諾の命令の日から 2 年の期間満了後には、特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと、又は当該特許発明が合理的に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないことを理由として、当該特許を取り消すべき旨の命令を長官に申請することができる。
- (2) (1)に基づく各申請書には、所定の明細及び当該申請の基礎としている事実、並びに中央政府以外による申請の場合は、当該申請人の利害の内容も記載しなければならない。
- (3) 長官は、特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと、又は特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は当該特許発明が合理的に手頃な価格で公衆に取って利用可能でないことに納得するときは、当該特許を取り消す命令を発することができる。
- (4) (1)に基づく各申請については、それが長官に提出された後通常は 1 年以内に決定を下す。

< > 一定の場合に強制実施権等の申請を延期する長官権限（第 86 条）

- (1) 特許発明がインド領域内において実施されていないことを理由として、又は第 84 条(7)(d)に記載の理由により、第 84 条又は場合に依りて第 85 条に基づく申請がされ、かつ、長官において、特許証捺印の日から経過した期間が当該発明を商業規模で十分な程度まで実施することを可能にするため、又は当該発明を合理的に実行可能な極限まで実施することを可能にするためには、何らかの理由により不十分であったことに納得するときは、長官は、当該発明の実施に十分と認められる総計 12 月を超えない期間まで、当該申請についての更なる聴聞を命令により延期することができる。
ただし、特許発明が当該申請の日前に前記の通り実施できなかった理由が、州法若しくは連邦法又はそれらに基づいて制定された規則若しくは規制によること、又はインド領域内における当該発明の実施のためか、又は特許物品の処分又は当該方法若しくは特許プラント、機械若しくは装置の使用によって製造された物品の処分のための条件以外の形式で発せられた政府の何らかの命令によることについて特許権者が証明するときは、本項に基づいて命令された延期期間については、当該法律、規則若しくは規制、又は政府の命令によって当該発明の実施が妨げられた期間であって当該申請の日から起算されるものが満了する日から、これを起算する。
- (2) (1)に基づく規定による延期は、特許権者がインド領域内において商業規模で、かつ、十分な程度までの当該発明の実施に着手するため、速やかに十分若しくは合理的な措置を取ったことを長官において納得しない限り、一切命令されない。

関連特許の強制実施権許諾（第 91 条）

- (1) 強制実施権にかかわる他の如何なる規定にも拘らず、特許証の捺印後はいつでも、特許権者又は排他的か非排他的かを問わずその実施権者として他の何れかの特許発明を実施する権利を有する何人も、最初に言及した特許(証)に基づくライセンスをその者が有さないため当該他の発明を効率的若しくは可能な限り有利に実施することを阻害若しくは妨害されていることを理由として、当該強制実施権の許諾を長官に対して申請することができる。
- (2) (1)に基づく如何なる命令も、長官において次に掲げることに納得しない限り、一切発してはならない。
 - (i) 申請人が、特許権者及びその実施権者が希望する場合は実施権者に対して、合理的な条件で当該他の発明に係る強制実施権を許諾し又は許諾を得ることができ、かつ、望むこと、及び
 - (ii) 当該他の特許発明が、インド領域における商業的若しくは工業的活動の確立又は発展に多大の貢献をしていること
- (3) 長官において(1)に掲げた条件が申請人によって証明されたことに納得したときは、長官は、自己が適当と認める条件で最初に言及した特許に基づく強制実施権を許諾すべき旨の命令、及び最初に言及した特許の所有者若しくはその者の実施権者による請求があるときは、当該他の特許に基づく強制実施権を許諾すべき旨の同様の命令を発することができる。
ただし、長官の許諾した強制実施権は、それぞれの特許の譲渡と共にする場合以外は、譲渡不能とする。
- (4) 第 87 条、第 88 条、第 89 条及び第 90 条の規定については、第 84 条に基づいて許諾された強制実施権に対して適用するのと同様に、本条に基づいて許諾された強制実施権にも適用する。



インドにおける特許出願の流れ図

2 - 3 意匠²⁸

(1) 意匠権の及ぶ範囲

意匠法第 2 条(a)では、意匠として登録可能な「物品」について、「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む」との定義規定を置いており「物品の何らかの部分」も「物品」に含まれるとされるが、他の物品と同様に、「個別に販売することができる」ものである必要がある。

この点、Shanker 氏からの回答によると、「意匠の登録可能性を決定するにあたって適用する必要がある非常に重要な条件が 2 つあることに留意しなければならない。a. 物品が個別に販売可能なものでなければならないこと。b. 産業プロセスにより意匠が物品に施されなければならないこと」という基準があるという。

また、意匠法第 2 条(d)では、登録可能な意匠について、「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する、と定義している。

もっとも、「構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まない」としている。この点は、TRIPS 協定第 25 条(1)第 3 段落が、技術的な理由あるいは機能から自ずと決定されることになるようなデザインに保護を付与しなくてもよいという趣旨から「主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる」とする部分を導入しているものと評価することが可能である。

さらに同項では、「1958 年商標及び商品標法 (Trade and Merchandise Marks Act, 1958. 以下では、1958 年商標法という) 第 2 条(1)(v)において定義された商標、インド刑法 (Indian Penal Code) 第 479 条において定義された財産標章 (property mark) 又は 1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品も含まない」とも定めているが、これらは他の法制度との重複を調整する観点からの規定であると解される。

なお、1958 年商標及び商品標法第 2 条(1)(v)は、現行商標法の第 2 条(1)(zb)に相当するが、現行の規定は商標の定義として商品の他に、役務を含んで定義している点に違いがある。そのため、条文上、役務商標については、意匠の保護範囲から除外される対象に当てはまらないことになると思われるが、その趣旨は不明である。

< 意匠の保護範囲から除外される対象 >

1958 年商標法第 2 条(1)(v) の定義する商標

(i) 第 10 章の (第 81 条を除く。) 規定に関して、商品と商品の商標権者としてその標章の使用権を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品に関

²⁸ インドにおける意匠出願の流れ図を 97 頁に示す。

して使用する登録商標又は標章。及び、
(ii) 本法の他の規定に関して、商品と商標権者又は登録使用権者としてその者との同一性の表示を付すか若しくは付さないかを問わず、当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品に関して使用し又は使用しようとする標章であって、第 8 章の規定により登録された証明商標を含む。

インド刑法 479 条の定義する財産標章

動産が特定の者に帰属することを示すために使用される標章²⁹

1957 年著作権法第 2 条(c)の定義する芸術的作品

- (i) 絵画、彫刻、図（ダイアグラム、地図、チャート又は設計図を含む） 版画又は写真であり、それらの著作物が芸術的性質を有するか否かを問わない、
- (ii) 芸術の建築著作物、
- (iii) その他の芸術的な技能による著作物

意匠法第 4 条(a)は、新規性若しくは独創性のない意匠は登録できないとしており、「加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める」とする TRIPS 協定第 25 条第 1 項第 1 文を踏まえている。

また、意匠法第 4 条(c)は、公知意匠又はそれらの組合せから明確に区別できない(not significantly distinguishable) 意匠の登録はできないとしている(意匠法第 4 条(c))。同規定が「明確に区別できない意匠」とする部分は、その文言上、既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと「著しく異なるものでない場合」には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないとして定めることができる」とする TRIPS 協定第 25 条(1)第 2 段落を踏まえた法制度を導入していると理解することができる。

なお、意匠法第 22 条は、意匠権の効力について定めており、保護の範囲について定める TRIPS 協定 26 条(1)との関係は次のように整理される。製造と、販売用の公開・開示については、第三者にそれをさせる場合にも、意匠権の効力が及び違法とされる点まで定めている。

< 意匠権の効力と TRIPS 協定 26 条(1)との関係 >

TRIP 協定第 26 条上の規定	意匠法第 22 条上の規定		
	(1)(a)製造	(1)(b)輸入	(1)(a)販売用の公開・開示
承諾を得ていないこと	意匠所有者のライセンス若しくは書面による同意のある場合を除く	登録意匠所有者の同意のないこと	登録意匠所有者の同意のないこと
保護されている意匠の複製又は実質的に複製にあたること	登録物品区分の物品に意匠又はその不正の明らかな模倣	登録物品区分の物品に意匠又はその不正の明らかな模倣	登録物品区分の物品に意匠又はその不正の明らかな模倣
商業上の目的があること	販売目的	販売目的	販売目的
製造、販売又は輸入していること	製造および製造させること ³⁰	輸入	物品の販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示させること

²⁹ The Patent Office Technical Society, Registration of Designs, p19 では、例として、インド鉄道が自社の物品に使用している標章は、所有者を容易に識別するために使用される財産標章であると説明されている。

³⁰ 「登録物品区分の物品に意匠又はその不正の明らかな模倣を適用し若しくは適用させること、又は当該意匠をそのように適用されることを可能ならしめる意図で何事かをなすこと」(意匠法第 22 条(1)(a))

意匠法第2条 定義

本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、

(a) 「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。

(b)～(c) <略>

(d) 「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958年商標及び商品標法第2条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第479条において定義された財産標章、又は1957年著作権法第2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。
(以下略)

第4条 一定の意匠の登録禁止

次の意匠は、登録することができない。

(a) 新規性若しくは独創性のないもの、又は

(b) 登録出願の出願日前又は該当するときは優先日前に、有形の形態の公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において、公衆に対して開示されたもの、又は

(c) 公知意匠又は公知意匠の組合せから有意に識別できないもの、又は

(d) 中傷的な又はわいせつな事項を包含し又は含むもの

TRIPS協定第25条 保護の要件

(1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

インド意匠法における具体的対象物毎の保護について現地代理人に確認した結果について、具体的な対象物についての意匠登録の可否については、一般論としては、日本との間にさほど相違がないように思われる。

<具体的な対象物における日本の場合との比較>

	インド	日本
(アイコン、GUI)	登録できない	一部登録可 ³¹
(タイプフェイス)	登録できない	登録できない(物品ではない)
ピクトグラフ(絵文字)、シンボルマーク	登録できない(意匠法第2条(d)で商標権による保護対象となり意匠登録できない)	物品の模様として形状に施された模様としてであれば、保護を受けることができるが、単独では登録できない
不動産(ゴルフ場のコースデザイン、建築物など)	登録できない(著作権の保護対象となる)	登録できない
椅子、長椅子、テーブルからなる「応接セット」など、組み合わされた複数物品のデザイン	登録できる	登録できる(意匠法第8条の組物の意匠として保護される。ただし、規則別表第2に掲げる組物の品目に該当するものに限られる)
絵画、彫刻等のような芸術的性質のデザイン	登録できない(意匠法第2条(d)が芸術的作品は意匠に含まないとする)	登録できない(意匠法第3条1項の工業上の利用可能性が認められない)

³¹ GUIについては「意匠法等の一部を改正する法律(平成18年6月7日法律第55号)」により一定の条件の下、保護されることとなった(平成19年4月1日施行予定)

(2) 先願主義の担保状況

インドでは、審査の段階ではなく、異議の段階で先後願を判断している。すなわち現地代理人に先願主義の担保状況について問い合わせたところ、以下の回答を得ている。なお、審査の段階において後願を排除する制度が整備されていないことについては、現在の出願情報の管理体制にも起因するものようであるが、現地代理人によれば実務上大きな混乱は生じていないとの認識のようである。

< Vadehra 氏からの回答 >

「審査の段階において、後願の意匠の権利化を排除することはできない。意匠法は、こうした場合に、登録前に主張することを定める規定はない。ただし、意匠法第 19 条(1)(a)に基づいて、先願の意匠と後願の意匠が共に特許庁により登録された場合には、当該意匠がすでにインドで登録されているとの理由により、関係者は後願の意匠の取消しを求めることができる。

インドでは、出願情報を管理するデータベースが十分ではなく、そのため、異なる審査官に審査が係属した場合、先願および後願の双方に対して権利が与えられる可能性がある。もっとも、そのような混乱が頻繁に生じるということではない。

先行技術、先行文献ないし事実の調査のためのデータベースは完全にはコンピュータ化されていないのであって、そのような場合インドでも手動で調査を行っている状況にある。しかしながら、出願日と出願人に関する事実についてのデータベースについては、きちんと管理され、更新されている。そのため、出願が先になされたかどうかを確認する上での混乱はめったに生じない。」

また、自己の先願と、類似する自己の後願が、同じ審査官に審査が係属した場合については、以下の回答を得ている。

< Vadehra 氏からの回答 >

「一方の出願についての問題があることが通知され、出願人が取り下げることになるか、拒絶査定について、意匠局においても解決がみられなければ、裁判において争われることになる。」

意匠法第 19 条 登録取消

(1) 利害関係人は、次に掲げる理由に基づき、意匠の登録後いつでも、意匠登録の取消申請を長官に提出することができる。すなわち、

(a) 当該意匠が先にインドで登録されている。又は

(以下略)

(3) 出願からの登録までの期間（又は FA 期間）

意匠法上、審査等の当局側手続に期限は設けられていない。しかし、出願人の手続については意匠規則 18(1)において拒絶理由を除去するための期間について、「拒絶通知の日から 3 ヶ月以内に拒絶理由を除去しなければならない」とし、同項の但書きにおいて、

「出願日から6ヶ月以内を超えない」とされている。この規定から想定される問題としては、当局による拒絶通知の日が出願日から3ヶ月を途過している場合で、かつ通知日から3ヶ月の応答期間が出願日から6ヶ月より後になってしまう場合である(たとえば、拒絶理由が出願日から4ヶ月後に通知された場合、3ヶ月以内に拒絶理由を除去したとしても、出願日から7ヶ月経過してしまうことになる)。出願日から6ヶ月の期限を遵守しようとする場合、拒絶理由通知から2ヶ月で拒絶理由を解消するか聴聞を申請する必要が生じる。なお、聴聞については、(9)異議・審判制度の整備状況を参照)

現地代理人の回答によれば、通常は出願から3ヶ月以内にFAがあるとのことであるが、意匠法は審査請求制度を採用していないことから、上記のような問題のある状況が生じないとはいえない。そのような状況で仮に拒絶の決定がなされた場合、出願人は、長官により発せられた命令の日から3ヶ月以内に、高等裁判所(High Court)に対して抗告することができるとする規定により(意匠法第36条 高等裁判所への上訴) 司法府の判断に救済を求める他ないものと考えられる。

出願から登録までに実際に要する期間については、特許意匠商標総局の年次報告書³²にある統計から多くの意匠登録出願が1年以上は要しない点がかがえる。すなわち、2004年4月から2005年3月の間に登録数は4017件であり(前年度(2003年4月-2004年3月)分の129件を合わせると4146件) 198件が放棄ないし拒絶されるとともに、220件が次年度に審査が持ち越されているため、2004年4月から2005年3月の間に3728件(4146件 - 198件(放棄・拒絶) - 220件(持ち越し) = 3728件)の意匠出願が登録されている。

< 出願および登録数の傾向 >

年度(4月~3月)	出願数	登録数
1998-99	3,076	2,219
1999-00	2,851	1,382
2000-01	3,207	2,430
2001-02	3,350	2,426
2002-03	3,124	2,364
2003-04	3,357	2,547
2004-05	4,017	3,728

Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, Annual Report 2004-2005, p.46

なお、出願からFAまでの期間について現地代理人に問い合わせた回答は以下のとおりである。

<Shanker氏からの回答>

「最初の通知は、出願日から1~2ヶ月以内に発送される。規則18(1)に基づく最初の回答は、公式の通知日から3ヶ月以内に提出されなければならない。」

³² Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, Annual Report 2004-2005., p43.

< Vadehra 氏からの回答 >

「原則として、出願から 2~3 ヶ月以内に FA があり、出願人は出願日から 6 ヶ月以内（延長なし）に審査官の求めに応じる必要がある。出願はコルカタ、デリー、ボンベイ、チェンナイの 4 つの支局において受理するが、審査その他の手続は、コルカタにおいて行われている。スタッフが不十分であり、審査に遅れが生じている。

現地代理人の回答によると、FA 期間は日本（2005 年で 7.0 ヶ月）や米国（2005 年で 21.3 ヶ月）よりも迅速に感じるが、「スタッフが不十分であり、審査に遅れが生じている」との回答にあるように 1~3 ヶ月の FA 期間であっても審査の遅延を感じているようである。この点は FA 期間の定めはないものの、出願人は拒絶理由通知の日から 3 ヶ月以内の拒絶理由除去ないし聴聞申請が必要であることや、拒絶理由除去の期間が出願日から 6 ヶ月を超えないとされていることから、より迅速な審査を希望してのものと思われる。

意匠規則 18 拒絶理由

(1) 法第 5 条(1)に掲げた出願に関する審査官の報告書の検討により、長官が何らかの拒絶理由を認め、それが出願人に不利なものであるか又は出願について何らかの補正を必要とするときは、当該拒絶理由通知書を出願人又はその代理人に対して送付しなければならず、出願人又はその代理人が庁の拒絶通知の日から 3 ヶ月以内に拒絶理由を除去し又は聴聞を申請しない限り、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。

ただし、拒絶理由除去の期間は、出願日から 6 ヶ月を超えない。

< 日米欧 >

日本：FA 期間の平均期間は 7.0 ヶ月（2005 年³³）

米国：FA 期間の平均期間は、通常の審査の場合 21.3 ヶ月（2005 年度）³⁴。

欧州：共同体意匠は実体審査をしないので FA 期間は想定されない。通常、方式を満たしていれば直ちに登録される（1 ヶ月程度）。

(4) 早期・優先審査制度の有無

< Shanker 氏からの回答 >

「早期・優先審査に関連する規定は存在しない。」

(5) 写真、CG 等による図面提出の可否

意匠登録の願書には、意匠の表示 4 通を添付しなければならないとされている（意匠規則 11）。この 4 通は、当該意匠について全く類似する図面、写真、トレーシングその

³³ 特許庁編『特許庁行政年次報告書 2006 年度版』による。

³⁴ Annual Report 2005, 4.2.1 Patent Performance, PENDENCY による。

http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/2005/040201_patentperform.html

他の表示とし、又は当該意匠の見本でなければならない（意匠規則 14）。手続の詳細については、意匠規則 14 に定められているが、CG による図面提出の可否について現地代理人に問いあわせたところ、両者の回答は相違している。少なくとも、法律および規則の上では、図面から CG を除外する規定はない。Vadehra 氏の回答があくまで想定であり、一方、Shanker 氏の回答も特段の根拠が示されていないことに鑑みると、運用に対する代理人の認識に相違があるものと思われる。したがって、CG による図面の提出を試みる場合には、代理人および当局との間で事前に確認をする必要があるだろう。

< Vadehra 氏からの回答 >

「CG が意匠の用いられている物品の正確な特徴を示すことができることを考えると、特許意匠商標総局が CG を図面として提出することを否定する理由がないだろう。」

< Shanker 氏からの回答 >

「見本を提出することは認められているが、CG を「図面」として提出することはできない。」

意匠規則 14 表示

- (1) 規則 11 により必要とされる意匠の写し 4 通は、当該意匠について全く類似する図面、写真、トレーシングその他の表示とし、又は当該意匠の見本でなければならない。
- (2) 意匠を組物に使用しようとするときは、願書に添付される各表示には、当該意匠を当該組物に含まれる物品に使用しようとする各種取合せのすべてを示さなければならない。
- (3) 意匠を適用しようとするのが単一物品か又は組物かを問わず、当該意匠の各表示は、A4 サイズの丈夫な用紙（ただし厚紙ではない）の片面上のみに掲載しなければならない。図形は、当該用紙上に垂直位置に配置しなければならない。2 以上の図形を示すときは、これらについては、可能であれば、同一用紙上に示し、かつ、各図形には（例えば、透視図、正面図、側面図と）表示しなければならない。
- (4) 意匠が組物に使用されるときは、所定の物品が組物を構成するか否かの疑義は、長官がこれを決定する。
- (5) 長官の見解として見本が特許庁の記録に適さないときは、それらは表示で代替される。
- (6) 語句、文字、又は数字が意匠に不可欠なものでない場合は、それらは表示又は見本から取り除かれる。それらが意匠に不可欠なものである場合は、長官は、それらの排他的使用の権利の部分放棄の文言挿入を請求することができる。
- (7) 繰返し表面模様から構成される意匠の各表示は、完全な模様並びに長さ及び幅で当該繰返しの十分な部分を示し、かつ、寸法は少なくとも縦 5 インチ、横 4 インチ、すなわち縦 13.00cm、横 10.00cm でなければならない。
- (8) 生存者の名称又は表示が意匠上に示される場合において、長官は、必要と認めるときは、当該意匠の登録手続の前に前記生存者からの同意を取り付ける。死亡者の場合は、長官は、それらの者の名称又は表示が掲載されている意匠の登録手続の前に、それらの者の法律上の代表者からの同意を請求することができる。

(6) 新規性阻却事由

世界公知・公用の採用

現行意匠法によって、世界公知・公用が採用されており（意匠法第 4 条(b)）、登録要件として審査されるとともに（意匠法第 5 条）登録取消の理由ともなっている（意匠法第 19 条(1)(b)）。

登録審査時には、世界公知公用が採用されており（意匠法第4条(b)）、登録要件として審査されるとともに（意匠法第5条）、登録取消の理由ともなっている（意匠法第19条(1)(b)）。すなわち、第4条(b)は、出願日又は優先権を主張する場合には優先日前にインド国内又はその他の国のいずれかにおける有形物として公開された意匠について登録できないとしている。もっとも、審査時において、制度的には、インド国内での先願に係る登録前の意匠の存在は勘案されない。ただし、外国の先願意匠が公開されている場合、条文上は、インドを含む各国で有形の形式の発行（publication in tangible form）又は何らかの方法（or in any other way）により公衆に開示されているといえるだろう。もっとも、外国での先願意匠の存在を考慮した審査が実際になされているかどうかは明らかではない。

< 新規性喪失の理由となる先行意匠 >

	(i)意匠審査時	(ii) 取消審判(聴聞)時 ³⁵	(iii) 審判・審決取消時 (高等裁判所) ³⁶
A.先願による新規性喪失	インド国内では審査時に先願による新規性判断は行われない。	インドにおいて先に登録(not 出願)されている場合	インドにおいて先に登録(not 出願)されている場合? (高等裁判所が専門家の支援を受けて決定を下すか(第36条(3))又は自ら意匠法に一致する規則を定めて判断)
B.公開文書による新規性喪失	インドを含む各国で有形の形式の発行(publication in tangible form)により公衆に開示	登録日前にインドを含む外国で発行(<u>published</u>)	同上
C.公知公用による新規性喪失	インドを含む各国で使用又は何らかの方法(use or in any other way)により公衆に開示	登録日前にインドを含む外国で発行(<u>published</u>)公用については規定なし ³⁷	同上 ³⁸

³⁵ 意匠法第19条(規則29条)に基づいて、利害関係人が意匠登録の取消を申請する場合、取消の審判は、聴聞という手続きを経て、特許意匠商標総局長官が決定を下す。

³⁶ 取消の審判(聴聞)は、特許意匠商標総局長官が高等裁判所に付託する場合がある。また、特許意匠商標総局による取消の審判において長官が下した命令に不服がある場合には、高等裁判所に上訴する。いったん裁判所に対して審判が行われると、裁判所は、専門家の支援を受けて決定を下すか又は自ら意匠法に一致する規則を定め、当該事項を決定するために必要だと考える同法のあらゆる手続きを行うことができる(第36条(3)(4))。もっとも、現地代理人によれば、そのような意匠法に一致する規則は定められていないという。

³⁷ 取消申請時については、インドにおいて先に登録されている場合が取消事由となっているものの、先願の存在そのものを新規性喪失事由となるかについて規定しているわけではないが、登録日前にインドを含む外国で発行(published)されていることを取消事由として規定しているため(意匠法第19条(1)(c))、外国で先願が発行されている場合には、取消し事由となりうるだろう。また、登録日前にインドを含む外国での発行に係る取消事由は、公開文書による新規性喪失を含むものといえる。しかし、一般的な公知公用に関しては、登録日前にインドを含む外国で発行(published)が公知に該当するとしても、公用には該当しないので、取消時には、公用については判断しないものとも思われる。なお、第19条(d)は、「当該意匠が本法の規定によれば登録可能でない」と規定し、登録できない意匠について定める第4条(b)の規定を包含するものであるとすれば、取消時の判断においても、登録審査時の世界公知・公用を採用することになる。もっとも、この解釈によれば、世界公知公用について定める第4条(b)の規定内容が意匠法第19条(d)に包含されることで、第19条(1)(c)の規定が無意味になる。意匠法において、登録できない意匠と新規性の喪失を第4条という同じ規定に設けていることからくる条文構造上の不都合である。

³⁸ 意匠が公知・公用となっているかどうかに関する審査は現行意匠法に従って行われるが、裁判所における審理は特許意匠商標総局が既に確定している事実及び専門家の意見に基づいて行われる。

インターネットによる公開が新規性阻却事由に当たるか

意匠法第4条は、有形の形態の公開に限らず、他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において公衆に対して開示された意匠について登録できないとしているため、条文の文言からは、インターネットによる公開も新規性阻却事由に含まれるといえる。また、現地代理人の回答も以下の通り、インターネットによる公開が新規性喪失事由に当たるか、その可能性があるかと回答している。

<Vadehra 氏からの回答>

「インターネットによって公開された情報（サーバが海外にある場合を含む）は、新規性が喪失される事由に該当するという運用をしている。」

<Shanker 氏からの回答>

「意匠法第4条(b)は、意匠が何らかの有形の形式で公開されることを要求している。したがって、インターネットによる公開により新規性が失われる可能性がある。」

意匠法第4条 一定の意匠の登録禁止

次の意匠は、登録することができない。

(a) (略)

(b) 登録出願の出願日前又は該当するときは優先日前に、有形の形態の公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において、公衆に対して開示されたもの
(以下略)

第5条 意匠登録出願

(1) 何人かが新規性又は創作性のある意匠であって如何なる国においても先に公開されておらず、かつ、公序良俗に反していないものの所有者である旨の主張をして出願したとき、長官は、本法により意匠を登録することができる。

ただし、長官は、当該登録前に、出願について、当該意匠が本法及びそれに基づいて制定された規則により登録できるか否かに関して、第3条(2)により任命された審査官による審査に付託し、当該付託に関する審査官の報告書を検討しなければならない。
(以下略)

第19条 登録取消

(1) 利害関係人は、次に掲げる理由に基づき、意匠の登録後いつでも、意匠登録の取消申請を長官に提出することができる。すなわち、

(a) 当該意匠が先にインドで登録されている。又は

(b) 当該意匠が登録日前にインド又は何れかの外国で公開されている。又は

(c) 当該意匠が新規性又は創作性のある意匠ではない。又は

(d) 当該意匠が本法によれば登録可能ではない。又は

(e) 当該意匠が第2条(d)で定義した意匠ではない。

(2) 本条に基づく長官の命令に対しては高等裁判所に上訴し、長官は、いつでも当該取消申請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、このように付託された申請について決定しなければならない。

第36条 高等裁判所への上訴

(1) 本法により長官命令に対する上訴が高等裁判所にされる旨宣言される場合は、その上訴は、長官により発せられた命令の日から3月以内にされなければならない。

(2) 前記3月の期間計算に当たっては、当該上訴の対象である命令の写しの交付に要した時間(あれば)は、除外する。

(3) 高等裁判所は、適当と認めるときは、当該上訴の決定に当たり専門家の補佐を受けることができ、高等裁判所の決定は、最終的なものとする。

(4) 高等裁判所は、同裁判所における本法に基づくすべての審理の処理及び手続について本法に適合する規則を制定することができる。

<日米欧>

三極ともインターネットによる公開を新規性阻却事由としている。

日本および欧州は、世界公知公用、世界刊行物記載で共通。

日本：世界公知公用、内外国刊行物（日本意匠法第3条1項1号、2号）

米国：国内公知公用、内外国刊行物（35 U.S.C 第102条）

欧州：世界公知公用、内外国刊行物（共同体意匠理事会規則第7条）

(7) 部分意匠制度の有無

部分意匠は物品要件を満たさないため保護されない。なお、物品性が認められるかどうかは、意匠が施される物品が個別に販売できるかによる。部分意匠となりそうな意匠は、個別に販売できるという点で物品性を具備するように対応すべきであろう。

「物品要件」については意匠法において、「物品」とは「何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部分を含む」と定義されている。製造して個別に販売することができる「物品の何らかの部分」については、「物品」に含まれる。そのために、いわゆる部分意匠は保護されないということになる。

<Vadehra 氏からの回答>

「部分意匠は登録できないが、物品性を具備しうるように工夫して、独立した意匠として出願することは可能である。」

<Shanker 氏からの回答>

「意匠は、意匠が施される物品が個別に販売できる場合にのみ保護される。いいかえると、意匠が物品の部分に施され、その物品の部分が個別に販売できない場合には、意匠は保護されない。」

意匠法第2条 定義

本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、

(a)「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。

<日米欧>

日米欧では、部分意匠の登録は認められる。

日本：部分意匠の登録は認められる（日本意匠法第2条第1項）

米国：物品の特定部分についても、保護を受けることができる（特許審査便覧1502）

欧州：部分意匠の登録は認められる。意匠とは、製品全体又は部分の外観（appearance of the whole or a part of a product）と定義されている（共同体意匠理事会規則第3条）

(8) 公開繰延制度の有無

意匠は登録後に公開され、公衆の閲覧に供される（意匠法第 7 条）。公開の方法については、意匠規則 22 に定められている。基本的に、公開繰延請求制度というものはないが、安全保障上の問題から、長官が、開示を禁止することができる場合はある（意匠法第 46 条）。

意匠法第 7 条 登録意匠の詳細の公告

長官は、意匠の登録後できる限り速やかに、当該意匠についての詳細を所定の方法で公告させるものとし、その後当該意匠は公衆の閲覧に供される。

意匠規則 22 法第 7 条による登録意匠の詳細の公告

出願に係り提出された意匠を受理したときは、長官は、登録を指示し、かつ当該出願の詳細及び当該意匠が使用されている物品の表示を官報で公告するよう指示しなければならない。官報で公告するに当たり、長官は、自己の見解では、当該意匠の描写が最善のものとする、表示の 1 又は 2 以上の図を選択することができる。

意匠法第 46 条 インドの安全保障

本法の他の規定に拘らず、長官は、

(a) 本法による意匠登録に関する情報又は意匠登録の出願であって、長官がインドの安全保障上有害と認めるものを開示してはならず、かつ

(b) 本法により登録された意匠であって、中央政府がインドの安全保障上官報告示により指定することがあるものの登録取消に関する措置を講じなければならない。

説明 - - 本条に言う「インドの安全保障」とは、インドの安全保障上必要な何らかの行動であって、戦争に使用されるか、又は軍事施設の目的、若しくは戦争目的、若しくは国際関係上その他の緊急事態の目的で直接、間接に適用される物品に対して本法により登録された何らかの意匠の適用に係るものを意味する。

<日米欧>

日本：秘密意匠制度がある。秘密期間は、登録から最大 3 年。平成 18 年法改正により、出願と同時に限られている秘密意匠の請求が、出願時に加えて第 1 年分の登録料の納付時にも可能とされた（日本意匠法第 14 条）。

米国：秘密意匠制度はない。

欧州：秘密意匠制度がある。秘密期間は、登録から最大 30 月。秘密を請求できる時期は、出願時である（共同体意匠理事会規則第 50 条）。

(9) 異議・審判制度の整備状況

インドにおいては、意匠権に対する異議・審判として、以下のような手続きがある。

意匠権を取り消すための手段

意匠権取消の申立て（聴聞）（意匠法第 19 条、規則 29）

意匠権付与前の異議申立の制度はない。

拒絶査定・意匠権取消を覆すための手段

審判部への審判請求は行えず、高等裁判所に上訴できるのみ。

なお、拒絶査定を受ける前の段階では、拒絶理由通知に対応する手段、「聴聞」（ヒア

リング)という手続きがある(意匠法規則18)。

上記手段の具体的な内容を下記に示す。

意匠権を取り消すための手段

意匠権取消の申立て(聴聞)(意匠法第19条、規則29)

利害関係人による取消請求制度があり、一定の理由を根拠として、意匠の登録後いつでも、意匠登録の取消申請を長官に提出することができる。この審理は「聴聞」という手続きを介して行う(意匠法第19条、規則29)。

特許意匠商標総局の年次報告書によると、2004年4月から2005年3月の間に、取消申請の受理件数は54件、前年度継続分が84件の計138件が審理の対象となり、当該年度の間27件が処理されたと報告されている³⁹(取消件数自体は公表されていない)。なお、特許意匠商標総局長官の命令に対して不服がある場合には、高等裁判所に上訴することができる(意匠法第19条(2))。

拒絶査定・意匠取消を覆すための手段

審判部への審判請求は行えず、高等裁判所に上訴するのみ。

拒絶に対して不服がある者は、高等裁判所に上訴することができる(意匠法第5条(4))。この裁判所の決定が最終的なものとなる。

なお、拒絶査定の前の段階における、特許意匠商標総局からの拒絶理由通知に対応する聴聞の手続きについて説明すると次の通りである。

意匠出願の審査は、方式審査、実体審査ともに、特許意匠商標総局が、審査官の報告書を検討することにより行われる。特許意匠商標総局長官が、拒絶理由ないし補正の必要性を認めた場合、拒絶理由通知書を出願人又はその代理人に対して送付する。出願人又はその代理人は、庁の拒絶通知の日から3月以内に拒絶理由を除去し又は聴聞(ヒアリング)を申請しない限り、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。ただし、拒絶理由除去の期間は、出願日から6月を超えない(意匠法第5条、規則18(1))。なお、聴聞に際して、特許意匠商標総局長官は、いつでも当該取消申請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、付託された申請について決定しなければならない(意匠法第19条(2))。

(10) 故意でない侵害行為

日本では、他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定される(日本意匠法第40条)が、インド意匠法第22条(1)は、意匠権の侵害について規定しているものの、この部分に過失の推定に関する規定内容は存在しない。

裁判所において違法な行為であるとされた場合の責任は、差止めと損害賠償である。

³⁹ Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical

差止めの可否については、行為者の故意・過失といった主観的要素は考慮されない。この点、意匠法第 22 条(1)では、「販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示」に限って、権利者の同意なしに意匠が適用されていることの認識（故意）を求めている。これを反対解釈すると、これ以外の場合には意匠の適用の事実に対する認識という故意要件は、差止めの可否に際して求められていないということであろう。この点について、以下に示す Shanker 氏の回答もそのような見方を回答している。

<Shanker 氏からの回答>

「不正な又は明白な模倣が行われている場合に、意匠が適用されている物品区分の何らかの物品に登録意匠所有者の同意なしに適用されていることを知っているという要件が課せられているのは、当該物品の販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示させることについて規定されている第 22 条(1)(c)においてのみである。それ以外のすべての場合において、知っているという要因又は知っていないことは重要ではないため、抗弁として使用することはできないと思われる。」

他方、損害賠償責任については、故意又は過失といった主観的要件が必要である。もっとも、Vadehra 氏の回答によると、故意又は過失がないことの立証は限られた場合にしか認められないようである。このことは、過失の推定規定はないものの、損害賠償責任の認定において、日本の意匠法第 40 条の過失の推定に相当する適用がなされていることを示している。

<Vadehra 氏からの回答>

「侵害者が他人の意匠権の存在を知らず、また知っているとする合理的な根拠がないことを立証すれば損害賠償は課せられないが、それは、非常に限られた状況においてのみである。」

意匠法第 22 条 登録意匠の盗用

(1) 意匠権存続期間中に、何人かが次に掲げる行為をなすことは違法とする。

- (a) 意匠所有者のライセンス若しくは書面による同意のある場合を除き、販売目的で、当該意匠が登録されている物品区分の何らかの物品に、当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用し若しくは適用させること、又は当該意匠をそのように適用されることを可能ならしめる意図で何事かをなすこと、又は
- (b) 当該意匠が登録されている物品区分に属し、かつ、それに当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用した物品を、販売目的で、登録意匠所有者の同意なしに輸入すること、又は
- (c) 当該意匠又はその不正の明らかな模倣が、当該意匠が適用されている物品区分の何らかの物品に登録意匠所有者の同意なしに適用されていることを知りながら、当該物品の販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示させること

(2) 本条に反する行為をなす者は何人も、各違反に対し次に掲げる責任を負う。

- (a) 契約債務として取り立てられるべき 25,000 ルピーを超えない金額を登録意匠所有者に支払うこと、又は
- (b) 意匠所有者が前記違反に対する損害賠償金の取立てを求め、かつ、その違反の繰返しに対する差止命令を求めて訴訟を提起したときは、裁定された損害賠償金を支払い、かつ、差止命令に従い差し止められること

ただし、(a)により何れか1意匠に係る取立合計額は、50,000ルピーを超えない。

ただし、さらに、本項による救済を求める訴訟又はその他の手続は、地方裁判所より下級の裁判所に一切提起してはならない。

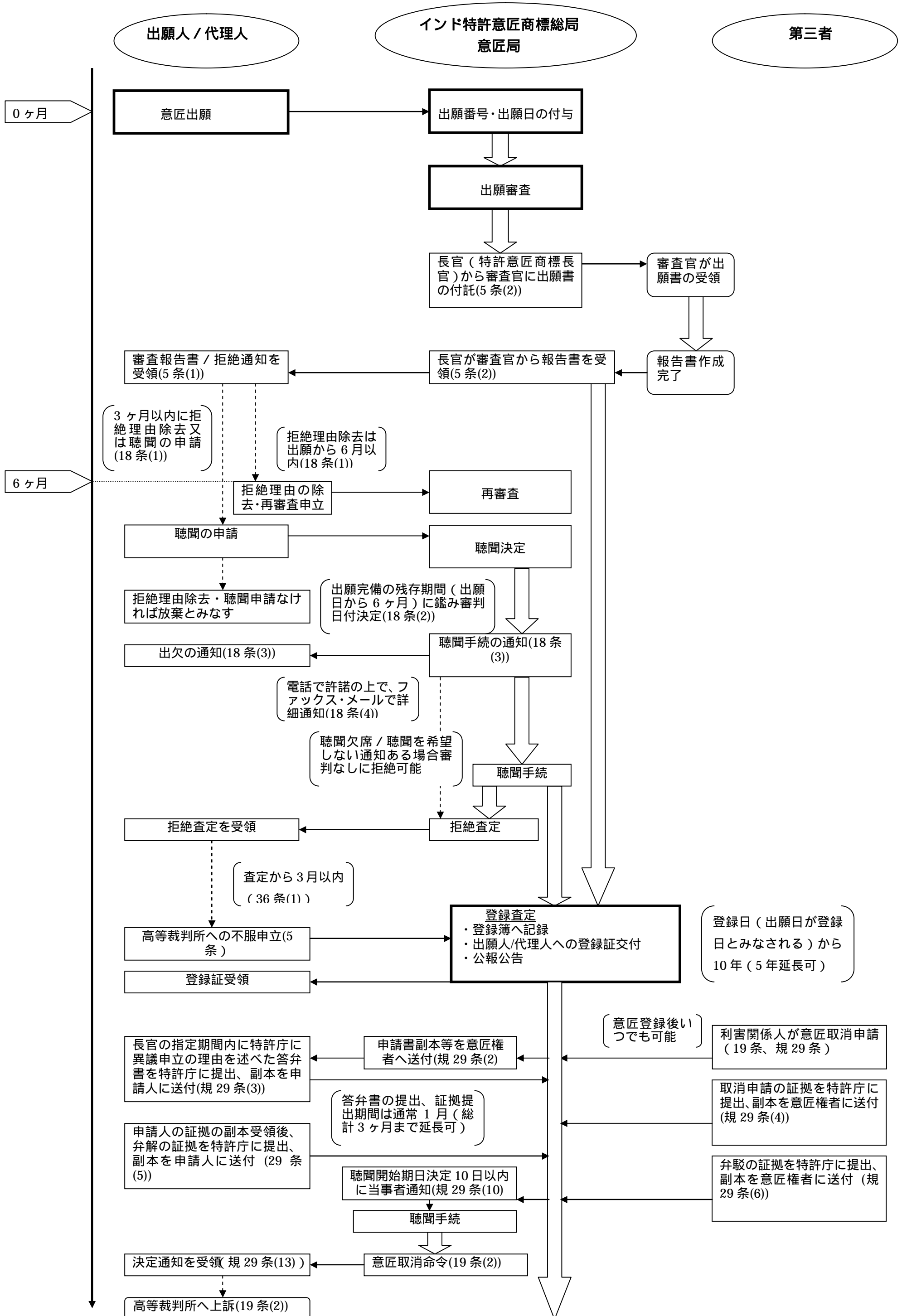
(3) (2)により救済を求める訴訟又はその他の手続において、第19条により意匠登録が取り消される各理由は、抗弁の理由として援用できる。

(4) (2)の第2ただし書に拘らず、第19条により意匠登録が取り消される理由が、(2)による救済を求める訴訟又はその他の手続において、(3)による抗弁の理由として援用された場合は、当該訴訟又は前記その他の手続については、当該訴訟又は当該他の手続が係属している裁判所から判決を得るため高等裁判所に移管される。

(5) 裁判所は、(2)による訴訟において判決を下すときは、判決謄本を長官に送付し、長官は、意匠登録簿にその判決を登録させる。

(11) 先使用权の規定の有無

意匠法上、先使用权に関する規定は存在しない。現地代理人からの回答でも、意匠の先使用に関する運用面での特別な取り扱いは特に認められなかった。



インドにおける意匠出願の流れ図

2 - 4 商標⁴⁰

(1) 商標権の及ぶ範囲

商標権者は、登録商標に係る商品又は役務についての商標の排他的使用の権利、及び当該登録商標の侵害に係る救済を受ける排他的権利を有している(商標法第 28 条(1))。未登録商標の侵害に対しては、差止又は損害賠償の訴訟を提起することができない(商標法第 27 条(1))。

商標権の及ぶ範囲については、商標法第 29 条に規定されている。

この点、商標法第 29 条(1)は、登録商標が害される場合について、登録商標の権利者でなく権利者の許諾を受けていない者による登録商標の商標的な使用であると誤認される場合を前提として規定している。その上で、第 29 条(2)各号において、登録商標が害される場合について具体的に規定している。すなわち、TRIPS 協定第 16 条(1)第 1 段落は、商標権者に、その許諾を得ていない第三者が、登録商標と同一又は類似の標識を、登録されたのと同じ又は類似の商品又は役務に使用し、その使用の結果出所混同が生じる場合について、これを防止する排他的権利を有するものとしているが、これに相当するのが、商標法第 29 条(2)各号であり、TRIPS 協定を踏まえた規定となっている。

TRIPS 協定第 16 条(1)第 2 段落は、同一の商品又は役務について同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがあると推定されなくてはならないとしているが、これに相当するのが、商標法第 29 条(2)(c)及び(3)である。なお、この場合の推定は裁判所により行われるものと規定されている。

< 登録商標の排他的権利の範囲 >

商標	指定商品・役務	誤認・混同等	該当条文
同一	類似	混同を生じるおそれ又は登録商標との関連性を生じる可能性	第 29 条(2)(a)
類似	同一又は類似	混同を生じるおそれ又は登録商標との関連性を生じる可能性	第 29 条(2)(b)
同一	同一	混同を生じるおそれがあると推定される	第 29 条(2)(c) (第 29 条(3)) TRIPS 協定第 16 条(1)第 2 段落に対応
同一又は類似	非類似	インドにおいて評判が高く、かつ、正当な理由のない標章の使用が当該登録商標の識別性若しくは評判を不当に利用し又はそれを損なう標章	第 29 条(4)

(2) 先願主義の担保状況と先使用权の有無

商標法第 11 条において、先に出願された商標の存在は登録拒絶の理由となることが規定されているが、一方、第 34 条によれば、

- ・先使用が商標権者の排他的権利を制限している。
- ・先使用者の出願は先の商標の存在のみでは登録出願を拒絶されない。

との趣旨の規定があることから、先願主義が担保されているとはいえない。

⁴⁰ インドにおける商標出願の流れ図を 116 頁に示す。

< Vadehra 氏からの回答 >

インドでは、先使用主義が採用されている。インド商標法は、商標の先使用者たる出願人に対し、優先登録権を与えている。

Vadehra の見解で示された「優先登録権」については、商標法第 34 条の先使用者の既得権を指しているものと考えられる。なお、先使用者の既得権の中には、我が国における「先使用权」に相当するものも含まれている。

商標法第 11 条 登録拒絶の相対的理由

(1) (略)

(2) 商標であって、

(a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び

(b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又は役務と類似しない商品又は役務に対して登録されるべきものについては、当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。

(3)、(4) (略)

説明 - - 本条の適用上、先の商標とは、次のものをいう。

(a) 登録商標又は第 154 条に掲げた条約出願であって、該当する場合は当該商標に係り主張された優先権を参酌して、当該商標の出願日より早い出願日を有するもの

(b) 商標であって、当該商標の登録出願日、又は該当する場合は当該出願に係り主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの

< 日米欧 >

日本：先願主義が採用されている（日本商標法第 8 条第 1 項）

米国：使用主義が採用されている。他人が既に使用している商標と混同を生じる可能性があるほど類似している商標は登録できない（15 U.S.C.第 1052 条(d)）、同一又は類似の商標について、15 U.S.C.第 1052 条(d)の規定に違反した登録は、登録の取消理由となっている（15 U.S.C.第 1064 条）

欧州：先願主義が採用されている（共同体商標理事会規則第 8 条）

商標法第 34 条 既得権についての例外

本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、登録商標と同一又は類似の商標のある者による使用であって、次に掲げる日のうち、何れか早い日の前からその者又はその者の前権利者が継続的に使用していた商品若しくは役務に関する使用について、これを妨げ又は制限する権限を与えるものではない。

(a) 所有者又はその前権利者が指定商品又は役務に関して最初に述べた商標を使用した日、又は

(b) 所有者又はその前権利者の名義で、指定商品又は役務に係る最初に述べた商標が登録された日

また、登録官は(その使用が立証されているときは)、最初に述べた商標が登録されているとの理由のみによつては、先使用に係る商標の登録を拒絶してはならない。

< 日米欧 >

日米では、先使用权の保護について法律上の定めがある。

日本：商標法は、商標登録出願前から使用されていた同一・類似の商標については、未登録であっても、周知となっている場合には、継続して使用することができる権

利を認めている（日本商標法第 32 条 先使用权）。

米国：ある商標を最初に使用した当事者は、その使用した地理的範囲において、当該商標に対する権利を取得することができる⁴¹。

欧州：欧州共同体商標規則では、先使用者の権利については、関係する加盟国の法令が認める限りにおいて、自己の権利が保護されている領域における共同体商標の使用に対抗することができる（共同体商標理事会規則第 107 条）とされており、先使用权氏の保護については加盟国の国内法に従うこととなっている。

(3) 出願からの登録までの期間（又は FA 期間）

商標の登録出願を審査する場合のタイムフレームは、法律で特に定められていない。特許、意匠にタイムフレームが定められているのに対し、商標に定められていない理由については不明であるが、現地代理人の指摘によると、登録官が膨大なワークロードやその結果として膨大な未処理案件を抱えているといわれており、タイムフレームを設けても対応できない状況があるためではないかと思われる。なお、現状要している期間については下記現地代理人の回答を参照。

なお、出願からの登録までの期間についての統計データは公表されていないが、出願数、審査数および登録数は公表されている。特許意匠商標総局の年次報告書によると、2004 年 4 月から 2005 年 3 月の間に申請数は 78,996 件であり（前年度（2003 年 4 月-2004 年 3 月）は 92,251 件）、2004 年 4 月から 2005 年 3 月の間に審査された数は 72,091 件であり、登録数は 45,015 件である。

< 商標出願数等の近年の傾向 >

	1998-99	1999-00	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05
出願数	51,704	66,378	84,275	80,236	94,120	92,251	78,996
審査数	42,104	42,500	70,115	159,735	249,003	89,958	72,091
登録数	5,300	8,010	14,202	6,204	11,190	39,762	45,015

Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, Annual Report 2004-2005, p.60

< Vadehra 氏からの回答 >

「出願から登録まで、最低でも 2 年間は必要である。また、出願後、審査結果の最初の通知の発行までには、通常、3~4 ヶ月程度かかる。」

< Shanker 氏からの回答 >

「出願から最初の通知までの平均期間は、およそ 1~2 ヶ月である（ただし、これは本質的に手続き上のことであり、その時々で異なることがある）。また、出願から登録までのプロセス全体の期間は、スムーズに登録される場合で、平均して、約 12~18 ヶ月である（ただし、登録官が膨大なワークロードやその結果として膨大な未処理案

⁴¹ Hanover Star Milling Co. v. Metcalf, 240 U.S. 403.

件を抱えていることにも留意しなければならない)。

商標登録局を改修する際、場所を空けるために、古い出願書類を倉庫に移したときから、商標登録局が新しい出願から審査を行うという実務が行われている。この問題に対し、近時、デリー高等裁判所の Vikramjit Sen 判事が、これらの古い出願の差別的な取り扱いに関する事案の申立てを受け、商標登録局にこうした取り扱いを改めるよう要請した。そのため、今後は、新しい出願と古い出願が同様の取り扱いを受けるよう是正されていくであろう。」

<日米欧>

日本：2005 年における平均 FA 期間は 6.6 ヶ月である⁴²。先行して出願・登録された商標と混同する可能性がないかなどを特許庁が出願全件について審査を行っている。

米国：4.3 ヶ月（2002 年）⁴³。日本と同様、先行して出願・登録された商標と混同する可能性がないかなどを特許庁が出願全件について審査を行う。

欧州：9.5 ヶ月（2001 年）⁴⁴。日本と異なり、先行出願・登録との比較については、異議があった場合、あるいは裁判で争われた場合にのみ裁判所で判断されるという制度を採用しており、全件については審査していない。

(4) 周知商標の保護

周知商標に抵触する商標の登録規制は、付与後の異議申立（商標法第 21 条）無効審判（商標法第 57 条）の際になされる。審査段階では、職権によっても周知商標の存在は審査しない。すなわち、ある商標が登録された後に、その商標に対する異議申立、無効審判において、それと同一又は類似する商標についての周知性が認定された場合、当該周知商標の存在は、それに反して登録された商標の取消事由となる。

周知商標：当該商品を使用し又は当該役務を受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又は役務に関する当該標章の使用が、それら商品又は役務と、最初に述べた商品又は役務に関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくは役務提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章

商標法第 2 条 定義及び解釈

(1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、
(中略)

(zg) 商品又は役務に関して「周知商標」とは、当該商品を使用し又は当該役務を受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又は役務に関する当該標章の使用が、それら商品又は役務と、最初に述べた商品又は役務に関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくは役務提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章をいう。 (以下略)

⁴² 特許庁行政年次報告書 2006 年度版

⁴³ 米国特許商標庁 2002 年年報

⁴⁴ 2002 年 5 月に開催された商標三極首脳会合での公表数値

インド国内で周知な商標の保護

周知商標は、インドにおける関係階層の公衆の間で周知でなければならないが、国民全体に周知である必要はない(商標法第 11 条(8)、(9)(v))。

たとえば、「Windows XP」という標章が周知商標として認められるためには、インドにおけるコンピュータ業界又はコンピュータ機器のユーザーの間で周知でなければならない。また、「SUZUKI」のような商標の場合には、インドの自動車部門において周知でなければならない。

なお、インド国内において周知商標としての保護を得るためには、周知商標の所有者は、それをインドの国内市場において使用することにより公衆の関連する部門における十分な認識を獲得しなければならない。しかし、商標法第 2 条(2)(b)は広く解釈することが可能な規定であり、周知商標の広告をインド国内で行っただけであっても必要な認知度が取得されているのを証明するに十分なものと見なされている。

商標法第 11 条(8),(9)(v)

(8) 商標が裁判所又は登録官によりインドの公衆の少なくとも 1 の関係階層において周知である旨決定された場合は、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならない。

(9) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するため次の何れも条件として要求することができない。すなわち、

(i) ~ (iv) (略)

(v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること

インド国外のみで周知な商標の保護

原則として、かかる商標はインド国内においては周知商標としての保護を受けることができない。ただし、特許意匠商標総局に対するアンケートによれば、第三者が周知商標を自己の商標として登録する行為は商標法第 18 条(1)にいう「自己が使用し又はしようとする商標の所有者」とは認められないという理由でかかる商標に対して保護は取り消されうるともいわれる。この点については、同項の「商標の所有者」という文言が、国外でのみ周知な商標を先取りして国内で登録をする者について、状況によっては当該商標を所有する者として相応しい所有者(proprietor)とは認められないという規範的意味が含まれていると理解することができるだろう。したがって、以上の場合でも、商標登録局に対する異議申立手続、又は IPAB における審判手続や、高等裁判所における「民事訴訟」の審理において、引用商標の周知性の認定が判断され得ることになる。

<日米欧>

日本：周知商標は、仮に商標として未登録であっても、他人の登録を阻止する効力がある(日本商標法第 4 条(1)(10))。外国において周知な商標と同一又は類似な商標は、不正競争目的が認められると登録することができない(日本商標法第 4 条(1)(19))。著名商標は、日本国内で商品・役務の分野を問わず全国的に知られている商標であり、非類似の商品や役務に使用した場合でも、その出所を混同するよ

うな商標である。

米国：周知商標という用語は特に用いられていない。著名な商標について、他人の使用により希釈化されることを禁止している（15 U.S.C.第 1125 条）。著名性の判断要素については、15 U.S.C.第 1125 条(c)に規定されている。商標が保護されるためには、合衆国国民に周知でなければならない。ただし、この合衆国国民には、当該の商標が周知である他の諸国に渡航する者が含まれることがある。従って、原則として保護されないが、例外も認められると思われる。

欧州：周知商標と著名商標に相当する 2 種類の商標について述べられている。独立した条文ではないが、共同体商標理事会規則第 8 条（相対的拒絶理由）の中に、それぞれに対応する記載がある。

周知商標：パリ条約第 6 条の 2 において用いられている「広く認識されている（well known）」の用語の意味で加盟国において広く認識されている商標。

著名商標：共同体において名声（reputation）を得ている共同体商標、又は、関係する加盟国において名声を得ている国内商標、パリ条約第 6 条の 2 の意味の周知商標は、共同体内で未登録であっても、同一又は類似の商品・サービスについては保護される。共同体内で名声を得た著名商標は登録されていれば、非類似の商品・サービスについても保護される。一方、共同体商標理事会規則第 8 条には、周知商標、著名商標ともに、共同体加盟国で周知、著名であるという条件が記載されている。従って、共同体加盟国の少なくとも 1 つ以上で周知、著名でないと保護されない。

(5) 早期審査制度

出願番号の受領（商標規則 規則 37(1)）の後、出願人は所定の様式（Form TM-63）をもって早期審査を求める理由を述べ、かつ、出願料（2,500 ルピー）の 5 倍の早期審査請求料（12,500 ルピー）を支払うことにより、早期審査の請求ができる（規則 38(1)）。

登録官が当該出願に早期審査の価値があると判断する場合には、早期審査が行われ、請求から 3 月以内に審査報告書を発行することができる。

登録官は、出願の早期審査の請求の審査に関して、当該請求の受理に異論を有するとき、書面をもってこれを当該出願人に対して通知することができる。当該請求が拒絶される場合には、出願人は、当該手数料（出願手数料の 5 倍に相当する額）の払い戻しを受ける権利を有する。この通知に対しては、通知の日から 1 ヶ月以内に対応しなければならない。

商標規則 38 早期審査、受理に対する異論、聴聞

(1) 規則 37(1)に基づく出願番号の受領後、出願人は、様式 TM-63 により、出願手数料の 5 倍額を納付の上、請求の理由を記載した宣言書を添付して、商標の登録出願の早期審査を請求することができる。

(2) 登録官が(1)に基づいて提出された宣言書に基づいて、当該出願の早期審査が正当化されると納得するときは、登録官は、請求が提出された順に従い当該出願の早期審査を行わせるものとし、かつ、通常は当該請求の日付から 3 ヶ月以内に、審査報告書を発行することができる。

(3) 登録官が(1)に基づく請求を拒絶した場合は、出願人は、当該手数料の還付を受けることができるも

のとする。

ただし、当該請求を拒絶する前に、登録官は、出願人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(4) 商標の登録出願、(1)にいう出願の早期審査の申請、使用若しくは識別性についての証拠、又は出願人が提出することができ若しくは提出を必要とされる他の何らかの事項の審査に関して、登録官が当該申請の受理に異論を有するとき、又は第 18 条(4)に基づいて課することを適当と認める条件、補正、修正、又は限定を付して出願を受理することを提議するときは、登録官は、当該異論又は提議については、書面をもってこれを当該出願人に対して通知しなければならない。

(5) 出願人が(4)に掲げた通知の日から 1 ヶ月以内に前記の提議に従わず、又は登録官に対して異論若しくは提議に関する意見書を提出せず、又は聴聞を申請しないか若しくは聴聞に出頭しないときは、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

<日米欧>

日本：早期審査が導入されている。申請から最初の審査結果の送付までに係る期間は約 1.4 ヶ月。なお、早期審査の対象案件となるのは、緊急性を要する以下の場合に限られている。第三者が出願商標（類似も含む）を使用しているか、使用の準備を相当程度に進めていること、出願商標の使用について第三者から警告を受けていること、出願商標について第三者から使用許諾を求められている場合、その他、権利化について緊急性があると認められる場合⁴⁵。

米国：15 U.S.C.には早期審査に関する条文はない。

欧州：共同体商標理事会規則には早期審査に関する条文はない。

(6) 更新時の使用審査

商標登録局は、商標の更新時において、その商標が実際に使用されているかどうかについて審査しない。更新は費用を支払って更新の申請を行うだけである、

<日米欧>

日本：使用審査はしない（日本商標法第 19 条(2)）。

米国：TLT 施行法により、1999 年 10 月 30 日以後、更新手続における使用証明は必要なくなった。ただし、登録名義人は、更新出願に加え 15 U.S.C.第 1058 条の規定に基づく使用宣誓供述書を、10 年ごとに提出する必要がある。

欧州：更新手続における使用の証明は不要である（共同体商標理事会規則第 47 条）⁴⁶。

TLT 第 13 条(4) 実体についての審査の禁止

いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(7) 更新手続期間

商標権の存続期間満了前 6 ヶ月から満了日まで更新手続が可能である（商標法 25 条）。更新の申請は、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数料を納付して、登録更

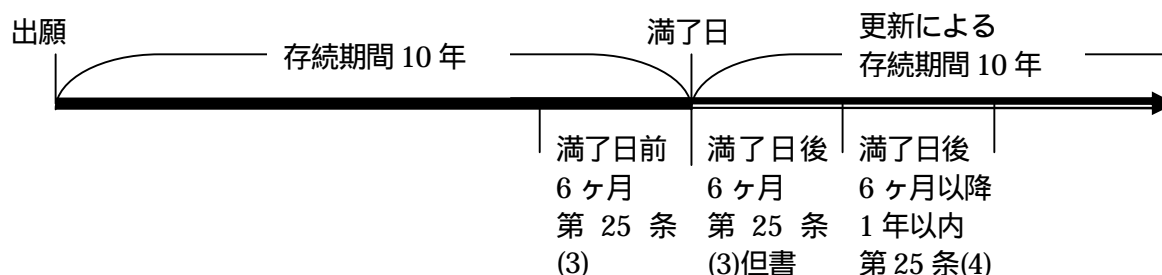
⁴⁵ 特許庁行政年次報告書 2006 年度版

⁴⁶ Institute of Trade Mark Attorneys, Chartered Institute of Patent Agents ed., The Community Trade Mark Handbook, Sweet & Maxwell, 16-008 にも「更新における使用証明の提出は要件とされていない」と記載されている。

新の申請を行う。存続期間満了後 6 ヶ月以内であれば、審査官は対象商標を登録簿から抹消せずに更新手続をすることができる(商標法 25 条)。

存続期間満了後の 6 ヶ月以内に更新手続をせずに登録簿から抹消された商標については、存続期間の満了日から 6 ヶ月を経過し、かつ 1 年以内に追加料金を納付し、審査官が妥当と認める場合に、登録簿へ回復させることが可能である（商標法第 25 条）。

< 更新手続の流れ >



< 更新の時期による更新費用の相違 >

更新の時期	料金
満了時の更新	5,000 ルピー（1 出願） 1 区分 2 件まで、5,000 ルピー、 それ以上は 1 件につき各 2,500 ルピー増 1 区分増加につき各 5,000 ルピー増 団体商標・証明商標は 20,000 ルピー（1 出願）
満了後 6 月以内の回復	満了時の更新に適用される料金の 3,000 ルピーを加算（1 出願）
満了後 6 月以降 1 年以内の回復	満了時の更新に適用される料金の 5,000 ルピーを加算（1 出願）

商標法第 25 条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復

(1) 本法の施行後の商標登録の存続期間は、10 年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間を随時更新することができる。

(2) 商標の登録所有者が、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数料を納付して、登録更新の申請をしたときは、登録官は、原登録の期間満了の日又は場合に応じて最後の登録更新の期間満了の日（この日を本条においては最後の登録の期間満了の日という）から 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。

(3) 商標の最後の登録期間が満了する日以前における所定の時期に、登録官は、登録所有者に対して、当該満了の日、登録を更新するための手数料の支払条件、及びその他の条件を、所定の方法により通知しなければならない。所定の期間満了時にそれらの条件が適法に充足されないときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができる。

ただし、申請が所定の様式でされ、所定の手数料及び割増手数料が当該商標の最後の登録期間満了の日から 6 ヶ月以内に納付されたときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消せず、(2)により 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。

(4) 登録官は、商標が所定の手数料の不納付のために登録簿から抹消された場合において、商標の最後の登録の期間満了の日から 6 ヶ月を経過し、かつ 1 年以内に、所定の方法により申請を受け、所定の手数料を受理し、相当と納得するときは、登録簿に当該商標を回復させ、当該商標の登録について、通常通りに、又は適当と認める条件若しくは制限を付して、最後の登録の期間満了の日から 10 年間、更新することができる。

< 日米欧 >

日本と欧州では、期間満了から 6 ヶ月前から、米国は 1 年前から更新が可能である。いずれの場合も、満了後 6 ヶ月以内であれば追加手数料により更新である。この点はイ

ンドと共通している。米国は1年前から更新出願が可能である。

日本：商標権の存続期間が満了する6ヶ月から満了の日までの間に行わなければならない（日本商標法第20条(2)）。存続期間が満了した後でも、6ヶ月以内であれば、割増手数料を納付することにより（日本商標法第23条(2)）、申請をすることが可能である（日本商標法第20条(3)）。

米国：商標権の存続期間が満了する1年前から可能である。存続期間が満了した後でも、6ヶ月以内であれば、所定の手数料及び割増手数料を納付することにより、更新することが可能である（15 U.S.C.第1059条）。

欧州：商標権の存続期間が満了する6ヶ月前から更新出願の願書を受け付けているが、存続期間が満了した後でも、6ヶ月以内であれば、追加手数料を納付することにより更新することが可能である（共同体商標理事会規則第47条）。

TLT 第8規則（存続期間及び更新に関する細目）

第13条(1)(c)の規定の適用上、更新の申請書を提出することができ及び更新のための料金を支払うことができる期間は、更新が行われるべき日の6ヶ月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の6箇月以上後に終了する。更新が行われるべき日の後に更新の申請書が提出され又は更新のための料金が支払われる場合には、締約国は、割増料金の支払いを更新の条件とすることができる。

(8) 異議・審判制度の整備状況

付与前異議申立制度

現行商標法では、改正前と同様、付与前異議申立制度を採用しており、商標登録局の登録官に対して行う（なお、登録官とは、特許意匠商標長官のことである（商標法第3条））。この申立ては何人も行うことができ、異議申し立ての期間は、公告日から3ヶ月である。所定の手数料を納付し、登録官が許可すれば、最大1ヶ月の延長が可能である（商標法第21条）。拒絶査定がなされた場合の不服審判手続きについては、後述のとおりである。なお、特許意匠商標総局の年次報告書によると、2004年4月から2005年3月の間に、12,720件の異議申し立てがなされたと報告されている⁴⁷。

拒絶査定に対する不服申立制度

現行商標法では、審判請求は知的財産審判部（IPAB：Intellectual Property Appellate Board）に対してのみ行うことができる。知的財産審判部は、商標登録局からも裁判所からも独立した組織であり、高裁判事と経験豊富な弁理士から任命される審判官等で構成される。知的財産審判部へ審判請求できる期間は通知された日から3ヶ月である（商標法第91条）⁴⁸。なお、現地代理人のコメントによれば、登録の相対的拒絶理由（商標法第11条）により拒絶される場合はほとんどなく、識別性等の絶対的な拒絶理由（商標法第9条）による拒絶が多いようである。

⁴⁷ Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, *Annual Report 2004-2005.*, p43.

⁴⁸ 審判部の決定に対して不服がある場合の手続きについては、第1章、1 - 3商標、(2) 現行商標法における主な改正事項、知的財産審判部の設置を参照（p. 31）。

1958年商標法では高等裁判所での2回の審理に加え、最高裁判所での審理も用意されていたが、改正によってIPABによる一審制とされた。その趣旨について、Vadehra氏は、「現在、高等裁判所に対して提出されている拒絶査定不服及び訂正の申立てを迅速に処理することにある」と説明しており、行政府の専門的判断に委ねることにより処理の迅速化を図るということが主たる目的であったことが推察される。ただし、このような管轄の委譲は、出願人の手続保障が制度上、担保されなければならない。この点、商標法第92条(1)は「IPABは、1908年民事訴訟法に規定された手続により拘束されないが、自然法の原理に従うものとし、かつ、本法の規定及びそれに基づいて制定の規則に従うことを条件として、IPABは、その聴聞の場所及び時期の決定を含めそれ自体の手続を規定する権限を有する」と定めており、IPABの手続には民事訴訟法は適用されないが、別途、自然法の原理や商標法の規定および規則に基づいて定められるルールに従わなければならないとしている。そうしたIPABへの拘束を条件として、司法部門から行政部門への重大な管轄委譲が行われたものと推察される。

<Shanker氏からの回答>

「通常、登録官は出願から1~2ヶ月以内に標章の審査を行い、標章に内在する拒絶理由を提起する。登録官は識別性に基づいて出願を拒絶するケースが多い。相対的拒絶理由(商標法第11条)のみに基づいて出願を拒絶することはほとんどない。相対的拒絶理由がある場合には、異議申立手続きを通して先の権利者に異議を申立てさせている。登録官が、出願人からの回答書では納得しない場合、口頭での審理を指定することができる。登録官が適切と判断する場合には、公告を認める命令を出すことになる。登録官の決定については、特別に設置された審判機関である知的財産権審判部に不服を申立てることができる。」

不使用取消審査・審判

現行商標法において、不使用取消審査・審判は、登録官又はIPABに対し行なうことができる(商標法第47条(1))。取消しの対象となる商標とは当該申請の日3ヶ月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き5年以上の期間が既に経過し、その期間中、当該商標が登録されていたが、当時の所有者によるそれらの商品又はサービスについての商標の善意の使用がなかったものある(商標法第47条(1))。

商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合、例えば、戦争や輸入禁止等の特別な事情がある場合には不使用取消しを免れることができる(商標法第47条(3))。

商標登録局の判断について知的財産権審判部へ審判請求できる期間は命令又は決定の通知の日から3ヶ月である(商標法第91条)⁴⁹。

「商標の善意の使用」について、現地代理人のVadehra氏およびShanker氏より以下の説明がなされている。

⁴⁹審判部の決定に対して不服がある場合の手続きについては、第1章、1-3商標、(2)現行商標法における

< Vadehra 氏からの回答 >

「善意の使用」とは、商標の「現実の使用(actual use)」又は「真正な使用(genuine use)」を意味している。かかる使用は、「商標としての使用」でなければならない。

(使用の程度)「善意の使用」として認められるためには、取引者又は消費者が国内における現実又は真正な取引であるとみなされる使用がなければならない。この判断には、使用の数量及び性質も関係してくる。したがって、真正な使用であるかどうかの判断においては、商標の使用の実質性(程度)も判断要素のひとつとなる。

その使用者が自らの意識においてのみその商標を使用していると考えている状態や、外国においてその商標が登録をされていることは、商標の「善意の使用」と認められない。「善意の使用」とは、商品上又は商品の包装上に表示された商標又は商標と称されているものを公衆もまた商標として認めるだろう態様で行われる使用を意味する。すなわち、単なる使用ではなく、特定の仕方と特定の程度で行われかつ特定の結果をもたらす使用でなければならない。したがって、広告、インボイス、レターヘッド、実際の販売等における使用が、「善意の使用」として認められうる。

(ライセンスによる使用) 商標権者から商標の使用に関するライセンスを受けた者が使用している場合にも、「善意の使用」として認められる」

ライセンスによる使用でも「善意の使用」といえるという点については、Shanker 氏の回答も同様である。

< Shanker 氏からの回答 >

「善意の使用があるとするために、登録商標権者が証明すべきことは、「当該登録商標権者が、他の者によるその商標の使用を妨げる意図で又は当該商標から悪意の利益を得るためにではなく、商標法の背後にある目的が想定する方法で使用するため、すなわち当該商標により権利者の商品・役務と権利者自身との間の繋がりを確立するために使用する目的で、当該商標を登録したことである。一方で、商標法は、最小限の使用がどのようなものかについて規定していないが、インドの裁判所により下された決定で、実際の商品が提供される可能性がなくとも、広告だけでも行われれば、登録を訂正しなくともすむとしたものがあり、この事例においては、登録権者は、登録商標を使用しようとする堅い意図があったことを証明した。」

< 日米欧 >

登録商標の取消しの要件として、共同体商標の場合はインドと同様に5年の不使用期間を求めているが、日本および米国の場合は3年以上の不使用となっている。

日本：継続して3年以上不使用の場合、一定の要件の下、取消審判の対象となる(日本

商標法第 53 条の 2)

米国: 3 年間の継続的不使用は、登録された標章が放棄されたことの一応の証拠となる。

また、標章の「使用」とは、通常取引過程における善意の使用をいい、単に標章についての権利を留保するために行われるものを意味しない (15 U.S.C. 第 1127 条)。登録標章が放棄された場合、登録はいつでも取消しうる (15 U.S.C. 第 1064 条(3))。

欧州: 商標が共同体内において正当な理由なしに継続して 5 年の期間、誠実に使用されていない場合、取消しの対象となる (共同体商標理事会規則第 50 条)

商標登録無効審判

現行商標法では、無効審査・審判の申請は、利害関係人が (any person aggrieved) 登録官又は知的財産審判部に対し行なうことができる (商標法第 57 条)。商標登録局の判断に対し知的財産審判部へ審判請求できる期間は登録官の命令又は決定の通知を受けてから 3 月である (商標法第 91 条)⁵⁰。

その他

特許意匠商標総局の年次報告書によると、IPAB での審理は、2004 年 4 月から 2005 年 3 月の間に、39 件なされたと報告されている⁵¹。

(9) 商標冒認出願への対抗手段

無権代理人又は権限のない代表者により登録された標章に対する異議申立について、法律に規定されている (商標法第 146 条)。パリ条約第 6 条の 7(3)は、権利を行使することができる相当の期間を法令で定めることができるとし、インドの商標法では行為を知ってから 3 年以内にされなければならないとしており、日本の商標法が期間を設けていないのと異なるので注意を要するだろう。

(Vadehra 氏からの回答)

「同条は標章が登録されている分類に類似した分類の商品又はサービスについて権限なく標章を登録しようとする代理人と、標章が登録されている分類とは異なる分類に商品又はサービスについて権限なく標章を登録しようとする代理人の両方に適用される。」

商標法第 146 条 無権の代理人又は代表者により登録された標章

登録商標の所有者の代理人又は代表者が委任を受けずに自己の名義で標章を使用し、登録しようとし又は登録するときは、当該所有者は、出願された登録に対して異議を申し立てる権利を有し、又は自己に

⁵⁰ 審判部の決定に対して不服がある場合の手続きについては、第 1 章、1 - 3 商標、(2) 現行商標法における主な改正事項、知的財産審判部の設置を参照 (p. 31)。

⁵¹ Office of the Controller General of Patent, Designs, Trade Marks and Registrar of Geographical Indication, *Annual Report 2004-2005.*, p43.

対する譲渡により自己を前記標章の登録所有者になすべく、登録簿のその取消若しくは更正を確保する権利を有する。
ただし、前記行為は、当該商標の登録所有者が当該代理人又は代表者の行為を知ってから3年以内にされなければならない。

<日米欧>

日本：正当な理由がなく、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者等によってなされた登録については、その商標に関する権利を有する者が、登録を取り消すために審判を請求することができる（日本商標法第53条の2）。

米国：出願の際に、「真実宣言をする者が自己を又はそれを代表して自己が真実宣言をする法人を、登録が求められる標章の所有者であると信じる旨」の宣誓供述書を提出する（15 U.S.C.第1059条）。宣誓供述書における虚偽の陳述は特許商標庁に対する詐欺となるため⁵²、取消の対象となる（15 U.S.C.第1064条）。

欧州：代理人又は代表者の名義により登録された共同体商標の使用の禁止について規定されている（共同体商標理事会規則第11条）。

<参考条文>

パリ条約第6条の7 代理人、代表者による商標の登録・使用の規制

(1) 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、1又は2以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。
(2) 商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。
(3) 商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。

(10) 故意でない侵害行為

登録商標の使用が侵害となる場合

登録商標の使用が侵害とされる場合とは、商標法上以下の場合を指す。これらの行為がなされた場合には、原則として差止めの対象となる。損害賠償の救済が認められるか否かは、行為者の主観的要素（故意・過失）の有無による。ただし、損害賠償のうち、名目的損害賠償（いわゆる法定損害賠償の救済）については、故意・過失がない場合でも救済として与えられる。なお、我が国の不法行為法は填補賠償を原則としているので、そのような名目的損害賠償の制度は基本的に認められていない。

<商標侵害となる使用の類型>

行為の類型	該当条文
登録商標を自己の商号若しくは商号の一部として、又は指定商品若しくは役務を取り扱う会社の社名若しくは社名の一部として使用する者	第29条(5)

⁵² Bryan, *Fraud in Trademark Procurement and Maintenance*, 61 TMR 1 (1971)参照。

商標を商品又は商品の包装に貼付する場合	第 29 条(6)(a)
登録商標の下で、商品を販売のため申出し若しくは展示し、市場に出し、又はそれらの目的で貯蔵し、又は登録商標の下で役務を申し出し若しくは供給する場合	第 29 条(6)(b)
商標の下で商品を輸入し、又は輸出する場合	第 29 条(6)(c)
登録商標を営業文書又は広告に使用する場合	第 29 条(6)(d)
登録商標を、営業文書として商品に貼付け若しくは商品を包装するため、又は商品若しくは役務の広告のために使用することを意図する材料に適用する者。()	第 29 条(7)
商標の広告が、(a)工業又は商業事項における善意の慣行を不当に利用し、かつ、それに反する広告、又は、(b)その識別性を損なう広告、又は、(c)当該商標の評判に反する広告である場合	第 29 条(8)
文字商標の場合、その口頭使用、及び視覚的表現によって、侵害される場合がある	第 29 条(9)

()ただし、「登録商標を、営業文書として商品に貼付け若しくは商品を包装するため、又は商品若しくは役務の広告のために使用することを意図する材料に適用する者」(商標法第 29 条(7))については、「その者が当該標章の適用時に、当該標章の適用が所有者又は使用権者により正当に授權されていないことを知っていたか又はそのことを信じるに足る理由がなければならぬ」とされ(商標法第 29 条(7)但書き)、このことが立証されなければ、そもそも、商標侵害の対象となる「使用」とならない。

損害賠償と差止め

商標法第 135 条(3)(b)は、他人の商標権を侵害する者が、損害賠償責任を負うことを規定している。第 135 条は「Relief in suits for infringement or for passing off」に関する規定であり、侵害訴訟又はパッシングオフ訴訟において勝訴した原告に与えることができる救済について規定する。救済には、損害賠償のほか、差止め命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う)、原告の選択するところにより損害賠償又は侵害者利益の返還のいずれか、及び廃棄又は抹消を目的とした侵害ラベル又は侵害商標の引渡しが含まれる。なお、このうち「侵害する貼札及び標章の引渡しを求める命令」とは、現地代理人の回答によると、貼札、ステッカー、パンフレット又は標章の引渡しを、訴訟係属した裁判所が言い渡す命令を指している。

< Vadehra 氏からの回答 >

「1999 年商標法第 135 条(1)における「侵害する貼札及び標章の引渡しを求める命令」という文言は、侵害する貼札を付けるという侵害事件及び詐称通用の事件において、侵害する貼札、ステッカー、パンフレット又は標章の引渡しを、訴訟係属した裁判所が言い渡す命令をいう。これは、侵害者による問題となった標章が付された侵害者の商品の引渡しも含む場合がある。なお、第 135 条が適用される場合、商品に付されている商標をはがせば、商品自体は破棄されない。」

なお、差止め命令には、仮差止め命令と終局的差止め命令の二つがあるが、裁判所が適当と認める条件があればそれに従うとされている。差止め命令については、判例上、(i)原告が一応の証明(prima facie case: 一応の証拠調べに基づく一定程度以上の確かさをもって証明されること)を行っているかどうか、(ii)便宜の比較衡量が原告に有利であるかどうか、(iii)仮差止め命令が出されていない場合、侵害が申立て人に回復不可能な損害を与えるかどうかという点が考慮される。」

< Vadehra 氏からの回答 >

「差止め命令には、仮差止め命令と終局的差止め命令の2種類の命令がある。仮差止め命令とは、差止め訴訟が最終的に決着し、訴訟係属した裁判所によって終局的差止め命令が認められるか、棄却されるまで、商品又はサービスに関して、問題となった標章の侵害者による使用を停止するための命令を意味する。仮差止め命令及び終局的差止め命令の認定を裁判所が決定する際、3つの条件がその判断を補助する。

- (i) 原告が一応の証明 (prima facie case)を行っているかどうか。
- (ii) 便宜の比較衡量が原告に有利であるかどうか。
- (iii) 仮差止め命令が出されていない場合、侵害が申立て人に回復不可能な損害を与えるかどうか。

裁判所は差止め期間の長さを決定しないが、一度認められた仮差止め命令は終局的差止め命令に関する訴訟が関係裁判所によって最終的に決着するまで継続する。

仮差止め命令及び終局的差止め命令の付与に関する前述の具体的な条件は、高等裁判所及び最高裁判所が、財産権事件において原告に有利な仮差止め命令及び終局的差止め命令の付与を決定する際に、長きにわたって確立されたものである。裁判所は、知的財産権事件における差止め命令の決定に関して次第にこれらの基準を取り入れ始めている。ここでは、商標侵害事件を紹介する。

Gujarat Bottling Co. Ltd. V. The Coca Cola Co. 84 事件において、最高裁判所は『法的訴訟手続が未決の間の仮差止め命令の付与は最高裁判所の裁量の行使を必要とする問題である。裁量を行使する際、最高裁判所は以下の基準を適用する。(i) 原告が事件の一応の証明をしているか。(ii) 便宜の比較衡量が原告に有利であるかどうか。(iii) 仮差止め命令が認められない場合、原告が回復不可能な損害を被るかどうか。仮差止め命令を付与するかしないかの決定は、原告が求める法的権利とその主張する侵害の存在が争われ、不確定であり、公判で証拠に基づいて証明されるまで不確定であり続ける場合、行われる必要がある。仮差止め命令による救済は、不確定が解決されうるまでの期間について、原告に対する不公正のリスクを軽減するために認められる。仮差止め命令の目的は、不確定性が公判で原告が有利なように解決される場合に訴訟で回復可能な損害を十分に補償され得ない権利侵害による損害に対して原告を保護することである。但し、そのような保護の必要は、十分に補償され得ない被告人の独自の法的権利の行使を妨げられることに起因する侵害に対して保護されるべき被告人の対応する必要に対して比較衡量されなければならない。裁判所はある必要を別の必要に対して比較衡量しなければならず、事情の比較衡量がどこに存在するかを決定しなければならない。原告のために仮差止め命令を認めつつ、被告人を保護するために、裁判所は不確定性が公判で被告人の有利に解決された場合、被告人が十分に補償され得るような保証を提出することを原告に義務付けることができる。』と判示した。」

侵害における故意・過失と損害賠償

商標の侵害でも、故意・過失がない場合には、損害賠償は負わない。ただし、責任を負わないのは、実質的損害賠償であり、名目的損害賠償（法定損害賠償額）の責任は負

う。名目的損害賠償とは、補填するべき実質的損失が認定されない場合でも認められる損害賠償である。すなわち、商標の侵害について、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったことを立証する場合（善意かつ無過失の場合）、実質的損害賠償は負わないことになる（商標法第 135 条(3)(b)）。また、通称詐称に基づく損害賠償についても、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかった場合（善意かつ無過失の場合）には実質的損害賠償は負わない。

なお、インドの裁判所はめったに損害賠償を認めることはなく、認めるとしても名目的損害賠償しかみとめないのが一般的であると指摘されている⁵³。

< 商標の使用（商標法第 29 条(5)-(9)の定義する使用）が侵害となる場合の救済の区別 >

	善意・無過失 (商標法第 135 条(1)(2))	故意(悪意)・有過失 (商標法第 135 条(1)(2)。但し、第 29 条(7)但書きに当たる場合、侵害となる「使用」にあたらぬ)
差止め		
損害賠償	× (商標法第 135 条(3)。但し、名目的損害賠償の責任を負う)	(商標法第 135 条。名目的損害賠償及び実質的損害賠償の責任を負う)

：救済を得ることができる

×：救済を得ることができない

()ここで「善意」とは、登録商標権の存在および使用許諾の存在について知らないことをいい、知っている場合を「故意(悪意)」という。また、「無過失」とは、そのことを信じる適切な理由を有していることをいい、適切な理由を有していない場合を「有過失」という。

< Vadehra 氏からの回答 >

「商標の侵害があった場合でも、(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び、(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又は役務についてその商標を使用することを止めたこと、を立証できた場合、実質的損害賠償の責任は負わない(第 135 条(3)(b))。ただし、名目的損害賠償と差止めは排除できない。

商標法第 135 条(3)(b)によれば、侵害者が他人の商標権の存在を知らず、また知っているとする合理的な根拠がないことを立証した場合であっても、侵害者は(筆者注：名目的)損害賠償責任を免除されることはない(筆者注：実質的損害賠償は免除される)。しかし、その額は(筆者注：実質的)損害賠償と比べた場合には僅少となる。」

過失の推定について

日本の商標法のような商標権又は専用実施権を侵害したことが即過失推定の根拠となるような規定(日本商標法第 39 条の準用する日本特許法第 103 条)は存在しないが、

⁵³ Sonia Baldia, India, in *Intellectual Property Law in Asia*, Volume 5 (Christopher Heath edid.), at 451.

実質的損害賠償を回避するためには、被告が商標の登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったことを立証しなければならず、立証した場合でも名目的損害賠償の責を負わされる点を考慮する必要がある。

商標法第 135 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 第 134 条に掲げた侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う。)、並びに破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又は不当利得の返還の何れかを含む。

(2) (1)による差止命令には、次の各号の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。

(a) 書類の開示

(b) 侵害商品、書類、又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全

(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用、又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限

(3) (1)に拘らず、裁判所は、次に掲げる場合は、損害賠償(名目的損害賠償を除く)又は不当利得の返還による救済を与えることができない。

(a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、又は

(b) 侵害訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合

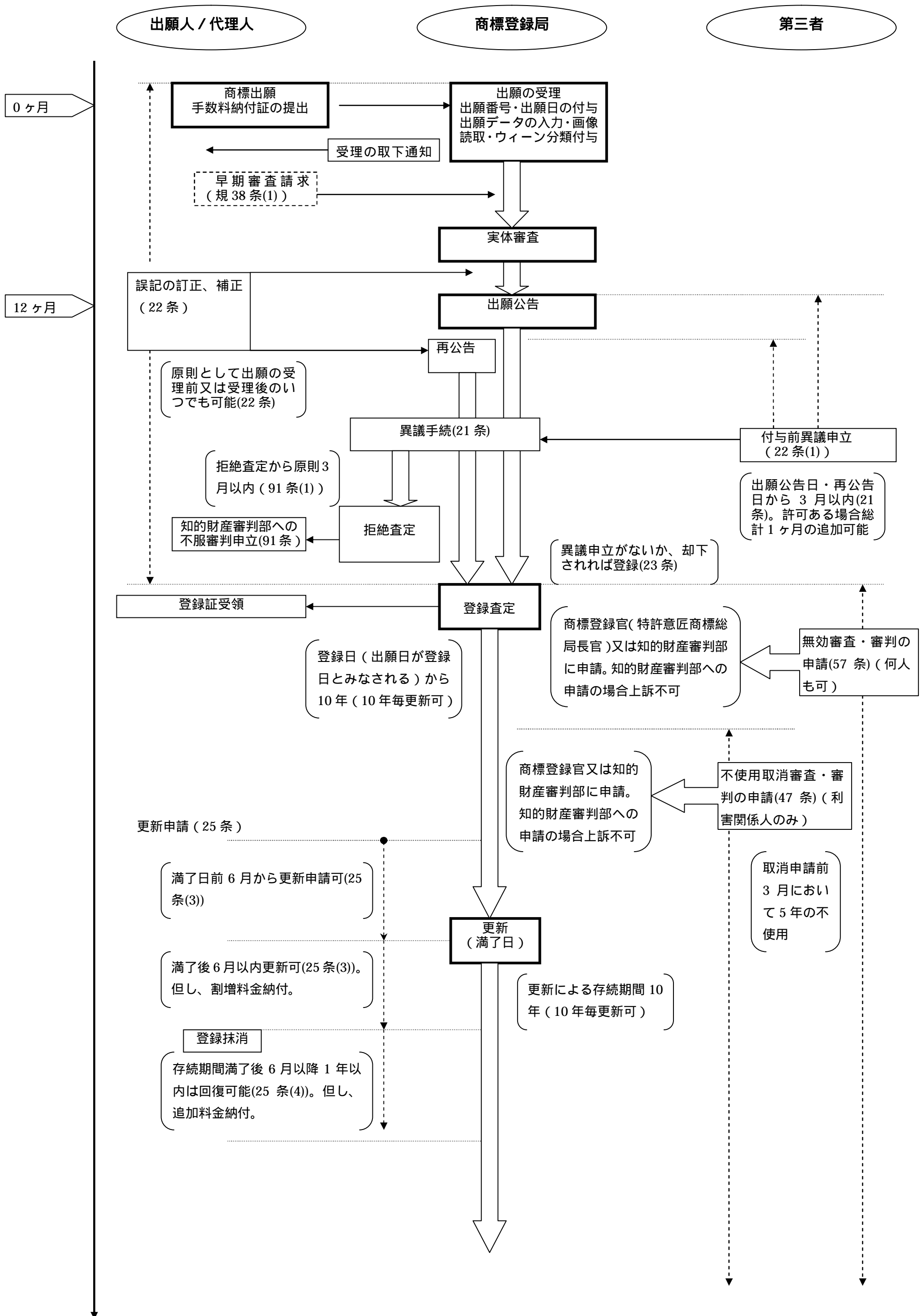
(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び

(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又は役務についてその商標を使用することを止めたこと、又は

(c) 詐称通用訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合

(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び

(ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたこと



インドにおける商標出願の流れ図

3 . インドの知的財産保護制度と条約との整合性

3 - 1 TRIPS 協定（第二部）との整合性

世界貿易機関(WTO)におけるインドの位置付けは「開発途上国」であり、さらに「物質特許の制度を持たない国」であったが、2005年には、すべての猶予の期間が満了したことから、履行義務が発生している。

TRIPS 協定第 63 条(2)にしたがって、インドが TRIPS 理事会に通報した法・規則には、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許および集積回路の回路配置がある。

一方、開示されていない情報の保護および契約による実施許諾等における反競争的行為の規制に関しては具体的な法・規則は通報されていない。ただし、TRIPS 協定には「直接通報する義務を免除することが出来る」との規定 (TRIPS 協定第 63 条(2)) も設けられており、通報されていないことが直ちに TRIPS 協定に反することにはならない。

通報された法律および規則について TRIPS 協定 (第二部) との整合性を検討した結果、インドの法制度には TRIPS 協定との整合性を疑われる規定は認められなかった。以下にその概要を纏めた。

(1) 著作権および関連する権利

インドが WTO に通報した著作権関連の法・規則 (IP/N/1/IND/C/1 (25 Oct. 2001))

- The Copyright Act 1957, as amended by the Copyright (Amendment) Act 1999
- Consolidated version of the International Copyright Order, 1999

第 11 条に関し、貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、映画の著作物ではレンタルに関する言及がない。但し、協定で認められた義務の免除に相当する場合には協定違反とはならないとされているので言及がないことのみをもって違反しているとは判断できない。

第 14 条第 4 項に関して、第 11 条で述べたと同様に貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、sound recording についてレンタルに関する言及がない。

(2) 商標

インドが WTO に通報した商標関連の法・規則 (IP/N/1/IND/T/1 (25 Oct. 2001) および IP/N/1/IND/T/2 (6 November 2003))

- The Trade Marks Act, 1999
- NOTIFICATION、Trademark Regulation

特に問題点は発見されなかった。「表参照」

(3) 地理的表示

インドが WTO に通報した地理的表示関連の法・規則 (IP/N/1/IND/G/1 (25 Oct. 2001) および IP/N/1/IND/G/2 (6 Nov. 2003))

- The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999
- The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Rules,

地理的表示の定義は「“geographical indication”, in relation to goods, means an indication which identifies such goods as agricultural goods, natural goods or manufactured goods as originating, or manufactured in the territory of a country, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of such goods is essentially attributable to its geographical origin and in case where such goods are manufactured goods one of the activities of either the production or of processing or preparation of the goods concerned takes place in such territory, region or locality, as the case may be.」となっており、TRIPS 協定の条文がほぼそのまま使用されているが、対象製品に関して農産品、天然品および工芸品を明示している（注、下線部分は協定と異なる箇所：TRIPS 協定よりも広い範囲であると考えられるので問題点ではない）。

なお、登録された全ての地理的表示に対して一定のレベルの保護が与えられる規定となっており、ぶどう酒や蒸留酒に限定された規定は明示されていない。登録された地理的表示の保護のレベルは TRIPS 協定第 23 条のレベルと考えられる。

その他の規定で、特に問題点は発見されなかった。

(4) 意匠

インドが WTO に通報した意匠関連の法・規則（IP/N/1/IND/D/1（25 Oct. 2001））

- The Designs Act, 2000

条文上で特に問題点は発見されなかった。「表参照」

(5) 特許

インドが WTO に通報した特許意匠関連の法・規則（IP/N/1/IND/P/1（4 Nov. 2003）
IP/N/1/IND/P/2（10 Jun. 2005）
IP/N/1/IND/P/3（10 Jun. 2005）
IP/N/1/IND/P/4（10 Jun. 2005）
および IP/N/1/IND/P/5（10 Jun. 2005））

- The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Act, 2001

- The Patents (Amendment) Act, 2005

- The Patents Rules, 2003

- The Patents (Amendment) Rules, 2005

- Government Notification No. S.O.562(E) of 20 May 2003 containing a list of convention countries for the purposes of Section 133(1) of the Patents Act, 1970 (PCT)

- Government Notification No. S.O.563(E) of 20 May 2003 containing a list of authorized depository institutions for the purposes of Section 10 of the Patents Act, 1970 (Budapest)

インド特許法の最新法は 2005 年特許（改正）法である。同法の第 3 条では本法の意

味において発明とみなされないものが例示されている。発明とみなされないものであれば、TRIPS 協定第 27 条(1)「(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について与えられる。」との文言に反することはない。しかしながら、これらの中には「(h) 農業又は園芸の方法」等我が国では特許の対象となっている分野が含まれている。また、「(p) 実質的に伝統的知識そのものである発明」などはユニークな規定であると思われる。

その他の条文に関して、特に問題点は発見されなかった。

なお、強制実施権のもとで製造した、公衆衛生の問題への対応上必要な医薬品（HIV/AIDS 薬等）を他国へ輸出するために、一定の条件のもとで、TRIPS 協定第 31 条(f)の履行義務を免除する旨の 2003 年 8 月の WTO 一般理事会決定に対応する条文として 2005 年特許（改正）法には第 92A 条が設けられている。

(6) 集積回路の回路配置

インドが WTO に通報した特許意匠関連の法・規則（IP/N/1/IND/L/1（11 Jan. 2001）、IP/N/1/IND/L/2（10 Nov. 2003））

- The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000
- The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Rules, 2001

条文上で問題点は発見されなかった。「表参照」

(7) 開示されていない情報の保護

関連する法・規則は通報されていない。インドでは営業秘密はコモンロー下で保護されるとの報告⁵⁴があり、実質的な保護が行われていれば TRIPS 協定に反することにはならない。

(8) 契約による実施許諾における反競争的行為の禁止

反競争的行為の禁止に関連する法・規則として通報されたものはない。通報されているその他の法・規則の中での実施許諾に関連する規定には具体的に反競争的行為の禁止を明示する規定は設けられていないが、TRIPS 協定第 40 条の「契約による実施許諾における反競争的行為の禁止」は義務規定ではないので、具体的な条文がなかったとしても TRIPS 協定に反することにはならない。

⁵⁴ 「アジア諸国の知的財産保護および権利行使」日本技術貿易 インドの部 1 頁（11/2006 差替え版）

インド国内法と TRIPS 協定第二部の整合性

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	インドにおける該当法規則	検討結果
<p>PART II — Standards concerning the availability, scope and use of Intellectual Property Rights SECTION 1: COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS Article 9: Relation to the Berne Convention 1. Members shall comply with Articles 1 through 21 of the Berne Convention (1971) and the Appendix thereto. However, Members shall not have rights or obligations under this Agreement in respect of the rights conferred under Article 6bis of that Convention or of the rights derived therefrom.</p>	<p>第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準 第1節 著作権及び関連する権利 第9条 ベルヌ条約との関係 (1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。</p>		<p>WTO に通報された著作権法・規則等 The Copyright Act 1957, as amended by the Copyright (Amendment) Act 1999. Consolidated version of the International Copyright Order, 1999 and the International Copyright (Amendment) Order, 2000. The International Copyright Order, 1999 and the International Copyright (Amendment) Order, 2000 (IP/N/1/IND/C/1)</p>
<p>2. Copyright protection shall extend to expressions and not to ideas, procedures, methods of operation or mathematical concepts as such.</p>	<p>(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 13. Works in which copyright subsists.- (1) Subject to the provisions of this section and the other provisions of this Act, copyright shall subsist throughout India in the following classes of works, that is to say,- (a) original literary, dramatic, musical and artistic works; (b) cinematograph films; and (c) sound recordings;</p>	<p>保護されるべき著作物を例示。思想、手続、運用方法又は数学的概念自体に相当する例示はない。(1999年著作権法第13条)</p>
<p>Article 10: Computer Programs and Compilations of Data 1. Computer programs, whether in source or object code, shall be protected as literary works under the Berne Convention (1971). 2. Compilations of data or other material, whether in machine readable or other form, which by reason of the selection or arrangement of their contents constitute intellectual creations shall be protected as such. Such protection, which shall not extend to the data or material itself, shall be without prejudice to any copyright subsisting in the data or material itself.</p>	<p>第10条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物 (1) コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は、1971年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。 (2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 2. Interpretation. -In this Act, unless the context otherwise requires,- (o) "literary work" includes computer programmes, tables and compilations including computer literary data bases ;</p>	<p>コンピュータ・プログラムおよびデータの編集物は文学的著作物として保護の対象となっている(1999年著作権法第2条)</p>
<p>Article 11: Rental Rights In respect of at least computer programs and cinematographic works, a Member shall provide authors and their successors in title the right to authorize or to prohibit the commercial rental to the public of originals or copies of their copyright works. A Member shall be excepted from this obligation in respect of cinematographic works unless such rental has led to widespread copying of such works which is materially impairing the exclusive right of reproduction conferred in that Member on authors and their successors in title. In respect of computer programs, this obligation does not apply to rentals where the program itself is not the essential object of the rental.</p>	<p>第11条 貸与権 少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 14. Meaning of copyright.-For the purposes of this Act, "copyright" means the exclusive right subject to the provisions of this Act, to do or authorise the doing of any of the following acts in respect of a work or any substantial part thereof, namely: (b) in the case of a computer programme, (ii) to sell or give on commercial rental or offer for sale or for commercial rental any copy of the computer programme: (d) In the case of cinematograph film,</p>	<p>貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、映画の著作物ではレンタルに関する言及がない。但し、協定で認められたように、広範な複製をもたらすものでない場合は義務の免除に相当するので協定違反とはならない(1999年著作権法第14条)</p>
<p>Article 12: Term of Protection Whenever the term of protection of a work, other than a photographic work or a work of applied art, is calculated on a basis other than the life of a natural person, such term shall be no less than 50 years from the end of the calendar year of authorized publication, or, failing such authorized publication within 50 years from the making of the work, 50 years from the end of the calendar year of making.</p>	<p>第12条 保護期間 著作物(写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。)の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも50年とする。著作物の製作から50年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも50年とする。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 22. Term of copyright in published literary, dramatic, musical and artistic works. -Except as otherwise hereinafter provided, copyright shall subsist in any literary, dramatic, musical or artistic work (other than a photograph) published within the lifetime of the author until sixty years from the beginning of the calendar year next following the year in which the author dies. 23. Term of copyright in anonymous and pseudonymous works. (1) In the case of a literary, dramatic, musical or artistic work (other than a photograph), which is published anonymously or pseudonymously, copyright shall subsist until sixty years from the beginning of the calendar year next following the year in which the work is first published :</p>	<p>保護の期間は、文学、演劇、音楽あるいは写真を除く芸術的な著作物 = 著者の死後60年(1999年著作権法第22条)、匿名又はペンネームの文学、演劇、音楽あるいは写真を除く芸術的な著作物 = 最初に公表されてから60年、60年の満了前に作者が明らかになった場合は著者の死後60年(第23条)、共作等で、著者の死後に公表された文学、演劇、音楽あるいは写真を除く芸術的な著作物 = 最初に公表されてから60年(第24条)、写真の著作権(第25条)、映画の著作権(第26条)、音盤の著作権(第27条)、政府の著作物の著作権(第28条)、公的事業の著作物の著作権(第28A条)、国際機関の著作</p>

		<p>24. Term of copyright in the posthumous work. 25. Term of copyright in photographs. 26. Term of copyright in cinematograph films. 27. Term of copyright in records. 28. Term of copyright in Government work. 28A. Term of copyright in works of public undertakings. 29. Term of copyright in works of international organisations.</p>	<p>物の著作権(第29条) = いずれも、最初に公表されてから60年。 TRIPS 協定以上の保護期間を与えている。</p>
<p>Article 13: Limitations and Exceptions Members shall confine limitations or exceptions to exclusive rights to certain special cases which do not conflict with a normal exploitation of the work and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the right holder.</p>	<p>第13条 制限及び例外 加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 31. Compulsory licence in works withheld from public.- (1) If at any time during the term of copyright in any Indian work which has been published or performed in public, a complaint is made to the Copyright Board that the owner of copyright in the work- (a) has refused to republish or allow the republication of the work or has refused to allow the performance in public of the work, and by reason of such refusal the work is withheld from the public; or 31A. Compulsory licence in unpublished Indian works.- (1) Where, in the case of an Indian work referred to in sub-clause (iii) of clause (a) of section 2, the author is dead or unknown or cannot be traced, or the owner of the copyright in such work cannot be found, any person may apply to the Copyright Board for a licence to publish such work or a translation thereof in any language. 32. Licence to produce and publish translations.- (1) Any person may apply to the Copyright Board for a licence to produce and publish a translation of a literary or dramatic work in any language after a period of seven years from the first publication of the work.</p>	<p>公衆に開示されていない作品、公表されていない作品、に対する強制実施権が規定されている(1999年著作権法第31条、第31A条) 公表から7年を経過した作品について、翻訳を作成する場合のライセンスが規定されている(1999年著作権法第32条)</p>
<p>Article 14: Protection of Performers, Producers of Phonograms (Sound Recordings) and Broadcasting Organizations 1. In respect of a fixation of their performance on a phonogram, performers shall have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the fixation of their unfixed performance and the reproduction of such fixation. Performers shall also have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the broadcasting by wireless means and the communication to the public of their live performance.</p>	<p>第14条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護 (1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 38. Performer's right- (1) Where any performer appears or engages in any performance, he shall have a special right to be known as the "performer's right" in relation to such performance. (以下略)</p>	<p>実演家の権利条項有り、保護の期間は50年間(1999年著作権法第38条) 実演下の権利として許諾のない実演の固定及びその固定物の複製を禁止する条項有り。 (sound recording と visual recording の双方を明記)</p>
<p>2. Producers of phonograms shall enjoy the right to authorize or prohibit the direct or indirect reproduction of their phonograms.</p>	<p>(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 14. Meaning of copyright.- For the purposes of this Act, "copyright" means the exclusive right subject to the provisions of this Act, to do or authorise the doing of any of the following acts in respect of a work or any substantial part thereof, namely:- (e) In the case of sound recording, - (ii) to sell or give on hire, or offer for sale or hire, any copy of the sound recording regardless of whether such copy has been sold or given on hire on earlier occasions;</p>	<p>レコード製作者に独占権を与えている。(1999年著作権法第14条)</p>
<p>3. Broadcasting organizations shall have the right to prohibit the following acts when undertaken without their authorization: the fixation, the reproduction of fixations, and the rebroadcasting by wireless means of broadcasts, as well as the communication to the public of television broadcasts of the same. Where Members do not grant such rights to broadcasting organizations, they shall provide owners of copyright in the subject matter of broadcasts with the possibility of preventing the above acts, subject to the provisions of the Berne Convention (1971).</p>	<p>(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 37. Broadcast reproduction right.- (1) Every broadcasting organisation shall have a special right to be known as "broadcast reproduction right" in respect of its broadcasts. (以下略)</p>	<p>放送機関の権利条項有り、保護の期間は25年間(1999年著作権法第37条) 許諾のない再放送および放送の公衆への伝達を禁止する条項有り。</p>

<p>4. The provisions of Article 11 in respect of computer programs shall apply mutatis mutandis to producers of phonograms and any other right holders in phonograms as determined in a Member's law. If on 15 April 1994 a Member has in force a system of equitable remuneration of right holders in respect of the rental of phonograms, it may maintain such system provided that the commercial rental of phonograms is not giving rise to the material impairment of the exclusive rights of reproduction of right holders.</p>	<p>(4) 第 11 条の規定(コンピュータ・プログラムに係るものに限る。)は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に關し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 14. Meaning of copyright.-For the purposes of this Act, "copyright" means the exclusive right subject to the provisions of this Act, to do or authorise the doing of any of the following acts in respect of a work or any substantial part thereof, namely: (e) In the case of sound recording,</p>	<p>貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、sound recording ではレンタルに関する言及がない (1999 年著作権法第 13 条)</p>
<p>5. The term of the protection available under this Agreement to performers and producers of phonograms shall last at least until the end of a period of 50 years computed from the end of the calendar year in which the fixation was made or the performance took place. The term of protection granted pursuant to paragraph 3 shall last for at least 20 years from the end of the calendar year in which the broadcast took place.</p>	<p>(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。</p>	<p>Copyright (Amendment) Act 1999 37. Broadcast reproduction right.- (2) The broadcast reproduction right shall subsist until twenty-five years from the beginning of the calendar year next following the year in which the broadcast is made. 38. Performer's right- (2) The performer's right shall subsist until fifty years from the beginning of the calendar year next following the year in which the performance is made.</p>	<p>実演家の権利保護の期間は 50 年間 (1999 年著作権法第 37 条) 放送機関の権利保護の期間は 25 年間 (1999 年著作権法第 38 条) TRIPS 協定以上の保護期間を与えている。</p>
<p>6. Any Member may, in relation to the rights conferred under paragraphs 1, 2 and 3, provide for conditions, limitations, exceptions and reservations to the extent permitted by the Rome Convention. However, the provisions of Article 18 of the Berne Convention (1971) shall also apply, mutatis mutandis, to the rights of performers and producers of phonograms in phonograms.</p>	<p>(6) (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に關し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>		
<p>SECTION 2: TRADEMARKS Article 15: Protectable Subject Matter 1. Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks. Where signs are not inherently capable of distinguishing the relevant goods or services, Members may make registrability depend on distinctiveness acquired through use. Members may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible. 2. Paragraph 1 shall not be understood to prevent a Member from denying registration of a trademark on other grounds, provided that they do not derogate from the provisions of the Paris Convention (1967).</p>	<p>第 2 節 商標 第 15 条 保護の対象 (1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。 (2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。</p>	<p>1999 年商標法 第 2 条 定義及び解釈 (1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、 (m) 「標章」とは、図形、ブランド、ヘディング、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はそれらの組合せを含む。 (zb) 「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別できる標章をいい、商品の形状、その包装、及び色彩の組合せを含み、次に掲げるものをいう。 第 9 条 登録拒絶の絶対的理由 (1) 次に掲げる商標は、登録することができない。 (a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別できないもの (c) 現行言語において又は善意の確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標 ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは、登録を拒絶されない。</p>	<p>WTO に通報された商標法・規則等 The Trade Marks Act, 1999 (NO.47 OF 1999) (IP/N/1/IND/T/1)、NOTIFICATION New Delhi, the 26th February, 2002 The Trade Marks Rules, 2002. (IP/N/1/IND/T/2) 標章の定義:「標章」及び「商標」の定義を通じて、TRIPS 上の保護対象を担保している(1999 年商標法第 2 条(1)(m)及び(zb)) 登録の要件(1999 年商標法第 9 条(1)(a))として識別性を要求している。ただし、使用の結果として識別性を獲得した商標は拒絶されない(1999 年商標法第 9 条(1)(c)但書)</p>
<p>3. Members may make registrability depend on use. However, actual use of a trademark shall not be a condition for filing an application for registration. An application shall not be refused solely on the ground that intended use has not taken place before the expiry of a period of three years from the date of application.</p>	<p>(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。</p>	<p>1999 年商標法 第 18 条 登録出願 (1) 自己が使用し又は使用しようとする商標の所有者であることを主張し、その商標の登録を受けようとする者は、所定の方法により書面をもって登録官に対して自己の商標の登録を出願しなければならない。 第 25 条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復 (1) 本法の施行後の商標登録の存続期間は、10 年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間を随時更新することができる。 (2) 商標の登録所有者が、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数を納付して、登録更新の申請をしたときは、登録官は、原登録の期間満了の日又は場合に応じて最後の登録更新の期間満了の日(この日を本条においては最後の登録の期間満了の日という。)から 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。 第 34 条 既得権についての例外 本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、</p>	<p>使用することを前提としているが、実際の使用が出願の要件とはなっていない。更新登録の場合、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数を納付して、登録更新の申請をしたとき登録され、使用を条件とはしていない。 1999 年商標法第 18 条の規定は、先願主義が採用されているように感じられるが、同法第 34 条に、先使用者に対する既得権についての規定が設けられており、使用が立証される場合には、後願であっても拒絶されないことが規定されている。</p>

		登録商標と同一又は類似の商標のある者による使用であって、次に掲げる日のうち、何れか早い日の前からその者又はその者の前権利者が継続的に使用していた商品若しくはサービスに関する使用について、これを妨げ又は制限する権限を与えるものではない。 (a) 所有者又はその前権利者が指定商品又はサービスに関して最初に述べた商標を使用した日、又は (b) 所有者又はその前権利者の名義で、指定商品又はサービスに係る最初に述べた商標が登録された日 また、登録官は(その使用が立証されているときは)、最初に述べた商標が登録されているとの理由のみによっては、先使用に係る商標の登録を拒絶してはならない。	
4. The nature of the goods or services to which a trademark is to be applied shall in no case form an obstacle to registration of the trademark.	(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げにはならない。		特に該当する規定はない。
5. Members shall publish each trademark either before it is registered or promptly after it is registered and shall afford a reasonable opportunity for petitions to cancel the registration. In addition, Members may afford an opportunity for the registration of a trademark to be opposed.	(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。	1999年商標法 第21条 登録異議の申立 (1) 何人も、登録出願の公告若しくは再公告のあった日から3月以内、又は所定の方法により所定の手数料を納付して登録官に申請し登録官が許可した場合は総計1月を超えない追加期間内に、所定の方法により書面をもって登録官に対して登録異議の申立をすることができる。	何人にも商標権の付与前に異議申立の機会がある(1999年商標法第21条)。
Article 16: Rights Conferred 1. The owner of a registered trademark shall have the exclusive right to prevent all third parties not having the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs for goods or services which are identical or similar to those in respect of which the trademark is registered where such use would result in a likelihood of confusion. In case of the use of an identical sign for identical goods or services, a likelihood of confusion shall be presumed. The rights described above shall not prejudice any existing prior rights, nor shall they affect the possibility of Members making rights available on the basis of use.	第16条 与えられる権利 (1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	1999年商標法 第28条 登録により付与される権利 (1) 本法の他の規定に従うことを条件として、商標登録が有効なときは、商標の登録所有者に対して、商標登録に係る商品又はサービスについての商標の排他的使用の権利、及び当該商標の侵害に係る救済を本法に規定の方法により取得する排他的権利が付与される。 第29条 登録商標の侵害 (1) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者であって、その商標と同一又は類似の標章を、商標登録の指定商品若しくはサービスについて、当該標章の使用を商標として使用するものであると誤認される虞がある方法により、業として使用する者によって、侵害される。	商標の登録により、排他的権利が与えられる(1999年商標法第28条)。 誤認される虞がある方法により、業として登録商標を使用することが侵害であるとの記載がある(1999年商標法第29条)。
2. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to services. In determining whether a trademark is well-known, Members shall take account of the knowledge of the trademark in the relevant sector of the public, including knowledge in the Member concerned which has been obtained as a result of the promotion of the trademark.	(2) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。	1999年商標法 第2条 定義及び解釈 (1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、(zg) 商品又はサービスに関して「周知商標」とは、当該商品を使用し又は当該サービスを受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又はサービスに関する当該標章の使用が、それら商品又はサービスと、最初に述べた商品又はサービスに関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくはサービス提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章をいう。	周知商標の定義には役務も含まれている(1999年商標法第2条)。
3. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to goods or services which are not similar to those in respect of which a trademark is registered, provided that use of that trademark in relation to those goods or services would indicate a connection between those goods or services and the owner of the registered trademark and provided that the interests of the owner of the registered trademark are likely to be damaged by such use.	(3) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。		
Article 17: Exceptions Members may provide limited exceptions to the rights conferred by a trademark, such as fair use of descriptive terms, provided that such exceptions take account of the legitimate interests of the owner of the trademark and of third parties.	第17条 例外 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	1999年商標法 第30条 登録商標の効力の限度 (1) 第29条は、商品若しくはサービスを所有者のものとして特定することを目的とする、何人かによる登録商標の使用を妨げるものと一切解釈してはならない。ただし、その使用が、 (a) 工業又は商業事項の善意の慣行に従う使用であり、かつ (b) 当該商標の識別性又は評判を不当に利用し又はそれを損なう程の使用ではないことを前提とする。	1999年商標法第30条に例外的に侵害とならない登録商標の使用が明示されている。

		(2) 登録商標は、次の場合は、侵害されない。 (a) 商品若しくはサービスに関する使用が商品若しくはサービスの種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、商品生産又はサービス提供の時期、又はその他の特性を表示する場合 第33条 黙認の効果 (1) 先の商標の所有者が登録商標の使用について、その使用を知らずながら、連続して5年間黙認した場合は、その者は、当該先の商標に基づいて次の行為をなす権利をもはや有さない。 (a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は (b) そのように使用された商品若しくはサービスに関する後の商標の使用に異議を申し立てること	また、商標権者が自らの商標が使用されていることを知らずながら、連続して5年間黙認した場合は、当該商標の使用について異議を申し立てることは出来ない(1999年商標法第33条)。
Article 18: Term of Protection Initial registration, and each renewal of registration, of a trademark shall be for a term of no less than seven years. The registration of a trademark shall be renewable indefinitely.	第18条 保護期間 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも7年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。	1999年商標法 第25条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復 (1) 本法の施行後の商標登録の存続期間は、10年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間を随時更新することができる。(2) 商標の登録所有者が、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数料を納付して、登録更新の申請をしたときは、登録官は、原登録の期間満了の日又は場合に依りて最後の登録更新の期間満了の日(この日を本条においては最後の登録の期間満了の日という。)から10年間、商標登録の存続期間を更新する。	保護の期間は10年間、何回でも更新が可能(1999年商標法第25条)。
Article 19: Requirement of Use 1. If use is required to maintain a registration, the registration may be cancelled only after an uninterrupted period of at least three years of non-use, unless valid reasons based on the existence of obstacles to such use are shown by the trademark owner. Circumstances arising independently of the will of the owner of the trademark which constitute an obstacle to the use of the trademark, such as import restrictions on or other government requirements for goods or services protected by the trademark, shall be recognized as valid reasons for non-use.	第19条 要件としての使用 (1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも3年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。	1999年商標法 第47条 不使用を理由とする登録の抹消及び制限 (1) 次に掲げる理由で被害を蒙った何人かによって、登録官又は審判部に対して、所定の方法により申請があったときは、登録商標は、その指定商品又はサービスについて登録簿から抹消することができる。 (b) 当該申請の日3月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き5年以上の期間が既に経過し、その期間中、当該商標が登録されていたが、当時の所有者によるそれらの商品又はサービスについての商標の善意の使用がなかったこと	5年3ヶ月以上不使用である登録商標に対して、何人も登録の抹消を申請することが出来る(1999年商標法第47条)。
2. When subject to the control of its owner, use of a trademark by another person shall be recognized as use of the trademark for the purpose of maintaining the registration.	(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。		該当する規定は認められない。
Article 20: Other Requirements The use of a trademark in the course of trade shall not be unjustifiably encumbered by special requirements, such as use with another trademark, use in a special form or use in a manner detrimental to its capability to distinguish the goods or services of one undertaking from those of other undertakings. This will not preclude a requirement prescribing the use of the trademark identifying the undertaking producing the goods or services along with, but without linking it to, the trademark distinguishing the specific goods or services in question of that undertaking.	第20条 その他の要件 商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とするものを妨げるものではない。		特にそのような要件は設定されていない。
Article 21: Licensing and Assignment Members may determine conditions on the licensing and assignment of trademarks, it being understood that the compulsory licensing of trademarks shall not be permitted and that the owner of a registered trademark shall have the right to assign the trademark with or without the transfer of the business to which the trademark belongs.	第21条 使用許諾及び譲渡 加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われぬかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。	1999年商標法 第38条 登録商標の譲渡性及び移転性 他の法律の反対規定に拘らず、登録商標は、この章の規定に従うことを条件として、関係する営業権とともにするか否かを問わず、かつ、指定商品若しくはサービスの全部又は一部のみの何れでも、譲渡及び移転することができる。 第48条 登録使用者 (1) 第49条の規定に従うことを条件として、商標の登録所有者以外の者は、指定商品若しくはサービスの全部又は一部に関するその登録使用者として登録を受けることができる。	1999年商標法第38条で譲渡が可能なが規定されている。登録使用者という文言で使用の許諾を受けたものを登録する制度がある。強制使用許諾の規定は設けられていない。

<p>SECTION 3: GEOGRAPHICAL INDICATIONS Article 22: Protection of Geographical Indications 1. Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin. 2. In respect of geographical indications, Members shall provide the legal means for interested parties to prevent: (a) the use of any means in the designation or presentation of a good that indicates or suggests that the good in question originates in a geographical area other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the good;</p>	<p>第3節 地理的表示 第22条 地理的表示の保護 (1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。 (2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。 (a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 Definitions And interpretation 2. (1) In this Act, unless the context otherwise requires:- (e) “geographical indication”, in relation to goods, means an indication which identifies such goods as agricultural goods, natural goods or manufactured goods as originating, or manufactured in the territory of a country, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of such goods is essentially attributable to its geographical origin and in case where such goods are manufactured goods one of the activities of either the production or of processing or preparation of the goods concerned takes place in such territory, region or locality, as the case may be. Explanation:- For the purposes of this clause, any name which is not the name of a country, region or locality of that country shall also be considered as the geographical indication if it relates to a specific geographical area and is used upon or in relation to particular goods originating from that country, region or locality, as the case may be;</p>	<p>WTOに通報された商標法・規則等 The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999No.48 of 1999 (IP/N/1/IND/G/1) NOTIFICATION New Delhi, the 8th March, 2002 The Geographical Indications of Goods(Registration and Protection) Rules, 2002. (IP/N/1/IND/G/2) 地理的表示の定義は TRIPS 協定と同様の構文になっているが、商品については、農産物天然物および加工品 (manufactured goods) の三種を明記している。 また、地名そのものでなくとも製品の起源が特別の地理的領域に関連する場合の名称は地理的表示に含まれるとしている。 なお、インドは登録制度を持っている。登録の受理はチェンナイのオフィスが担当している。 インドの登録制度では、登録された地理的表示は全て23条レベルの保護を受けることになっているので、誤認混同を要件としていない。 保護の期間は10年間で、更新が可能。</p>
<p>(b) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10bis of the Paris Convention (1967).</p>	<p>(b) 1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用</p>		<p>不正競争を防止するための法律はWTOには通報されていない。</p>
<p>3. A Member shall, ex officio if its legislation so permits or at the request of an interested party, refuse or invalidate the registration of a trademark which contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the territory indicated, if use of the indication in the trademark for such goods in that Member is of such a nature as to mislead the public as to the true place of origin.</p>	<p>(3) 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのもを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 25. Notwithstanding anything contained in the Trade Marks Act, 1999, the Registrar of Trade Marks referred to in section 3 of that Act, shall, suo motu or at the request of an interested party, refuse or invalidate the registration of a trade mark which- (a) contains or consists of a geographical indication with respect to the goods or class or classes of goods not originating in the territory of a country, or a region or locality in that territory which such geographical indication indicates, if use of such geographical indications in the trade mark for such goods, is of such a nature as to confuse or mislead the persons as to the true place of origin of such goods or class or classes of goods; (b) contains or consists of a geographical indication identifying goods or class or classes of goods notified under sub-section (2) of section 22.</p>	<p>登録されている地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録は拒絶または無効とされる。 ただし、本法の施行前に善意で登録されたものについては無効とされることはない(1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第25条)。</p>
<p>4. The protection under paragraphs 1, 2 and 3 shall be applicable against a geographical indication which, although literally true as to the territory, region or locality in which the goods originate, falsely represents to the public that the goods originate in another territory.</p>	<p>(4) (1)、(2)及び(3)の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。</p>		
<p>Article 23: Additional Protection for Geographical Indications for Wines and Spirits 1. Each Member shall provide the legal means for interested parties to prevent use of a geographical indication identifying wines for wines not originating in the place indicated by the geographical indication in question or identifying spirits for spirits not originating in the place indicated by the geographical indication in question, even where the true origin of the goods is indicated or the geographical indication is used in translation or accompanied by expressions such as “kind”, “type”, “style”, “imitation” or the like.</p>	<p>第23条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護 (1) 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 Rights conferred by registration 21. (1) Subject to the other provisions of this Act, the registration of a geographical indication shall, if valid, give,- (a) to the registered proprietor of the geographical indication and the authorised user or users thereof the right to obtain relief in respect of infringement of the geographical indication in the manner provided by this Act; (b) to the authorised user thereof the exclusive right to the use of the geographical indication in relation to the goods in respect of</p>	<p>インドの登録制度では、ワインおよびスピリッツに限定した特別な条項は設けられていない。 登録によって与えられる権利(1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第21条) 侵害(1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第22条)</p>

<p>2. The registration of a trademark for wines which contains or consists of a geographical indication identifying wines or for spirits which contains or consists of a geographical indication identifying spirits shall be refused or invalidated, ex officio if a Member's legislation so permits or at the request of an interested party, with respect to such wines or spirits not having this origin.</p>	<p>(2) 1のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該1のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により(加盟国の国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする。</p>	<p>which the geographical indication is registered. (2) The exclusive right to the use of a geographical indication given under clause (b) of sub-section (1) shall be subject to any condition and limitation to which the registration is subject. Infringement or registered geographical indications 22. (1) A registered geographical indication is infringed by a person who, not being an authorised user thereof,- (a) uses such geographical indication by any means in the designations or presentation of goods that indicates or suggests that such goods originate in a geographical area other than the true place of origin of such goods in a manner which misleads the persons as to the geographical origin of such goods; or (b) uses any geographical indication in such manner which constitutes an act of unfair competition including passing off in respect of registered geographical indication.(c) uses another geographical indication to the goods which, although literally true as to the territory, region or locality in which the goods originate, falsely represents to the persons that the goods originate in the territory, region or locality in respect of which such registered geographical indication relates. (3) Any person who is not an authorised user of a geographical indication registered under this Act in respect of the goods or any class or classes of goods notified under sub-section (2), uses any other geographical indication to such goods or class or classes of goods not originating in the place indicated by such other geographical indication or uses such other geographical indication to such goods or class or classes of goods even indicating the true origin of such goods or uses such other geographical indication to such goods or class or classes of goods in translation of the true place of origin or accompanied by expression such as "kind", "style", "imitation", or the like expression, shall infringe such registered geographical indication.</p>	<p>1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第22条(3)では、登録された地理的表示の、権原のない使用は、真正の原産地が表示される場合、翻訳された場合および「kind」、「nature」、「type」等の表現を伴う場合であっても、侵害になることが規定されている。</p>
<p>3. In the case of homonymous geographical indications for wines, protection shall be accorded to each indication, subject to the provisions of paragraph 4 of Article 22. Each Member shall determine the practical conditions under which the homonymous indications in question will be differentiated from each other, taking into account the need to ensure equitable treatment of the producers concerned and that consumers are not misled.</p>	<p>(3) 2以上のぶどう酒の地理的表示が同一の表示である場合には、第22条(4)の規定に従うことを条件として、それぞれの地理的表示に保護を与える。各加盟国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止の確保の必要性を考慮し、同一である地理的表示が相互に区別されるような実際的な条件を定める。</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 Registration of homonymous geographical indications 10. Subject to the provisions of Section 7, a homonymous geographical indication may be registered under this Act, if the Registrar is satisfied, after considering the practical conditions under which the homonymous indication in question shall be differentiated from other homonymous indications and the need to ensure equitable treatment of the producers of the goods concerned, that the consumers of such goods shall not be confused or misled in consequence of such registration.</p>	<p>同一の表示も登録することができるが、登録に当っては、同一の表示が他の表示と区別されるための実際的な条件および、消費者がそのような登録の結果で混同しない、または誤解しないことが必要である(1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第10条)</p>
<p>4. In order to facilitate the protection of geographical indications for wines, negotiations shall be undertaken in the Council for TRIPS concerning the establishment of a multilateral system of notification and registration of geographical indications for wines eligible for protection in those Members participating in the system.</p>	<p>(4) ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするもの設立について、貿易関連知的財産理事会において交渉を行う。</p>		
<p>Article 24: International Negotiations; Exceptions 1. Members agree to enter into negotiations aimed at increasing the protection of individual geographical indications under Article 23. The provisions of paragraphs 4 through 8 below shall not be used by a Member to refuse to conduct negotiations or to conclude bilateral or multilateral agreements. In the context of such negotiations, Members shall be willing to consider the continued applicability of these provisions to individual geographical indications whose use was the subject of such negotiations.</p>	<p>第24条 国際交渉及び例外 (1) 加盟国は、第23条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。 (4)から(8)までの規定は、加盟国が交渉の実施又は2国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。</p>		

<p>2. The Council for TRIPS shall keep under review the application of the provisions of this Section; the first such review shall take place within two years of the entry into force of the WTO Agreement. Any matter affecting the compliance with the obligations under these provisions may be drawn to the attention of the Council, which, at the request of a Member, shall consult with any Member or Members in respect of such matter in respect of which it has not been possible to find a satisfactory solution through bilateral or plurilateral consultations between the Members concerned. The Council shall take such action as may be agreed to facilitate the operation and further the objectives of this Section.</p>	<p>(2) 貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。</p>		
<p>3. In implementing this Section, a Member shall not diminish the protection of geographical indications that existed in that Member immediately prior to the date of entry into force of the WTO Agreement.</p>	<p>(3) この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。</p>		<p>特別の規定は設けられていない。</p>
<p>4. Nothing in this Section shall require a Member to prevent continued and similar use of a particular geographical indication of another Member identifying wines or spirits in connection with goods or services by any of its nationals or domiciliaries who have used that geographical indication in a continuous manner with regard to the same or related goods or services in the territory of that Member either (a) for at least 10 years preceding 15 April 1994 or (b) in good faith preceding that date.</p>	<p>(4) 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a)1994 年4 月15 日以前の少なくとも10 年間又は(b)同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。</p>		<p>特別の規定は設けられていない。</p>
<p>5. Where a trademark has been applied for or registered in good faith, or where rights to a trademark have been acquired through use in good faith either: (a) before the date of application of these provisions in that Member as defined in Part VI; or (b) before the geographical indication is protected in its country of origin; measures adopted to implement this Section shall not prejudice eligibility for or the validity of the registration of a trademark, or the right to use a trademark, on the basis that such a trademark is identical with, or similar to, a geographical indication.</p>	<p>(5) 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。 (a) 第6 部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日 (b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日</p>		<p>特別の規定は設けられていない。</p>
<p>6. Nothing in this Section shall require a Member to apply its provisions in respect of a geographical indication of any other Member with respect to goods or services for which the relevant indication is identical with the term customary in common language as the common name for such goods or services in the territory of that Member. Nothing in this Section shall require a Member to apply its provisions in respect of a geographical indication of any other Member with respect to products of the vine for which the relevant indication is identical with the customary name of a grape variety existing in the territory of that Member as of the date of entry into force of the WTO Agreement.</p>	<p>(6) この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 Prohibition of Registration of certain geographical indications 9. A geographical indication: Explanation 1: For the purposes of this section, "generic names or indications", in relation to goods, means the name of a goods which, although relates to the place or the region where the goods was originally produced or manufactured, has lost its original meaning and has become the common name of such goods and serves as a designation for or indication of the kind, nature, type or other property or characteristic of the goods.</p>	<p>一般名称となった表示は登録することができない(1999 年商品の地理的表示(登録と保護)法第9 条)</p>
<p>7. A Member may provide that any request made under this Section in connection with the use or registration of a trademark must be presented within five years after the adverse use of the protected indication has become generally known in that Member or after the date of registration of the trademark in that Member provided that the trademark has been published by that date, if such date is earlier than the date on which the adverse use became generally known in that Member; provided that the geographical indication is not used or registered in bad faith.</p>	<p>(7) 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。</p>		<p>特別の規定は設けられていない。</p>

<p>8. The provisions of this Section shall in no way prejudice the right of any person to use, in the course of trade, that person's name or the name of that person's predecessor in business, except where such name is used in such a manner as to mislead the public.</p>	<p>(8) この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。</p>	<p>The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999 26. (3) Nothing contained in this Act shall in any way prejudice the right of any person to use, in the course of trade, that person's name or the name of that person's predecessor in business, except where such name is used in such a manner as to confuse or mislead the people.</p>	<p>公衆に誤認を生じさせない限り、氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼさない(1999年商品の地理的表示(登録と保護)法第26条)。</p>
<p>9. There shall be no obligation under this Agreement to protect geographical indications which are not or cease to be protected in their country of origin, or which have fallen into disuse in that country.</p>	<p>(9) 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。</p>		<p>特別の規定は設けられていない。</p>
<p>SECTION 4: INDUSTRIAL DESIGNS Article 25: Requirements for Protection 1. Members shall provide for the protection of independently created industrial designs that are new or original. Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features. Members may provide that such protection shall not extend to designs dictated essentially by technical or functional considerations.</p> <p>2. Each Member shall ensure that requirements for securing protection for textile designs, in particular in regard to any cost, examination or publication, do not unreasonably impair the opportunity to seek and obtain such protection. Members shall be free to meet this obligation through industrial design law or through copyright law.</p> <p>Article 26: Protection 1. The owner of a protected industrial design shall have the right to prevent third parties not having the owner's consent from making, selling or importing articles bearing or embodying a design which is a copy, or substantially a copy, of the protected design, when such acts are undertaken for commercial purposes.</p> <p>2. Members may provide limited exceptions to the protection of industrial designs, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with the normal exploitation of protected industrial designs and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the owner of the protected design, taking account of the legitimate interests of third parties.</p> <p>3. The duration of protection available shall amount to at least 10 years.</p>	<p>第4節 意匠 第25条 保護の要件 (1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではいないことを定めることができる。</p> <p>(2) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。</p> <p>第26条 保護 (1) 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。</p> <p>(2) 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p> <p>(3) 保護期間は、少なくとも10年とする。</p>	<p>2000年意匠法 第2条 定義 本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、 (a) 「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。 (c) 「意匠権」(copyright)とは、意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を意味する。 (d) 「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958年商標及び商品標法第2条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第479条において定義された財産標章、又は1957年著作権法第2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。 (g) 「創作性のある」とは、意匠に関して、当該意匠の創作者を起源とすることを意味し、それ自体が古くてもそれらの使用については新規である意匠を含む。</p>	<p>WTOに通報された意匠法・規則等 The Designs Act, 2000 (No. 16 of 2000) (IP/N/1/IND/D/1)</p> <p>登録の日から10年間、延長を申請した場合は5年間、合計15年間保護される(2000年意匠法第11条)</p>

<p>SECTION 5: PATENTS Article 27: Patentable Subject Matter 1. Subject to the provisions of paragraphs 2 and 3, patents shall be available for any inventions, whether products or processes, in all fields of technology, provided that they are new, involve an inventive step and are capable of industrial application. (5) Subject to paragraph 4 of Article 65, paragraph 8 of Article 70 and paragraph 3 of this Article, patents shall be available and patent rights enjoyable without discrimination as to the place of invention, the field of technology and whether products are imported or locally produced.</p>	<p>第5節 特許 第27条 特許の対象 (1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第65条(4)、第70条(8)及びこの条の(3)の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第2条 定義及び解釈 (1) 本法においては、文脈上他の意味を有する場合を除き、(ac) 発明に関して「産業上利用可能な」とは、発明が産業において製造又は使用することができることをいう。 (j) 「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。 (ja) 「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でなくするものをいう。 (l) 「新規発明」とは、完全明細書による特許出願日前にインド又は世界の何れかの国において何らかの書類における公開により予測されなかったか又は実施されなかった何らかの発明又は技術、すなわち、主題が公用でなかったか又は技術水準の一部を構成していない発明又は技術をいう。 第29条 先の公開による先発明 (1) 完全明細書中にクレームされた発明については、当該発明が、インドにおいてされた特許出願であって1912年1月1日以前の日付を有するものについて提出された明細書において公開されていたとの理由のみによっては、予測されたものとはみなさない。 第54条 追加特許 (1) 本条の規定に従うことを条件として、特許出願のために提出された完全明細書に記載若しくは開示された発明(本法では以下「主発明」という。)の改良又は変更に係る特許出願がされ、かつ、その出願人がまた当該主発明の特許出願もするか若しくはしたか、又はそれに係る特許権者でもある場合において、当該出願人がその旨を請求するときは、長官は、当該改良又は変更についての特許を追加特許として付与することができる。</p>	<p>WTOに通報された特許法・規則等 The Patents (Amendment) Act, 2005 (IP/N/1/IND/P/2), The Patents Rules, 2003, The Patents (Amendment) Rules, 2005 (IP/N/1/IND/P/3)</p> <p>新規性：刊行物および公然使用に関して世界公知を採用。ただし、1912年1月1日以前にインドにおいてなされた特許出願の明細書において、公開された発明は対象としない(2005年特許(改正)法第29条) 我が国にない制度として追加特許の規定がある。これは特許された発明の発明者又は特許権者が当該発明の改良または変更した発明を特許出願した場合に付与されるもので、保護の期間は当初の発明の満了日までとなる。 また2005年特許(改正)法が施行されるまで、インドでは物質特許が認められていなかったため、TRIPS協定第70条8項および9項の規定を満足するため、1999年特許(改正)法(1995年1月1日に遡及して施行)では、第4A章(排他的販売権)(24A条から24F条)が規定されていたが、現在ではこの条項は削除されている。</p>
<p>2. Members may exclude from patentability inventions, the prevention within their territory of the commercial exploitation of which is necessary to protect ordre public or morality, including to protect human, animal or plant life or health or to avoid serious prejudice to the environment, provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by their law.</p>	<p>(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第3条 発明でないもの 次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。 (a) 取るに足らない発明、又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明 (b) その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命若しくは健康、又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明 (c) 科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の形成、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見 (d) 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの、又は既知の物質の新規特性若しくは新規用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の単なる用途の単なる発見。ただし、かかる既知の方法が新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも1の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>発明とみなされないもの(2005年特許(改正)法第3条)、 (a) 自然法則に基づかないもの。 (b) その実施が公の秩序又は善良の風俗に反するもの (c) 科学的定理の単なる発見や自然界での原則や発見 (d) 公知の物質の新しい形態や新しい用途。 (e) ~ (p)も参照のこと。 参考) コンピュータ・プログラム自体や伝統的知識に基づく発明や、原子力エネルギーに関連した発明には特許が付与されない。</p>
<p>3. Members may also exclude from patentability: (a) diagnostic, therapeutic and surgical methods for the treatment of humans or animals;</p>	<p>(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。 (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法</p>	<p>2005年特許(改正)法 第3条 発明でないもの 次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。 (i) 人の内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的若しくはその他の処置方法、又は動物の類似の処置方法であって、それら動物を疾病から自由にし又はそれらの経済的価値若しくはそれらの製品の経済的価値を増進させるもの</p>	<p>人体または動物に対する内科的、薬学的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的その他の方法を、特許の対象から除外している(2005年特許(改正)法第3条)</p>

<p>(b) plants and animals other than micro-organisms, and essentially biological processes for the production of plants or animals other than non-biological and microbiological processes. However, Members shall provide for the protection of plant varieties either by patents or by an effective sui generis system or by any combination thereof. The provisions of this subparagraph shall be reviewed four years after the date of entry into force of the WTO Agreement.</p>	<p>(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から4年後に検討されるものとする。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第3条 発明でないもの 次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。 (j) 微生物以外の植物及び動物の全部又はそれらの一部。これには、種子、変種及び品種、並びに植物及び動物の生産及び繁殖のための本質的に生物学的な方法を含む。</p>	<p>動植物の全部又は一部並びにこれらの生産のための本質的に生物学的な方法は特許を受けられる発明とみなしていない(2005年特許(改正)法第3条)。ただし、植物の新品種については特別法(The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Act, 2001 (IP/N/1/IND/P/1))で保護される。</p>
<p>Article 28: Rights Conferred 1. A patent shall confer on its owner the following exclusive rights: (a) where the subject matter of a patent is a product, to prevent third parties not having the owner's consent from the acts of: making, using, offering for sale, selling, or importing for these purposes that product; (b) where the subject matter of a patent is a process, to prevent third parties not having the owner's consent from the act of using the process, and from the acts of: using, offering for sale, selling, or importing for these purposes at least the product obtained directly by that process.</p>	<p>第28条 与えられる権利 (1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。 (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利</p>	<p>2005年特許(改正)法 第48条 特許権者の権利 本法の他の規定及び第47条に規定された条件に従うことを条件として、本法に基づいて付与された特許は、特許権者に、次に掲げる権利を与える。 (a) 特許の主題が製品である場合は、その者の承認を有していない第三者がインドにおいて当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権 (b) 特許の主題が方法である場合は、その者の承認を有していない第三者が同方法を使用する行為、及びインドにおいて同方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権。</p>	<p>TRIPS協定の文言と同一</p>
<p>2. Patent owners shall also have the right to assign, or transfer by succession, the patent and to conclude licensing contracts.</p>	<p>(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第69条 譲渡、移転等の登録 (1) 何人も譲渡、移転若しくは法の適用によって、特許若しくは特許の持分を取得し、又は譲渡抵当権者、実施権者若しくはその他として特許について何らかの他の権利を取得したときは、その者は、長官に対してその者の権原又は場合により権利の通知を登録簿に登録すべき旨を、所定の方法により書面で申請しなければならない。</p>	<p>抵当権、実施許諾等についての規定(2005年特許(改正)法第69条)。</p>
<p>Article 29: Conditions on Patent Applicants 1. Members shall require that an applicant for a patent shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for the invention to be carried out by a person skilled in the art and may require the applicant to indicate the best mode for carrying out the invention known to the inventor at the filing date or, where priority is claimed, at the priority date of the application.</p>	<p>第29条 特許出願人に関する条件 (1) 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第10条 明細書の内容 (1) 仮明細書か又は完全明細書かを問わず、各明細書には発明を記載し、発明に係る主題を十分に表示する名称を頭書しなければならない。 (4) 各完全明細書については、 (a) 発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、 (b) 出願人に知られ、かつ、その出願人がその保護を請求する権利を有する発明を実施する最善の方法を開示し、また (c) 保護を請求する発明の範囲を明確にする1又は2以上のクレームをもって完結し、また (d) 発明に関する技術情報を提供する要約を添付しなければならない。ただし、</p>	<p>十分な開示を求めている(2005年特許(改正)法第10条)。 最善の方法の開示を求めている(2005年特許(改正)法第10条)。</p>
<p>2. Members may require an applicant for a patent to provide information concerning the applicant's corresponding foreign applications and grants.</p>	<p>(2) 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第8条 外国出願に関する情報及び誓約書 (1) 本法に基づく特許出願人がインド以外の如何なる国においても、同一若しくは実質的に同一の発明について単独で若しくは他の何人かと共同で特許出願を行っている場合、又は自己の知る限りにおいて当該出願が、何人かを通じて若しくはその者から権原を取得した何人かによって行われている場合は、当該出願人は、自己の出願と共に、又はその後長官が許可することがある所定の期間内に、次に掲げるものを提出しなければならない。 (a) 当該出願の明細事項を記載した陳述書、及び (b) 前号にいう陳述書の提出後所定の期間内にインド以外の何れかの国にした同一又は実質的に同一の発明に係る他の各出願(ある場合)について、インドにおける特許付与日まで、前号に基づいて必要とされる明細を書面で随時長官に通知し続ける旨の誓約書 (2) インドにおける特許出願後であって、それについての特許付与又は特許付与拒絶まではいつでも、長官は、インド以外の国にお</p>	<p>情報の提供を要求することが出来る(2005年特許(改正)法第8条、第138条)。</p>

		<p>る出願の処理に関する所定の明細を提出することを出願人に要求することもでき、その場合、出願人は、自己に入手可能な情報を所定の期間内に長官に提出しなければならない。</p> <p>第 138 条 条約出願に関する補則</p> <p>(1) この章の規定に従って条約出願をする場合において、出願人は、長官から要求されたときは、完全明細書に加え、第 133 条にいう条約国の特許庁に対して当該出願人が提出し若しくは寄託した明細書又はこれに対応する書類であって、長官の納得するように認証されたものの写しを、長官による通信の日から所定の期間内に、提出しなければならない。</p> <p>(2) 当該明細書又はその他の書類が外国語による場合において、長官から要求されたときは、当該明細書又はその他の書類の英語による翻訳文であって宣誓供述書又はその他により長官の納得するように証明されたものを提出しなければならない。</p>	
<p>Article 30: Exceptions to Rights Conferred</p> <p>Members may provide limited exceptions to the exclusive rights conferred by a patent, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with a normal exploitation of the patent and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the patent owner, taking account of the legitimate interests of third parties.</p>	<p>第 30 条 与えられる権利の例外</p> <p>加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p>	<p>2005 年特許 (改正) 法</p> <p>第 XVI 章 特許の実施、強制ライセンス及び取消</p> <p>第 XVII 章 政府目的のための発明の使用及び中央政府による発明の取得</p> <p>第 107A 条 侵害とみなされない一定の行為</p> <p>本法の適用上、</p> <p>(a) 何らかの製品の製造、組立、使用、販売又は輸入を規制する法律であってインド又はインド以外の国において現に有効なものに基づいて必要とされる開発及び情報の提出に適切に關係する使用のためのみに特許発明を製造、組立、使用、販売又は輸入する行為、及び</p> <p>(b) 当該製品を製造及び販売又は頒布することを法律に基づいて適法に許可された者からの何人かによる特許製品の輸入については、特許権の侵害とはみなされない。</p>	<p>先使用権に関する規定はない、強制実施権 (2005 年特許 (改正) 法第 16 章)、政府目的による発明の使用 (2005 年特許 (改正) 法第 17 章) および、2005 年特許 (改正) 法第 107A 条 (侵害とみなされない一定の行為) が相当すると考えられる。</p> <p>このうち 2005 年特許 (改正) 法第 107A 条(b)は並行輸入が特許侵害に当たらないことを明示していると思われる。</p>
<p>Article 31: Other Use Without Authorization of the Right Holder</p> <p>Where the law of a Member allows for other use of the subject matter of a patent without the authorization of the right holder, including use by the government or third parties authorized by the government, the following provisions shall be respected:</p> <p>(a) authorization of such use shall be considered on its individual merits;</p>	<p>第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用</p> <p>加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)を認める場合には、次の規定を尊重する。</p> <p>(a) 他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。</p>	<p>2005 年特許 (改正) 法</p> <p>第 84 条 強制ライセンス</p> <p>(1) 特許付与日から 3 年の期間の満了後はいつでも、如何なる利害関係人も、次の何れかの理由により、強制ライセンスの許諾を求める申請を長官に対してすることができる。すなわち、</p> <p>(a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は</p> <p>(b) 特許発明が適正に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、又は</p> <p>(c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと</p> <p>(4) 長官は、特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は特許発明が適正に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないことを納得するときは、自己が適切とみなす条件でライセンスを許諾することができる。</p> <p>(6) 本条に基づいて提出された申請書を審査するに当たり、長官は、次の事項を参酌しなければならない。</p> <p>(iv) 出願人が適切な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か、及び当該努力が長官が適切とみなす期間内に成功しなかったか否かに関する事項</p>	<p>強制実施権に関する規定および政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用に関する規定が設けられている (2005 年特許 (改正) 法第 84 条)。</p> <p>強制実施権の付与のための条件: 特許付与日から 3 年経過後、国内の需要が満たされていないこと、特許発明が合理的に手頃な価格で入手できないこと、特許発明がインド内で実施されていないこと、のいずれかを要件として強制実施権が付与される(2005 年特許 (改正) 法第 84 条)。</p> <p>長官が要件を満足しているかを判断して、実施権を付与する (2005 年特許 (改正) 法第 84 条)。</p> <p>合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合の原則が示されている (2005 年特許 (改正) 法第 84 条)。</p>
<p>(b) such use may only be permitted if, prior to such use, the proposed user has made efforts to obtain authorization from the right holder on reasonable commercial terms and conditions and that such efforts have not been successful within a reasonable period of time. This requirement may be waived by a Member in the case of a national emergency or other circumstances of extreme urgency or in cases of public non-commercial use. In situations of national emergency or other circumstances of extreme urgency, the right holder shall, nevertheless, be notified as soon as reasonably practicable. In the case of public non-commercial use, where the government or contractor, without making a patent search, knows or has demonstrable grounds to know that a valid patent is or will be used by or for the government, the right holder shall be informed promptly;</p>	<p>(b) 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。</p>	<p>2005 年特許 (改正) 法第 90 条</p> <p>(1) 第 84 条に基づくライセンスの条件の裁定に当たって、長官は、次に掲げることを確保するように努めなければならない。</p> <p>(viii) 半導体技術の場合は、許諾されるライセンスが公共の非商業的使用のため発明を実施するものであること</p>	<p>半導体技術に係る特許については公的な非商業的目的に限定されている (2005 年特許 (改正) 法第 90 条)。</p>
<p>(c) the scope and duration of such use shall be limited to the purpose for which it was authorized, and in the case of semi-conductor technology shall only be for public non-commercial use or to remedy a practice determined after judicial or administrative process to be anti-competitive;</p>	<p>(c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。</p>	<p>2005 年特許 (改正) 法第 90 条(1)</p> <p>(iv) 許諾されるライセンスが非排他的ライセンスであること</p>	<p>非排他的なものとされている (2005 年特許 (改正) 法第 90 条)。</p>
<p>(d) such use shall be non-exclusive;</p>	<p>(d) 他の使用は、非排他的なものとする。</p>		

(e) such use shall be non-assignable, except with that part of the enterprise or goodwill which enjoys such use;	(e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。	2005年特許(改正)法第90条(1) (v) 実施権者の権利が譲渡不能であること	譲渡することができない(2005年特許(改正)法第90条)。
(f) any such use shall be authorized predominantly for the supply of the domestic market of the Member authorizing such use;	(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。	2005年特許(改正)法第90条(1) (vii) ライセンスがインド市場における供給を主要な目的として許諾されていること 第92A条 一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に対する強制ライセンス (1) 公衆衛生問題に対応するため関係製品の医薬品業界において製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有していない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制ライセンスは利用可能である。ただし、当該国が強制ライセンスを許諾しているか又は当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可していることを条件とする。	当該他の使用は主にインド国内市場への供給のために許諾される。 さらに、特許された医薬品に関しては、当該医薬品を製造する能力のない国に対しての輸出が認められている((2005年特許(改正)法第92A条)ただし、当該国において強制実施権が許諾されていること、当該国が告示その他によりインドからの輸入を許可していることを条件としている。
(g) authorization for such use shall be liable, subject to adequate protection of the legitimate interests of the persons so authorized, to be terminated if and when the circumstances which led to it cease to exist and are unlikely to recur. The competent authority shall have the authority to review, upon motivated request, the continued existence of these circumstances;	(g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。	2005年特許(改正)法 第94条 強制ライセンスの終了 (1) 特許権者又はその他特許の権原若しくは利害を得た者による申請により、第84条に基づいて許諾された強制ライセンスについては、その付与に至った状況がもはや存在せず、かつ、当該状況が再発する虞のないときは、長官は、これを終了させることができる。ただし、強制ライセンスの所有者は当該終了に対して異論を申し立てる権利を有する。	当該他の使用は国内市場に必要な数量が供給されていないことを要件としており、その付与に至った状況が存在せず、かつ再発する恐れのないときには、長官は強制実施権を終了させることができる(2005年特許(改正)法第94条)。
(h) the right holder shall be paid adequate remuneration in the circumstances of each case, taking into account the economic value of the authorization;	(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。	2005年特許(改正)法第90条(1) (i) ロイヤルティ及び特許権者又はその他の者で特許の恩典を受けることができる者に留保された他の対価(ある場合)について、発明の内容に鑑みて、かつ、発明の創作若しくは開発、特許の取得及びその有効維持に支出した費用、並びにその他の関連要因に鑑みて、適切であること	適当な報酬を受ける権利を有する(2005年特許(改正)法第90条)。
(i) the legal validity of any decision relating to the authorization of such use shall be subject to judicial review or other independent review by a distinct higher authority in that Member;	(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。		2005年特許(改正)法に該当する規定はない
(j) any decision relating to the remuneration provided in respect of such use shall be subject to judicial review or other independent review by a distinct higher authority in that Member;	(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。		2005年特許(改正)法に該当する規定はない
(k) Members are not obliged to apply the conditions set forth in subparagraphs (b) and (f) where such use is permitted to remedy a practice determined after judicial or administrative process to be anti-competitive. The need to correct anti-competitive practices may be taken into account in determining the amount of remuneration in such cases. Competent authorities shall have the authority to refuse termination of authorization if and when the conditions which led to such authorization are likely to recur;	(k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。		2005年特許(改正)法に該当する規定はない
(l) where such use is authorized to permit the exploitation of a patent ("the second patent") which cannot be exploited without infringing another patent ("the first patent"), the following additional conditions shall apply:	(l) 他の特許(次の(i)から(iii)までの規定において「第1特許」という。)を侵害することなしには実施することができない特許(これらの規定において「第2特許」という。)の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。		利用発明に関する規定はない。
(i) the invention claimed in the second patent shall involve an important technical advance of considerable economic significance in relation to the invention claimed in the first patent;	(i) 第2特許に係る発明には、第1特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。		
(ii) the owner of the first patent shall be entitled to a cross-licence on reasonable terms to use the invention claimed in the second patent; and	(ii) 第1特許権者は、合理的な条件で第2特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。		
(iii) the use authorized in respect of the first patent shall be non-assignable except with the assignment of the second patent.	(iii) 第1特許について許諾された使用は、第2特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。		

<p>Article 32: Revocation/Forfeiture An opportunity for judicial review of any decision to revoke or forfeit a patent shall be available.</p>	<p>第 32 条 取消し又は消滅 特許を取消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。</p>	<p>2005 年特許（改正）法 第 64 条 特許の取消 (1) 本法の規定に従うことを条件として、特許については、その付与が本法施行の前か後かを問わず、利害関係人若しくは中央政府の申立に基づいて審判部が、又は特許侵害訴訟における反訴に基づいて高等裁判所が、次に掲げる理由の何れかによって、これを取り消すことができる。 第 104 条 裁判管轄権 第 105 条に基づく宣言を求める訴訟若しくは第 106 条に基づく何らかの救済措置を求める訴訟、又は特許侵害に係る訴訟については、当該訴訟審理の裁判管轄権を有する地方裁判所より下級の裁判所に対してこれを一切提起することができない。ただし、被告が特許取消の反訴をした場合は、当該訴訟については、これを当該反訴と共に、判決を受けるため高等裁判所に移送する。 第 117A 条 審判部への審判請求 (2) 次の各条に基づく長官又は中央政府の何らかの決定、命令、若しくは指示に対しては、審判部に対して審判請求をすることができる。すなわち、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条(4)、第 28 条、第 51 条、第 54 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条、第 63 条、第 66 条、第 69 条(3)、第 78 条、第 84 条(1)から(5)まで、第 85 条、第 88 条、第 91 条、第 92 条、及び第 94 条 第 25 条 特許に対する異議申立 (4) 異議部の勧告の受領時に、かつ、特許権者及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えた後、長官は特許を維持若しくは補正又は取消の何れかとすべき旨を命令する。</p>	<p>侵害訴訟に伴う特許無効の反訴は高等裁判所にて審理される。(2005 年特許（改正）法第 64 条、第 104 条) 異議申立てに関する取消の場合は審判部に審判請求することが出来る(2005 年特許（改正）法第 117A 条および第 25 条(4))。現在インドでは審判部が機能していないといわれており、実質的な審理は高等裁判所で行われている。</p>
<p>Article 33: Term of Protection The term of protection available shall not end before the expiration of a period of twenty years counted from the filing date.</p>	<p>第 33 条 保護期間 保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。</p>	<p>2005 年特許（改正）法 第 53 条 特許の存続期間 (1) 本法に従うことを条件として、2002 年特許(改正)法施行後に付与された各特許の存続期間及び当該施行日に本法に基づいて満了していないか又は効力を失っていない各特許の存続期間は、特許の出願日から 20 年間とする。</p>	<p>特許権の存続期間は出願日から 20 年である(2005 年特許(改正)法第 53 条)</p>
<p>Article 34: Process Patents: Burden of Proof 1. For the purposes of civil proceedings in respect of the infringement of the rights of the owner referred to in paragraph 1(b) of Article 28, if the subject matter of a patent is a process for obtaining a product, the judicial authorities shall have the authority to order the defendant to prove that the process to obtain an identical product is different from the patented process. Therefore, Members shall provide, in at least one of the following circumstances, that any identical product when produced without the consent of the patent owner shall, in the absence of proof to the contrary, be deemed to have been obtained by the patented process: (a) if the product obtained by the patented process is new; (b) if there is a substantial likelihood that the identical product was made by the process and the owner of the patent has been unable through reasonable efforts to determine the process actually used. 2. Any Member shall be free to provide that the burden of proof indicated in paragraph 1 shall be on the alleged infringer only if the condition referred to in subparagraph (a) is fulfilled or only if the condition referred to in subparagraph (b) is fulfilled. 3. In the adduction of proof to the contrary, the legitimate interests of defendants in protecting their manufacturing and business secrets shall be taken into account.</p>	<p>第 34 条 方法の特許の立証責任 (1) 第 28 条(1)(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。 (a) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合 (b) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合 (2) 加盟国は、(1)の(a)又は(b)のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し(1)に規定する立証責任を課することを定めることができる。 (3) 反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。</p>	<p>2005 年特許（改正）法 第 104A 条 侵害に関する訴訟における挙証責任 (1) 如何なる特許侵害訴訟においても、特許の主題が製品を得るための方法であるときは、裁判所は、被告に対して、特許方法の製品と同一である製品を得るためその者が使用した方法が、次の場合は特許方法と異なることを立証すべき旨を指示することができる。 (a) 特許の主題が新たな製品を得る方法である場合、又は (b) 同一の製品が当該方法により製造される虞が十分にあり、かつ、特許権者又はその者から権原又は利害を得た者が適切な努力によっても実際に使用された方法を決定することができなかった場合 ただし、特許権者又はその者から特許の権原若しくは利害を得た者が、当該製品が特許方法により直接得られた製品と同一であることを最初に立証することを前提とする。 (2) 裁判所は、当事者が(1)によりその者に課された挙証責任を果たしたか否かを審理するに当たり、何らかの製造秘密又は商業秘密を開示することが適切でない裁判所が認めるときは、その開示をその者に要求してはならない。</p>	<p>侵害訴訟における方法の特許の立証責任は、(a) 特許の主題が新たな製品を得る方法である場合、又は(b) 同一の製品が当該方法により製造される虞が十分にあり、かつ、特許権者又はその者から権原又は利害を得た者が適切な努力によっても実際に使用された方法を決定することができなかった場合、については侵害者である被告が負うこととなる(2005 年特許(改正)法第 104A 条(1)) さらに、同条(2)では製造秘密又は商業秘密に配慮した規定が設けられている。</p>

<p>SECTION 6: LAYOUT-DESIGNS (TOPOGRAPHIES) OF INTEGRATED CIRCUITS Article 35: Relation to the IPIC Treaty</p> <p>Members agree to provide protection to the layout-designs (topographies) of integrated circuits (referred to in this Agreement as "layout-designs") in accordance with Articles 2 through 7 (other than paragraph 3 of Article 6), Article 12 and paragraph 3 of Article 16 of the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits and, in addition, to comply with the following provisions.</p>	<p>第6節 集積回路の回路配置</p> <p>第35条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係 加盟国は、集積回路の回路配置(この協定において「回路配置」という。)について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第2条から第7条まで(第6条(3)の規定を除く。)、第12条及び第16条(3)並びに次条から第38条までの規定に従って保護を定めることに合意する。</p>		<p>WTO に通報された集積回路の回路配置に関連する法・規則等 The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000 (IP/N/1/IND/L/1) The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Rules, 2001 (IP/N/1/IND/L/2) 参考)集積回路の知的財産に関するワシントン条約に署名しているが発効はしていない。</p>
<p>Article 36: Scope of the Protection Subject to the provisions of paragraph 1 of Article 37, Members shall consider unlawful the following acts if performed without the authorization of the right holder: importing, selling, or otherwise distributing for commercial purposes a protected layout-design, an integrated circuit in which a protected layout-design is incorporated, or an article incorporating such an integrated circuit only in so far as it continues to contain an unlawfully reproduced layout-design.</p>	<p>第36条 保護の範囲 次条(1)の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品(違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。)の輸入、販売その他の商業上の目的のための頒布が権利者の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。</p>	<p>The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000 7. (1) A layout-design— (a) which is not original; or (b) which has been commercially exploited anywhere in India or in a convention country; or (c) which is not inherently distinctive; or (d) which is not inherently capable of being distinguishable from any other registered layout-design, shall not be registered as a layout-design: 17. Subject to the other provisions of this Act, the registration of a layout-design shall, if valid, give to the registered proprietor of layout-design the exclusive right to the use of the layout-design and to obtain relief in respect of infringement in the manner provided by this Act. 18. (1) A registered layout-design is infringed by a person who, not being the registered proprietor of the layout-design or a registered user thereof,— (b) subject to the provisions of sub-section (5) , does any act of importing or selling or otherwise distributing for commercial purposes a registered layout-design or a semiconductor integrated circuit incorporating such registered layout-design or an article incorporating such a semiconductor integrated circuit containing such registered layout-design for the use of which such person is not entitled under this Act.</p>	<p>法律名称は2000年半導体集積回路配置法と仮称する。 非登録要件(2000年半導体集積回路配置法第7条) (a) オリジナルでないもの (b) インド及び締約国で商業的に利用されたもの (c) 独創性のないもの (d) 他の回路配置と識別できないもの</p> <p>登録された回路配置の使用について独占的な権利が付与される(2000年半導体集積回路配置法第17条)。</p> <p>販売その他の商業目的の頒布が侵害となる(2000年半導体集積回路配置法第18条(1)(b))。</p>
<p>Article 37: Acts Not Requiring the Authorization of the Right Holder 1. Notwithstanding Article 36, no Member shall consider unlawful the performance of any of the acts referred to in that Article in respect of an integrated circuit incorporating an unlawfully reproduced layout-design or any article incorporating such an integrated circuit where the person performing or ordering such acts did not know and had no reasonable ground to know, when acquiring the integrated circuit or article incorporating such an integrated circuit, that it incorporated an unlawfully reproduced layout-design. Members shall provide that, after the time that such person has received sufficient notice that the layout-design was unlawfully reproduced, that person may perform any of the acts with respect to the stock on hand or ordered before such time, but shall be liable to pay to the right holder a sum equivalent to a reasonable royalty such as would be payable under a freely negotiated licence in respect of such a layout-design.</p>	<p>第37条 権利者の許諾を必要としない行為 (1) 前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行い又は命じる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることができる合理的な理由を有さなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。</p>	<p>The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000 18. (2) Notwithstanding anything contained in section 17, sub-section (1) or sub-section (5), the performance of the act of reproduction referred to in clause (a) of sub-section (1), where such act is performed for the limited purposes of scientific evaluation, analysis, research or teaching, shall not constitute act of infringement within the meaning of that clause. 69. No suit or other legal proceedings shall lie against any person in respect of anything which is in good faith done or intended to be done in pursuance of this Act. 71. Where a registered layout-design, or a semiconductor integrated circuit in which a registered layout-design is incorporated, or an article incorporating such a semiconductor integrated circuit is sold or has been contracted for sale, the seller shall be deemed to warrant that the registration, of such layout-design or the layout-design so incorporated is genuine within the meaning of this Act unless the contrary is expressed in writing signed by or on behalf of the seller and delivered at the time of the sale or contract to sell of such layout-design, or semiconductor integrated circuit or article, as the case may be, and accepted by the buyer.</p>	<p>科学的な評価、分析、調査研究、教育目的の利用は侵害とはならない(2000年半導体集積回路配置法第18条(2))</p> <p>善意の行為については適用されない(2000年半導体集積回路配置法第69条)</p> <p>製品に組みこまれた半導体についての例外(2000年半導体集積回路配置法第71条)</p>

2. The conditions set out in subparagraphs (a) through (k) of Article 31 shall apply mutatis mutandis in the event of any non-voluntary licensing of a layout-design or of its use by or for the government without the authorization of the right holder.	(2) 第 31 条(a)から(k)までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。		回路配置について強制実施権および政府による使用に関する条項は認められない。
Article 38: Term of Protection 1. In Members requiring registration as a condition of protection, the term of protection of layout-designs shall not end before the expiration of a period of 10 years counted from the date of filing an application for registration or from the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	第 38 条 保護期間 (1) 保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利用の日から 10 年の期間の満了する前に終了してはならない。	The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000 3. (1) The Central Government may, by notification in the Official Gazette, appoint a person to be known as the Registrar of Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design for the purposes of this Act. 15. The registration of a layout-design shall be only for a period of ten years counted from the date of filing an application for registration or from the date of first commercial exploitation anywhere in India or in any country whichever is earlier.	登録を要件としている。Registrar について、条文では中央政府が任命するとしかかかれていないが、現在は、通信及び情報技術省 (Ministry of Communications and Information Technology) の情報技術部 (Department of Information Technology) が Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Registry となっている。保護の期間は出願日またはインド又は締約国の何れかで最初に商業的に利用された日の何れか早い日付から 10 年間 (The Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Act, 2000 第 15 条)
2. In Members not requiring registration as a condition for protection, layout-designs shall be protected for a term of no less than 10 years from the date of the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	(2) 保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも 10 年とする。		
3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Member may provide that protection shall lapse 15 years after the creation of the layout-design.	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後 15 年で保護が消滅することを定めることができる。		
SECTION 7: PROTECTION OF UNDISCLOSED INFORMATION Article 39: 1. In the course of ensuring effective protection against unfair competition as provided in Article 10bis of the Paris Convention (1967), Members shall protect undisclosed information in accordance with paragraph 2 and data submitted to governments or governmental agencies in accordance with paragraph 3.	第 7 節 開示されていない情報の保護 第 39 条 (1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を(2)の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを(3)の規定に従って保護する。		「開示されていない情報の保護」に関する法令は通報されていない。
2. Natural and legal persons shall have the possibility of preventing information lawfully within their control from being disclosed to, acquired by, or used by others without their consent in a manner contrary to honest commercial practices so long as such information:	(2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。		
(a) is secret in the sense that it is not, as a body or in the precise configuration and assembly of its components, generally known among or readily accessible to persons within the circles that normally deal with the kind of information in question;	(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること		
(b) has commercial value because it is secret; and	(b) 秘密であることにより商業的価値があること		
(c) has been subject to reasonable steps under the circumstances, by the person lawfully in control of the information, to keep it secret.	(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること		
3. Members, when requiring, as a condition of approving the marketing of pharmaceutical or of agricultural chemical products which utilize new chemical entities, the submission of undisclosed test or other data, the origination of which involves a considerable effort, shall protect such data against unfair commercial use. In addition, Members shall protect such data against disclosure, except where necessary to protect the public, or unless steps are taken to ensure that the data are protected against unfair commercial use.	(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。		
SECTION 8: CONTROL OF ANTI-COMPETITIVE PRACTICES IN CONTRACTUAL LICENCES Article 40 1. Members agree that some licensing practices or conditions pertaining to intellectual property rights which restrain	第 8 節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制 第 40 条 (1) 加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であって競争制限的なものが貿易に悪影響		反競争行為に関する法令は通報されていない。

<p>competition may have adverse effects on trade and may impede the transfer and dissemination of technology.</p>	<p>を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。</p>		
<p>2. Nothing in this Agreement shall prevent Members from specifying in their legislation licensing practices or conditions that may in particular cases constitute an abuse of intellectual property rights having an adverse effect on competition in the relevant market. As provided above, a Member may adopt, consistently with the other provisions of this Agreement, appropriate measures to prevent or control such practices, which may include for example exclusive grantback conditions, conditions preventing challenges to validity and coercive package licensing, in the light of the relevant laws and regulations of that Member.</p>	<p>(2) この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であって、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。このため、加盟国は、自国の関連法令を考慮して、このような行為又は条件(例えば、排他的なグラント・バック条件、有効性の不爭条件及び強制的な一括実施許諾等を含むことができる。)を防止し又は規制するため、この協定の他の規定に適合する適当な措置をとることができる。</p>		
<p>3. Each Member shall enter, upon request, into consultations with any other Member which has cause to believe that an intellectual property right owner that is a national or domiciliary of the Member to which the request for consultations has been addressed is undertaking practices in violation of the requesting Member's laws and regulations on the subject matter of this Section, and which wishes to secure compliance with such legislation, without prejudice to any action under the law and to the full freedom of an ultimate decision of either Member. The Member addressed shall accord full and sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for, consultations with the requesting Member, and shall cooperate through supply of publicly available non-confidential information of relevance to the matter in question and of other information available to the Member, subject to domestic law and to the conclusion of mutually satisfactory agreements concerning the safeguarding of its confidentiality by the requesting Member.</p>	<p>(3) 加盟国は、当該加盟国の国民又は居住者である知的所有権の保有者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反する行為を行っていると感じる理由を有している当該他の加盟国が、当該法令の遵守を確保することを望む場合には、要請に応じ、当該他の加盟国と協議を行う。この場合において、いずれの加盟国も、自国の法令に基づく措置をとり及び完全に自由に最終決定を行うことを妨げられない。要請を受けた加盟国は、要請を行った加盟国との協議に対し、十分かつ好意的な考慮を払い、適当な機会を与える。当該要請を受けた加盟国は、国内法令に従うこと及び当該要請を行った加盟国による秘密の保護についての相互に満足すべき合意がされることを条件として、当該事実に関連する公に入手可能な秘密でない情報その他当該要請を受けた加盟国により入手可能な情報を提供することにより協力する。</p>		
<p>4. A Member whose nationals or domiciliaries are subject to proceedings in another Member concerning alleged violation of that other Member's laws and regulations on the subject matter of this Section shall, upon request, be granted an opportunity for consultations by the other Member under the same conditions as those foreseen in paragraph 3.</p>	<p>(4) 加盟国は、自国の国民又は居住者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反すると申し立てられて手続に服している場合には、要請に基づき、(3)に定める条件と同一の条件に基づいて当該他の加盟国と協議を行う機会を与えられる。</p>		

3 - 2 パリ条約との整合性

インドの WIPO 加盟は (WIPO 設立条約への加盟) は 1975 年 5 月 1 日。その他の主要な条約については、ベルヌ条約には 1928 年 4 月 1 日に加盟したが、パリ条約に加盟したのは WTO 設立後の 1998 年 12 月 7 日となっている。

なお、インドの知的財産制度をパリ条約と比較するに当たっては、インドが WTO に対して通報した国内法を使用した。インドの国内法はパリ条約に整合したものである。以下に条文に従って概要を示した。

・パリ条約第一条：同盟の設立；工業所有権の範囲

「(2) 工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする。」に関連して、インドが WTO に通報した関連法は以下のとおりである。

- The Patents (Amendment) Ordinance, 1994
- The Patents Rules, 2003
- Patents (Amendment) Act, 2005
- Designs Act, 2000
- Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999
- The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Rules, 2002
- Trade Marks Act, 1999
- The Trade Marks Rules, 2002.

インドでは実用新案制度は設けられていない。また、原産地表示又は原産地名称に関連してインドは TRIPS 協定に対応した地理的表示の保護法を制定している。ただし、1891 年 4 月 14 日の虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定や 1967 年 6 月 14 日にストックホルムで改正された、原産地名称の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日のリスボン協定には加盟していない。

また、商号の保護および不正競争の防止に関してインドは具体的な法令名を通報していない。

「(3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。」に関して、我が国では農業や園芸に関する方法に関する特許対象となる技術分野であると考えられているのに対して、インドの 2005 年特許（改正）法第 3 条(h) では「農業や園芸の方法」等が発明とみなさないものとして例示されており、特許の対象となる技術分野の考え方に差があると感じられた。

・パリ条約第二条～第六条

特に問題点は発見されなかった。

- ・パリ条約第六条の2

「(1)同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。」に関して、インド商標法では審査の際の絶対的拒絶要件および相対的拒絶要件が明記されているが、登録となった商標を無効にすることに関しては明確な記述が認められなかった。

- ・第六条の3～第十二条

特に重要な問題点は発見されなかった。

- ・第十三条以降

同盟に関する、総会、事務局、予算および条約の改正に関連した規定であり、国内法制度に関連するものではない。

インド国内法とパリ条約の整合性

「パリ条約(英)」	「パリ条約(和)」	インドにおける該当法規則	検討結果
<p>Article 1: Establishment of the Union; Scope of Industrial Property (1) The countries to which this Convention applies constitute a Union for the protection of industrial property. (2) The protection of industrial property has as its object patents, utility models, industrial designs, trademarks, service marks, trade names, indications of source or appellations of origin, and the repression of unfair competition. (3) Industrial property shall be understood in the broadest sense and shall apply not only to industry and commerce proper, but likewise to agricultural and extractive industries and to all manufactured or natural products, for example, wines, grain, tobacco leaf, fruit, cattle, minerals, mineral waters, beer, flowers, and flour. (4) Patents shall include the various kinds of industrial patents recognized by the laws of the countries of the Union, such as patents of importation, patents of improvement, patents and certificates of addition, etc.</p>	<p>第1条 (1)この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。 (2)工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。 (3)工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる。 (4)特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。</p>	<p>インドにおける該当法規則</p>	<p>インドには追加特許の規定がある(2005年特許(改正)法第54条)。これは特許された発明の発明者又は特許権者が当該発明の改良または変更した発明を特許出願した場合に付与されるもので、保護の期間は当初の発明の満了日までとなる。</p> <p>参考条文)第54条 追加特許 (1)本条の規定に従うことを条件として、特許出願のために提出された完全明細書に記載若しくは開示された発明(本法では以下「主発明」という。)の改良又は変更に係る特許出願がされ、かつ、その出願人がまた当該主発明の特許出願もするか若しくはしたか、又はそれに係る特許権者でもある場合において、当該出願人がその旨を請求するときは、長官は、当該改良又は変更についての特許を追加特許として付与することができる。</p>
<p>Article 2: National Treatment for Nationals of Countries of the Union (1) Nationals of any country of the Union shall, as regards the protection of industrial property, enjoy in all the other countries of the Union the advantages that their respective laws now grant, or may hereafter grant, to nationals; all without prejudice to the rights specially provided for by this Convention. Consequently, they shall have the same protection as the latter, and the same legal remedy against any infringement of their rights, provided that the conditions and formalities imposed upon nationals are complied with.</p>	<p>第2条 (1)各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。</p>	<p>参考)1999年商標法 第154条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定 (1)自国の国民に対して付与しているのと同等の権利をインド国民に対して付与しているインド以外の国家、又は国家群若しくは国家同盟又は政府間機関の構成国との条約、協約、又は取極の履行のため、中央政府は、官報告示により、本法の適用上、当該の国家、国家群、国家同盟、又は政府間機関について、条約国、条約国家群、条約国家同盟、又は場合に依りて条約政府間機関であることを宣言することができる。</p>	<p>インドはパリ条約およびPCT条約に加盟、外国人の権利取得および権利行使を認めている。</p>
<p>(2) However, no requirement as to domicile or establishment in the country where protection is claimed may be imposed upon nationals of countries of the Union for the enjoyment of any industrial property rights. (3) The provisions of the laws of each of the countries of the Union relating to judicial and administrative procedure and to jurisdiction, and to the designation of an address for service or the appointment of an agent, which may be required by the laws on industrial property are expressly reserved.</p>	<p>(2)もつとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。 (3)司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。</p>		<p>国内での住所または営業所の保有を条件としていない。</p>
<p>Article 3: Same Treatment for Certain Categories of Persons as for Nationals of Countries of the Union Nationals of countries outside the Union who are domiciled or who have real and effective industrial or commercial establishments in the territory of one of the countries of the Union shall be treated in the same manner as nationals of the countries of the Union.</p>	<p>第3条 同盟に属しない国の国民であって、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなす。</p>		<p>国内での住所または営業所の保有を条件としておらず、出願に関しても自国民と他国民の区別をした条文は認められない。</p>

<p>Article 4: A to I. Patents, Utility Models, Industrial Designs, Marks, Inventors' Certificates: Right of Priority G. Patents: Division of the Application A.(1) Any person who has duly filed an application for a patent, or for the registration of a utility model, or of an industrial design, or of a trademark, in one of the countries of the Union, or his successor in title, shall enjoy, for the purpose of filing in the other countries, a right of priority during the periods hereinafter fixed. (2) Any filing that is equivalent to a regular national filing under the domestic legislation of any country of the Union or under bilateral or multilateral treaties concluded between countries of the Union shall be recognized as giving rise to the right of priority. (3) By a regular national filing is meant any filing that is adequate to establish the date on which the application was filed in the country concerned, whatever may be the subsequent fate of the application.</p>	<p>第4条 A (1)いづれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をするに關し、以下に定める期間中優先権を有する。 (2)各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。 (3)正規の国内出願とは、結果のいかなを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第135条 条約出願 (1)第6条の規定を害することなく、何人かが条約国において発明に係る特許出願(以下「基本出願」という。)をし、かつ、その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受人が、基本出願がされた日後12月以内に本法に基づいて特許出願をするときは、完全明細書のクレームであって基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日をもって基本出願をした日とする。 説明 - - 2 以上の条約国において1発明に係る類似の保護を求める出願があったときは、本項にいう12月の期間は、最先の出願があった日から起算する。 2000年意匠法 第44条 連合王国及びその他の条約国若しくは国家群又は政府間機関との相互協定 (1)連合王国、又はその他の条約国若しくは国家群、又は政府間機関の構成国である国の何れかにおいて意匠保護を出願している者、又はその法律上の代表者若しくは譲受人は、単独か他人との共同かを問わず、本法による前記意匠の登録が他の出願人に優先し、かつ、場合に応じて、連合王国、又はその他の条約国若しくは国家群、又は政府間機関の構成国である国の何れかにおける出願と同一日付を有する旨を主張する権利を有する。ただし、次に掲げる事項を前提とする。 (a)当該出願が、連合王国、又は場合に応じてその他の条約国若しくは国家群、又は政府間機関の構成国である国の何れかにおける意匠保護の出願から6月以内にされること (b)本条における何れの事項も、当該意匠がインドにおいて実際に登録される日より前に発生した盗用に対する賠償金を回収する権利を意匠所有者に付与するものではないこと 説明 - - (1)本条に言う「条約国」、「国家群」、又は「政府間機関」とは、それぞれ、1967年ストックホルムで改正され、1979年に修正された工業所有権の保護に関する1883年パリ条約、及び世界貿易機関の設立を規定した多国間貿易交渉についてのウルグアイラウンドの最終結果を包含する最終法が適用される条約国、国家群、又は政府間機関を意味する。1999年商標法 第154条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定 (2)何人かが条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国において商標の登録出願をし、かつ、その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受人が、当該条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日の後6月以内にインドにおける商標の登録出願をした場合において、その商標が本法により登録を受けたときは、その商標については、当該条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日をもって登録されるものとし、かつ、本法の適用上、その日を登録日とみなす。 参考)インドには実用新案の登録制度がない。</p>
<p>B. Consequently, any subsequent filing in any of the other countries of the Union before the expiration of the periods referred to above shall not be invalidated by reason of any acts accomplished in the interval, in particular, another filing, the publication or exploitation of the invention, the putting on sale of copies of the design, or the use of the mark, and such acts cannot give rise to any third-party right or any right of personal possession. Rights acquired by third parties before the date of the first application that serves as the basis for the right of priority are reserved in accordance with the domestic legislation of each country of the Union</p>	<p>B すなわち、A(1)に規定する期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。</p>	<p>優先権を主張できる期間 - 特許 出願日から12ヶ月(2005年特許(改正)法第135条(1)) - 意匠 出願日から6ヶ月(2000年意匠法第44条(1)(a)) - 商標 出願日から6ヶ月(1999年商標法第154条(2))</p>
<p>C. (1) The periods of priority referred to above shall be twelve months for patents and utility models, and six months for industrial designs and trademarks. (2) These periods shall start from the date of filing of the first application; the day of filing shall not be included in the period. (3) If the last day of the period is an official holiday, or a day when the Office is not open for the filing of applications in the country where protection is claimed, the period shall be extended until the first following working day. (4) A subsequent application concerning the same subject as a previous first application within the meaning of paragraph (2), above, filed in the same country of the Union shall be considered as the first application, of which the filing date shall be the starting point of the period of priority, if, at the time of filing the subsequent application, the said previous application has been withdrawn, abandoned, or refused, without having been laid open to public inspection and without leaving any rights outstanding, and if it has not yet served as a basis for claiming a right of priority. The previous application may not thereafter serve as a basis for claiming a right of priority.</p>	<p>C (1)A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案については12箇月、意匠及び商標については6箇月とする。 (2)優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。 (3)優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。 (4)(2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。</p>	<p>法規則のレベルでは休日の取扱いに関する規定は設けられていない。</p>
<p>D. (1) Any person desiring to take advantage of the priority of a previous filing shall be required to make a declaration indicating the date of such filing and the country in which it was made. Each country shall determine the latest date on which such declaration must be made. (2) These particulars shall be mentioned in the publications issued by the competent authority, and in particular in the patents and the specifications relating thereto. (3) The countries of the Union may require any person making a declaration of priority to produce a copy of the application</p>	<p>D (1)最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。 (2)(1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。 (3)同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提</p>	<p>2005年特許(改正)法第136条 条約出願に関する特則 (2)第10条の規定に従うことを条件として、条約出願と共に提出された完全明細書については、条約国においてされた保護出願に係る発明の改良又は追加についてのクレームであって、当該出願人が第6条の規定に基づき別個の特許出願ができた筈の改良又は追加についてのクレームを含むことができる。 第138条 条約出願に関する補則 (1)この章の規定に従って条約出願をする場合において、出願人は、長官から要求されたときは、完全明細書に加え、第133条にいう条約国の特許庁に対して当該出願人が提出し若しくは寄託した明細書</p> <p>提出する完全明細書には請求項、条約締約国名を明示した文章を添付しなければならない。</p>

<p>(description, drawings, etc.) previously filed. The copy, certified as correct by the authority which received such application, shall not require any authentication, and may in any case be filed, without fee, at any time within three months of the filing of the subsequent application. They may require it to be accompanied by a certificate from the same authority showing the date of filing, and by a translation.</p> <p>(4) No other formalities may be required for the declaration of priority at the time of filing the application. Each country of the Union shall determine the consequences of failure to comply with the formalities prescribed by this Article, but such consequences shall in no case go beyond the loss of the right of priority.</p> <p>(5) Subsequently, further proof may be required.</p> <p>Any person who avails himself of the priority of a previous application shall be required to specify the number of that application; this number shall be published as provided for by paragraph (2), above.</p>	<p>出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から3箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。</p> <p>(4)出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかつた場合の効果を決める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。</p> <p>(5)出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。</p>	<p>又はこれに対応する書類であって、長官の納得するように認証されたものの写しを、長官による通信の日から所定の期間内に、提出しなければならない。</p> <p>(3) 本法の適用上、条約国に出願した日とは、条約国の特許庁の長が作成した証明書その他によって長官が当該条約国において出願されたと認める日をいう。</p>	<p>Controller が要求したときは、完全明細書の写しまたは関連する書類を指定期間内に提出しなければならない。</p> <p>第一出願国の主管官庁による優先権証明書の提出を求めている。</p>
<p>E. (1) Where an industrial design is filed in a country by virtue of a right of priority based on the filing of a utility model, the period of priority shall be the same as that fixed for industrial designs.</p> <p>(2) Furthermore, it is permissible to file a utility model in a country by virtue of a right of priority based on the filing of a patent application, and vice versa.</p>	<p>E (1)いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。</p> <p>(2)なお、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。</p>		<p>参考)インドには実用新案制度がない。実用新案出願にもとづいて優先権を主張して、意匠出願をした場合の優先期間は意匠法に基づき、六ヶ月となる。</p> <p>参考)(2)に該当するのは実用新案登録出願に基づく特許出願のみとなる。</p>
<p>F. No country of the Union may refuse a priority or a patent application on the ground that the applicant claims multiple priorities, even if they originate in different countries, or on the ground that an application claiming one or more priorities contains one or more elements that were not included in the application or applications whose priority is claimed, provided that, in both cases, there is unity of invention within the meaning of the law of the country.</p> <p>With respect to the elements not included in the application or applications whose priority is claimed, the filing of the subsequent application shall give rise to a right of priority under ordinary conditions.</p>	<p>F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権(二以上の国においてされた出願に基づくものを含む。)を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。</p> <p>優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分については、通常の条件に従い、後の出願が優先権を生じさせる。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第137条 複合優先権</p> <p>(1) 発明に係る2以上の特許出願が1又は2以上の条約国においてされ、かつ、それらの発明が1発明を構成するように関連するときは、第135条(1)にいう者の一部又は全員は、基本出願に添付した明細書に開示された発明については、当該出願の最先の出願日から12月以内に、単一出願をすることができる。</p> <p>(2) 完全明細書のクレームであって、1又は2以上の基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日は、当該事項が最初に開示された日とする。</p>	<p>当該理由により優先権を否定するような条文はない。</p> <p>基礎出願の明細書で開示された事項に基づく請求項としている。</p>
<p>G. (1) If the examination reveals that an application for a patent contains more than one invention, the applicant may divide the application into a certain number of divisional applications and preserve as the date of each the date of the initial application and the benefit of the right of priority, if any.</p> <p>(2) The applicant may also, on his own initiative, divide a patent application and preserve as the date of each divisional application the date of the initial application and the benefit of the right of priority, if any. Each country of the Union shall have the right to determine the conditions under which such division shall be authorized.</p>	<p>G (1)審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。</p> <p>(2)特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第7条 出願様式</p> <p>(1) 特許出願については、出願ごとに1発明に限るものとし、所定の様式により特許庁に提出しなければならない。</p> <p>第16条 出願の分割に関する命令を発する長官権限</p> <p>(1) 本法に基づいて特許出願を行った者は、特許付与前にいつでも、その者が望む限り、又は完全明細書のクレームが2以上の発明に係るものであるとの理由により長官が提起した異論を除くために、最初に述べた出願について既に提出済みの仮明細書又は完全明細書に開示された発明について、新たな出願をすることができる。</p>	<p>発明の単一性を求めている。</p> <p>優先権主張をして、出願する場合、優先権の元となる出願に複数の発明が含まれる場合は、それぞれを分けて出願することができる。</p> <p>複数の発明を含む出願の場合、特許が付与される前はいつでも、出願を分割することができる。</p>
<p>H. Priority may not be refused on the ground that certain elements of the invention for which priority is claimed do not appear among the claims formulated in the application in the country of origin, provided that the application documents as a whole specifically disclose such elements.</p>	<p>H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第137条 複合優先権</p> <p>(2) 完全明細書のクレームであって、1又は2以上の基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日は、当該事項が最初に開示された日とする。</p>	<p>基礎出願で開示されている場合は優先権の主張が可能。</p>
<p>I. (1) Applications for inventors' certificates filed in a country in which applicants have the right to apply at their own option either for a patent or for an inventor's certificate shall give rise to the right of priority provided for by this Article, under the same</p>	<p>I (1)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件でこの条に定める優先権を生じさせるものとし、その優先権は、</p>		<p>発明者証に関する記述は認められない。</p>

<p>conditions and with the same effects as applications for patents. (2) In a country in which applicants have the right to apply at their own option either for a patent or for an inventor's certificate, an applicant for an inventor's certificate shall, in accordance with the provisions of this Article relating to patent applications, enjoy a right of priority based on an application for a patent, a utility model, or an inventor's certificate.</p>	<p>特許出願の場合と同一の効果を有する。 (2)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができるとする同盟国においては、発明者証の出願人は、特許出願について適用されるこの条の規定に従い、特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の出願に基づく優先権の利益を享受する。</p>		
<p>Article 4bis: Patents: Independence of Patents Obtained for the Same Invention in Different Countries (1) Patents applied for in the various countries of the Union by nationals of countries of the Union shall be independent of patents obtained for the same invention in other countries, whether members of the Union or not. (2) The foregoing provision is to be understood in an unrestricted sense, in particular, in the sense that patents applied for during the period of priority are independent, both as regards the grounds for nullity and forfeiture, and as regards their normal duration. (3) The provision shall apply to all patents existing at the time when it comes into effect. (4) Similarly, it shall apply, in the case of the accession of new countries, to patents in existence on either side at the time of accession. (5) Patents obtained with the benefit of priority shall, in the various countries of the Union, have duration equal to that which they would have, had they been applied for or granted without the benefit of priority.</p>	<p>第4条の2 (1)同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるかどうかを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとす。 (2)(1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に提出された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。 (3)(1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許について適用する。 (4)(1)の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又は他の国に存する特許についても、同様に適用する。 (5)優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。</p>		<p>優先権に関する規定以外に他国での出願に影響される規程はない。 優先権主張を伴う出願についても、独立して審査される。</p>
<p>Article 4ter: Patents: Mention of the Inventor in the Patent The inventor shall have the right to be mentioned as such in the patent.</p>	<p>第4条の3 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。</p>		<p>特許法・規則には特許証の記載内容を規定する条文はない。</p>
<p>Article 4quater: Patents: Patentability in Case of Restrictions of Sale by Law The grant of a patent shall not be refused and a patent shall not be invalidated on the ground that the sale of the patented product or of a product obtained by means of a patented process is subject to restrictions or limitations resulting from the domestic law.</p>	<p>第4条の4 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。</p>		<p>参考)原子力エネルギーについての発明については特許対象としていない。</p>
<p>Article 5 A. Patents: Importation of Articles; Failure to Work or Insufficient Working; Compulsory Licenses (1) Importation by the patentee into the country where the patent has been granted of articles manufactured in any of the countries of the Union shall not entail forfeiture of the patent. (2) Each country of the Union shall have the right to take legislative measures providing for the grant of compulsory licenses to prevent the abuses which might result from the exercise of the exclusive rights conferred by the patent, for example, failure to work. (3) Forfeiture of the patent shall not be provided for except in cases where the grant of compulsory licenses would not have been sufficient to prevent the said abuses. No proceedings for the forfeiture or revocation of a patent may be instituted before the expiration of two years from the grant of the first compulsory license. (4) A compulsory license may not be applied for on the ground of failure to work or insufficient working before the expiration of a period of four years from the date of filing of the patent application or three years from the date of the grant of the patent, whichever period expires last; it shall be refused if the patentee justifies his</p>	<p>第5条 A (1)特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わない。 (2)各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。 (3)(2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。 (4)実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につき</p>	<p>2005年特許(改正)法 第48条 特許権者の権利 本法の他の規定及び第47条に規定された条件に従うことを条件として、本法に基づいて付与された特許は、特許権者に、次に掲げる権利を与える。 (a) 特許の主題が製品である場合は、その者の承認を有していない第三者がインドにおいて当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権 第84条 強制ライセンス (1) 特許付与日から3年の期間の満了後はいつでも、如何なる利害関係人も、次の何れかの理由により、強制ライセンスの許諾を求め申請を長官に対してすることができる。すなわち、 (a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと 第85条 不実施に対する長官による特許の取消 (1) 特許に関して、強制ライセンスが許諾されたときは、中央政府又は何らかの利害関係人は、最初の強制ライセンス許諾の命令の日から2年の期間満了後には、特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は当該特許発明が適切に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないことを理由として、当該特許を取り消すべき旨の命令を長官に申請することができる。</p>	<p>特許権者の持つ独占権の中に販売を目的とした輸入が明示されているので、輸入した場合でも特許権は失われない。 不実施に対して強制実施権を発動することができることとなっている。 ただし、特許の付与から3年間は対象とならない。 強制実施権が発動されてから2年後に特許を取り消すべき旨の命令を求めることができる。</p>

<p>inaction by legitimate reasons. Such a compulsory license shall be non-exclusive and shall not be transferable, even in the form of the grant of a sub-license, except with that part of the enterprise or goodwill which exploits such license.</p> <p>(5) The foregoing provisions shall be applicable, mutatis mutandis, to utility models.</p>	<p>それが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであってはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、移転することができない。</p> <p>(5)(1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。</p>		
<p>B. Industrial Designs: Failure to Work; Importation of Articles</p> <p>The protection of industrial designs shall not, under any circumstance, be subject to any forfeiture, either by reason of failure to work or by reason of the importation of articles corresponding to those which are protected.</p>	<p>B</p> <p>意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによつては、失われない。</p>		<p>意匠法には実施義務の規定がない。</p>
<p>C. Marks: Failure to Use; Different Forms; Use by Co-proprietors</p> <p>(1) If, in any country, use of the registered mark is compulsory, the registration may be cancelled only after a reasonable period, and then only if the person concerned does not justify his inaction.</p> <p>(2) Use of a trademark by the proprietor in a form differing in elements which do not alter the distinctive character of the mark in the form in which it was registered in one of the countries of the Union shall not entail invalidation of the registration and shall not diminish the protection granted to the mark.</p> <p>(3) Concurrent use of the same mark on identical or similar goods by industrial or commercial establishments considered as co-proprietors of the mark according to the provisions of the domestic law of the country where protection is claimed shall not prevent registration or diminish in any way the protection granted to the said mark in any country of the Union, provided that such use does not result in misleading the public and is not contrary to the public interest.</p>	<p>C</p> <p>(1)登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。</p> <p>(2)商標の所有者が一の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。</p> <p>(3)保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる二以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことを条件とする。</p>	<p>1999年商標法</p> <p>第47条 不使用を理由とする登録の抹消及び制限 (1)次に掲げる理由で被害を蒙った何人かによって、登録官又は審判部に対して、所定の方法により申請があったときは、登録商標は、その指定商品又はサービスについて登録簿から抹消することができる。</p> <p>(a) 商標が、登録出願人としては、自己、又は第46条の規定が適用される場合は、当該法人若しくは場合に依りて登録使用者による、それらの商品又はサービスについて使用する善意の意思がなかったにも拘らず、登録され、かつ、実際に当時の所有者により、それらの商品又はサービスについて当該申請の日3月前まで善意に使用されなかったこと、又は</p> <p>(b) 当該申請の日3月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き5年以上の期間が既に経過し、その期間中、当該商標が登録されていたが、当時の所有者によるそれらの商品又はサービスについての商標の善意の使用がなかったこと</p>	<p>商標は使用することを前提としているが、使用の予定が確認されないことのみを持って拒絶されることはない(47条)</p> <p>登録された商標が不使用の場合、利害関係者の申請に基づき登録が取消される。</p>
<p>D. Patents, Utility Models, Marks, Industrial Designs: Marking</p> <p>No indication or mention of the patent, of the utility model, of the registration of the trademark, or of the deposit of the industrial design, shall be required upon the goods as a condition of recognition of the right to protection.</p>	<p>D</p> <p>権利の存在を認めさせるためには、特許の記号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは表示を産品に付することを要しない。</p>		<p>特許表示、登録商標の表示等を産品に付すことを求めている。</p>
<p>Article 5bis: All Industrial Property Rights: Period of Grace for the Payment of Fees for the Maintenance of Rights; Patents: Restoration</p> <p>(1) A period of grace of not less than six months shall be allowed for the payment of the fees prescribed for the maintenance of industrial property rights, subject, if the domestic legislation so provides, to the payment of a surcharge.</p> <p>(2) The countries of the Union shall have the right to provide for the restoration of patents which have lapsed by reason of non-payment of fees.</p>	<p>第5条の2</p> <p>(1)工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも6箇月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。</p> <p>(2)同盟国は、料金の不納により効力を失った特許の回復について定めることができる。</p>	<p>参考) 1999年商標法</p> <p>第25条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復</p> <p>(1)本法の施行後の商標登録の存続期間は、10年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間を随時更新することができる。</p> <p>(3) 商標の最後の登録期間が満了する日以前における所定の時期に、登録官は、登録所有者に対して、当該満了の日、登録を更新するための手数料の支払条件、及びその他の条件を、所定の方法により通知しなければならない。所定の期間満了時にそれらの条件が適法に充足されないときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができる。</p> <p>ただし、申請が所定の様式でされ、所定の手数料及び割増手数料が当該商標の最後の登録期間満了の日から6ヶ月以内に納付されたときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消せず、(2)により10年間、商標登録の存続期間を更新する。</p> <p>(4) 登録官は、商標が所定の手数料の不納付のために登録簿から抹消された場合において、商標の最後の登録の期間満了の日から6ヶ月を経過し、かつ1年以内に、所定の方法により申請を受け、所定の手数料を受理し、相当と納得するときは、登録簿に当該商標を回復させ、当該商標の登録について、通常通りに、又は適当と認める条件若しくは制限を付して、最後の登録の期間満了の日から10年間、更新することができる。</p>	<p>参考)</p> <p>商標の更新登録において料金の不納付によって抹消された場合でも、登録期間満了の日から6ヶ月以内に追加料金を加えて納付されたときは、登録が抹消されることはない。</p> <p>商標の更新登録において料金の不納付によって抹消された場合でも、期間満了の日から6ヶ月を経過し、以降一年以内であれば、追加料金の支払いにより登録の回復が可能である。</p>

<p>Article 5ter: Patents: Patented Devices Forming Part of Vessels, Aircraft, or Land Vehicles</p> <p>In any country of the Union the following shall not be considered as infringements of the rights of a patentee:</p> <p>(i) the use on board vessels of other countries of the Union of devices forming the subject of his patent in the body of the vessel, in the machinery, tackle, gear and other accessories, when such vessels temporarily or accidentally enter the waters of the said country, provided that such devices are used there exclusively for the needs of the vessel;</p> <p>(ii) the use of devices forming the subject of the patent in the construction or operation of aircraft or land vehicles of other countries of the Union, or of accessories of such aircraft or land vehicles, when those aircraft or land vehicles temporarily or accidentally enter the said country.</p>	<p>第5条の3</p> <p>次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。</p> <p>1. 当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入った場合に、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。</p> <p>2. 当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用すること。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第49条 一時的又は偶発的にインドに入る外国船舶等にも特許権侵害とならない</p> <p>(1) 外国において登録された船舶若しくは航空機、又は通常外国に居住する者の所有する陸上車両がインド(その領海を含む。)に一時的若しくは偶発的に入ったときに限り、発明に対する特許により付与された権利は、次に掲げた当該発明の実施によっては、侵害されたものとみなさない。</p> <p>(a) 船上で、かつ、その現実の必要のためのみに当該発明が実施される限りにおいて、船体、又は機械、船具、装置、若しくはその他の付属品における当該発明の実施、又は場合により、(b) 航空機若しくは陸上車両、又はその付属品の構造若しくは作動上の当該発明の実施</p>	<p>条約の文章と同様に特許権の侵害とはならない。</p>
<p>Article 5quater: Patents: Importation of Products Manufactured by a Process Patented in the Importing Country</p> <p>When a product is imported into a country of the Union where there exists a patent protecting a process of manufacture of the said product, the patentee shall have all the rights, with regard to the imported product, that are accorded to him by the legislation of the country of importation, on the basis of the process patent, with respect to products manufactured in that country.</p>	<p>第5条の4</p> <p>ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。</p>	<p>2005年特許(改正)法 第48条 特許権者の権利</p> <p>本法の他の規定及び第47条に規定された条件に従うことを条件として、本法に基づいて付与された特許は、特許権者に、次に掲げる権利を与える。</p> <p>(a) 特許の主題が製品である場合は、その者の承認を有していない第三者がインドにおいて当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権</p> <p>(b) 特許の主題が方法である場合は、その者の承認を有していない第三者が同方法を使用する行為、及びインドにおいて同方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権</p>	<p>販売を目的とした輸入は特許権の侵害を構成する。製造方法の特許権の場合、外国において当該方法で製造された製品を輸入する行為に対しても権利がおよぶ。</p>
<p>Article 5quinquies: Industrial Designs</p> <p>Industrial designs shall be protected in all the countries of the Union.</p>	<p>第5条の5</p> <p>意匠は、すべての同盟国において保護される。</p>	<p>2000年意匠法 第2条 定義 本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、</p> <p>(c) 「意匠権」(copyright)とは、意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を意味する。</p> <p>(d) 「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958年商標及び商品標法第2条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第479条において定義された財産標章、又は1957年著作権法第2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。</p>	<p>インドにおいても意匠は保護される。</p>
<p>Article 6: Marks: Conditions of Registration; Independence of Protection of Same Mark in Different Countries</p> <p>(1) The conditions for the filing and registration of trademarks shall be determined in each country of the Union by its domestic legislation.</p> <p>(2) However, an application for the registration of a mark filed by a national of a country of the Union in any country of the Union may not be refused, nor may a registration be invalidated, on the ground that filing, registration, or renewal, has not been effected in the country of origin.</p> <p>(3) A mark duly registered in a country of the Union shall be regarded as independent of marks registered in the other countries of the Union, including the country of origin.</p>	<p>第6条</p> <p>(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。</p> <p>(2) もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。</p> <p>(3) いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む。)において登録された商標から独立したものとする。</p>	<p>1999年商標法 第18条 登録出願</p> <p>(1) 自己が使用し又は使用しようとする商標の所有者であることを主張し、その商標の登録を受けようとする者は、所定の方法により書面をもって登録官に対して自己の商標の登録を出願しなければならない。</p>	<p>インド商標法により出願及び登録の要件が定められている。</p> <p>優先権主張の有無にかかわらず、インドへの出願に対して他国の状況が影響することはない。</p> <p>他国での登録状況は影響しない。</p>

<p>Article 6bis: Marks: Well-Known Marks</p> <p>(1) The countries of the Union undertake, ex officio if their legislation so permits, or at the request of an interested party, to refuse or to cancel the registration, and to prohibit the use, of a trademark which constitutes a reproduction, an imitation, or a translation, liable to create confusion, of a mark considered by the competent authority of the country of registration or use to be well known in that country as being already the mark of a person entitled to the benefits of this Convention and used for identical or similar goods. These provisions shall also apply when the essential part of the mark constitutes a reproduction of any such well-known mark or an imitation liable to create confusion therewith.</p> <p>(2) A period of at least five years from the date of registration shall be allowed for requesting the cancellation of such a mark. The countries of the Union may provide for a period within which the prohibition of use must be requested.</p> <p>(3) No time limit shall be fixed for requesting the cancellation or the prohibition of the use of marks registered or used in bad faith.</p>	<p>第6条の2</p> <p>(1)同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。</p> <p>(2)(1)に規定する商標の登録を無効とするこの請求については、登録の日から少なくとも5年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。</p> <p>(3)悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することを請求については、期間を定めないものとする。</p>	<p>1999年商標法</p> <p>第9条 登録拒絶の絶対的理由</p> <p>(1) 次に掲げる商標は、登録することができない。</p> <p>(a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別できないもの</p> <p>(b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期、又は当該商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ標章又は表示から専ら構成されている商標</p> <p>(c) 現行言語において又は善意の確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは、登録を拒絶されない。</p> <p>(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき</p> <p>(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(d) その使用が 1950年紋章及び名称(不正使用防止)法(Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act)により禁止されているとき</p> <p>(3) 標章は、それが専ら次のものから構成されているときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 商品自体の内容に由来する商品の形状、又は</p> <p>(b) 技術的成果を得るため必要な商品の形状、又は</p> <p>(c) 商品に実質的な価値を付与する形状</p> <p>第11条 登録拒絶の相対的理由</p> <p>(2) 商標であつて、</p> <p>(a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び</p> <p>(b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに対して登録されるべきものについては、当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。</p>	<p>絶対的拒絶要件(1999年商標法第9条)</p> <p>(1) 次に掲げる商標は、登録することができない。</p> <p>(a) 識別性に欠ける商標(公衆に混同をもたらすような商標の出願は拒絶される)</p> <p>(b) 取引上に役立つ表示のみからなる商標(商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期ほか)</p> <p>(c) 一般名称</p> <p>(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 公衆に誤認混同をもたらす。</p> <p>(b) 国民の宗教的感情を害する</p> <p>(c) 公序良俗要件</p> <p>相対的拒絶要件(1999年商標法第11条)</p> <p>先の登録商標との類似性で公衆に誤認混同をもたらすもの。</p> <p>参考)出願時の拒絶の理由は明記されているが、職権で無効とするための具体的な要件が記載されていない。</p>
<p>Article 6ter: Marks: Prohibitions concerning State Emblems, Official Hallmarks, and Emblems of Intergovernmental Organizations</p> <p>(1) (a) The countries of the Union agree to refuse or to invalidate the registration, and to prohibit by appropriate measures the use, without authorization by the competent authorities, either as trademarks or as elements of trademarks, of armorial bearings, flags, and other State emblems, of the countries of the Union, official signs and hallmarks indicating control and warranty adopted by them, and any imitation from a heraldic point of view.</p> <p>(b) The provisions of subparagraph (a), above, shall apply equally to armorial bearings, flags, other emblems, abbreviations, and names, of international intergovernmental organizations of which one or more countries of the Union are members, with the exception of armorial bearings, flags, other emblems, abbreviations, and names, that are already the subject of international agreements in force, intended to ensure their protection.</p>	<p>第6条の3</p> <p>(1) a . 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する。</p> <p>b . (a)の規定は、二又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となっている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。</p>	<p>1999年商標法</p> <p>第9条 登録拒絶の絶対的理由</p> <p>(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき</p> <p>(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(d) その使用が 1950年紋章及び名称(不正使用防止)法(Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act)により禁止されているとき</p>	<p>同盟国のエンブレム等は登録できない。</p>

<p>(c) No country of the Union shall be required to apply the provisions of subparagraph (b), above, to the prejudice of the owners of rights acquired in good faith before the entry into force, in that country, of this Convention. The countries of the Union shall not be required to apply the said provisions when the use or registration referred to in subparagraph (a), above, is not of such a nature as to suggest to the public that a connection exists between the organization concerned and the armorial bearings, flags, emblems, abbreviations, and names, or if such use or registration is probably not of such a nature as to mislead the public as to the existence of a connection between the user and the organization.</p>	<p>c. いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。</p>	<p>1999年商標法 第34条 既得権についての例外 本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、登録商標と同一又は類似の商標のある者による使用であつて、次に掲げる日のうち、何れか早い日の前からその者又はその者の前権利者が継続的に使用していた商品若しくはサービスに関する使用について、これを妨げ又は制限する権限を与えるものではない。 (a) 所有者又はその前権利者が指定商品又はサービスに関して最初に述べた商標を使用した日、又は (b) 所有者又はその前権利者の名義で、指定商品又はサービスに係る最初に述べた商標が登録された日また、登録官は(その使用が立証されているときは)、最初に述べた商標が登録されているとの理由のみによっては、先使用に係る商標の登録を拒絶してはならない。</p>	<p>当該商標の登録以前から継続して使用されていた商標に対しては、独占権は及ばない。</p>
<p>(2) Prohibition of the use of official signs and hallmarks indicating control and warranty shall apply solely in cases where the marks in which they are incorporated are intended to be used on goods of the same or a similar kind.</p>	<p>(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。</p>		<p>公の記号に言及した条文はない。</p>
<p>(3) (a) For the application of these provisions, the countries of the Union agree to communicate reciprocally, through the intermediary of the International Bureau, the list of State emblems, and official signs and hallmarks indicating control and warranty, which they desire, or may hereafter desire, to place wholly or within certain limits under the protection of this Article, and all subsequent modifications of such list. Each country of the Union shall in due course make available to the public the lists so communicated. Nevertheless such communication is not obligatory in respect of flags of States. (b) The provisions of subparagraph (b) of paragraph (1) of this Article shall apply only to such armorial bearings, flags, other emblems, abbreviations, and names, of international intergovernmental organizations as the latter have communicated to the countries of the Union through the intermediary of the International Bureau.</p>	<p>(3) a. (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。 b. (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。</p>		<p>商標法および規則には該当する記号や印章のリストは添付されていない。</p>
<p>(4) Any country of the Union may, within a period of twelve months from the receipt of the notification, transmit its objections, if any, through the intermediary of the International Bureau, to the country or international intergovernmental organization concerned.</p>	<p>(4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した時から12箇月の期間内においては、その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。</p>		
<p>(5) In the case of State flags, the measures prescribed by paragraph (1), above, shall apply solely to marks registered after November 6, 1925.</p>	<p>(5)(1)の規定は、国の旗章に関しては、1925年11月6日の後に登録される商標についてのみ適用する。</p>		
<p>(6) In the case of State emblems other than flags, and of official signs and hallmarks of the countries of the Union, and in the case of armorial bearings, flags, other emblems, abbreviations, and names, of international intergovernmental organizations, these provisions shall apply only to marks registered more than two months after receipt of the communication provided for in paragraph (3), above.</p>	<p>(6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く。)公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領した時から2箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。</p>		
<p>(7) In cases of bad faith, the countries shall have the right to cancel even those marks incorporating State emblems, signs, and hallmarks, which were registered before November 6, 1925.</p>	<p>(7) 同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で1925年11月6日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされた場合には、当該登録を無効とすることができる。</p>		
<p>(8) Nationals of any country who are authorized to make use of the State emblems, signs, and hallmarks, of their country may use them even if they are similar to those of another country.</p>	<p>(8) 各同盟国の国民であつて自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、それらを使用することができる。</p>		

<p>(9) The countries of the Union undertake to prohibit the unauthorized use in trade of the State armorial bearings of the other countries of the Union, when the use is of such a nature as to be misleading as to the origin of the goods.</p>	<p>(9)同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けずに取引においてその紋章を使用することを禁止することを約束する。</p>		
<p>(10) The above provisions shall not prevent the countries from exercising the right given in paragraph (3) of Article 6quinquies, Section B, to refuse or to invalidate the registration of marks incorporating, without authorization, armorial bearings, flags, other State emblems, or official signs and hallmarks adopted by a country of the Union, as well as the distinctive signs of international intergovernmental organizations referred to in paragraph (1), above.</p>	<p>(10)前記の諸規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けずに使用している商標につき、第6条の5 B 3の規定に基づいてその登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。</p>		
<p>Article 6quater: Marks: Assignment of Marks (1) When, in accordance with the law of a country of the Union, the assignment of a mark is valid only if it takes place at the same time as the transfer of the business or goodwill to which the mark belongs, it shall suffice for the recognition of such validity that the portion of the business or goodwill located in that country be transferred to the assignee, together with the exclusive right to manufacture in the said country, or to sell therein, the goods bearing the mark assigned. (2) The foregoing provision does not impose upon the countries of the Union any obligation to regard as valid the assignment of any mark the use of which by the assignee would, in fact, be of such a nature as to mislead the public, particularly as regards the origin, nature, or essential qualities, of the goods to which the mark is applied.</p>	<p>第6条の4 (1)商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に進行するときのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。 (2)(1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。</p>	<p>1999年商標法 第38条 登録商標の譲渡性及び移転性 他の法律の反対規定に拘らず、登録商標は、この章の規定に従うことを条件として、関係する営業権とともにするか否かを問わず、かつ、指定商品若しくはサービスの全部又は一部のみの何れでも、譲渡及び移転することができる。</p>	<p>商標の譲渡において、営業の移転と同時に行うことを求めている。</p>
<p>Article 6quinquies: Marks: Protection of Marks Registered in One Country of the Union in the Other Countries of the Union A. (1) Every trademark duly registered in the country of origin shall be accepted for filing and protected as is in the other countries of the Union, subject to the reservations indicated in this Article. Such countries may, before proceeding to final registration, require the production of a certificate of registration in the country of origin, issued by the competent authority. No authentication shall be required for this certificate. (2) Shall be considered the country of origin the country of the Union where the applicant has a real and effective industrial or commercial establishment, or, if he has no such establishment within the Union, the country of the Union where he has his domicile, or, if he has no domicile within the Union but is a national of a country of the Union, the country of which he is a national.</p>	<p>第6条の5 A (1)本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。 (2)本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。</p>	<p>1999年商標法 第154条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定 (1) 自国の国民に対して付与しているのと同等の権利をインド国民に対して付与しているインド以外の国家、又は国家群若しくは国家同盟又は政府間機関の構成国との条約、協約、又は取極の履行のため、中央政府は、官報告示により、本法の適用上、当該の国家、国家群、国家同盟、又は政府間機関について、条約国、条約国家群、条約国家同盟、又は場合に応じて条約政府間機関であることを宣言することができる。</p>	<p>6ヶ月以内に優先権を主張して出願をした場合、条約国における出願日を持って登録される。</p>
<p>B. Trademarks covered by this Article may be neither denied registration nor invalidated except in the following cases: (i) when they are of such a nature as to infringe rights acquired by third parties in the country where protection is claimed; (ii) when they are devoid of any distinctive character, or consist exclusively of signs or indications which may serve, in trade, to designate the kind, quality, quantity, intended purpose, value, place of origin, of the goods, or the time of production, or have become customary in the current language or in the bona fide and established practices of the trade of the country where protection is claimed;</p>	<p>B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第10条の2の規定の適用は、妨げられない。 1. 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合 2. 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合</p>	<p>1999年商標法 第9条 登録拒絶の絶対的理由 (1) 次に掲げる商標は、登録することができない。 (a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別できないもの (b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期、又は当該商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ商標又は表示から専ら構成されている商標 (c) 現行言語において又は善意の確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標 ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは、登録を拒絶されない。</p>	<p>拒絶要件に相当する場合は拒絶される 絶対的拒絶要件（商標法第9条） (1) 標章は、次のときは、商標として登録されない。 (a) 識別性にかける商標（公衆に混同をもたらすような商標の出願は拒絶される）。 (b) 取引上に役立つ表示のみからなる商標（商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期ほか）。 (c) 一般名称</p>

<p>(iii) when they are contrary to morality or public order and, in particular, of such a nature as to deceive the public. It is understood that a mark may not be considered contrary to public order for the sole reason that it does not conform to a provision of the legislation on marks, except if such provision itself relates to public order.</p> <p>This provision is subject, however, to the application of Article 10bis.</p>	<p>3. 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定（公の秩序に関するものを除く。）に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。</p>	<p>(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき</p> <p>(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき</p> <p>(d) その使用が 1950 年紋章及び名称(不正使用防止)法(Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act)により禁止されているとき</p> <p>第 11 条 登録拒絶の相対的理由</p> <p>(1) 第 12 条を除き、商標は、次のときは登録されない。</p> <p>(a) 先の商標とのその同一性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの類似性により、又は</p> <p>(b) 先の商標とのその類似性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの同一性若しくは類似性により、公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞を含むとき。</p> <p>(2) 商標であって、</p> <p>(a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び</p> <p>(b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに対して登録されるべきものについては、当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。</p>	<p>(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。</p> <p>(a) 公衆に誤認混同をもたらす。</p> <p>(b) 国民の宗教的感情を害する</p> <p>(c) 公序良俗要件</p> <p>相対的拒絶要件（商標法第 11 条） 先の登録商標との類似性で公衆に誤認混同をもたらすもの。</p>
<p>C. (1) In determining whether a mark is eligible for protection, all the factual circumstances must be taken into consideration, particularly the length of time the mark has been in use.</p>	<p>C (1)商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。</p>		
<p>(2) No trademark shall be refused in the other countries of the Union for the sole reason that it differs from the mark protected in the country of origin only in respect of elements that do not alter its distinctive character and do not affect its identity in the form in which it has been registered in the said country of origin.</p>	<p>(2)本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。</p>		
<p>D. No person may benefit from the provisions of this Article if the mark for which he claims protection is not registered in the country of origin.</p>	<p>D いかなる者も、保護を要求している商標が本国において登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。</p>		
<p>E. However, in no case shall the renewal of the registration of the mark in the country of origin involve an obligation to renew the registration in the other countries of the Union in which the mark has been registered.</p>	<p>E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。</p>		<p>各国独立の原則から、更新義務が連動することはない。</p>
<p>F. The benefit of priority shall remain unaffected for applications for the registration of marks filed within the period fixed by Article 4, even if registration in the country of origin is effected after the expiration of such period.</p>	<p>F 第 4 条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。</p>	<p>第 154 条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定</p> <p>(2) 何人かが条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国において商標の登録出願をし、かつ、その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受人が、当該条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日の後 6 月以内にインドにおける商標の登録出願をした場合において、その商標が本法により登録を受けたときは、その商標については、当該条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日をもって登録されるものとし、かつ、本法の適用上、その日を登録日とみなす。</p>	<p>優先権は本国における出願日を基準としており、本国における登録の有無にかかわらず、享受できる。</p>
<p>Article 6sexies: Marks: Service Marks</p> <p>The countries of the Union undertake to protect service marks. They shall not be required to provide for the registration of such marks.</p>	<p>第 6 条の 6</p> <p>同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。</p>		<p>1958 年商標法ではサービス・マークの保護に言及していなかったが、改正（1999 年商標法）により、保護の対象となった。</p>

<p>Article 6septies: Marks: Registration in the Name of the Agent or Representative of the Proprietor Without the Latter's Authorization</p> <p>(1) If the agent or representative of the person who is the proprietor of a mark in one of the countries of the Union applies, without such proprietor's authorization, for the registration of the mark in his own name, in one or more countries of the Union, the proprietor shall be entitled to oppose the registration applied for or demand its cancellation or, if the law of the country so allows, the assignment in his favor of the said registration, unless such agent or representative justifies his action.</p>	<p>第6条の7</p> <p>(1)同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。</p>		<p>該当する規定は認められない。</p>
<p>(2) The proprietor of the mark shall, subject to the provisions of paragraph (1), above, be entitled to oppose the use of his mark by his agent or representative if he has not authorized such use.</p>	<p>(2)商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。</p>		
<p>(3) Domestic legislation may provide an equitable time limit within which the proprietor of a mark must exercise the rights provided for in this Article.</p>	<p>(3)商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。</p>		
<p>Article 7: Marks: Nature of the Goods to which the Mark is Applied</p> <p>The nature of the goods to which a trademark is to be applied shall in no case form an obstacle to the registration of the mark.</p>	<p>第7条</p> <p>いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。</p>		
<p>Article 7bis: Marks: Collective Marks</p> <p>(1) The countries of the Union undertake to accept for filing and to protect collective marks belonging to associations the existence of which is not contrary to the law of the country of origin, even if such associations do not possess an industrial or commercial establishment.</p> <p>(2) Each country shall be the judge of the particular conditions under which a collective mark shall be protected and may refuse protection if the mark is contrary to the public interest.</p> <p>(3) Nevertheless, the protection of these marks shall not be refused to any association the existence of which is not contrary to the law of the country of origin, on the ground that such association is not established in the country where protection is sought or is not constituted according to the law of the latter country.</p>	<p>第7条の2</p> <p>(1)同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。</p> <p>(2)各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。</p> <p>(3)もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に対しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由としては、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。</p>	<p>参考) 1999年商標法 第61条 団体標章についての特別規定 (1)本法の規定は、この章の規定に従うことを条件として、団体標章に適用する。 (2) 団体標章に関して、ある者の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の第2条(1)(zb)の言及は、商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の言及と解釈する。 第62条 特性又は意義に関して誤認されるべきでない団体標章 団体標章は、公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があるとき、特に団体標章以外のものと誤認される虞があるときは、登録することができず、その場合は、登録官は、登録出願に係る標章には団体標章である旨の表示を含ませることを強制することができる。</p>	<p>インドでは一般商標のほか、団体商標および証明商標の制度を設けている。</p> <p>ただし、国外からの出願についての特別な規定は商標法には設けられていない。</p>
<p>Article 8: Trade Names</p> <p>A trade name shall be protected in all the countries of the Union without the obligation of filing or registration, whether or not it forms part of a trademark.</p>	<p>第8条</p> <p>商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の真正又は登記が行われていることを必要としない。</p>		<p>商号に関する規定は通報された法律等の中には含まれていない。</p>
<p>Article 9: Marks, Trade Names: Seizure, on Importation, etc., of Goods Unlawfully Bearing a Mark or Trade Name</p> <p>(1) All goods unlawfully bearing a trademark or trade name shall be seized on importation into those countries of the Union where such mark or trade name is entitled to legal protection.</p> <p>(2) Seizure shall likewise be effected in the country where the unlawful affixation occurred or in the country into which the goods were imported.</p>	<p>第9条</p> <p>(1)不法に商標又は商号を付した商品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。 (2)差押えは、また、商品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその商品が輸入された同盟国の国内においても行われる。</p>	<p>1999年商標法 第140条 虚偽商標を付した輸入商品に関する情報を要求する権限 (1)登録商標の所有者又はその使用権者は、商品の輸入が第29条(6)(c)により侵害を構成するときは、その商品の輸入を禁止すべき旨を関税徴収官に対して書面により通知することができる。</p>	<p>登録商標の所有者又はその使用権者は、当該商品の輸入の差止めを求めることができる。</p>
<p>(3) Seizure shall take place at the request of the public prosecutor, or any other competent authority, or any interested party, whether a natural person or a legal entity, in conformity with the domestic legislation of each country.</p> <p>(4) The authorities shall not be bound to effect seizure of goods in transit.</p>	<p>(3)差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人(自然人であるか法人であるかを問わない。)の請求により、各国同盟国の国内法令に従って行われる。</p> <p>(4)当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。</p>		

<p>(5) If the legislation of a country does not permit seizure on importation, seizure shall be replaced by prohibition of importation or by seizure inside the country.</p> <p>(6) If the legislation of a country permits neither seizure on importation nor prohibition of importation nor seizure inside the country, then, until such time as the legislation is modified accordingly, these measures shall be replaced by the actions and remedies available in such cases to nationals under the law of such country.</p>	<p>(5)同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。</p> <p>(6)同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを定めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。</p>		
<p>Article 10: False Indications: Seizure, on Importation, etc., of Goods Bearing False Indications as to their Source or the Identity of the Producer</p> <p>(1) The provisions of the preceding Article shall apply in cases of direct or indirect use of a false indication of the source of the goods or the identity of the producer, manufacturer, or merchant.</p> <p>(2) Any producer, manufacturer, or merchant, whether a natural person or a legal entity, engaged in the production or manufacture of or trade in such goods and established either in the locality falsely indicated as the source, or in the region where such locality is situated, or in the country falsely indicated, or in the country where the false indication of source is used, shall in any case be deemed an interested party.</p>	<p>第 10 条</p> <p>(1)前条の規定は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合についても適用する。</p> <p>(2)(1)の産品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であって、原産地として偽って表示されている土地、その土地の所在する地方、原産国として偽って表示されている国又は原産地の虚偽の表示が行われている国に住所を有するものは、自然人であるか法人であるかを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。</p>	<p>1999 年商標法 第 103 条 虚偽商標、取引表示等の使用の罰則 次に掲げる者については、詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り、6 月以上、3 年以下の禁固に処し、かつ、50,000 ルピー以上、200,000 ルピー以下の罰金を併科する。 (a) 商標を偽造した者、又は (b) 商品又はサービスに商標を不正使用した者、又は (d) 商品又はサービスに虚偽の取引表示を使用する者、又は (e) 第 139 条により、商品の製造若しくは生産の国若しくは場所、又は製造者若しくは注文者の名称及び住所の表示を付すことが必要とされている商品について、その国、場所、名称若しくは住所の虚偽の表示をする者、又は (f) 第 139 条により商品に付すべきことが必要とされている何れかの商品に使用された原産地の表示を偽造、変更、又は消去する者、又は</p>	<p>産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人などを含めて、虚偽の表示の使用に対する罰則が設けられている。</p>
<p>Article 10bis: Unfair Competition</p> <p>(1) The countries of the Union are bound to assure to nationals of such countries effective protection against unfair competition.</p> <p>(2) Any act of competition contrary to honest practices in industrial or commercial matters constitutes an act of unfair competition.</p> <p>(3) The following in particular shall be prohibited:</p> <p>(i) all acts of such a nature as to create confusion by any means whatever with the establishment, the goods, or the industrial or commercial activities, of a competitor;</p> <p>(ii) false allegations in the course of trade of such a nature as to discredit the establishment, the goods, or the industrial or commercial activities, of a competitor;</p> <p>(iii) indications or allegations the use of which in the course of trade is liable to mislead the public as to the nature, the manufacturing process, the characteristics, the suitability for their purpose, or the quantity, of the goods.</p>	<p>第 10 条の 2</p> <p>(1)各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。</p> <p>(2)工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。</p> <p>(3)特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。 1.いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業との活動との混同を生じさせるようなすべての行為 2.競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張 3.産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張</p>	<p>第 103 条 虚偽商標、取引表示等の使用の罰則 次に掲げる者については、詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り、6 月以上、3 年以下の禁固に処し、かつ、50,000 ルピー以上、200,000 ルピー以下の罰金を併科する。 (d) 商品又はサービスに虚偽の取引表示を使用する者、又は (e) 第 139 条により、商品の製造若しくは生産の国若しくは場所、又は製造者若しくは注文者の名称及び住所の表示を付すことが必要とされている商品について、その国、場所、名称若しくは住所の虚偽の表示をする者、又は (f) 第 139 条により商品に付すべきことが必要とされている何れかの商品に使用された原産地の表示を偽造、変更、又は消去する者、又は 第 104 条 虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則 虚偽商標若しくは虚偽取引表示を付した、又は第 139 条により商品の製造若しくは生産の国若しくは場所又は製作者若しくは注文者又は場合に応じてサービス提供の注文者の名称及び住所の表示を付することを必要とするにも拘らず、この表示を付さない商品若しくはその他の物を販売し、賃貸借し、販売のために陳列し、又は販売のために賃借し若しくは所持し、又はサービスを提供若しくは賃借する者は、次のことを立証しない限り、罰せられる。</p>	<p>(3)に定められた行為に関連して、虚偽の表示等である場合は商標法の中で罰則が設けられている。 1999 年商標法第 103 条、104 条</p>
<p>Article 10ter: Marks, Trade Names, False Indications, Unfair Competition: Remedies, Right to Sue</p> <p>(1) The countries of the Union undertake to assure to nationals of the other countries of the Union appropriate legal remedies effectively to repress all the acts referred to in Articles 9, 10, and 10bis.</p> <p>(2) They undertake, further, to provide measures to permit federations and associations representing interested industrialists, producers, or merchants, provided that the existence of such federations and associations is not contrary to the laws of their countries, to take action in the courts or before the administrative authorities, with a view to the repression of the acts referred to in Articles 9, 10, and 10bis, in so far as the law of the country in</p>	<p>第 10 条の 3</p> <p>(1)同盟国は、第 9 条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。</p> <p>(2)同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第 9 条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。</p>	<p>checklist of issues on enforcement (IP/N/6/IND/1, 29 Nov. 2001) Special Requirements Related to Border Measures 15. Indicate for which goods it is possible to apply for the suspension by the customs authorities of the release into free circulation, in particular whether these procedures are available also in respect of goods which involve infringements of intellectual property rights other than counterfeit trademark or pirated copyright goods as defined in the TRIPS Agreement (footnote to Article 51). Specify, together with relevant criteria, any imports excluded from the application of such procedures (such as goods from another member of a customs union, goods in transit or de minimis imports). Do the procedures apply to imports of goods put on the market in another country by or with</p>	<p>国境措置がとられている。 2001 年 11 月 29 日提出の権利行使問題のチェックリスト (IP/N/6/IND/1)の質問 15 に対する回答に述べられている。 1999 年商標法に基づき、登録商標の所有者および使用者は、自らの商標権を侵害する商品の輸入禁止を税関当局に求めることができる。1957 年の著作権法に基づき、著作権者および正規に承認されたエージェントは、自らの著作権を侵害するコピーの輸入禁止を著作権登録局に求めることができる。 これらの国境措置は、輸入および輸出の双方で適用が可</p>

<p>which protection is claimed allows such action by federations and associations of that country.</p>		<p>the consent of the right holder and to goods destined for exportation?</p> <p>The proprietor or a licensee of a registered trademark may give notice in writing to the Commissioner of Customs to prohibit the importation of goods if the import of such goods constitutes infringement under the Trade Marks Act, 1999, to enable appropriate action by the Customs Authorities. The owner of the copyright in any work or his duly authorised agent can apply to the Registrar of Copyright to prohibit the import of copies that would infringe copyright within the meaning of the Indian Copyright Act, 1957.</p> <p>Border measures are applicable to both imports and exports. Goods in transit are not liable to be detained by the Customs Authorities, since they do not pass through normal customs clearance procedures.</p>	<p>能。</p>
<p>Article 11: Inventions, Utility Models, Industrial Designs, Marks: Temporary Protection at Certain International Exhibitions</p> <p>(1) The countries of the Union shall, in conformity with their domestic legislation, grant temporary protection to patentable inventions, utility models, industrial designs, and trademarks, in respect of goods exhibited at official or officially recognized international exhibitions held in the territory of any of them.</p> <p>(2) Such temporary protection shall not extend the periods provided by Article 4. If, later, the right of priority is invoked, the authorities of any country may provide that the period shall start from the date of introduction of the goods into the exhibition.</p> <p>(3) Each country may require, as proof of the identity of the article exhibited and of the date of its introduction, such documentary evidence as it considers necessary.</p>	<p>第 11 条</p> <p>(1)同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される製品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。</p> <p>(2)(1)の仮保護は、第4条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間を開始するものとする事ができる。</p> <p>(3)各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。</p>	<p>1999年商標法 第11条 登録拒絶の相対的理由</p> <p>(6) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するに当たり、商標を周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実について、次の事項を含め、参酌しなければならない。</p> <p>(iii) 当該商標が適用される商品若しくはサービスについての博覧会若しくは展示会における広告又は宣伝及び紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲、及び地域</p> <p>第34条 既得権についての例外 本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、登録商標と同一又は類似の商標のある者による使用であって、次に掲げる日のうち、何れか早い日の前からその者又はその者の前権利者が継続的に使用していた商品若しくはサービスに関する使用について、これを妨げ又は制限する権限を与えるものではない。</p> <p>(b) 所有者又はその前権利者の名義で、指定商品又はサービスに係る最初に述べた商標が登録された日また、登録官は(その使用が立証されているときは)、最初に述べた商標が登録されているとの理由のみによっては、先使用に係る商標の登録を拒絶してはならない。</p> <p>2005年特許(改正)法 第31条 公共の展示等による先発明 完全明細書中にクレームされた発明については、次に掲げる理由のみでは、予測されたものとはみなさない。</p> <p>(a) 中央政府が官報告示をもって本条の規定が及ぶものとした産業博覧会若しくはその他の博覧会において、真正かつ最初の発明者若しくはその者から権原を取得した者の同意を得て行う当該発明の展示、又はその開催場所において当該博覧会を目的としてその者の同意を得てするその実施、又は</p> <p>(b) 前記博覧会における当該発明の展示又は実施の結果としての当該発明の説明の公開、又は</p> <p>(c) 当該発明が当該博覧会において展示若しくは実施された後、及び当該博覧会の期間中、真正かつ最初の発明者又はその者から権原を取得した者による同意を得ないで何人かが行う当該発明の実施、</p> <p>2000年意匠法 第21条 博覧会に係る規定</p> <p>官報の告示により中央政府によって本条が適用される産業その他の博覧会における博覧会開催期間中若しくはその後の意匠若しくは意匠適用物品の展示又は意匠表示の公開、又は何人かによる他の場所における博覧会開催期間中若しくはその後の意匠若しくは物品の展示又は意匠表示の公開であって、意匠所有者の黙認若しくは同意を得ないものは、当該意匠が登録されることを妨げるものではなく、又は、その登録を無効にするものではない。</p>	<p>商標法：商標の周知性を検討する際に、博覧会への出品が考慮される。優先権の規定ではないが、使用が立証されれば、登録が認められる(1999年商標法第34条(b))</p> <p>特許法：博覧会への出品が新規性喪失の例外になることが定められている。</p> <p>意匠法：特許法と同様に当該出品は新規性を喪失しない</p>

<p>Article 12: Special National Industrial Property Services (1) Each country of the Union undertakes to establish a special industrial property service and a central office for the communication to the public of patents, utility models, industrial designs, and trademarks.</p>	<p>第 12 条 (1)各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。</p>		
<p>(2) This service shall publish an official periodical journal. It shall publish regularly: (a) the names of the proprietors of patents granted, with a brief designation of the inventions patented; (b) the reproductions of registered trademarks.</p>	<p>(2)(1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。 a . 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示 b . 登録された商標の複製</p>		

3 - 3 PCT との整合性

インドは PCT に 1998 年 12 月 7 日に加盟しており、インド特許法⁵⁵第 3 章第 7 条 (1A)(1B)、第 22 章第 133 条～第 139 条、及びインド特許規則第 2 章規則 11、第 3 章規則 17～規則 23 に関連条文がある。

インド特許規則 23(2)には、「この章に含まれる規則と条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則との間に不整合 (conflict) がある場合は、条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を国際出願に関して適用する」なる条文があり、PCT との整合性を尊重した配慮が窺え、またインド特許法・規則各々の条文も基本的には PCT、及び PCT に基づく規則に準拠している。

しかし、インド特許庁を指定官庁とした場合に、国内段階で求められる文書リストの中に「他国での対応する国際出願に関する陳述」が求められていることには注意を要する⁵⁶。これは、インド特許法第 8 条で規定している「外国出願に関する情報の開示と制約」に対応するものである。

⁵⁵ 明示的に PCT に関する規定がある条項は、第 135 条(3)の 2005 年追加を除き、すべて 2002 年特許(改定)法にて改定されている。

⁵⁶ "Manual of Patent Practice and Procedure 2005", 5.13 Basic requirements to enter national phase in India 参照。

インド特許法・規則の PCT との整合性

	2005 年インド特許(改正)法	PCT との整合性	対応する PCT の規定 (条約は第 x 条、その他は PCT 規則)
1	<p>第 22 章 国際的取決め 第 133 条 条約国 インドもまた締約国又は当事国であって、インドにおける特許出願人又はインド国民に対しても特許の付与及び特許権の保護に係り自国民又はそれらの構成国の国民に対して付与するのと同等の特権を付与する国際的、地域的若しくは双務的な条約、協約、又は取決めの締約国若しくは当事者である国家群、国家同盟、又は政府間機関の締約国若しくは当事者である如何なる国家も、本法の適用上、条約国とする。</p>	<p>本条は特許権の付与、保護に関しインド国民に対して内国民待遇を与える国を、インド特許法における「条約国」として扱うことを規定した条項である。</p>	
2	<p>第 134 条 相互主義を採用しない国に関する告示 中央政府が本件につき官報告示により指定した国が、特許の付与及び特許権の保護に関して自国民に対して付与するのと同じ権利をインド国民に対して付与しないときは、当該外国の国民は、単独であるか又は他人との共同であるかを問わず、次に掲げることを一切することができない。 (a) 特許出願を行い若しくは特許権者として登録を受けること (b) 特許の所有者からの譲受人として登録を受けること、又は (c) 本法に基づいて付与された特許に基づいてライセンスを申請し若しくはライセンスを保有すること</p>	<p>他国がインドに対して、自国と同等の権利を付与しない場合の当該国の国民への扱いを規定した条項であり、PCT との整合性について問題ない。</p>	
3	<p>第 135 条 条約出願 (1) 第 6 条の規定を害することなく、何人かが条約国において発明に係る特許出願(以下「基本出願」という。)を行い、かつ、その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受人が、基本出願がされた日の後 12 月以内に本法に基づいて特許出願をするときは、完全明細書のクレームであって基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日をもって基本出願の日とする。 説明 - 2 以上の条約国において 1 発明に係る類似の保護を求める出願があったときは、本項に掲げた 12 月の期間は、最先の出願があった日から起算する。 (2) 2 以上の同種発明又はその 1 が他の改良である発明についての保護出願が 1 又は 2 以上の条約国においてされたときは、第 10 条の規定に従うことを条件として、当該保護出願のうち最先の出願日から 12 月以内にいつでもそれらの発明に係る単一の条約出願をすることができる。 ただし、そのような出願について納付を要する手数料は、前記発明の各々に関して個別の出願がされた場合と同額であり、また第 136 条(1)(b)の要件は、そのような出願の場合は、前記発明の各々に係る保護出願に対して個別に適用される。 (3) 特許協力条約に基づいてインドを指定する出願であって、インドにおいて既にした出願の優先権を主張するもの場合は、(1)及び(2)の規定を当該既にした出願が基本出願であるものとして適用する。 ただし、第 11B 条に基づく審査請求は、インドにおける出願の 1 のみについてしなければならない。</p>	<p>PCT 第 8 条及びパリ条約第 4 条に基づく。 (2) 条約国でなされた複数の出願を併合して優先権出願することを認める規定であり、PCT では明文化されていないが、PCT との整合性を損なうものではない。</p>	<p>第 8 条 優先権の主張 (1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる。 (2)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第 4 条の定めるところによる。</p>
4	<p>第 136 条 条約出願に関する特別 (1) 各条約出願には、 (a) 完全明細書を添付し、かつ、 (b) 保護出願又は場合に依りて最初の保護出願をした日及び条約国を明示し、かつ (c) 出願人又は当該出願人の前権原者がその日前に条約国において当該発明に係る保護出願をしたことが一切ない旨を記載しなければならない。 (2) 第 10 条の規定に従うことを条件として、条約出願と共に提出された完全明細書については、条約国においてされた保護出願に係る発明の展開又は追加についてのクレームであって、当該出願人が第 6 条の規定に基づけば別個の特許出願ができた筈の展開又は追加についてのクレームを含むことができる。 (3) 条約出願は、本法に基づけば当該出願ができた筈の日付より後の日付までは、第 17 条(1)に基づく後日付を付すことができない。</p>	<p>(a) PCT 第 3 条(2)に基づく。 (b) PCT 規則 4.10(a)に基づく。 (c) PCT にこのような内容の記述はないが、PCT との整合性を損なうものではない。 (2) 他国に出願した発明に対して展開・追加したものを国際出願することができることを認めることにより出願人への配慮をしたものであり、問題ない。 (3) PCT にこうした内容の記述はなが、PCT との整合性を損なうものではない。</p>	<p>第 3 条 国際出願 (1) 締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすることができる。 (2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところにより、願書、明細書、請求の範囲、必要図面及び要約を含むものとする。 規則 4.10 優先権の主張 (a) 第 8 条(1)に規定する申立て(「優先権の主張」)は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において若しくは同条約の締約国について又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関の加盟国である国において若しくは同条約の締約国ではないが同機関の加盟国である国についてされた先の出願に基づく優先権を主張することによって行うことができる。優先権の主張は、26 の 2.1 の規定が適用される場合を除くほか願書において行うものとし、先の出願に基づく優先権を主張する旨の陳述及び次の事項を記載することによって行う。 (i) 国際出願日前 12 ヶ月の期間内の日である先の出願の日付 (ii) 先の出願の番号 (iii) 先の出願が国内出願である場合にあっては、その出願がされた工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関の加盟国である国の国名</p>

5	<p>第 137 条 複合優先権</p> <p>(1) 発明に係る 2 以上の特許出願が 1 又は 2 以上の条約国においてされ、かつ、それらの発明が発明 1 件を構成するように関連するときは、第 135 条(1)に掲げた全部又は一部の者は、基本出願に添付した明細書に開示された発明については、当該出願の最先の出願日から 12 月以内に、単一の出願をすることができる。</p> <p>(2) 完全明細書のクレームであって、1 又は 2 以上の基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日は、当該事項が最初に開示された日とする。</p> <p>(3) 本法の適用上、ある事項が条約国における基本出願又は当該出願を支持するために同時に保護出願人によって提出された書類においてクレームされ又は開示(先行技術の権利の部分放棄又は承認による以外のもの)されたときは、当該事項については、当該基本出願において開示されたものとみなす。ただし、当該書類による開示については、当該書類の写しが条約出願と共に又は当該出願日後所定の期間内に特許庁に対して提出されない限り、一切参酌しない。</p>	<p>PCT の条文、規則には「複合優先権」の記述なし。関連する規定であるパリ条約第 4 条 F 前段を受けた規定である。</p>	
6	<p>第 138 条 条約出願に関する補則</p> <p>(1) この章の規定に従って条約出願をする場合において、出願人は、長官により要求されたときは、完全明細書に加え、第 133 条に掲げた条約国の特許庁に対して当該出願人が提出し若しくは寄託した明細書又はこれに相当する書類であって、長官の納得するように認証されたものの写しを、長官よりの通信の日から所定の期間内に、提出しなければならない。</p> <p>(2) 当該明細書又はその他の書類が外国語による場合において、当該明細書又はその他の書類の英語による翻訳文であって宣誓供述書又はその他により長官の納得するように証明されたものを、長官により要求されたときは、提出しなければならない。</p> <p>(3) 本法の適用上、条約国に出願した日とは、条約国の特許庁の長が作成した証明書その他によって長官が当該条約国において出願されたと認める日をいう。</p> <p>(4) 特許協力条約に基づいてインドを指定する国際出願は、場合に応じて第 7 条、第 54 条、及び第 135 条に基づく特許出願の効力を有し、国際出願において提出の発明の名称、明細書、クレーム及び要約並びにもしある場合図面については、本法の適用上、これらを完全明細書と解する。</p> <p>(5) 特許出願及び指定官庁としての特許庁により処理されたその完全明細書の提出日は、特許協力条約に基づいて付与される国際出願の日とする。</p> <p>(6) インドを指定したか又はインドを指定かつ選択した国際出願の出願人により、国際調査機関又は予備審査機関に対して提議された補正がある場合、それについては、出願人が希望するときは、特許庁に対して行った補正と解する。</p>	<p>(1) (3)PCT 規則 17.1 の優先権書類に関する規定に相当する。</p> <p>(2) PCT 規則 51 の 2.1(c)(d)の翻訳文の提出にかかる規定と整合している。</p> <p>4)インド特許法第 7 条は出願様式の規定、第 54 条は追加特許の規定、第 135 条は条約出願の規定であり、また、国際出願において提出の発明の名称、明細書、クレーム、要約、図面について完全明細書と解することについての問題はない。</p> <p>(5)PCT 第 11 条(3)に基づく。</p> <p>(6)PCT 第 19 条、第 34 条に基づく補正について、インドが受け入れる旨を示した条文であり、PCT との整合性を損ねるものではない。</p>	<p>第 17 規則 優先権書類</p> <p>規則 17.1 先の国内出願又は国際出願の謄本を提出する義務</p> <p>(a) 第 8 条の規定により先の国内出願又は国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願又は国際出願を受理した当局が認証したその出願の謄本(「優先権書類」)は、既に優先権書類が優先権を主張する国際出願とともに受理官庁に提出されている場合並びに(b)及び(b の 2)の規定に従う場合を除くほか、優先日から 16 ヶ月以内に出願人が国際事務局又は受理官庁に提出する。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。</p> <p>規則 51 の 2.1 認められる国内的要件</p> <p>(c)指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条(1)の規定に従い、国際出願、その翻訳文又は国際出願に関する書類を 2 通以上提出することを要求することができる。</p> <p>(d) 指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条(2)(ii)の規定に従い、第 22 条の規定に基づいて出願人が提出する国際出願の翻訳文が次の要件を満たすことを要求することができる。</p> <p>(i) 出願人又は国際出願を翻訳した者が、その知識の及ぶ限りにおいて完全かつ正確である旨の陳述をもつて証明すること</p> <p>(ii) 公の当局又は宣誓した翻訳者が認証すること。ただし、指定官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る。</p> <p>第 11 条 国際出願日及び国際出願の効果</p> <p>(3) 第 64 条(4)の規定に従うことを条件として、(1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たし、かつ、国際出願日の認められる国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果の有するものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす。</p> <p>(4) (1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす国際出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約にいう正規の国内出願とする。</p> <p>第 19 条 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書</p> <p>(1) 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について 1 回に限り補正をすることができる。出願人は、同時に、補正並びにその補正が明細書及び図面に与えることのある影響につき、規則の定めるところにより簡単な説明書を提出することができる。</p> <p>(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。</p> <p>(3) 指定国の国内法令が(2)の開示の範囲を超えてする補正を認めている場合には、(2)の規定に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。</p> <p>第 34 条 国際予備審査機関における手続き</p> <p>(2)(b)出願人は、国際予備審査報告が作成される前に、所定の方法で及び所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正をする権利を有する。この補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。</p>

	2005年インド特許規則	PCTとの整合性	対応するPCTの規定(条約は第×条、その他はPCT規則)
1	<p>第III章 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願 規則18 国際出願に関する所轄庁 (1) 条約に基づいて出願された国際出願の目的での受理官庁、指定官庁、及び選択官庁は、規則4に従う所轄庁である。 (2) 特許庁の本庁は、世界知的所有権機関の国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関との業務を扱う所轄庁である。 (3) 条約に基づく国際出願は、この章の規定、条約、及びPCTに基づいて制定された規則に従い、所轄庁に行い、かつ、所轄庁により処理される。 (4) (2)の如何なる規定にも拘らず、国際出願を受領したときは、所轄庁は、当該願書の写し1通を記録用写しとして世界知的所有権機関の国際事務局に、また他の1通を調査用写しとして所管国際調査機関に送付しなければならない。所轄庁は、同時に特許庁の本庁に対して当該出願の完全な詳細を提出しなければならない。</p>	<p>(4)PCT第12条に基づく。</p>	<p>第12条 国際出願の国際事務局及び国際調査機関への送付 (1) 規則の定めるところにより、国際出願の一通(「受理官庁用写し」)は受理官庁が保持し、1通(「記録原本」)は国際事務局に送付され、他の1通(「調査用写し」)は第16条に規定する管轄国際調査機関に送付される。 (2)記録原本は、国際出願の正本とする。 (3) 国際事務局が所定の期間内に記録原本を受領しなかつた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなす。</p>
2	<p>規則19 受理官庁としての所轄庁に対してされる国際出願 (1) 国際出願の願書は、英語又はヒンズー語の何れかにより、所轄庁に対して、3通を提出しなければならない。 (2) 所轄庁にされる国際出願に関して納付を必要とする手数料は、条約に基づく規則に規定された手数料に加え、第1附則に規定された手数料とする。 (3) 所轄庁に対してされる国際出願が、(1)に基づいて規定された通りにはされず、かつ、出願人が必要な追加の写しを所轄庁において作成することを希望する場合は、当該写しを作成する手数料については、出願人がこれを納付しなければならない。 (4) 出願人から請求を受け、かつ、出願人による所定の手数料の納付があったときは、所轄庁は、優先権書類の認証謄本を作成して、所轄庁にされた国際出願の目的で速やかにこれを世界知的所有権機関の国際事務局に送付すると共に、当該出願人及び本庁に通告する。</p>	<p>(1)PCT規則11.1に基づく。 (2) インド特許規則「第1附則」には規則19(2)に規定されている手数料についての記載がない。 (3)PCTでは、これに対する手数料を規定していない。 (4)PCT規則17.1に基づき、手数料の要求は認められる。</p>	<p>第11規則 国際出願の様式上の要件 規則11.1 提出部数 (a) 国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3(a)(ii))は、(b)の規定に従うことを条件として、一通を提出する。 (b) 受理官庁は、国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3(a)(ii))(支払った手数料の領収書又は手数料の支払のための小切手を除く)について、2通又は3通を提出することを要求することができる。この場合には、受理官庁は、記録原本と他の1通又は2通との同一性を確認する責任を負う。</p> <p>第17規則 優先権書類 規則17.1 先の国内出願又は国際出願の謄本を提出する義務 (a) 第8条の規定により先の国内出願又は国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願又は国際出願を受領した当局が認証したその出願の謄本(「優先権書類」)は、既に優先権書類が優先権を主張する国際出願とともに受理官庁に提出されている場合並びに(b)及び(bの2)の規定に従う場合を除くほか、優先日から16ヶ月以内に出願人が国際事務局又は受理官庁に提出する。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。 (b) 優先権書類が受理官庁により発行される場合には、出願人は、優先権書類の提出に代えて、受理官庁に対し、優先権書類を、作成し及び国際事務局に送付するよう請求することができる。その請求は、優先日から16ヶ月以内にするものとし、また、受理官庁は、手数料の支払を条件とすることができる。</p>
3	<p>規則20 インドを指定する国際出願又はインドを指定し、かつ、選択する国際出願 (1) 第7条(1A)に基づく特許協力条約に基づく国際出願に対応する出願は、様式1によりすることができる。 (2) 特許庁は、インドを指定する国際出願に対応してされた出願の処理については、(4)(i)に基づいて規定の期限の満了前にこれを開始してはならない。 (3) インドを指定する国際出願に係る出願人は、(4)(i)に規定の期限前に、 (a) 本規則、及び条約に基づいて制定された規則に基づき規定された方法で、所轄</p>	<p>(1)でインドは国際出願に相当する願書を定めており、これは、PCT規則49.5(a)(i)の翻訳文に含まれるものとしての「願書」に相当し、PCT上問題ない。また、様式は「maybe」として様式1を推奨しており、PCT規則49.4の「国内様式を使用することを要求されない」にも反するものではない。しかし、運用上強要されていないか注意すべき。 (2)PCT第23条に基づく。 (3)(4)PCT第22条とPCT規則51の2.1に基づく。</p>	<p>規則49.4 国内様式の使用 出願人は、第22条に規定する行為を行う時には、国内様式を使用することを要求されない。 規則49.5 翻訳文の内容及び様式上の要件 (a) 第22条の規定の適用上、国際出願の翻訳文は、明細書((a)の2)の規定が適用される場合を除く)請求の範囲、図面の文言及び要約を含む。指定官庁が要求する場合には、翻訳文は、また、(b)、(c)の2)及び(e)の規定に従うことを条件として、 (i) 願書を含み、 (ii) 第19条の規定に基づく請求の範囲の補正がされた場合には、出願時における請求の範囲及び補正後の請求の範囲を含み、並びに (iii) 図面の写しが添付されていなければならない。(以下略)</p> <p>第23条 国内手続の繰延べ (1) 指定官庁は、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の処理又は審査を行ってはならない。 (2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。</p> <p>第22条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払 (1) 出願人は、優先日から30ヶ月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第20条の送達が既にされている場合を除く)及び所定の翻訳文を提出</p>

<p>庁に対して所定の国内手数料及びその他の手数料を納付しなければならず、 (b) また当該国際出願が英語によりされず、また公開もされていなかったときは、その内容が正確かつ完全である旨を記述し、出願人又は出願人により適法に授権された者によって適法に証明された英語による出願の翻訳文を特許庁に提出しなければならない。</p> <p>(4)(i) (2)に掲げた期限は、出願人が、条約第2条(xi)に掲げた優先日からから31月とする。 (ii) (i)の如何なる規定にも拘らず、特許庁は、第1附則に規定された手数料と共に様式18により提出された明示の請求により、31月前にいつでも当該出願を処理し又は審査することができる。</p> <p>(5) (3)に掲げた国際出願の翻訳文は、次についての英語による翻訳文を含まなければならない。 (i) 明細書 (ii) 提出時のクレーム (iii) 図面の語句事項 (iv) 要約</p> <p>(v) 出願人がインドを選択しなかった場合において、クレームが条約第19条に基づいて補正されたときは、補正されたクレーム及び同条に基づいて提出された何らかの陳述書</p> <p>(vi) 出願人がインドを選択した場合は、国際予備審査報告書に附属する明細書、クレーム、及び図面の語句事項に対する何らかの補正</p>	<p>(4) 国内段階の以降時期を定めた規定であり、PCT第22条の規定に基づく。</p> <p>(5)(i)～(iv)はPCT規則49.5(a)に基づく。</p> <p>(v)はPCT第19条(1)に基づく。</p> <p>(vi)は、PCT第36条(2)(b)とPCT規則76.5に基づく。</p>	<p>し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から30ヶ月を経過する時点でそれらの事項を届け出る。</p> <p>(2) 国際調査機関が第17条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、(1)に規定する行為をすべき期間は、(1)に定める期間と同一とする。</p> <p>(3) 国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。</p> <p>規則51の2.1 認められる国内的要件 (d) 指定官庁が適用する国内法令は、第27条(2)(ii)の規定に従い、第22条の規定に基づいて出願人が提出する国際出願の翻訳文が次の要件を満たすことを要求することができる。 (i) 出願人又は国際出願を翻訳した者が、その知識の及ぶ限りにおいて<u>完全かつ正確である旨の陳述をもつて証明すること</u></p> <p>規則49.5 翻訳文の内容及び様式上の要件 (a) 第22条の規定の適用上、国際出願の翻訳文は、明細書((a)の2)の規定が適用される場合を除く)請求の範囲、図面の文言及び必要を含む。指定官庁が要求する場合には、翻訳文は、また、(b)、(c)の2)及び(e)の規定に従うことを条件として、 (i) 願書を含み、 (ii) 第19条の規定に基づく請求の範囲の補正がされた場合には、出願時における請求の範囲及び補正後の請求の範囲を含み、並びに (iii) 図面の写しが添付されていないなければならない。</p> <p>第19条 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書 (1) 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について1回に限り補正を<u>することができる</u>。出願人は、同時に、補正並びにその補正が明細書及び図面に与えることのある影響につき、規則の定めるところにより<u>簡単な説明書を提出することができる</u>。 (以下略)</p> <p>第36条 国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達 (1) 国際予備審査報告は、所定の附属書類とともに出願人及び国際事務局に送付する。 (2)(a) 国際予備審査報告及び附属書類は、所定の言語に翻訳する。 (b) 国際予備審査報告の翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成されるものとし、附属書類の翻訳文は、出願人が作成する。 (3)(a) 国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する。 (b) 附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付する。 (4) 第20条(3)の規定は、国際予備審査報告に列記された文献であって国際調査報告には列記されていないものの写しについて準用する。</p> <p>規則76.5 選択官庁における手続への規則の準用 13の3.3、22.1(g)、47.1、第49規則、第49規則の2及び第51規則の2の規定を準用する。この場合において、次のように読み替えるものとする。 (i) 当該規則中「指定官庁」又は「指定国」とあるのは、それぞれ、「選択官庁」又は「選択国」とする。 (ii) 当該規則中「第22条」又は「第24条(2)」とあるのは、それぞれ、「第39条(1)」又は「第39条(3)」とする。 (iii) 49.1(c)中「国際出願」とあるのは、「国際予備審査の請求」とする。 (iv) 第39条(1)の規定の適用上、第19条の規定に基づく補正書の翻訳文は、国際予備審査報告が作成された場合には、その補正書が国際予備審査報告に附属書類として添付されているときに限り、要求される。</p>
--	---	--

<p>(6) 出願人が(5)に掲げた補正されたクレーム及び付属書類の翻訳文を、要件を満たすのに残された期間を考慮して所轄庁が設定する期限内に、所轄庁の要請を受けたにも拘らず提出しないときは、当該補正されたクレーム及び付属書類は、所轄庁による出願の以後の処理過程においては無視される。</p> <p>(7) インドを指定する国際出願に係る出願人は、(3)に従うときは、指定官庁としての所轄庁に対して、第2附則に規定された様式を使用することが望ましい。</p>	<p>(6)PCT 第24条(1)(iii)と第39条(2)に基づく。</p> <p>(7) インドへの国内段階にあたって、インドに提出する様式について「インド特許規則第2附則」規定された様式の使用が望ましいとの規定であるが、PCT との整合性を損なう規定ではない。</p>	<p>(v) 47.1(a)中「47.4」とあるのは、「61.2(d)」とする。</p> <p>第24条 指定国における効果の喪失 (1) 第11条(3)に定める国際出願の効果は、次の場合には、(ii)にあっては次条の規定に従うことを条件として、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。 (i) 出願人が国際出願又は当該指定国の指定を取り下げた場合 (ii) 国際出願が第12条(3)若しくは第14条(1)(b)、(3)(a)若しくは(4)の規定により取り下げられたものとみなされる場合又は当該指定国の指定が第十四条(3)(b)の規定により取り下げられたものとみなされる場合 (iii) 出願人が第22条に規定する行為を該当する期間内にしなかつた場合 (2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、第11条(3)に定める効果を、その効果の次条(2)の規定による維持が必要とされない場合を含め、維持することができる。</p> <p>第39条 選択官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払 (1)(a) 締約国の選択が優先日から19箇月を経過する前に行われた場合には、第22条の規定は、当該締約国については適用しないものとし、出願人は、優先日から30ヶ月を経過する時まで各選択官庁に対し、国際出願の写し(第20条の送達が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。 (b) 国内法令は、(a)に規定する行為をするため、(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。 (2) 第11条(3)に定める効果は、出願人が(1)(a)に規定する行為を(1)(a)又は(b)に規定する当該期間内にしなかつた場合には、選択国において、当該選択国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。 (3) 選択官庁は、出願人が(1)(a)又は(b)の要件を満たしていない場合においても、第11条(3)に定める効果を維持することができる。</p>
<p>4 規則21 優先権書類の提出 (1) インドを指定する国際出願に係る出願人が条約に基づく規則17.1(a)又は(b)の要件を順守しなかった場合は、出願人は、インド特許規則20(4)に掲げた期限の満了前に、同条約規則に掲げた優先権書類を特許庁に対して提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)に掲げた優先権書類が英語でない場合は、出願人又は出願人により適法に委任された者により適法に証明されたその英語の翻訳文を規則20(4)に規定の期限内に提出しなければならない。</p> <p>(3) 出願人が(1)又は(2)の要件を順守しない場合は、所轄庁は、優先権書類又は場合に応じてその翻訳文を、当該要請の日から3月以内に提出するように出願人に要請し、出願人がそれに応じないときは、出願人の優先権主張は、法の適用上無視される。</p>	<p>(1)インド特許規則20(4)に掲げた期限とは31月であり、PCT規則17.1(c)における「相当の期間内に出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできない」に対応するものと解釈できる。</p> <p>(2) PCT規則51の2.1(e)は優先権書類の翻訳文の提出を求めることができるとされているが、一方インドの規定ではこれを一律義務化している。義務化の根拠が優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に該当する場合は、PCT との整合性を損なうことはない。</p> <p>(3) PCT規則17.1(c)に基づく。</p>	<p>第17規則 優先権書類 規則17.1 先の国内出願又は国際出願の謄本を提出する義務 (a) 第8条の規定により先の国内出願又は国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願又は国際出願を受理した当局が認証したその出願の謄本(「優先権書類」)は、既に優先権書類が優先権を主張する国際出願とともに受理官庁に提出されている場合並びに(b)及び(bの2)の規定に従う場合を除くほか、優先日から16箇月以内に出願人が国際事務局又は受理官庁に提出する。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。(中略) (c)(a)、(b)及び(bの2)の要件のいずれも満たされない場合には、指定官庁は、(d)の規定に従うことを条件として、優先権の主張を無視することができる。ただし、指定官庁は、事情に応じて相当の期間内に出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできない。</p> <p>規則51の2.1 認められる国内的要件 (e)指定官庁が適用する国内法令は、第27条の規定に従い、出願人に対し優先権書類の翻訳文を提出することを要求することができる。ただし、優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に限る。</p>
<p>5 規則22 一定要件の不順守の効果 インドを指定する国際出願は、出願人が規則20の要件を順守しないときは、取り下げられたものとみなす。</p>	<p>PCT第24条(1)(iii)に基づく。</p>	<p>第24条 指定国における効果の喪失 (1) 第11条(3)に定める国際出願の効果は、次の場合には、(ii)にあっては次条の規定に従うことを条件として、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。 (iii) 出願人が第22条に規定する行為を該当する期間内にしなかつた場合</p>
<p>6 規則23 条約に基づく規則等を補足するこの章に基づく要件 (1) この章の規定は、PCT並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を補</p>	<p>インド特許規則が、PCTの規定と不整合な場合は、PCTを適用すると規定してい</p>	

	<p>足する。 (2) この章に含まれる規則と条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則との間に不整合 (conflict) がある場合は、条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を国際出願に関して適用する。</p>	る。	
	<Manual of Patent Practice and Procedure 2005>	PCT との整合性	対応する PCT の規定 (条約は第 x 条、その他は PCT 規則)
1	<p>(iv) Additional Special Requirements: Under the said additional special requirements (PCT Rules 51 bis), no designated Office is to require before the expiration of the applicable time limit for entering the national phase, the performance of acts other than those referred to in Article 22, namely the payment of the national fee, furnishing of a translation and, in exceptional cases, the furnishing of a copy of the international application, and indication of the name and address of the inventor. All other requirements of the national law are referred as “special requirements” and they may be complied with once national processing has started. As per DO/IN or EO/IN the special requirements of the Office are as follows:</p> <p>a) Name, Nationality and address of the inventor if they have not been furnished in the “Request” part of the international application, b) Instrument of assignment or transfer where the applicant is not the inventor, c) Document evidencing a change of name of the applicant if the change occurred after the international filing date and has not been reflected in a notification from the International Bureau (Form PCT/IB/306). Form 6 and/or Form 13 is also required. d) Declaration of inventor ship by the applicant, e) <u>Statement regarding filing of corresponding applications in other countries,</u> f) Power of attorney if an agent is appointed, g) Address for service in India (but representation by an agent is not a must) h) Verification of translation, and i) Copy of International application or its translation</p>	<p>PCT 規則 51 の 2 において例示されている国内要件を定める規定。</p> <p>「e)他国での対応する国際出願に関する陳述」は同規則には含まれていない。</p>	<p>第 51 規則の 2 第 27 条の規定に基づいて認められる国内的要件 規則 51 の 2.1 認められる国内的要件 (a) 51 の 2.2 の規定に従うことを条件として、第 27 条の規定に従い、指定官庁が適用する国内法令により出願人に提出を要求することができるものは、特に次のものを含む。 (i) 発明者の特定に関する書類 (ii) 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する書類 (iii) 出願人が先の出願をした出願人でない場合又は先の出願がされた日以後出願人の氏名が変更されている場合には、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する証明を含む書類 (iv) 発明者が出願することを国内法令が要求している国を指定して国際出願がされた場合には、発明者であることについての宣誓又は申立てを含む書類 (v) 特定の期間内における不当な行為に起因する開示、特定の博覧会における開示及び出願人による開示のような不利にならない開示に関する証拠又は新規性の喪失の例外に関する証拠 (vi) 願書に署名をしていない当該指定国における出願人について、署名によって国際出願を確認するもの (vii) 当該指定国における出願人に関する 4.5(a)(ii)及び(iii)の規定により要求される表示のうち、願書から欠落しているもの (b) 指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条(7)の規定に従い、次のことを要求することができる。 (i) 当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によって出願人が代理されること又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有すること。 (ii) 出願人を代理する代理人がある場合には、当該代理人は、出願人によって正当に選任されること。 (c) 指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条(1)の規定に従い、国際出願、その翻訳文又は国際出願に関する書類を 2 通以上提出することを要求することができる。 (d) 指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条(2)(ii)の規定に従い、第 22 条の規定に基づいて出願人が提出する国際出願の翻訳文が次の要件を満たすことを要求することができる。 (i) 出願人又は国際出願を翻訳した者が、その知識の及ぶ限りにおいて完全かつ正確である旨の陳述をもつて証明すること (ii) 公の当局又は宣誓した翻訳者が認証すること。ただし、指定官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る。 (e) 指定官庁が適用する国内法令は、第 27 条の規定に従い、出願人に対し優先権書類の翻訳文を提出することを要求することができる。ただし、優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に限る。 (f) (e)のただし書の規定が 2000 年 3 月 17 日において指定官庁の適用する国内法令に適合しない場合には、当該指定官庁がその旨を 2000 年 11 月 30 日までに国際事務局に通告することを条件として、同規定は、当該国内法令に引き続き適合しない間、当該指定官庁については、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。</p>

4. インドにおける模倣被害とエンフォースメントの実態

4 - 1 調査方法

インドにビジネスを展開している日系企業に対して、インド国内での模倣品被害の状況とエンフォースメントの実態調査を行った。

(1) 調査対象企業

在インド日本大使館のホームページ「日系企業インド進出地図」において公表されている日系企業 182 社

(2) 調査方法

質問票「インドにおける模倣被害、エンフォースメントの実態に関して」を郵送、郵送による回答を依頼。

(3) 質問票送付日

2006 年 4 月 26 日

(4) 質問票投函をお願いした期限

2006 年 5 月 17 日（送付日から 3 週間後）

4 - 2 調査結果

(1) 回答に御協力いただいた企業数

182 社中 76 社（回収率：41.8%）

(2) 回答内容

模倣被害の有無

(i)被害あり：16 社（21.1% = 16 社 / 76 社）

（内訳）： 商標 ： 13 社

意匠 ： 4 社

特許 ： 4 社

著作物：1 社

その他：1 社

(ii)被害なし又は不明：60 社（78.9% = 60 社 / 76 社）

（内訳）： 商標、意匠、特許、著作物、その他 全てについて被害なし：32 社

商標、意匠、特許、著作物、その他 全てについて不明：19 社

被害なしと不明 が混在：9 社

（注：回答欄に記入がないものは「不明」と判断した。）

被害額

(i)商標で 10 億円以上 100 億円未満：1 社

2 億円以上 5 億円未満：1 社

5,000 万円未満：3 社

(ii)意匠で 5,000 万円未満：2 社

(iii)特許で 5,000 万円以上 1 億円未満：1 社

- 5,000 万円未満 : 1 社
 (iv) 著作物で 10 億円以上 100 億円未満 : 1 社
 (注: 「被害なし or 不明」で「5,000 万円未満」の場合は、カウントしていない。)

発見ルート (表中の数字は、回答した企業数)

発見ルート	商標	意匠	特許	著作物	その他
1. 自社・系列社員が発見	11	3	5	1	1
2. 代理店、ディーラーからの通報	7	2	2	1	
3. 顧客、得意先からのクレーム	2	1	2	1	
4. 法律事務所、調査会社からの 通報	4				
5. 税関からの紹介、警察からの摘発等					
6. その他、行政機関からの通報	1	0	1		
7. その他	6	5	4	5	4

対策

(i) 商標 (表中の数字は、回答した企業数)

対策の種類	効果の度合い	効果あり	どちらとも 言えない	効果なし	対策検討 中 or 実施 中で結果 は未
1. 被害調査	a. 製造業者の調査	2	1		1
	b. 輸入業者の調査				1
	c. 卸売業者の調査				1
	d. 小売業者の調査	2			1
2. 知財専門家の現地派遣・常駐化		1			
3. 警告		3	1	1	
4. 税関への取締申請					
5. 警察への取締申請		1	1		
6. その他行政機関への取締申請					
7. 裁判所への仮処分申請・証拠保全		1		1	
8. 民事訴訟(損害賠償請求等)					2
9. 刑事訴訟		1			
10. マスコミの活用(抑止、啓蒙)			2		
11. その他					
	(商品説明時の書類、資料の限定配布、回収など)				1
	(模倣品追放ポスターで顧客啓蒙)		1		
	(商標異議申立)	1			

(ii) 意匠

- ・ 知財専門家の現地派遣・常駐化 : 効果あり 1 社
- ・ 警告 : 効果あり 1 社
- ・ 商品説明時の書類、資料の限定配布、回収など : 対策検討中 or 実施中で結果は未
1 社

(iii) 特許

- ・ 知財専門家の現地派遣・常駐化 : 効果あり 1 社
- ・ 警告 : 効果あり 1 社

- ・商品説明時の書類、資料の限定配布、回収など：対策検討中 or 実施中で結果は未
1社

効果

(i)商標

- ・示談の成立 : 1社
- ・侵害行為の差止・財産の保全 : 2社
- ・没収 : 2社
- ・罰金 : 1社
- ・商標使用中止を確約させた : 1社
- ・その他は、回答なし

(ii)意匠

- ・侵害行為の差止・財産の保全 : 1社

(iii)特許

- ・侵害行為の差止・財産の保全 : 1社

効果が得られなかった原因

- (i)裁判所の結論が出るまで時間がかかっているため（訴訟価値が変化する程）。2000年裁判が未だ継続中のものもある（一部和解終結したものもある）。
- (ii)裁判の長期化（1990年に提訴してから、未だ継続中の訴訟あり）。
- (iii)現状の把握が不十分だった。
- (iv)模倣被害の程度が大きくて、対策しても「焼け石に水」の状況。
- (v)罰則規定が厳格でない。裁判所の訴訟手続に3～5年かかる(遅い)。犯罪が立証されても1,000～5,000ルピーで2～3日後に保釈される。罰則が軽い。抑止効果がない。

インド知財関連機関へのご意見ご要望

- (i)審査の迅速化（出願から10年以上経過のものもある。出願公告より2～3年経過しても登録証が未発行のものもある。）
 - ・審査順序の遵守（99年のインド商標法改正後の2001年以降の出願がそれ以前の出願より先に公告されているものが多くある。）
 - ・異議決定の内容の審査への反映（当社商標に類似する出願商標が異議により登録が認められなかったにもかかわらず、該出願商標の出願人が同一の商標を再出願し、その商標が再び公告されるという例がある。）
- (ii)以前、インド企業に技術供与しようとしたところ、技術に対する海外への支払い対価の上限額の規制により、契約交渉で苦労したとの情報を得ております。現在もその規制が存続しているとしたら、その緩和が望まれます。
- (iii)裁判の進行が極めて遅いと聞いています。これでは何の抑止効果も期待できない為、迅速な裁判が可能となる様改善して欲しい。

- ・異議申立てや審判の審理が遅いため、迅速な審理をして欲しい。
 - ・庁の情報公開が十分でない。出願や審査状況を第三者が容易に把握できるようにして欲しい。
- (iv)我々は、ソフトウェア的なものが多いのですが、「日本語」という点において模倣はほぼ無いという現状です。中国などに比べてそういう問題は少ないと思います。
- (v)現在侵害は見られなくなっており、特に問題はない。模倣被害があったのは7~8年前のこと。
- (vi) 1.模倣品取締強化と、明確な窓口の設置。
 <参考>今年1月にニューデリーで開かれた国際モータショーAutoExpoにおいて、特に中国の業者が多くの模倣品を出品していた。国際モータショーでこういった行為を許すことはインド政府として恥ずべきと考えます。
 2.インド税関におけるインド登録商標のついた模倣品を税関の自発的職権で差し止める制度の設置。
- (vii) 商標における審査期間の短縮(要望) 出願日から登録まで約10年かかっています。当社の現地代理人は、「出願の審査は厳格な順番で実施されるのでこの順番を早めることはできません」との回答です。他国は、遅くとも2~3年で登録がなされています。このため、審査に約10年を要するのは時間のかけすぎではと考えます。
- (viii) 特許、商標等知財権に関し、権利化までかなりの期間を要している。審査期間の短縮を要望します。
- (ix) 庁の審査期間の短縮。出願から登録まで5~10年かかっているケースも多い。模倣品ではないが、インドで第三者が弊社と同一の企業ブランドを出願している例が多数あり、異議申立費用がかさんでいる(過去2年で約30件)。しかも商品分類が異なるため著名性の立証を行っているが、認められるかどうかの結論がまだ出ていない。
- (x) 保釈を認めないこと。裁判の迅速化。罰則規定の厳格化。
- (xi) 既知物質に対する新規用途・効果についての特許を認めてほしい。
- (xii) 1990年代に出願された商標で未だに審査されていないものがある。(これより後に出願されたもので審査されているものがあり、順番が逆転している。)
- (xiii) 周辺国からの流入(輸入)が多いので、税関での取締り強化を実施して欲しい。
- (xiv) 特許等は、出願から登録まで平均7年を要している。模倣品対応への限界がある。他国審査結果を活用し、審査期間の短縮の働きかけを日本特許庁から行ってほしい。
- (xv) インド知財庁または関連機関からの知財情報をもっと入手したい。特に直接インド知財庁からインターネットを使って特許公報等を入手可能であればアドレスやその入手方法を教えてほしい。
- (xvi) 模倣被害に関するものではありませんが、知財庁における商標の審査に関し、
 1.審査が遅い(10年以上かかる例もある)

- 2.有名ブランドの類似商標が登録されてしまう例がみられるので、審査段階で確実に拒絶して欲しい。
- (xvii) インドの工場設立する可能性が高いので、今後は特に商標出願は徹底したい。

インド知的財産制度及びその運用状況に関するご意見ご要望

- (i) 情報が少ない。
- (ii) 現地情報はジェットロ殿が豊富にお持ちであると予想します。是非ジェットロ殿との協調をお願いします。
- (iii) 特許発明の実施義務の要件が厳しすぎるように思う。
- (iv) インドは中国やその他アジア諸国に比べて意外と契約を守ることが多いと思います。
- ただ、日本企業側に外国企業との契約のノウハウが少ないこともあると思いますので、そのような対策があるとよいかと思えます。
- (v) 種苗に関する育成者権を保護する法制度（わが国の種苗法に当たるもの）について解説した資料を教えてください。
- (vi) インドでの模倣品（特に商標違反）に対する、わかり易いマニュアルを希望します（営業部署の人にもわかる簡潔なもの）
- (vii) 弊社ではインドにおける模倣の実態調査が不十分であり、対策等も行っておりません。
- (viii) インド政府が行っていた実質的な輸入禁止措置のため十分な輸出実績がない外資企業もあり、インドにおける著名性を立証することが困難である。世界的著名性を考慮し、passing-off 訴訟等において柔軟に対応して頂きたい。
- (ix) インドに限らずアジアの国々の知的財産保護制度を特許庁のホームページ等でもっと積極的に紹介して頂きたい。
- (x) 外国の著名商標と同一又は類似の商標を不登録事由にしてほしい。また、著名商標（特に外国企業）の認定制度を設け、認定基準を明確にしてほしい。
- (xi) 情報が少ないので、もっとPRがほしい。
- (xii) 国際的著名商標を含む商標がかなりの数 公告されて異議申立手続に追われている。審査段階での著名商標保護をお願いしたい。
- (xiii) 国際的に Generic maker の育成がなされており、先発メーカーのデータ保護が不十分と思われる。
- (xiv) 製品図面の著作権による保護化。先使用権制度及び活用方法の明確化。
- (xv) 現在、弊社はインドでは、特許、意匠、商標の出願は行っておりません。今後は商標の出願を検討していきたいと考えておりますが、出願審査期間が長い、出願拒絶の根拠がない等といった問題点もあると聞きますので、これらの問題点が改善されることを望みます。
- (xvi) 特許成立後の Working Report(今年から罰則が強化され、対応を迫られた実施報告書の件、強制実施権との関係での実施状況報告義務とは別)に関して：年金管理会

社によって求めてくる情報が異なる。どういう情報を連絡すればよいのか明確にして欲しい。

- ・ 発明の本質部分を認めて特許にして欲しい（発明のポイント部分のみのクレームを認めて欲しい）：プロセス特許の場合、全プロセスを規定クレームしなければ認められないとの局指令が出される。欧米型の発明のポイント部分のみのクレームでは認められない。

- ・ アクションが来てから特許にするまでに定められている期間をなくして欲しい。

(xvii) 制度がよく変更になり自社出願の管理に非常に支障をきたしている。

(xviii) 1970年特許法146(2)条に基づく実施状況報告についてですが、日本企業等外国企業がどのように対応しているのかわかりません。インドが独特の規定であることから、この規定の運用状況等について情報収集をお願いしたいと存じます。

(xix) 商標出願の審査を迅速化して頂きたい。出願から登録まで10年以上を要しているものが散見される。

インドにおける模倣被害、エンフォースメントの実態に関して

この調査票の取扱いについては、万全を期し、秘密を厳守致します。
また、お答えの内容は、すべて統計的に処理し、個別データを外部に公表したり、本調査の目的以外に使用することはありません。
ご提供いただきました個人情報は、特許庁のプライバシーポリシーに則り、適切な管理を行い、ご回答内容に関するお問い合わせに使用させていただきます。
ご本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。
特許庁の個人情報保護の取組についての詳細は下記URLをご参照下さい。
<http://www.jpo.go.jp/shiryoku/koukai/personal.htm>

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて、

平成18年5月17日(水)までに

ご投函下さいますようお願い申し上げます。

1. 模倣被害の有無とその状況について

問1. インドにおける貴社製品の模倣被害の有無と、その深刻度合いについて、「A. 商標」～「E. その他」までの態様ごとに、それぞれに最も適した選択肢を1つずつ選んでマスの番号を で囲んでください。
(対象期間は、2003年～2005年までとします。)

被被害の状況・傾向 \ 態様	A 商 標	B 意 匠	C 特 許	D 著 作 物	E そ の 他
1. 被害は深刻である	1	1	1	1	1
2. 被害は多少あるが深刻ではない	2	2	2	2	2
3. 被害はなかった	3	3	3	3	3
4. 不明	4	4	4	4	4

〔用語解説〕 「A. 商標」……… 商標権、その他権利化されていない標章
「B. 意匠」……… 意匠権、その他権利化されていない商品のデザイン
「C. 特許」……… 特許権、その他権利化されていない技術的創作
「D. 著作物」……… コンピュータソフトウェア、音楽用CD、出版物等
「E. その他」……… 育成者権、回路配置等、その他産業財産権の侵害とは断定できないが、貴社製品が模倣されたと思われる事例

問2. 問1でいずれかの態様で「1. 被害は深刻である」と回答された方にお伺いします。模倣被害がどの州、どの都市で深刻であるのか、具体的にご記入ください。

態様	州 名	都 市 名
A. 商標		
B. 意匠		
C. 特許		
D. 著作物		
E. その他 (具体的に：)		

問3. 貴社の模倣品による被害総額(逸失利益)について、「A. 商標」～「E. その他」までの態様ごとに、以下の選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで番号を で囲んでください。

逸失利益とは、模倣品販売等の不正行為の事実がなければ、権利者が得られたであろうと思われる利益です。具体的な、総額被害の算定方法は、特許法102条第1項(損害額の推定)により、
損害総額 = 「侵害者の譲渡数量(販売等の想定数)」×「権利者の製品の単位数量当たりの利益額」とします。

被被害の状況・傾向 \ 態様	A 商 標	B 意 匠	C 特 許	D 著 作 物	E そ の 他
1. 5千万未満	1	1	1	1	1
2. 5千万以上1億円未満	2	2	2	2	2
3. 1億円以上3億円未満	3	3	3	3	3
4. 3億円以上10億円未満	4	4	4	4	4
5. 10億円以上100億円未満	5	5	5	5	5
6. 100億円以上	6	6	6	6	6
7. 推定不能	7	7	7	7	7

2. 模倣被害への対策について

問4. 貴社製品の模倣品を発見したルートについて、「A. 商標」～「E. その他」までの態様ごとに、以下の選択肢の中からあてはまるものを全て選んで番号を で囲んでください。「7. その他」とお答えいただいた方は、括弧内に具体的なルートをご記入ください。

態様 被害の状況・傾向	A 商標	B 意匠	C 特許	D 著作物	E その他
1. 自社・系列社員が発見	1	1	1	1	1
2. 代理店、ディーラーからの通報	2	2	2	2	2
3. 顧客、得意先からのクレーム	3	3	3	3	3
4. 法律事務所、調査会社からの通報	4	4	4	4	4
5. 税関からの紹介、警察からの摘発等	5	5	5	5	5
6. その他、行政機関からの通報	6	6	6	6	6
7. その他 ()	7	7	7	7	7

【 模倣品（模倣被害）の対策と効果 】

問5. 「A. 商標」～「E. その他」までの態様ごとに貴社のとられた対策についてあてはまるものを選んで、それぞれ以下の記号等をご記入下さい。

- ・ 効果があった.....
- ・ 効果が無かった..... x
- ・ どちらとも言えない.....
- ・ 対策を検討中、または実施中で結果はまだ出ていない..... 未
- ・ 対策を実施しなかった..... 「空欄」

態様 時期	A 商標	B 意匠	C 特許	D 著作物	E その他
1. 被害調査 a. 製造業者の調査					
b. 輸入業者の調査					
c. 卸売業者の調査					
d. 小売業者の調査					
2. 知財専門家の現地派遣・常駐化					
3. 警告					
4. 税関への取締申請					
5. 警察への取締申請					
6. その他行政機関への取締申請					
7. 裁判所への仮処分申請・証拠保全					
8. 民事訴訟（損害賠償請求等）					
9. 刑事訴訟					
10. マスコミの活用（抑止、啓蒙）					
11. その他 ()					

問6. 貴社にとっての対策から得られた効果はどのようなものですか？あてはまる選択肢を全て選んで番号を で囲んでください。「9.その他」を選択した方は、括弧内に具体的な結果をご記入ください。

時期 \ 態様	A 商 標	B 意 匠	C 特 許	D 著作物	E その他
1. 示談の成立	1	1	1	1	1
2. 輸入差止	2	2	2	2	2
3. 輸出差止	3	3	3	3	3
4. 侵害行為の差止・財産の保全	4	4	4	4	4
5. 没収	5	5	5	5	5
6. 損害賠償支払	6	6	6	6	6
7. 罰金	7	7	7	7	7
8. 特になし	8	8	8	8	8
9. その他 (具体的に：)	9	9	9	9	9

問7. 対策にもかかわらず効果が得られなかった場合、差し支えない範囲で、その原因を具体的にご記入ください。

3. インド知財関連機関（知財庁、執行機関（税関、警察及び司法当局））へのご意見・ご要望

ご意見・ご要望などがございましたら、以下の空欄にご記入ください。

4. インドの知的財産保護制度及びその運用状況に関するご意見・ご要望

ご意見・ご要望などがございましたら、以下の空欄にご記入ください。

ご多忙のところ、調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

貴社の会社名・部課・ご担当者氏名・住所・連絡先をご記入ください。

会社名 部課			
ご担当者			
ご住所			
電子メール			
TEL		FAX	

5. インドが締結した二国間協定等における知的財産関連条文の履行状況

これまでのところインドは自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結には余り熱心ではなかったと考えられる。平成 18 年 4 月 1 日時点で世界貿易機関（WTO）にはこれらの協定に関する通報はなされていない。但し、最近タイおよびシンガポールとの間で自由貿易協定が締結されたとの報告もある⁵⁷。

一方、インド商工省（Ministry of Commerce & Industry）が自らのホームページ⁵⁸で公表している、貿易協定等（Trade Agreements / Transit Agreement）の中で、直接的に貿易協定と明示している協定には以下の三種類があり、延べ相手国は 14 カ国となっている。

- (a) 一般貿易協定（Trade Agreement）：ネパール、バングラデシュ、ブータン、セイロン、モルジブ、中国、日本、韓国、北朝鮮、モンゴル
- (b) 特惠貿易協定（Preferential Trade Agreement）：アフガニスタン、チリ、メルコスール
- (c) 自由貿易協定（Free Trade Agreement）：スリランカ

これらの協定の大枠は以下のとおりであり、直接的に知的財産に関連した条文は盛り込まれていない。

5 - 1 一般貿易協定

(1) ネパール

- ・締結（6 Dec. 1991）：5 年間有効の時限協定であるが、3 Dec. 1996 および 2 Mar. 2002 に 5 年の延長が行われ、現行協定は 5 Mar. 2007 まで有効。
- ・目的：両国市場の伝統的な関係の強化、経済協力の進展、経済発展の推進。
- ・概要：全 12 条、主に関税に関する事項、輸出入規制に関する事項。
- ・知財：具体的な記載無し。

(2) バングラデシュ

- ・締結（4 Oct. 1980）：3 年間有効の時限協定であるが、両国の了解の下に 3 年間延長することが可能で、実際に延長が行われている。同時に毎年協定内容の見直し規定も盛り込まれている。
- ・目的：両国の多面的協力関係の強化、経済関係の強化。
- ・概要：全 13 条。国際的な貿易システムの発展、貿易決済通貨の指定。両国間の優遇措置。
- ・知財：具体的な記載無し。

(3) ブータン

- ・締結（2 Mar. 1995）：10 年間有効の時限協定であるが、両国の了解の下に 10 年間延長することが可能で、現行協定は 2005 年に見直され、施行されている。

⁵⁷ 知的財産関連の動向 脚注(6) AIPPI(2006) Vol. 51 No.3, pp. 177. 自由貿易地域（Free Trade Area）の設立に関する協定であり、所謂自由貿易協定（FTA）とは異なるものであると考えられる。

⁵⁸ <http://commerce.nic.in/>

- ・目的：両国関係の進展、二国間の自由貿易および経済協力の進展。
 - ・概要：全 11 条。両国原産の特定品目の無関税化、
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (4) セイロン
- ・締結 (28 Oct. 1961) : 終了の 3 ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に意思表示をしない限り有効に存続する。
 - ・目的：両国間の貿易の発展
 - ・概要：全 6 条。双方国生産物の輸出入を容易にする。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (5) モルジブ
- ・締結 (31 Mar. 1981) : 1 年間有効の時限協定。終了の 3 ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に意思表示をしない限り有効に存続する。
 - ・目的：両国の貿易と経済の発展
 - ・概要：全 11 条。両国の法制度の範囲での貿易及び経済関係の促進。両国間の最恵国待遇、両国間の優遇措置、貿易決済通貨の指定。商業的技術的交流の促進。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (6) 中華人民共和国
- ・締結 (15 Aug. 1984) : 3 年間有効の時限協定。終了の 6 ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示をしない限り 3 年間延長される。
 - ・目的：両国の友好、貿易、経済関係の促進
 - ・概要：全 12 条。両国の法制度の範囲での貿易及び関係の促進。両国間の最恵国待遇、特に輸出入に於ける税関措置、船員の取扱い、決済通貨の指定、紛争解決のための仲裁機関、輸出品の展示会開催の容易化。添付リストに掲載された商品の輸出入促進。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (7) 日本
- ・締結 (4 Feb. 1958) : 2 年間有効の時限協定。終了の 3 ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示をしない限り 2 年間延長される。
 - ・目的：両国の商業関係の促進
 - ・概要：全 8 条。両国間の優遇措置、最恵国待遇、両国民の交流の保証。貿易の促進及び経済発展への協力。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (8) 朝鮮民主主義人民共和国
- ・締結 (1 Mar. 1978) : 2 年間有効の時限協定。終了の 3 ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示をしない限り 1 年間延長される。
 - ・目的：両国の経済貿易関係の成功に着目し、更なる発展を望む。
 - ・概要：全 12 条。添付リストに掲載された商品の輸出入促進。最恵国待遇の概要。展覧会、博覧会の開催。輸送コストの低減。

- ・知財：具体的な記載無し。
- (9) 大韓民国
- ・締結(29 Apr. 1964): 2年間有効の時限協定。終了の3ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示をしない限り2年間延長される。
 - ・目的：両国の友好関係の促進、貿易及び経済、技術協力の進展。
 - ・概要：全10条。添付リストに掲載された商品の輸出入促進。最恵国待遇の概要。経済協力の促進。技術協力の促進。決済通貨の指定。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (10) モンゴル
- ・締結(16 Sep. 1996): 有効期限を指定しない協定。ただし、6ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示して終了させることができる。
 - ・目的：貿易の開発、経済協力の実施。
 - ・概要：全8条。添付リストに掲載された商品の輸出入促進。最恵国待遇の概要。経済協力の促進。技術協力の促進。決済通貨の指定。
 - ・知財：具体的な記載無し。

5 - 2 特恵貿易協定

- (1) アフガニスタン
- ・締結(6 Mar. 2003): 有効期限に関する記載無し。改定の方法については記載あり。
 - ・目的：経済を通じた国内市場の拡大。両国間の交易による両国の利益の促進。両国間の経済協力の強化を目的とした自由貿易の促進。
 - ・概要：全17条。両国間での商品の自由な移転を目指した添付リスト掲載商品の関税の優遇措置、内国民待遇、セーフガード、紛争解決。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (2) チリ
- ・締結(25 Jan. 2004): 有効期限の6ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示しない限り、有効期限が延長される。
 - ・目的：経済を通じた国内市場の拡大。両国間の交易による両国の利益の促進。両国間の経済協力の強化を目的とした自由貿易の促進。
 - ・概要：全35条。貿易の拡大を通じたインドとチリ間の調和が取れた経済関係の開発促進、インドとチリ間貿易への公平な競争条件の提供。両国間での商品の自由な移転を目指した添付リスト掲載商品の関税の優遇措置。
 - ・知財：具体的な記載無し。
- (3) メルコスール
- ・締結(25 Jan. 2004): 有効期限の6ヶ月前までに一方の当事国が他方の当事国に書面により意思表示しない限り、有効期限が延長される。
 - ・目的：経済を通じた国内市場の拡大。両国間の交易による両国の利益の促進。両国間の経済協力の強化を目的とした自由貿易の促進。

- ・概要：全 35 条。特惠貿易協定の設定。両国間での商品の自由な移転を目指した添付リスト掲載商品の関税の優遇措置。セーフガード、対ダンピング。
- ・知財：具体的な記載無し。

5 - 3 自由貿易協定

(1) スリランカ

- ・締結 (28 Dec. 1999) : 完了 6 ヶ月前まで完了の意思表示のない場合は継続。
- ・目的：貿易拡大を通じた調和が取れた両国の経済関係開発強化。公正な競争関係下の貿易環境の提供。互惠主義への配慮。世界貿易拡大への寄与。
- ・概要：全 17 条。指定品目の関税の撤廃。内国民待遇。原産国の尊重。セーフガード。紛争の解決。
- ・知財：具体的な記載無し

2007年3月

特許庁委託 平成18年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

**インドにおける知的財産保護制度
及び
その運用状況に関する調査研究報告書**

社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN
国際法制研究室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階
電話(03)3591-5315 FAX(03)3591-1510
<http://www.aippi.or.jp/>